青森大学自己点検・評価
報告書(平成 26 年度)

平成 27(2015)年　6 月

青森大学

－　目　次　－

自己点検・評価の趣旨 1
Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 2
青森大学の建学の精神 2
青森大学の使命・目的 2
青森大学の基本理念 2
青森大学の個性・特色等 3
Ⅱ．沿革と現況 3
1．本学の沿革 3
2．本学の現況 5
Ⅲ．使命・目的等 7
Ⅲ－1　使命・目的及び教育目的の明確性 7
（1）Ⅲ－1 の現状 7
Ⅲ－1－①　意味・内容の具体性と明確性について 7
Ⅲ－1－②　簡潔な文章化について 9
（2）現状の評価 10
（3）将来の展望 10
Ⅲ－2　使命・目的及び教育目的の適切性 11
（1）Ⅲ－2 の現状 11
Ⅲ－2－①　個性・特色の明示について 11
Ⅲ－2－②　法令への適合について 13
Ⅲ－2－③　変化への対応について 14
（2）現状の評価 16
（3）将来の展望 16
Ⅲ－3　使命・目的及び教育目的の有効性 17
（1）Ⅲ－3 の現状 17
Ⅲ－3－①　役員、教職員の理解と支持について 17
Ⅲ－3－②　学内外への周知について 18
Ⅲ－3－③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映について 19
Ⅲ－3－④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性について . 20
（2）現状の評価 22
（3）将来の展望 22
Ⅲ．使命・目的等に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） 23
Ⅳ．学修と教授 24
Ⅳ－1　学生の受入れ 24
（1）Ⅳ－1 の現状 24
Ⅳ－1－①　入学者受入れの方針の明確化と周知について 24
Ⅳ－1－②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫について 25

Ⅳ－1－③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持について 29
（2）現状の評価 30
（3）将来の展望 30
Ⅳ－2　教育課程及び教授方法 32
（1）Ⅳ－2 の現状 32
Ⅳ－2－①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化について 32
Ⅳ－2－②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発について 34
（2）現状の評価 41
（3）将来の展望 41
Ⅳ－3　学修及び授業の支援 43
（1）Ⅳ－3 の現状 43
Ⅳ－3－①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実について 43
（2）現状の評価 48
（3）将来の展望 48
Ⅳ－4　単位認定、卒業・修了認定等 49
（1）Ⅳ－4 の現状 49
Ⅳ－4－①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用について 49
（2）現状の評価 54
（3）将来の展望 54
Ⅳ－5　キャリアガイダンス 55
（1）Ⅳ－5 の現状 55
Ⅳ－5－①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備について 55
（2）現状の評価 71
（3）将来の展望 71
Ⅳ－6　教育目的の達成状況の評価と有効活用 73
（1）Ⅳ－6 の現状 73
Ⅳ－6－①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発について 73
Ⅳ－6－②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果の有効活用について 75
（2）現状の評価 77
（3）将来の展望 77
Ⅳ－7　学生サービス 79
（1）Ⅳ－7 の現状 79
Ⅳ－7－①　学生生活の安定のための支援について 79
Ⅳ－7－②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用について 82

（2）現状の評価 82
（3）将来の展望 82
Ⅳ－8　教員の配置・職能開発等 83
（1）Ⅳ－8 の現状 83
Ⅳ－8－①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置について 83
Ⅳ－8－②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組みについて 85
Ⅳ－8－③　教養教育実施のための体制の整備について 88
（2）現状の評価 89
（3）将来の展望 89
Ⅳ－9　教育環境の整備 91
（1）Ⅳ－9 の現状 91
Ⅳ－9－①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理について 91
Ⅳ－9－②　授業を行う学生数の適切な管理について 97
（2）現状の評価 97
（3）将来の展望 97
Ⅳ．学修と教授に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） 97
Ⅴ．経営・管理と財務 98
Ⅴ－1　経営の規律と誠実性 98
（1）Ⅴ－1 の現状 98
Ⅴ－1－①　経営の規律と誠実性の維持の表明について 98
Ⅴ－1－②　使命・目的の実現への継続的努力について 99
Ⅴ－1－③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守について 99
Ⅴ－1－④　環境保全、人権、安全への配慮について 99
Ⅴ－1－⑤　教育情報・財務情報の公表について 100
（2）現状の評価 100
（3）将来の展望 100
Ⅴ－2　理事会の機能 101
（1）Ⅴ－2 の現状 101
Ⅴ－2－①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性について 101
（2）現状の評価 102
（3）将来の展望 102
Ⅴ－3　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ 102
（1）Ⅴ－3 の現状 102
Ⅴ－3－①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性について 102
Ⅴ－3－②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発

揮について 105
(2) 現状の評価 106
(3) 将来の展望 106
Ｖ－4　コミュニケーションとガバナンス 107
(1) Ｖ－4 の現状 107
Ｖ－4－①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化について 107
Ｖ－4－②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性について 107
Ｖ－4－③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営について ... 108
(2) 現状の評価 109
(3) 将来の展望 109
Ｖ－5　業務執行体制の機能性 110
(1) Ｖ－5 の現状 110
Ｖ－5－①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保について 110
Ｖ－5－②　業務執行の管理体制の構築とその機能性について 112
Ｖ－5－③　職員の資質・能力向上の機会の確保と整備について 112
(2) 現状の評価 112
(3) 将来の展望 113
Ｖ－6　財務基盤と収支 113
(1) Ｖ－6 の現状 113
Ｖ－6－①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立について 113
Ｖ－6－②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保について 113
(2) 現状の評価 114
(3) 将来の展望 114
Ｖ－7　会計 115
(1) Ｖ－7 の現状 115
Ｖ－7－①　会計処理の適正な実施について 115
Ｖ－7－②　会計監査の体制整備と厳正な実施について 115
(2) 現状の評価 115
(3) 将来の展望 116
Ｖ．経営・管理と財務に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） 116
Ⅵ．自己点検・評価 118
Ⅵ－1　自己点検・評価の適切性 118
(1) Ⅵ－1 の現状 118
Ⅵ－1－①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価について 118
Ⅵ－1－②　自己点検・評価体制の適切性について 120

Ⅵ－1－③　自己点検・評価の周期等の適切性について 121
（2）現状の評価 122
（3）将来の展望 122
Ⅵ－2　自己点検・評価の誠実性 123
（1）Ⅵ－2 の現状 123
Ⅵ－2－①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価について 123
Ⅵ－2－②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析について 124
Ⅵ－2－③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表について 125
（2）現状の評価 126
（3）将来の展望 126
Ⅵ－3　自己点検・評価の有効性 126
（1）Ⅵ－3 の現状 126
Ⅵ－3－①　自己点検･評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性について 126
（2）現状の評価 128
（3）将来の展望 128
Ⅵ．自己点検・評価に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）. 129
Ⅶ．地域とともに生きる大学 129
Ⅶ－1　地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動 130
（1）Ⅶ－1 の現状 130
Ⅶ－1－①　地域社会との連携・協力関係の強化について 130
Ⅶ－1－②　地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動の充実について 132
（2）現状の評価 137
（3）将来の展望 137
Ⅶ－2　生涯学習活動 137
（1）Ⅶ－2 の現状 137
Ⅶ－2－①　生涯学習事業の開催について 137
Ⅶ－2－②　地域で開催される生涯学習活動への協力について 139
（2）現状の評価 141
（3）将来の展望 141
Ⅶ－3　大学施設の開放 142
（1）Ⅶ－3 の現状 142
Ⅶ－3－①　大学施設の積極的な開放について 142
（2）現状の評価 142
（3）将来の展望 142
Ⅶ－4　社会人の受入れ 143
（1）Ⅶ－4 の現状 143
Ⅶ－4－①　社会人の積極的な受入れについて 143
（2）現状の評価 143
（3）将来の展望 144

（1）Ⅶ－5 の現状 144
Ⅶ－5－①　学内組織体制の整備について 144
Ⅶ－5－②　学生・教職員に向けた普及啓発について 144
Ⅶ－5－③　情報の収集と発信について 146
（2）現状の評価 146
（3）将来の展望 146
Ⅶ．地域とともに生きる大学に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） 146
Ⅷ．学生中心の大学 147
Ⅷ－1　方針・学習支援センター 147
（1）Ⅷ－1 の現状 147
Ⅷ－1－①　方針について 147
Ⅷ－1－②　学習支援センターについて 147
（2）現状の評価 148
（3）将来の展望 148
Ⅷ－2　カリキュラム改善 149
（1）Ⅷ－2 の現状 149
Ⅷ－2－①　基礎スタンダード科目群について 149
Ⅷ－2－②　学修時間・学修行動調査について 149
（2）現状の評価 150
（3）将来の展望 150
Ⅷ－3　学修環境の整備 150
（1）Ⅷ－3 の現状 150
Ⅷ－3－①　「集いのスペース」について 150
Ⅷ－3－②　学習相談窓口について 151
Ⅷ－3－③　ミニセミナーの実施について 151
Ⅷ－3－④　学修環境の IT 化推進について 153
（2）現状の評価 153
（3）将来の展望 154
Ⅷ．学生中心の大学に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） . 154
Ⅸ．　研究活動の活性化と教育 156
Ⅸ－１　研究推進の基盤整備 156
（1）Ⅸ－1 の現状 156
Ⅸ－1－①　研究活動の活性化について 156
Ⅸ－1－②　研究費支援の充実について 157
Ⅸ－1－③　外部研究費等の獲得について 158
（2）現状の評価 162
（3）将来の展望 162
Ⅸ－２　青森大学付属総合研究所 162
（1）Ⅸ－2 の現状 162

Ⅸ－2－①　青森大学付属総合研究所の趣旨・理念の明確化について..... 162
Ⅸ－2－②　青森大学付属総合研究所の充実について 163
（2）現状の評価 163
（3）将来の展望 163
Ⅸ－３　研究活動の地域・教育への還元..... 163
（1）Ⅸ－3 の現状 163
Ⅸ－3－①　研究活動の地域への還元について 163
Ⅸ－3－②　研究活動の教育への還元について 169
（2）現状の評価 169
（3）将来の展望 170
Ⅸ．研究活動の活性化と教育に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） 170

自己点検・評価の趣旨

青森大学学長　　崎谷　康文

大学が教育研究等の活動の質を高め、活性化を図り、使命を達成するためには、大学自らが継続的な自己点検・評価を行い、改善への努力を続けていくことが不可欠である。

平成3年及び平成11年の大学設置基準の改正により､大学の教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等について大学自らが点検評価を行い、その結果を公表することが義務づけられた。さらに、平成14年の学校教育法の改正により、自己点検・評価の実施と結果の公表は、法律上の義務となった。併せて、大学は、教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による評価を受けることが義務づけられた。

青森大学は、平成11年に最初の自己点検・評価報告書を作成し、平成14年に第2回の自己点検・評価報告書を作成した。平成２２年に日本高等教育評価機構に提出した自己評価報告書も自己点検・評価の報告書と位置づけることができる。

平成24年度、青森大学は、毎年度の大学の活動について、自己点検・評価報告書を作成するとの方針を決めた。この方針に基づき、平成22年度設置の青森大学自己点検・評価委員会（学長が委員長）の下、平成24年度の報告書を作成し、引き続き、平成25年度の報告書を作成した。

青森大学は、昭和43年度の設立以降、地域社会に根ざし、地域とともに生きる大学として実績を上げてきているが、さらに充実・発展していくためには、少子高齢化の進展や地球規模での経済社会の変貌の中で、教育研究活動等の刷新を常に続けていくことが必要である。私は、平成24年4月、学長に就任して、「青森大学ルネッサンス」を掲げ、基本に返り、原点を大切にして、時代を先取りする不断の改革努力によって、大学の魅力を高めていこう、学生が生き生きと能動的に学ぶ大学にしていこうと呼びかけ、すべての教職員の力を結集し、地域貢献活動の充実、教育課程、教育方法の改革を進めている。

「青森大学ルネッサンス」を的確に進めていくには、目標や計画に照らし、具体的にどのような活動が実施できているか、総合的、体系的に整理しつつ点検し評価して、次の改善へつなげていくことが必要である。

自己点検・評価報告書の作成は、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善の継続的な循環により不断の改革を進めること）を確立していくための第一歩である。青森大学は、平成25年度には、地方公共団体や地域社会との連携を進め、また、基礎スタンダード科目群を開始し、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針等を明確にし、全学的な教学マネジメントを確立する努力を続け、改革を推進してきた。平成26年度には、学長ガバナンスの体制を確立しつつ、さらに改革を進めてきた。今回の自己点検・評価報告書は、その成果が反映されたものであるが、ＰＤＣＡサイクルの確立へ向けて、一層の改革努力が必要であることは、言うまでもない。

平成26年度の報告書は、各部署が協力してまとめたものであるが、今後の改善のためにも、みなさまから忌憚のないご批判、ご意見をいただければ幸いである。

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

青森大学の建学の精神

青森大学は、昭和 43 年に設立された。創立当初は、経営学部のみであったが、今や、社会学部、ソフトウェア情報学部、薬学部を加え、文系、理系の 4 学部の総合大学である。青森大学の設置者は、学校法人青森山田学園である。学園の前身は大正 7 年に発足した山田きみ裁縫教授所である。教育の理念として、「誠実、勤勉、純潔、明朗」を掲げ、地域の子弟、特に女性に対し、手に職を付けさせるとともに、自立して地域社会で生きることができる力を付けさせるための教育を行った。

その後、昭和 23 年に青森山田高等学校が開設され、昭和 37 年に青森短期大学が設立された。そして青森大学が設立されたのは、第二次世界大戦後のベビーブーム世代が次々に高校を卒業し、大学への進学率が上昇している頃である昭和 43 年であり、地域の期待に応えて、青森県を中心として若者を大学に受け入れ、青森県をはじめとする我が国の科学技術の進展や経済の発展に貢献できる人材を育てていこうとする考え方が基本にあったからである。

青森山田学園が設置してきた全ての学校（大学を含む）を貫く建学の精神が地域の子弟を受け入れ育てて、社会に有為な人材を送り出すことであることは、疑いがない。およそ私学は建学の精神を持ち独自の気風を育てており、青森山田学園全体そして青森大学にとって、「地域とともに生きる」ことが原点であり、建学の精神である。

青森大学の使命・目的

青森大学の使命・目的は、青森大学学則に明記するとおり、「教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする」（第 1 条第 1 項）である。青森大学は、学問の府にふさわしい教育研究と人材養成により、文化の発展及び人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資する大学として、すなわち地域社会に貢献し、地域社会とともに生きる大学として設立された。この基本は、今日も変わらない。

青森大学の基本理念

学則が示す使命・目的に基づき、大学開設時には経営学部を開設したので、経営学部の理念を提示した。これは、次の 3 点に要約される。1） 中小企業を対象に、経営の近代化を目指し研究調査と教育指導を行う。2） 中小企業の発展に寄与する人材を育成する。3）地域企業と連携を強化し、地域の産業発展に貢献する。

その後、青森大学が社会学部、工学部、ソフトウェア情報学部、薬学部、大学院環境科学研究科等の増設を行い、総合大学へと発展していき、また、大学への進学率が上昇していくに伴い、幅広い能力や個性を有する学生が入学してくるようになった。

このような状況の中、4 学部及び大学院に共通する大学全体としての基本理念が、主として教育の在り方に関して明確になってきた。青森大学の基本理念は、平成 21 年度に明文化され、平成 24 年 12 月 7 日付けで学則に加えられた。学則に示されている基本理念は、次

のとおりである（第 1 条第 3 項）。

１　青森の豊かな自然と文化の中で人間性と確かな教養を培い、社会に役立つ基礎学力、技術及び専門知識を付けるための実践的な教育を行う。

２　教員と学生の親密なコミュニケーションを通じて、教員が個々の学生の能力を十分に引き出すための親身な指導を行う。

３　大学の知的財産を活用することにより地域への社会貢献を行うとともに、地域との親密な交流を通じて地域から愛される大学となることを目指す。

青森大学の個性・特色等

平成 24 年 4 月に就任した崎谷康文青森大学学長は、学生に身に付けてほしい 3 つの力として、「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え、確かめる力」を提示し、この考え方を基本として、教養科目の再構築などカリキュラム改革を進め、平成 25 年度から新しい教養教育課程「青森大学基礎スタンダード」を展開し、平成 26 年度からは地域貢献基礎演習を導入している。崎谷学長が示した３つの力は、学則に定める基本理念の 3 項目と対応し、また、基本理念を補完している。すなわち、基本理念の第 1 項は、学生に身に付けさせるべき教育内容として、人間性と確かな教養、基礎学力と社会に役立つ実践的な能力を示しており、このことは、学長が提示する、生涯をかけて学ぶ力を身に付けさせることにつながる。基本理念の第 2 項は、教員と学生のコミュニケーションと親身な指導という教育方法を示しており、このような指導により、学生が社会において適切な人間関係を築くことができる力を備えさせることができる。基本理念の第 3 項は、大学の教育研究活動が地域と緊密な連携をとり、地域社会から愛される大学となることを謳っており、このことは、学生が社会において自分が果たすべき役割を自覚していくこと、自分自身を見据え、確かめていき、広く発信していくことに結びつく、と考える。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

青森大学は、学校法人青森山田学園に属する。学園の前身は、大正 7(1918)年に発足した山田きみ裁縫教授所である。昭和 23(1948) 年に青森山田高等学校を開設し、これに伴って、昭和 26(1951）年、学園は、学校法人青森山田学園と名称を変更し認可された（表Ⅰ—1 参照）。昭和 37(1962)年、学園は、青森短期大学を開設した。

昭和 43(1968）年に、青森大学が開設され、経営学部・経営学科を設置した。当時青森市には 4 年制の大学がなかったので、青森大学は青森市初めての 4 年制大学であった。昭和 56(1981）年に社会学部・社会学科を設置し、平成 4(1992)年に工学部（電子情報工学科、情報システム工学科、生物工学科）を設置した。平成 9(1997）年に、経営学部に産業学科を、社会学部に社会福祉学科を設置した。平成 11(1999）年に、大学院環境科学研究科（環境管理学専攻、環境教育学専攻）を設置した。

平成 16(2004）年、工学部・生物工学科を改組して薬学部・医療薬学科を設置し、工学部の電子システム工学科と情報システム工学科を改組して、ソフトウェア情報学部・ソフト

ウェア情報学科を設置した。平成 18(2006）年から、薬学部 6 年制がスタートし、学科名を薬学科と変更した。平成 24（2012）年、大学院環境科学研究科を募集停止とし、社会学部は、社会福祉学科を廃止して社会学科 1 学科に統合した。平成 25（2013）年、大学院環境科学研究科を廃止した。

表Ｉ－１　青森大学の沿革

昭和41(1966)年　4月	青森大学校舎完成（5,354 m^2）
昭和43(1968)年　4月	青森大学経営学部・経営学科開設　入学定員　100 人
昭和54(1979)年　8月	青森大学体育館新設(1,385 m^2)
昭和56(1981)年　4月	青森大学社会学部・社会学科開設　入学定員　100 人 青森大学 3 号館建築完成(2,401 m^2) 青森大学 4 号館（含む図書館）建築完成（2,760 m^2）
昭和59(1984)年　6月 7月 9月 10月	青森大学研究室増設　(378 m^2) 青森大学合宿所新設(581 m^2) 青森大学相撲道場新築　(158 m^2) 青森大学・短期大学雲谷ヒュッテ新築　(576 m^2)
昭和61(1986)年 12月	青森大学食堂増改築　(223 m^2)
平成 3(1991)年　4月	経営学部臨時定員 80 人、社会学科臨時定員　80 人
平成 4(1992)年　1月 4月	青森大学工学部新校舎 6 階建完成　(8,820 m^2) 青森大学機械室完成　（16 m^2） 青森大学工学部開設　電子情報工学科入学定員 45 人､情報システム工学科入学定員 45 人、 生物工学科入学定員 45 人
平成 6(1994)年 10月	青森大学新体育館完成　(3,179 m^2)
平成 7(1995)年　4月	青森大学研究棟完成　(1,061 m^2)
平成 8(1996)年　3月	青森大学・短期大学クラブ室完成　(580 m^2) スチューデントプラザ学生会館完成　(8,073 m^2)
平成 9(1997)年　4月 7月 12月	経営学部・産業学科開設　入学定員昼間主コース　80 人 同夜間主コース　20 人　編入定員　20 人 経営学科入学定員を 100 人から 80 人に変更 社会学部・社会福祉学科開設　入学定員 100 人 青森大学・短期大学 6 号館（大講義室・実験実習室）完成(2,161 m^2) 青森大学 7 号館（研究室・ゼミ室）完成　(1,366 m^2) 新図書館完成　(1,000 m^2) レストラン完成　(814 m^2) 青森大学ヒュッテ完成　(429 m^2)
平成11(1999)年　3月 4月	青森大学大学院研究棟完成 A 棟（研究室　416 m^2）　B 棟 (研究室　303 m^2)　C 棟（研究室　291 m^2) 青森大学大学院環境科学研究科開設　環境管理学専攻入学定員 10 人　環境教育学専攻入学定員 10 人

平成14(2002)年　4月	経営学部・産業学科を産業デザイン学科に改称 工学部・電子情報工学科を電子システム工学科に改称
平成15(2003)年　3月 4月	社会学部・社会福祉学科に介護福祉養成施設等指定認可 社会学部・社会福祉学科の入学定員を 100 人から 150 人に変更
平成16(2004)年　4月	工学部・生物工学科を改組して、薬学部・医療薬学科（入学定員　100 人）を開設 工学部・電子システム工学科、情報システム工学科を改組して、ソフトウェア情報学部・ソフトウェア情報学科（入学定員　60 人）を開設
平成18(2006)年　4月	薬学部 6 年制スタート　これに伴い薬学科と名称変更 薬学部の定員を 100 人から 120 人に変更
平成20(2008)年　3月 4月	経営学部・産業デザイン学科廃止 経営学部・経営学科の入学定員を 100 人から 120 人に変更 社会学部・社会福祉学科の入学定員を 150 人から 130 人に変更
平成21(2009)年　3月 4月	工学部廃止 経営学部・経営学科の入学定員を 120 人から 130 人に変更 社会学部・社会学科の入学定員を 100 人から 90 人に変更 社会学部・社会福祉学科の入学定員を 130 人から 60 人に変更 薬学部・薬学科の入学定員を 120 人から 90 人に変更 ソフトウェア情報学部・同学科の入学定員を 60 人から 50 人に変更
平成24(2012)年　3月 4月	大学院環境科学研究科募集停止 社会学部は社会福祉学科を募集停止して社会学科 1 学科に統合
平成25(2013)年　3月 4月	大学院環境科学研究科廃止 経営学部の入学定員を 130 人から 100 人に変更 ソフトウェア情報学部の入学定員を 50 人から 40 人に変更

2. 本学の現況

・大学名　　青森大学
・所在地　　青森県青森市幸畑 2 丁目 3 番 1 号
・学部の構成

経営学部	経営学科
社会学部	社会学科
	社会福祉学科 ＊
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科
薬学部	薬学科

＊ 平成 24 年 4 月より募集停止

・学生数

学生数（平成 26 年 5 月 1 日現在）

学　部	学　科	在　籍　学　生　数（人）	計

		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
経営学部	経営学科	64	82	57	81	—	—	284
社会学部	社会学科	49	56	58	37	—	—	200
	社会福祉学科 *	—	—	—	42	—	—	42
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	19	23	24	24	—	—	90
薬学部	薬学科	66	71	44	74	54	75	384
合　計		198	232	183	258	54	75	1,000

・教員数

教員数は、下表のとおり、専任教員は 93 人である。ソフトウェア情報学科においては、収容定員が大学設置基準別表第 1（第 13 条関係）に定める収容定員に満たないため、この学科の専任教員数は、必要専任教員数の 2 割の範囲内である 1 人を兼任教員に代えている。したがって、専任教員数は大学設置基準上必要専任教員数より 1 人少ないが、前述により、兼任教員に代えている人数が 1 人となるため、合計すると 94 人となり、大学設置基準を満たしている。

教員数（平成 26 年 5 月 1 日現在）

学　部	学　科	専任教員（人）						兼担教員(人)	兼任教員(人)
		教授	准教授	講師	助教	計	設置基準上必要人数		
経営学部	経営学科	13(3)	8(1)	1(1)	0(0)	22(5)	14	34	9
社会学部	社会学科	13(3)	4(0)	1(1)	1(0)	19(4)	10	28	10
	社会福祉学科	5(1)	3(2)	1(1)	0(0)	9(4)	10		
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	7(0)	6(0)	0(0)	0(0)	13(0)	14	37	1
薬学部	薬学科	20(2)	6(2)	4(2)	0(0)	30(6)	28	36	10
大学設置基準上大学全体の収容定員に応じて必要とされる専任教員数							18		
合計		58(9)	27(5)	7(5)	1(0)	93(19)	94	135	30

（注）1（　）内は女性教員で内数

※「大学設置基準」＝昭和 31 年 10 月文部省令第 28 号（教員数は第 13 条）

・職員数　（人）

本務者	33
兼務者	1
計	34

Ⅲ．使命・目的等

Ⅲ－1　使命・目的及び教育目的の明確性

（1）Ⅲ－1 の現状

Ⅲ－1－①　意味・内容の具体性と明確性について

【全学】

青森市初めての４年制大学として、地域の期待に応え、設立された青森大学の使命・目的は、学則に「学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする」（第１条第１項）と明記されている。

この大学の使命・目的に基づき、大学の基本理念が平成 21 年度に明文化され、平成 24 年度に学則に取り入れられた。学則に示されている基本理念は、次のとおりである（第１条第３項)。

１　青森の豊かな自然と文化の中で人間性と確かな教養を培い、社会に役立つ基礎学力、技術及び専門知識を付けるための実践的な教育を行う。
２　教員と学生の親密なコミュニケーションを通じて、教員が個々の学生の能力を十分に引き出すための親身な指導を行う。
３　大学の知的財産を活用することにより地域への社会貢献を行うとともに、地域との親密な交流を通じて地域から愛される大学となることを目指す。

このように、大学の使命・目的及び基本理念については、その意味・内容を学則において具体的に規定している。

人材養成及び教育研究上の目的に関しては、学則第 1 条第 2 項に学部学科ごとに規定している。各学部の人材養成及び教育研究上の目的の具体的な説明は、次に示すとおりである。

【経営学部】

現代社会においてリーダーシップを発揮できる人材の育成、論理的思考やコンテクスト思考など、多様な角度から問題解決を図れる人材育成、実践的な人材育成を行っている。そのために一貫したキャリア教育、選択できるコース制、担任ゼミナール、選べるサブコースを用意している。また、経営学、商学、経済学の経営学部における 3 本柱の修得を合わせて行っている。経営学部の使命・目的は、学則に基づき、これを一層具体化し明確に

したものである。また、青森大学学位授与の 3 つの力を基に、学位授与の方針で目指す人材育成について明記している。

【社会学部】

社会学部は、社会学科及び社会福祉学科の２学科で構成されていたが、平成 24 年度より社会福祉学科の学生募集を停止し、社会学科単独の構成となった。社会福祉学科の教育内容は、社会学科の社会福祉学コースに受け継がれ、社会学科社会福祉学コースの所定の単位を取得することで、社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格が得られる。ただ、介護福祉士養成は行わないこととし募集停止した。従前の社会学科の教育内容は、社会学コースとして受け継がれ、所定の単位を取得することで社会調査士及び司書等の資格が得られる。平成 26 年度時点では、社会学部には社会学コースと社会福祉学コースで構成される社会学科（1・2・3 年生）と、社会学科及び社会福祉学科（4 年生）の２種類の学科構成となっている。

社会学部の人材養成及び教育研究上の目的は、次のとおりである。

現代社会の理解に必要な、社会学を中心とした関連諸学問に関する幅広い知識を身に付け、現代社会の諸問題を深く理解し、専門的な社会調査・分析能力を持って、地域社会や国際社会が直面している諸問題を、実践的に解決していく能力を有する人材を育成する。

また、基本的人権の尊重、権利擁護を基礎とした社会福祉の知識・技術・価値観の学びと実践を通して総合的で高度な専門知識を教授し、地域社会に貢献できる人材を育成する。

「社会学や社会福祉学を学び、地域の問題を解決し地域に貢献できる人材を育てる」を目的に各コースごとに教育課程の編成方針を定めている。

社会学コース

現代社会の理解に必要な社会学を中心とした関連諸学問に関する幅広い知見を身に付け、現代社会の諸問題を深く理解し、専門的な社会調査・分析能力を持って、地域社会や国際社会が直面している諸問題を実践的に解決していく人材を育成する。

・個人的経験を越えた社会の「仕組み」や人間関係の「過程」を理解し、社会現象を多面的・包括的に捉えることができるような人材を養成する。

・専門科目及び資格関連科目の履修により「社会調査士」・「司書」の資格が取得できるようにする。

資格関連としては、教員免許（中学校１種；社会、高等学校１種；公民）、社会調査士、司書、スポーツリーダー、社会教育主事、社会福祉主事任用資格などの取得が可能である。

社会福祉学コース

基本的人権の尊重、権利擁護を基礎とした社会福祉の知識・技術・価値観の学びと実践を通して総合的で高度な専門知識を教授し、地域社会に貢献できる人材を育成する。

資格関連としては、社会福祉士国家試験条件資格、精神保健福祉士国家試験受験資格、社会福祉主事任用資格などの取得が可能である。

・人間関係を人と環境・社会との全体性において捉え、真のニーズに基づいた支援やサービスを提供することができるような人材を養成する。

・専門科目の履修により「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」国家試験の受験資格

が取得できるようにする。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部の目的は、学則（第１条第２項）に次のように明示されている。

基礎的な知識や情報技術からネットワークとプログラミング､CG･マルチメディア、インテリジェントシステム等の高度な情報技術までを教授することにより、応用力、実践力を身に付けさせ、情報通信社会の発展に寄与する人材を育成することを目的としている。

これに基づいて、平成 25 年度に学部のディプロマ・ポリシーを次のように策定した。

ソフトウェア情報学部では、次の能力を育てる教育を行い、所定の単位を修得した学生に学士の学位を授与する。

1　知識・理解

・ネットワークとプログラミング、CG・マルチメディア、インテリジェントシステムを含む情報工学の主要な分野に対する知識を有する。

2　汎用的技能

・物事を論理的に分析できる。

・問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を解決できる。

･自己の主張を適切に表現する表現力と他者との間のコミュニケーション能力を有する。

3　態度・志向性

・自己の目標を確立し、自律的・継続的に学習することができる。

・他者と協調して行動することができる。

・社会で技術を正しく使うための倫理観と責任感を有する。

4　統合的な学習経験と創造的思考力

・獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決することができる。

【薬学部】

薬学部においては、基本理念を基に、平成 25 年度に学部の「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針)」などを次のとおりに定めたところである。

① 豊かな人間性、高い倫理観に裏打ちされた教養、他者に共感できるコミュニケーション能力を身に付けている。

② 医療現場に於いて安全で有効な薬物治療を提供するための幅広い領域の基礎的・専門的知識、技術と態度を身に付けている。

③ 薬学の立場から医療の発展に寄与するため、生涯にわたり高い学修意欲をもって研鑽を積む一方、自分自身を謙虚に見据え、確かめる力を身に付けている。

なお、平成 27 年度から予定されている改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した新教育課程表を平成 26 年度末に策定してたところであるが、これにより上記のポリシーをより明確に具体化していくことができる。

Ⅲ－1－②　簡潔な文章化について

【全学】

Ⅲ－1－①で説明した大学の使命・目的は、学則第 1 条第 1 項に規定されており、簡潔な

文章化が図られている。また、学則第 1 条第２項には、大学の使命・目的に基づいて記述された各学部・学科の人材養成に関する目的並びに教育研究上の目的が簡潔かつ具体的に示されている。

【経営学部】

学則第 1 条第 2 項に簡潔な文章で明記している。また、具体的にはディプロマ・ポリシー等として文章化している。

【社会学部】

学則第 1 条第 2 項に簡潔な文章で明記しており、具体的に説明するに当たっては、教職員に解りやすい表現を心掛けていることは当然であるが、在学生、入学生、高校生とその保護者にも理解しやすいような文章の表現を心掛けて作成している。

現状では、社会学部は、平成 24 年度以降の入学生が所属する社会学コースと社会福祉学コースで構成される社会学科と、平成 23 年度以前の学生が所属する社会学科及び社会福祉学科の２種類の学科構成となっている。

このため、複数のカリキュラムが混在しており、その複数のカリキュラムのどの部分がどの教育方針に対応しているかについての整理しきれず、不十分な部分が見られる。しかし、それぞれのカリキュラム自体は、シラバスの記載に従って運営されており、毎月の学科会議及び教授会で、運営上の問題点や変更、規定等の見直し、個別の学生についての問題点などが審議されている。ただ、年度進行により平成 26 年度をもって社会福祉学科が閉じられることから混乱は大幅に減少している。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部の使命・目的及び教育目的は、学則第１条第２項に簡潔に明示され、より具体的にはディプロマ・ポリシー等として文章化され、公開されている。

【薬学部】

学則第１条第 2 項において、薬学の使命・目的に合わせ、具体的かつ明確に書かれている。さらに、薬学部は「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針)」とカリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)」を同時に整備した。これらの２つのポリシーは、「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針)」と同様に、簡潔かつ具体的に書かれている。

(2) 現状の評価

本学の使命・目的及び教育目的については、全学及び各学部とも、学則及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等により、意味・内容を具体的かつ明確に示している。

(3) 将来の展望

【全学】

本学の使命・教育目的は明確である。今後は、これらを現在進行中の大学改革にさらに反映させるとともに、より分かりやすい大学の姿と方向性を発信していくことが重要であ

ると考える。そのためには教職員が一丸となって、社会に有為な人材を送り出す本学の使命・目的が達成できるように努力を続けるべきである。

【経営学部】

現時点で、使命・目的を十分に果たしているが、今後は、本学で掲げる 3 つの力、①生涯をかけて学び続ける力、②人とつながる力、③自分自身を見据え、確かめる力、を備え得る人材の育成を基軸とし、これまでの教育の一層の深化を図るとともに、社会の変化に適応できる人材の育成へとつなげていく。

【社会学部】

社会学部の理念及び教育目的と社会学科のカリキュラムの関連性について明確な記載を行う必要がある。また、社会学部の理念及び教育目標がどのような科目及び教育目標で達成されるのかについて説明する必要がある。

平成 24 年度から推進されている青森大学ルネッサンスの方針に従って、学生がどのような道筋で「生涯をかけて学ぶ力」、「人とつながる力」、「自分自身を見据え、確かめる力」を習得しつつ、社会学及び社会福祉学に関する幅広い知識を身に付け、現代社会の諸問題を深く理解するのか、さらには専門的な社会調査・分析能力をもって、地域社会が直面している諸問題に、実践的に取り組む能力及び意欲を有する人材を育成するのかについて、説明することが必要である。その説明の努力をすることは、社会学科が提供する教育の質的保証の一部となる。また、全ての科目において、学生が実際にどのようなことを学ぶのかについて、社会学部が学生の立場で評価することは重要である。具体的には、学科統合に伴う移行が平成 26 年度に終了しカリキュラム移行も完了する。このため、教育目的及び学生への周知を整理して、分かりやすく、実りあるものとする必要がある。

【ソフトウェア情報学部】

学則やディプロマ・ポリシーとして文章化されている学部の使命・目的及び教育目的が具体的かつ明確であるか、また、十分簡潔に書かれているかを今後も折に触れて見直し、改善すべき点を見出した場合には的確に対応することが必要である。

【薬学部】

大学の基本理念及び薬学部のディプロマ・ポリシー等の３ポリシーについては、平成 25 年度に整備されたところである。今後、社会状況の変化に合わせて適切な表現に変更しつつ、あらゆる機会を利用して学内外に周知していく。

Ⅲ－2　使命・目的及び教育目的の適切性

(1) Ⅲ－2 の現状

Ⅲ－2－①　個性・特色の明示について

【全学】

平成 24 年４月に就任した崎谷康文青森大学学長は「青森大学ルネッサンス」を提唱し、学生に身に付けてほしい３つの力として、「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え、確かめる力」を提示した。大学の建学の精神及び大学の使命・目的に示されている考え方を基本として、教養科目の再構築などカリキュラム改革を進め、

平成 25 年度から「青森大学基礎スタンダード」と呼ばれる学生が主役になる新しい教養教育を展開し、平成 26 年度からは地域貢献基礎演習を導入している。

崎谷学長が示した３つの力は、学則に定める基本理念の３項目と対応し、また、基本理念を補完したものであるとともに、青森大学独自の伝統と資産を継承しつつ、大学の充実と新生に取り組むものであり、東北日本の個性ある大学を目指したものである。

本学の個性・特色については、青森大学のホームページで「青森大学基礎スタンダード」について詳しく紹介するとともに、新入生オリエンテーションなどにおいて学生に明示している。

【経営学部】

経済のグローバル化や ICT 化などに対応できる人材、多角的な視点で課題を捉え柔軟で創造的な発想・解決法を提案できる人材を育成するために、カリキュラムに学部横断で学ぶ科目「青森大学基礎スタンダード」を配置し、加えて一貫したキャリア教育、選択できるコース制、担任ゼミナール、選べるサブコースを用意している。

また、経営学、商学、経済学の経営学部における 3 本柱の修得を合わせて行っている。特に、学生が自身の興味・関心に基づいて選択できるコース制により個性の伸長を図っている。

【社会学部】

「社会学や社会福祉学を学び、地域の問題を解決し地域に貢献できる人材を育てる」を具体的な目標として、社会学で個人的経験を超えた社会的視点を勉強して、社会を理解し社会の仕組みや人間関係の「プロセス」を理解し、社会に適用する資格やスキルを身に付け、社会で活躍できる自分を育てるための学生自らの自分磨きを目指している。

このために、「基礎学力と教養を身に付ける⇒社会学、社会福祉学の基礎を学ぶ⇒地域貢献の方法を学ぶ⇒専門知識に沿って実践する」という方針をとっている。

具体的には、①地域生活環境の問題と課題を理解する②コミュニケーションと人間心理の仕組みを理解する③スポーツによる社会参加の支援法を学ぶ、を目標としている。

社会学を学ぶ

・個人的経験を越えた社会の「仕組み」や人間関係の「過程」を理解し、社会現象を多面的・包括的に捉えることができるようにする。

・専門科目及び資格関連科目の履修により「社会調査士」及び「図書館司書」の資格が取得できるようにする。

社会福祉学を学ぶ

・人間関係を人と環境・社会との全体性において捉え、真のニーズに基づいた支援やサービスを提供することができるようにする。

・専門科目の履修により「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」国家試験の受験資格が取得できるようにする。国家試験対策委員会が国家試験合格をサポートする。

社会学科における「学び」

基礎学力の修得

・「学問のすすめ」(1 年次)、「文章の理解と表現」(1 年次) や「基礎演習」(1 年次) で、文章の読解、小論文作成、専門課程に必要な基礎力を身に付ける。

自分にあった学びを構築

・社会学コースの学生は、豊富な「コース必修科目」や「選択科目」の中から、自分のニーズに適合した授業を選択する。

・社会福祉学コースの学生は、必修科目と国家資格関連科目を選択するだけで卒業要件を満たすカリキュラムになっている。

コミュニケーション能力を磨く

・演習 (全学年で必修) のほか、「コミュニケーション技術」(講義) や各種の演習・実習などで、自分の主張を説得的に・分かりやすく相手に伝える能力を学ぶ。

・社会学コースの演習 (２～４年) では、半年ごとに、勉強の成果をゼミ論文にまとめ上げる。自力で論文を作成する過程で、テーマの設定の仕方、資料の集め方や分析の仕方、文章化の仕方などを学ぶ。

社会の現実に触れる

・演習や実習を通じて自分の目と肌で社会の現実を知り、問題解決に向けた行動力と判断力を培う。

【ソフトウェア情報学部】

学則及びディプロマ・ポリシーとして文章化されているソフトウェア情報学部の使命・目的及び教育目的に関する記述は、「ネットワーク」、「CG・マルチメディア」、「インテリジェントシステム」など、情報技術の重要な応用分野を具体的に挙げ、それらの基礎となる「プログラミング」の教育に力を入れるという本学部の特色を明示している。

【薬学部】

本学の基本理念は、薬学部の３ポリシーの中に具体的に示されている。薬学のディプロマ・ポリシーには、薬学の教育・研究を通じて、地域住民の健康と福祉に貢献するという文言があり、これは、学部の個性・特色を明示したものとなっている。

本学の個性・特色は、大学の教育理念に明示されており、これを基に学部の３ポリシーが構成されている。教育目的は、地域住民の健康と福祉への貢献を目指した本学及び薬学部の使命・目的を反映したもので、薬学部としての個性・特色が出ているものと判断する。

さらに、平成 27 年度から予定されている改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した新教育課程表の策定を進めてきたところである。

Ⅲ－2－②　法令への適合について

【全学】

学則第 1 条第 1 項には、「本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする」と定めている。これは、学校教育法第 83 条第１項「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」及び同条第２項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」に合致している。

また、大学設置基準第２条「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」の規定に従い、学則第１条第２項に、設置する学部・学科の教育研究上の目的を定めている。

大学及び各学部・学科の名称は、大学設置基準第 40 条の４「大学、学部及び学科の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。」の規定に合致している。

【経営学部】

学部の設置については、昭和 43 年 4 月、開設について文部省（現文部科学省）より認可を得ている。

教職課程（高等学校教諭一種商業・高等学校及び中学校教諭一種保健体育）についても、教育職員免許法及び同法施行規則に基づいて教職課程設置認可を得ている。

【社会学部】

教育職員免許法及び同法施行規則に基づいて教職課程設置認可を得ている。社会福祉士法及び施行規則、精神保健福祉士法及び施行規則に基づき大学等確認変更届の承認を得ている。社会調査士資格は、一般社団法人社会調査協会の社会調査士認定規則に則って「社会調査士科目認定申請書」を行い承認を得ている。

各委員会で検討が行われ、学科会議での検討と教授会での審議を経て、部長会、学長決裁、法人理事会承認を得て、文部科学省への届事項、事前審査事項等を適切に行い、受理、承認、審査等を受け適切に対応している。特に事前相談や協議事項を行い見逃しがないようにしている。

特に福祉専門職の資格関連では、厚生労働省への届出、事前審査、変更届、申請等を行い学生の不利益にならないよう細心の配慮を行っている。

また、学生指導では実習巡回指導や教員配置、教員要件等法令に則り行っている。

【ソフトウェア情報学部】

学則第 1 条第 1 項で本学が教育基本法及び学校基本法に基づき、教育研究を行うことを明記している。同条第２項に掲げた学部の目的及び本学ホームページで公開している学部のディプロマ・ポリシーも法令に適合したものである。

【薬学部】

本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校基本法に基づき、薬学に関する大学教育を行い研究することを学則等において定めている。

Ⅲ－2－③　変化への対応について

【全学】

大学の理念、使命・目的は、学部の改組、新設学部の設置等とともに、大学開設時から次第に変化している。しかしながら、学問の府としての大学本来の使命を果たすべきことと同時に、地域社会に貢献し、地域とともに生きる大学であるという基本の考え方は、青森大学の建学の精神でもあり、現在も維持していると考える。また、大学の理念、使命・目的が具体的な教育研究活動に十分に生かされているかどうかに関しては、年２回行われる教職員研修会や部長会などで、積極的に討議する機会を設けている。

【経営学部】

本学開学以来、経営学部は社会の変化に対応して、経営学科・産業学科・産業デザイン学科・ビジネス情報学科の改廃を行いながら、現在の経営学科を設置している状況にある。これまでに、社会の要請に応えて数多くの有為な人材を輩出している。今後、学部再編が見込まれるが、経営学を中心とした専門的能力の育成は不可欠である。

【社会学部】

社会学部は、社会学科及び社会福祉学科の２学科で構成されていたが、平成 24 年度より社会福祉学科の学生募集を停止し、社会学科単独の構成となった。社会福祉学科の教育内容は、社会学科の社会福祉学コースに受け継がれ、社会学科社会福祉学コースの所定の単位を取得することで、社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格が得られる。ただ、介護福祉士養成は行わないこととし募集停止し、平成 26 年度をもって取消申請することになる。従前の社会学科の教育内容は、社会学コースとして受け継がれ、所定の単位を取得することで社会調査士及び図書館司書等の資格が得られる。平成 26 年度時点では、社会学部には社会学コースと社会福祉学コースで構成される社会学科（1・2・3 年生）と、社会学科及び社会福祉学科（4 年生）の 2 種類の学科構成となっている。

上記のように、社会学部を取り巻く社会状況や入学生、在学生の状況を勘案し、個性、特色のある学部を目指しつつ、1 学部 2 学科体制から 1 学部 1 学科体制へ移行し、変化への対応を行ってきた。

また、基礎スタンダードの方向性と連続した形で教養科目を配し、専門科目では 4 単位科目を半期で取得できるようにするなど集中した学習ができるカリキュラムづくりを行うとともに必要かつ重要な科目を精査し整理とスリム化を図り、地域社会に貢献できる実践力ある学生の養成を目指し学部の変革を行ってきた。

現在、1 学部 2 学科体制から 1 学部 1 学科（2 コース）制へ移行し、今年度が最終年度であり、体制変更当初は学生のみならず教員も混乱が見られたものの学科会議及び教授会や各委員会において確認や理解が進み社会学部の使命・教育目的が共有されている。このように、大学全体の変化や地域との連携づくりの中で、具体的な学部の教育方針や目的をその都度見直し変更する土壌ができてきている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、平成 25 年度に学部での審議を経てディプロマ・ポリシーを策定した。したがって、そこに明示されている教育目的などは現時点において社会の要請に対応したものと考える。

【薬学部】

本学薬学部は、４年制薬学部として平成 16 年度に開設し、その後、新薬学教育制度や薬剤師国家試験制度の改正に伴い、教育目的の見直しや目的に合わせたカリキュラム改正などを行い、平成 18 年度に 6 年制薬学部薬学科に移行している。また、６年制に合わせて教員組織の見直しも行った。さらに、平成 27 年度から予定されている改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した新教育課程表を策定し、これにより社会情勢等の変化への対応を図る。

(2) 現状の評価

本学の個性・特色の明示の明示、法令への適合及び変化への対応については、全学及び各学部とも、適切に行われている。

(3) 将来の展望

【全学】

本学の個性・特色の明示の明示及び法令への適合については、今後も法令の改正や社会の変化を見極めながら、学部の改組などが行われることもあり得るが、建学の精神を踏まえ、基本の考え方を大切にしながら、具体的な教育の目的や方法について、柔軟に見直していく。

【経営学部】

現時点での個性・特色の明示について問題はないが、社会の要請及び学生のニーズに適合した特色あるカリキュラム編成するとともに、今後もそれらの内容を学則、大学案内及び青森大学ホームページに明示する。

また、学生のニーズに適合した学部運営を行っているが、社会の変化・学生からのニーズに対応した運営をするために、必要に応じ、法令に沿ったしかるべき手続きを行う。

さらに、これまで社会の変化、社会の要請に応えて数多くの有為な人材を輩出しているが、急激に変化している社会の状況を常に見据え、社会における必要性の変化に応じて使命・目的を再検証し、改善する姿勢を常時保持していく。

【社会学部】

今後、社会的ニーズから社会学、社会福祉学と情報、ソフトウェアとの融合を目指し、新たな社会学部の可能性を目指して検討を行っている。

また、この魅力ある学部を地域社会、高校生、保護者等に周知を図るため、地域との連携を図り、今後も発展させていく方向である。

【ソフトウェア情報学部】

学部の使命・目的及び教育目的は、進歩の速い情報技術の発展及び社会の要請の変化に沿うように常に見直しを行っていくことが必要である。

【薬学部】

少子高齢化、地域とそれを取り巻く医療体制の変化などの社会情勢、入学者の質の問題などの大学・学部の状況等に対応するため、改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した新教育課程表を策定し、当面はこの課程表に沿って進めていくが、必要に応じ教育目的の現状への適合性などを今後とも検討し、随時、見直しを図っていく。

Ⅲ－3　使命・目的及び教育目的の有効性

（1）Ⅲ－3 の現状

Ⅲ－3－①　役員、教職員の理解と支持について

【全学】

大学の理念、使命・目的は、大部分の教員に理解されている。平成 24 年度に学則に基本理念を明記したが、それとともに、崎谷学長が、基本に立ち返ることの重要性を強く訴えたこと、その後も全教職員が参加する研修会などでこれら大学としての理念、使命・目的を全ての教職員が自覚する必要があることが、これまで以上に、認識されるようになった。

【経営学部】

大学開設以来、理事会、評議員会、部長会、事務局、各委員会等が綿密に社会情勢を分析し、方針について議論を重ね、役員及び教職員の支持に基づいて使命・目的の達成を目指している。学部においても、教授会、各委員会等による審議に基づき、使命・目的の達成を目指している。また、大学運営については、各組織の方針に基づいた議論を心がけている。教職員の意見が役員会等で審議され、運営に役立てられることを期待している。引き続き、役員、教員及び職員の協働体制の下で使命・目的及び教育目的が達成される必要があろう。

【社会学部】

地域社会や大学を取り巻く状況を先取りしながら、社会学部の大枠の方向性は大学から提案されたり、社会学部教員間で検討されている。このため、社会学部の使命・目的及び教育目的、学部内組織改正は、学部長が統括者となり各委員会、特に教務委員会を中心としながらも、必要に応じ作業部会を組織するなどして検討し、学科会議及び教授会に検討の経過報告や意見交換、決議が図られ、とりまとめられている。

このような現況から、教職員は共通に理解し支持されている。

学部決議は、部長会、学長、法人理事会等に提案、決議されて社会学部の使命・目的及び教育目的として決定されている。これらの一連のプロセスは、メールや記録等を活用し教職員間で共有するようになっている。

また、学生生活ガイド、大学案内等の資料は、教職員に配布され理解と支持の促進に役立てられている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部の使命・目的及び教育目的は、学則に明記され、新入生及び教員に毎年配布される「学生生活ガイド」に掲載しており、本学ホームページにおいて公開している。平成 25 年度には各学部で「3 つの方針」を策定する過程で、ディプロマ・ポリシーも学部内での審議を経て全学の教職員に公開された。これらにより、ソフトウェア情報学部の使命・目的及び教育目的は、教職員に理解され支持されていると考えられる。

【薬学部】

本学の教育理念は、明確に学生や教職員に周知され、教育理念を目標として人材育成のための教育を行っていくとの認識については、教職員全体で共有されている。なお、教育理念は、大学案内、大学ホームページ、学生ガイド等に掲載され、明示されている。平成

25 年度には、大学の教育理念を薬学部で具体化するために、３つのポリシーを策定した。この作業は、大学・学部の基本方針に関係することでもあり、この策定過程で教務委員会作成のポリシー素案について、学部で議論を重ね、最終的に教授会において文言の修正を行った経緯がある。

Ⅲ－3－②　学内外への周知について

【全学】

大学の基本理念は、大学が作成した冊子やホームページなどにより、学内外に広く開示されている。学則に明記されている本学の理念、使命・目的は、教職員には周知されている。入学式や卒業式をはじめとする式典や行事において、大学の理念、使命・目的及びそれらに基づく教育方針について、学長が繰り返し言及している。また、新入生のオリエンテーションにおいて、学部長、学科長などが大学の理念、使命・目的を説明している。さらに、理念、使命・目的を記載した「青森大学学生生活ガイド」を、教職員及び学生に配布している。

青森大学の基本理念の３項目は、学生が集う場所など十数か所に掲示しており、教職員及び学生、さらに来訪者にも周知を図っている。

基本理念については、学外に対しては大学ホームページや青森大学案内（「青森大学2015」）に、学内に対しては学生生活ガイドに記述している。大学の使命・目的については、学則の中で明記されており、学生生活ガイド及び大学ホームページに掲載されている学則の中で記述されている。

【経営学部】

学部の使命・目的及び教育目的について、教員については教授会を通じて周知を図っている。また、学外には、オープンキャンパス、大学見学会、大学案内及び大学ホームページ等で周知を図っている。また、高等学校教員には入試懇談会、高校生には進学相談会や高校訪問の場において学部に関する説明を行っている。

【社会学部】

社会学部の使命・目的及び教育方針は、学則に明示され、学生生活ガイドが全学生に配布され、周知されている。また、在学生ガイダンス、新入生オリエンテーション等の機会を活用し説明され周知が図られている。大学案内は各高等学校へ送付し、入試懇談会で説明がなされている。

地域や学外への周知は、ホームページを活用し社会学部の最新情報とともに掲載し周知を図っている。また、社会学部の地域活動や講演会、大学祭等を活用して広く理解と周知に努めている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部の使命・目的及び教育目的は、学則に明記されているほか、大学案内パンフレットには高校生などにも分かりやすい形で示されている。学則は新入生及び教員に毎年配布される「学生生活ガイド」に掲載しており、また、ディプロマ・ポリシーとともに本学ホームページで学内外へ広く公開している。

【薬学部】

大学・学部の使命・目的については、大学案内、本学ホームページ等により学内外に公表されている。薬学分野別の第三者評価機関である薬学教育評価機構の「自己評価 21」を平成 21 年に受けており、これについても大学ホームページで公表している。その他、オープンキャンパス、各種進学相談会、高校訪問などあらゆる機会をとらえて薬学部の教育方針についての情報提供と周知を図っている。

Ⅲ－3－③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映について

【全学】

大学の理念、使命・目的を「３つの方針」に反映させるため、各学部の委員会で検討を行い、教授会で各学部の方針を決定している。大学の中長期的な計画については、平成 24 年度に学長が示した「青森大学ルネッサンス」が本学の中長期の将来計画の基本となる考え方となっているが、青森山田学園の全体会議、大学の部長会などにおいて、学長自らの言葉により繰り返し説明され、「青森大学ルネッサンス」が大学の将来の展望を見据えた考え方として、大学の教職員のみならず法人の職員や理事会等、大学の内外に広く浸透している。この「青森大学ルネッサンス」の内容に「基本に返る　原点を大切にする」という項目がある。その内容として、「青森大学は、地域社会と密接な連携をとりつつ、教育研究の充実を図り、地域社会に貢献し、日本で、世界で活躍できる人材の育成に成果を上げてきた。このような建学の基本理念に立ち返りつつ、地方の私立大学として培ってきた伝統を生かし、一層の充実発展を図る。」とある。それは本学の使命・目的及び教育目的の反映に他ならない。

【経営学部】

本大学の将来構想については、将来構想委員会が主担当であるが、学部教授会、部長会、理事会等でも議論を尽し、主体的に将来ビジョンを策定する必要がある。

【社会学部】

青森大学の基本理念、「青森大学ルネッサンス」による３つの力（生涯をかけて学び続ける力、人とつながる力、自分自身を見据え、確かめる力）を社会学部で展開するために、「青森大学基礎スタンダード」との適切な連携を図り、専門性の向上や実践スキルの向上を目指し、地域貢献を通して「未来を拓く実践力」のある専門科目の配置など社会学部の使命・目的及び教育方針を生かしたカリキュラムの改革を行っている。

社会学部では、実践的教育として資格や免許を準備し、社会学、社会福祉学という専門教育が地域社会に役立ち学生の未来を拓く力となるようにしている。

【ソフトウェア情報学部】

3 つの方針のうち、アドミッション・ポリシーは以前から入学試験ガイドに掲載していたが、平成 25 年度には学則に明記されているソフトウェア情報学部の目的を反映させるように、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定するとともに、アドミッション・ポリシーの見直しを行った。

【薬学部】

薬学部は、6 年制が開始された平成 18 年度以降、薬学教育制度の改革とそれに伴うカリ

キュラムの見直し、実務家教員の採用など組織について見直しを進めてきた。平成 27 年度に始まる改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに対応した新教育課程表については平成 26 年度末に策定している。薬学部においては、薬学の教育・研究を通じて、地域住民の健康と福祉に貢献するとの使命・目的及び教育目的は、薬学系人材（とりわけ、薬剤師の）育成を目指している学部の教育計画の基礎となっている。これは、平成 25 年度に策定した３つのポリシーに十分反映させていると判断している。

Ⅲ－3－④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性について

【全学】

各組織が相互に関連性を持って適切に活動するため、各学部及び研究科の委員で構成される全学的な委員会が設置されている。教育に関する委員会としては、教務委員会、図書委員会、FD 委員会、教職課程委員会、情報・IT 委員会、留学生総合支援局などがあり、学生支援に関しては、学生委員会、就職委員会などがある。

研究に関しては、各学部が基本単位である。また、附属研究所として総合研究所があり、４つの研究班を置いている。各学部の一部の教員はその専門に近い附属研究班の所員となっており、学部と附属研究所の相互交流が図られている。附属研究所内の意見調整は、各研究班長から構成される総合研究所運営会議で行われ、学部と研究所・研究班の連携は適切に行われている。

教育の基本単位は、学部・学科及び研究科である。各学部・学科には、教務委員会があり、ここで教育に関する基本的な方策が決定される。これとは別に各学部・学科、研究科から選出された委員により構成される全学教務委員会がある。全学教務委員会では、各学部間にまたがる諸問題を議論・調整する。

各学部にわたる全学的な教学マネジメントなど大学運営の基本的な事項は、各委員会の議論を踏まえ、学長が主宰し、法人の理事長等も出席する部長会において審議し、決定している。

青森大学組織構成図

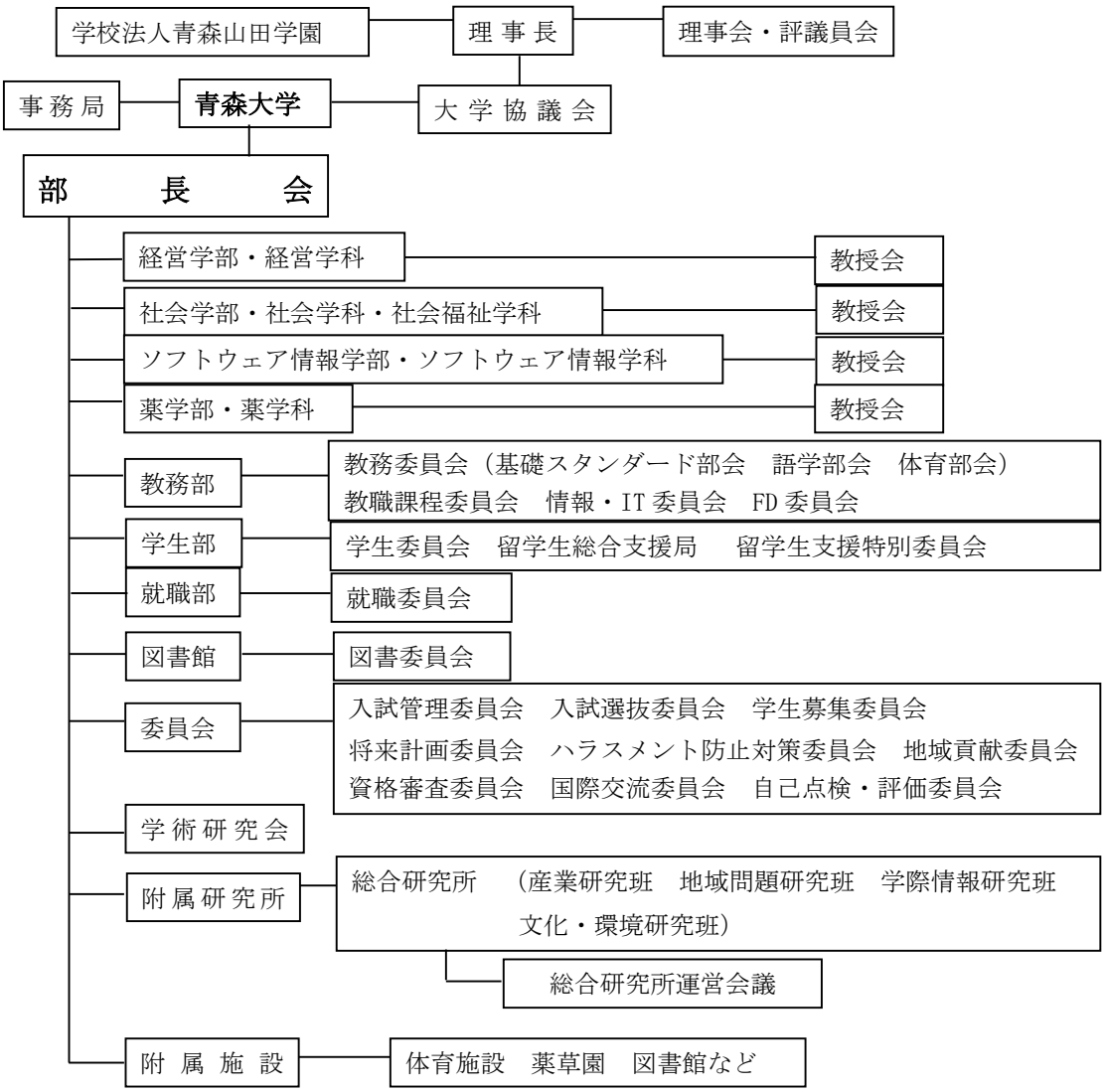

【経営学部】

学部学科の構成は、本学の使命・目的に沿って組織されている。本学の 3 つのポリシー等に対応して研究組織が構成されており、使命・目的及び教育目的と教育組織並びに研究組織の構成について整合性を図っている。

【社会学部】

社会学部の使命・目的及び教育方針が全学的な組織に反映できるよう、社会学部教員が総合研究所評議員や役員、全学的な各委員会委員として参画している。また、地域貢献センターのセンター員、学習支援センターのセンター員、オープンカレッジの講師等を務めるなど、社会学部と組織との連携を図っている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部の使命・目的及び教育目的を達成するため、ソフトウェア情報学科を置き、また、学部教務委員会などの諸委員会を構成して教育研究が滞りなく行えるようにしている。

【薬学部】

医療に関わる者にふさわしい倫理観・使命感を持ち、積極的に地域の保健・医療に貢献

することができる薬剤師の育成のため、教育研究組織については均衡がとれ、充実した体制の整備を図っている。しかしながら、医療系教員については退職者の補充が必ずしも円滑に進まないこともあったが、平成 26 年度には教員公募を行い、幅広い分野で計 8 名（教授 2、准教授 3、助教 2 及び助手 1）を新たに採用することができた。今後も必要に応じ教員の新陳代謝を図り、学部教育の活性化を図る。

（2）現状の評価

大学の理念、使命・目的及び教育目的について、役員や教職員の理解と支持を得て、また、学内外への周知を図っているが、なお工夫努力の必要がある。大学の使命・目的及び教育目的は、現状において、アドミッション・ポリシー等に反映されている。今後、より長期の展望に立つ計画の中に位置づける必要がある。教育研究組織の構成については整合性のあるものとなっているが、薬学部などさらに努力を続ける必要がある。

（3）将来の展望

【全学】

今のところ、中長期的な計画及び３つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映がなされており、教育研究組織の構成との整合性もあるが、今後も自己点検・評価等を通じて継続的に確認し、改善を図っていくこととしたい。

本学の基本理念は、様々な形で明示されている。これに対し、本学の建学の精神、使命・目的及び教育目的は、学則などに明示されているものの、周知について決して十分とは言えない状況にある。今後は、学内外に向けて、様々な形でこれらの認知度が向上するよう、努力していく。

【経営学部】

役員、教職員が協働の体制をとることで、使命・目的及び教育目的の有効性という責務を果たす必要がある。今後も社会の変化と将来の展望を見据え、適確かつ適正な大学運営により、本学に求められている社会的使命を果たさなければならない。

学内外に使命・目的及び教育目的の周知を図っているが、今後はより一層、学内外に対して本学の運営に理解を得られるよう努めなければならない。

本学部における中長期的な計画及び３つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映については、今後、使命・目的を踏まえ、新組織の必要性も視野に入れつつ、円滑に行っていきたい。

【社会学部】

学長を統括者とする「青森大学ルネッサンス」に基づく 3 つの力を備えた学生の育成を目指し、社会学部の 1 学部 2 学科体制から 1 学部 1 学科体制へ学部改組という改革を行い、使命・目的及び教育方針を見直し、実践力ある学生の育成を進めている。具体的には、カリキュラム改革、学生中心の教育研究への教職員の意識改革などであり、講義も学生との双方の授業を実践している。

しかし、まだ学部の改革は途上にあり、さらに発展させていく必要がある。例えば、教

員相互の授業参観、自主的な授業研究等は、一部教員間で行われているが、社会学部全体に広がることが望まれる。また、担任制は教職員と学生の相互関係づくりに教員間で温度差がある。今後、社会学部の教育目的・方針を全教職員が実践できる体制を進めていくことが望まれる。

将来、基礎スタンダードの方向性と連続した形で専門科目を配し、専門科目では集中した学習ができるカリキュラムづくりを行うとともに、必要かつ重要な科目を精査し整理とスリム化を図ることをさらに進めていく必要がある。これにより、地域社会に貢献できる実践力ある学生の養成を目指し、学部の変革を進めていき、これを発展・展開していく。このことが学内外に周知され、評価を得ていくことが求められている。

また、社会学部としては、特に様々な分野で地域社会に貢献できる人材を育成することが目標となっており、積極的に学外の機関と連携できる授業科目を構築していく。また、資格関連科目などの教育において、実社会に出た時のことを考えた授業を行い、これまで以上に身近な地域社会が抱える問題を中心に扱っていく。これにより、社会学部の使命・目的及び教育方針を達成できると考えている。

【ソフトウェア情報学部】

学部の使命・目的及び教育目的の学外への周知については、まだまだ不十分である。高校の生徒、保護者、教職員に対しては、大学案内パンフレット、大学ホームページ、オープンキャンパス、大学見学会、進学相談会、入試懇談会などを通じてのみならず、インターンシップ受入れ、高校生向けセミナーの実施、課題研究への助言などの高大連携活動を引き続き行って、教育目的の周知を図って行きたい。

【薬学部】

薬学教育制度の変更後、平成 23 年度末に 6 年制一期生を社会に送り出した。新課程の検証を踏まえて、平成 27 年度からは、改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠したカリキュラムを策定したところである。今後も本学部の教育理念と使命・目的に則って適切に機能しているかを逐一検討しながら、必要な見直しを図る。なお、これを支えるバランスの取れた教員組織（とりわけ講師、助教・助手の補充による）を維持することは今後とも重要な課題である。

Ⅲ．使命・目的等に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

本学の使命・目的に関しては、「青森大学ルネッサンス」の下、全学的な改革が行われる中で、原点に立ち返り再点検がなされ、再確認が行われた。このことにより使命・目的や基本理念及び特色等が明確かつ適切な形で機能するようになった。ただ、百年近く遡ることとなる、建学の精神について十分な確認を行うことが難しいことは否めない。また、基本理念や特色については、学内外に周知がなされているのに対して、各学部の教育目的などについては必ずしも十分とは言えない状況にある。今後はこれらの再確認を徹底し、誰が見ても本学の使命・目的等が理解できるように努力すべきである。

Ⅳ．学修と教授

Ⅳ－1　学生の受入れ

（1）Ⅳ－1 の現状

Ⅳ－1－①　入学者受入れの方針の明確化と周知について

【全学】

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の使命・目的等に基づき策定しており、その内容は明確で高校生にも理解しやすい表現に努めている。外部に向けては入学案内、ホームページなどで告知・周知を図っており、オープンキャンパス、大学説明会や高校訪問においても入試に関する情報提供だけでなく、本学が求める学生像や本学の特色を説明し理解してもらうようにしている。学内においても、学生の受入れに関わる教職員に周知を図り、入学者と求める人材像が適合するように努めている。

【経営学部】

経営学部が示す教育目的に沿った入学者受入れの方針及び受入れの具体的な判断基準を明確にして、学生の受入れを行っている。さらに、以上の方針について，大学のホームページ上で公表・公開し、広く周知を図っている。

経営学部では、経営学、経済学、商学を中心とする理論的・実践的知識及び企業経営に関する論理的思考習慣と研究姿勢を身に付け、企業その他の組織において管理のプロフェッショナルとして活躍できる人材の育成を目指している。高度なコミュニケーション能力を身に付けること、基礎学力・専門知識を社会・経済の変化に対応させた理解へつなげていくこと、経営学的見地より論理的な表現能力を身に付け社会に貢献できる人材に成長すること、などに関心がもてる学生の受入れを行っている。

また，受入れの具体的な判断基準として以下の 5 つを掲げている

・基礎的な学力を備えていることが望ましいこと。
・日々の勉学に対する真摯な態度を有していること。
・社会・経済の変化に対する問題意識や理解力を鍛錬したいと考えていること。
・自分の意見を文章や会話で論理的に表現できる能力を育成したいと考えていること。
・論理的思考法を基盤とした社会貢献に積極的な興味を示していること。

以上の方針について、大学のホームページ上で公表・公開している。

【社会学部】

社会学部では、社会学あるいは社会福祉学の分野についての専門的な知識を身に付け、地域で活躍する人材を育成する。したがって、高等学校までに相応の基礎学力を身に付けており、 社会学あるいは社会福祉学について学ぶ意志を持つ人、これらの分野に関わる職業を目指す人を受け入れようとしている。このような入学者受入れの方針は、入学試験ガイド大学案内や本学ホームページで広く周知されている。

【ソフトウェア情報学部】

入学者受入れの方針は「入学試験ガイド」に掲載されており、また、本学ホームページで広く公開している。３つの方針のうち、アドミッション・ポリシーは以前から入学試験ガイドに掲載していたが、平成 25 年度にはディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定する過程でアドミッション・ポリシーについても見直しを行い、次のように改

定した。

ソフトウェア情報学部では、ネットワークとプログラミング、CG・マルチメディア、インテリジェントシステムなどの分野についての専門的な知識を身に付け、情報通信社会の発展に寄与する人材を育成する。したがって、高等学校までに相応の基礎学力を身に付けており、情報技術について学ぶ意志を持つ人、これらの分野に関わる職業を目指す人の入学を歓迎する。

【薬学部】

本学の基本理念に基づき、薬学部では、次に記す資質の学生を求めるアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を定めて学生募集並びに入学者選抜を行っている。薬学部のアドミッション・ポリシーは、「医療に関わる者にふさわしい倫理観・使命観を持ち、将来、薬剤師として積極的に地域の保健・医療に貢献したいという意志を持つ人の入学を歓迎する」とある。このアドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）と合わせ、学部教務委員会で原案を策定し、平成 25 年 9 月開催の第 6 回薬学部教授会における審議を経て設定されている。上記のアドミッション・ポリシーについては、大学ホームページや青森大学入試ガイドに掲載して周知徹底を図っている。さらに、オープンキャンパス、入試懇談会、出張講義などにおいて、高校進路担当者、生徒及び保護者に対してきめ細かな説明をしている。アドミッション・ポリシーとして簡潔かつ明確に明示するとともに、大学ホームページなどを通して学内外への周知徹底を図っていると判断する。

Ⅳ－1－②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫について

【全学】

本学では、入学試験ガイド及び本学のホームページで公開されている学部ごとのアドミッション・ポリシーに基づいて学生の受入れを行っている。平成 26 年度においては、平成 27 年度の入学試験へ向けて、入試管理委員会が全学レベルの決定を行い、入試管理委員会との連携の下、学生募集委員会と入試広報課が全学レベルの学生募集に関する活動を行い、各学部の入試委員会が実際の入試業務を事務局と協働して実行する体制で行われた。

入学者受入れの方針は、入学試験ごとに受験生に知らされており、次のようにまとめられる。

１）高等学校において学習することになっている内容の達成度に基づいた入学試験（大学入試センター試験利用入学試験、一般入学試験Ａ日程、一般入学試験Ｂ日程［ソフトウェア情報学部、薬学部］）

２）本学が提供する教育内容や取得できるライセンスに係る勉学に高い意欲がある志願者を選抜する入学試験（AO 入学試験、一般入学試験Ｂ日程［経営学部、社会学部］、一般入学試験Ｃ日程）

３）高等学校及び高等教育学校の学校長が入学志願者の人物及び学力などを評価して推薦する入学志願者のための選抜試験（推薦入学試験第Ⅰ期、推薦入学試験第Ⅱ期）

本学では、多様な能力を持つ入学志願者を入学させるために、数種類の入学試験を提供している。実際の選抜プロセスは、各学部の入試委員会が入学試験ごとに試験結果をまと

め、入学者選抜会議を開催し、当該学部の入試委員会としての判定結果を学部教授会に提案し、教授会で審議し入学試験合格者を決定する。各学部の入学試験合格者は学長に報告され、学長の許可を受け正式に入学試験合格者として発表されている。

入学者受入れの方針に沿って様々な形態の入学試験の機会を提供しているが，本学で学ぶ意欲を持つ学生を確保するには、学生募集の活動を積極的に行うことが極めて重要である。学生に確かな教養と十分な専門的学力を身に付けさせ、社会に送り出すことにより、青森大学の魅力を高めていくことが肝要であり、平成 25 年度には、教養科目を再構築して、「青森大学基礎スタンダード科目」を開始し、平成 26 年度からは地域貢献基礎演習を導入するなど、カリキュラムと教育方法の改革を進めている。本学は、どの学部においても、社会において役立つ資格や免許を取得できる学修ができるのが強みであり、高い就職率を維持している。

このような大学の教育研究活動等、特に教育の成果を明確に示していくことが最も重要である。

さらに、学生募集については、学長自ら青森県の全高校を訪問し、「青森大学ルネッサンス」に基づき、教育改革が進展していることを説明するなど、トップセールス活動を行っている。オープンキャンパスを工夫して開催するとともに、平成 25 年度入試から社会人特別入学試験制度を設けるなど、社会人入学や編入学が増えるよう努力している。

【経営学部】

入学者受入れの方針に沿って、基礎学力のある学生、簿記など各種資格取得に意欲のある学生、多方面にわたり知識の習得を行う意欲ある学生及び学業とスポーツ活動の両立を図り、保健体育の教員やスポーツ指導者などを目指す学生の受入れに力を入れている。

多様な学生を受け入れるために、経営学部では次に示す 5 種類の入学試験を実施している。

【AO 入学試験】

受験生が経営学部の教育理念をよく理解した上で、自ら進んで本学で学ぼうとする目的意識を持っているかどうかを、選考の基準とする。調査書、AO 入試志望理由・自己推薦書を参考にして面接を行い、上記の基準を満たしているかどうかを判断する。

【推薦入学試験】

経営学部の教育内容を理解し、経営学の勉学に対して強い意欲がある人を学力・人物に関する学校長の推薦書・調査書及び面接によって選考する。各種検定試験合格者・資格取得者及びスポーツ・文化活動・社会活動（ボランティア等）において顕著な実績のある人は、選考において考慮する。

【大学入試センター試験利用入学試験】

大学入試センター試験受験者の中から、経営学部が指定する科目の成績を基に選考する。また、試験は前期日程、中期日程及び後期日程の 3 つを設定している。特に成績上位者には授業料半額免除、中でも得点率が約 80%以上の場合は授業料全額免除の学業特待制度を設けている。

【一般入学試験】

基礎学力を重視するとともに、積極的な勉学意欲があるかどうかを選考基準とし、A 日程、B 日程、C 日程の 3 つを設定している。A 日程では、学力試験を行い、その成績をもとに選

考する。B 日程及び C 日程では小論文と面接の成績に基づいて選考を行う。また、A 日程では成績優秀者に対し、授業料半額免除の学業特待生制度を設けている。

【社会人特別入学試験】

高等学校などを卒業後、社会人としての経験があり、新しい知識や技術について学び直したい、また、人生をさらに豊かにするため生涯学習を続けたいなどの意欲があるかどうかを選考の基準にする。出願書類を参考にして面接を行い、上記の基準を満たしているかどうかを判断する。

上記のように、入学者受入れの方針に沿って多様な学生の受入れを行っている。基礎学力のある学生、簿記など各種資格取得に意欲のある学生、多方面にわたり知識の習得を行う意欲ある学生及び学業とスポーツ活動の両立を図り、保健体育の教員やスポーツ指導者などを目指す学生の受入れに力を入れている。なお、原則として推薦入学試験、AO 入学試験、編入学試験においては、「経済的に修学困難な方に対する奨学制度」を設けている。

これらの入学試験によって、受験生が各自にふさわしい入学試験を選択できる体制にあると言える。

【社会学部】

社会学部では次の 6 種類の入学試験を行っている。

1　一般入学試験（A 日程、B 日程、C 日程）
2　大学入試センター試験利用入学試験（前期、中期、後期）
3　推薦入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期、併設校特別推薦）
4　AO 入学試験
5　編入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期、AO）
6　社会人特別入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期、AO）

このうち推薦入試、AO 入試合格者を対象として、新聞記事を要約し、その上で意見を書くという入学前課題を行っている。この入学前課題は、社会学あるいは社会福祉学の分野についての専門的な知識を身に付けて地域で活躍したいという意志のある者を受け入れるというアドミッション・ポリシーに沿って考案されたものであり、高校レベルの文章読解力並びに文章作成力の習熟度を調べるとともに、地域社会を中心とした社会問題への敏感さを養うことを目的としている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では次の 6 種類の入学試験を行っている。

1　一般入学試験（A 日程、B 日程、C 日程）
2　大学入試センター試験利用入学試験（前期、中期、後期）
3　推薦入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期）
4　AO 入学試験
5　編入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期、AO）
6　社会人特別入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期、AO）

これらのうち、一般入学試験では「数学Ⅰ」を必須、大学入試センター試験利用入学試験では「数学①」と「英語」を必須とすることにより、本学部で学ぶための基礎学力として何が重要かを明らかにするとともに、できるだけ多くの受験生に門戸を開くようにしている。

【薬学部】

入学者受入れの方針は、大学ホームページや青森大学入試ガイドに記載して、本学部が求める学生像を簡潔に示し、周知の徹底を図っている。入学者の選抜方針や入試要項に関する事項は入試委員会において作成し案を最終的に教授会で審議して決定する。入試の種類は、次のとおりである。

【推薦入学試験（指定校)、(公募)】

【一般入試（Ａ日程、Ｂ日程、Ｃ日程】

【大学センター試験利用入試（前期日程、中期日程、後期日程】

【AO 入学試験】

【編入学試験】

推薦入学試験は、指定校制と公募制があり、いずれも専願制で、出身高校長の推薦書、調査書（成績証明書）と面接試験により選抜する。どちらの場合も科目試験は科さないが、薬学部の場合、高校における評定平均値として原則 3.5 以上を義務付け、一定レベルの学力を持った者を選抜するように努めている。また、面接では、アドミッション・ポリシーで掲げている項目（倫理観、使命観、地域への貢献など）に関する質問をして、適切であるかについて、複数の面接官が点数化して合否判定の資料を作成している。一般入学試験（Ａ日程，Ｂ日程）では、試験科目に「化学」「英語」を課し、面接試験は行っていない。大学センター試験利用入試では、さらに幅広い科目（外国語、数学、理科）の総合点で判定している。AO 入試では、調査書、本人記載の志望理由書、自己推薦書を参照しながら複数の面接官が面接を行い、自己の目標を実現するための意欲・能力を備えていると自己判断できる者を選抜している。

さらに、編入学試験では、以前に所属した（あるいは卒業した）大学等の成績証明書と面接試験を主要な判断材料として選抜する。この場合も面接官として複数の教員が立ち会う。６年制薬学部在籍者は、在籍大学における単位取得状況に応じて、２～４年次への編入が、最終的に教授会の審議を経て認められる。その他の大学学部等出身者の場合、編入が認められる場合、全て２年次となっている。本学部の編入試験制度は、平成 21 年度から始まり本学の学生数確保に貢献している。平成 22 年度以降の編入者数は、次のとおり：平成 22 年度：２年次６名、平成 23 年度：２年次６名、４年次生２名、平成 24 年度：２年次 11 名、３年次１名、４年次２名、平成 25 年度：２年次６名、４年次２名。平成 26 年度：２年次 10 名、３年次３名。最後に、編入生の多くが他大学理系学部出身者で成績優秀者の割合が高く、また、ほとんどが社会人経験者であることから、薬剤師に対する思い入れ（高いモチベーション）を持っており、現役学生に対してプラスの影響力を与えている。編入生の科目の単位認定の作業は、成績証明書を基に、薬学部委員会において検討し、最終的に教授会で審議して「認定」している。このように、本学の試験制度により、多様な（編入）学生を確保することができていると考えている。結論としては、学部のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の確保のために、編入制度を活用するなど様々な入試区分に工夫を加えていると判断している。

Ⅳ－1－③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持について

【全学】

青森大学では、平成 21 年度に入学定員に沿った適切な学生受入れ数の見直しを行った。経営学部経営学科では、入学定員を 120 人から 130 人に変更、社会学部社会学科の入学定員を 100 人から 90 人に変更､社会学部社会福祉学科の入学定員を 130 人から 60 人に変更、ソフトウェア情報学部ソフトウェア情報学科の入学定員を 60 人から 50 人に変更、薬学部薬学科の入学定員を 120 人から 90 人に変更した。また、平成 24 年度には社会福祉学科を廃止して、社会学科に統合した。さらに、平成 25 年度には経営学部経営学科では、入学定員を 130 人から 100 人に変更、ソフトウェア情報学部同学科の入学定員を 50 人から 40 人に変更した。これにより平成 25 年度の充足率は前年に比べわずかだが上昇したが、平成 26 年度の充足率は、経営学部経営学科では 0.64、社会学部社会学科で 0.54、ソフトウェア情報学部同学科では 0.48、薬学部薬学科では 0.73 と前年度に比べて薬学部だけで上昇が見られたものの、他の学部は大幅に下回った状況である。

留学生の受入れ等について

学園・大学を取り巻く財政状況から、平成 26 年度は、国際交流事業はあまり多く実施されてはいない（平成 26 年度の国際交流委員会の開催は 1 回のみ）が､留学生の受入れ等は、過去の失敗の反省から、慎重にならざるを得ないが、徐々に回復しつつある。具体的には、以下の 3 点が挙げられる。①江川静英教授（経営学部）の主導で、台湾・修平科技大学との姉妹校締結ができ、また 1 年間の短期留学という、青森大学にとっては新しい試みを実施する事ができた。②台湾・修平科技大学から短期留学生 5 名（男子２名、女子３名）を受け入れた。期間は、平成 26 年 9 月から平成 27 年 8 月まで。短期留学は、青森大学にとっては新しい試みである。学内では比較的好意的に受け入れられている。今後も継続が見込まれる。③外務省よりの JENESYS2.0 及び北米地域との青少年交流」の実施団体としての委託を受け、タイ国よりの訪問団（大学生３０名、コーディネーター１名、通訳１名）を受け入れ、本学学生との交流活動を行った（平成２６年１０月２１日）。準備期間が少ない中だったが、関係者の努力により、成功裡に終わった。

【経営学部】

経営学部では、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持のために、入学定員数の適正化を目指して、適宜入学定員の見直しを行っている。しかしながら、平成 26 年 5 月 1 日現在の学生数においては、選抜可能な受験者数を確保できておらず、収容定員についても充足できていない。

【社会学部】

社会学部では入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持のために、平成 21 年度から社会学科の入学定員を 100 人から 90 人に変更し、社会福祉学科の入学定員を 130 人から 60 人に変更した。また、平成 24 年度から社会福祉学科を廃止して、社会学科に統合した。これにより充足率は平成 22 年・23 年度に比べると（社会学科は平成 22 年度は 0.47、平成 23 年度は 0.39）やや持ち直したが、平成 24・25 年度の充足率は 0.6～0.61、平成 26 年度は 0.54

となり、十分な学生数の受入れを達成できているとは言えない。
【ソフトウェア情報学部】
ソフトウェア情報学部では平成 25 年度の入学定員を 50 人から 40 人に変更した。これに対して平成 25 年度の入学者は 24 人、平成 26 年度 19 人となり、単年度の定員充足率はそれぞれ 60%、48%、また、収容定員に対する充足率は 54%、50%と低下した。この傾向が続くと収容定員充足率が 50%を割ることも懸念されたが、学生募集のための努力を重ねた結果、平成 27 年度入試では入学予定者 37 名、単年度充足率 93%となり、減少傾向に歯止めをかけることができた。
【薬学部】
18 歳人口の減少傾向に加えて、平成 18 年度に開始された薬学部６年制への移行が要因となって、全国の薬学部志願者数が顕著に減少した。本学薬学部は平成 16 年度に４年制度薬学部として開設され、最初の２か年は定員を満たしていたが、６年制度がスタートした翌年の平成 19 年度以降、平成 26 年度に至るまで一度も定員 90 名を確保できていない。なお、平成 18～20 年度の定員は 120 名であったが、平成 21 年度以降、定員を 90 名に改め、現在に至っている。
６年制薬学部の発足以降の入学者数（定員充足率%）は、次のとおりである。
平成 18 年度 : 124 名（103 %）、平成 19 年度 : 75 名（62.5 %）、平成 20 年度 : 47 名（39.2 %）、平成 21 年度 : 61 名（67.8 %）、平成 22 年度 : 53 名（58.9 %）、平成 23 年度 : 52 名（57.8 %）、平成 24 年度 : 45 名（50.0 %）、平成 25 年度 : 59 名（65.6 %）、平成 26 年度 : 60 名（66.7%）。
薬学部における入学定員充足率は、平成 19 年度以降平均して 60 %で推移しており、十分な学生を受け入れることができていない。入試区分ごとに充足率について検討すると、本学部の場合、推薦入学試験（定員 40 名）において、充足率は常に定員の半分にとどまっており、この区分における充足率の低さが薬学部の定員割れの主要な原因となっている。現在、入学者の確保のために、オープンキャンパス（模擬実験と学部説明の実施）の年６回の開催、出張講義、中高生の薬剤師体験入学の新規導入、高校生科学コンテストの開催など、あらゆる機会を使って薬学入学定員確保の策を練っているところである。
結論として、薬学部のアドミッション・ポリシーなどについては周知され、これに基づいた入学者の確保の道筋はできているが、現時点ではこれが入学定員の充足に確実につながっていないと判断せざるを得ないのが現状である。

（2）現状の評価

入学者受入れの方針を明確化し、周知を図るとともに、学生受入れ方法に工夫を加え、学生募集活動を積極的に行っているが、適切な学生受入れ数の維持については厳しい状況にあり、楽観できない。

（3）将来の展望

【全学】
今後も入学案内、ホームページをはじめ、様々な媒体を使って広く学外に本学の方針を

伝えるとともに、様々な募集活動の工夫充実を図り、本学独自の特色ある教育内容を広報することで、志願者を増加させ、適切な学生受入れ数の維持に努めていく。

また、留学生の受入れ等については、国際交流に関する様々な事柄を研究、検討するうえにおいても、国際交流委員会の体制のさらなる強化が必要であり、以前の失敗の反省の上に、無理のない範囲での外国人留学生の受け入れも推進していきたい。その点で、台湾・修平科技大学からの短期留学生の受入れは、希望が持てる事業と言えよう。

【経営学部】

選抜可能な受験者数及び適正な入学者数の確保は、本学部にとって喫緊の課題である。打開策としては、適切な広報・宣伝活動を実践し、オープンキャンパス、高校生に対する模擬授業、大学見学会を通じて、本学部の魅力を訴えていく必要がある。その一環として青森商業高校と連携協定を結び、高大連携の推進を図っている。また、資格取得を奨励し、就職率を高め、地域貢献活動などを積極的に展開するなど、本学部における教育の成果を可視化する努力が必要である。さらに、適正数の留学生確保に力を注ぐ必要がある。

【社会学部】

入学者受入れの方針や受入れ方法については、入学案内やホームページで明確に周知しているが、必ずしもそれが理解され、入学定員の確保に結びついているとは言えない。受入れ方法の工夫は常に議論され、オープンキャンパスで学部の垣根を取り払ったり、体験重視の模擬授業を行うなど、いくつかの試みがなされ、参加学生も増加してきている。しかし、今後はマーケティングをしっかりと行い、本学部の重要事項を明確化するとともに、女子学生の比率を高めるような試みが求められる。そのためには、本学の魅力を知ってもらうための広報活動や、現在進めている大学改革の充実が急務である。

【ソフトウェア情報学部】

入学者受入れの方針や入試の種類、試験科目、日程などについては特に問題があるとは思われない。学部のカリキュラムの見直しを今後も続けてより良いものにしていくとともに、いろいろな場で成果を上げている学生の活動の様子を広く高校の生徒、保護者、教職員に知ってもらうことが大切である。それには、大学案内パンフレット、大学ホームページ、オープンキャンパス、大学見学会、進学相談会、入試懇談会などを通じてのみならず、インターンシップの受入れ、高校生向けセミナーの実施、課題研究への助言などの高大連携活動も引き続き行って、学部の諸活動の周知を図り、27 年度入学生の募集で見られた充足率の向上傾向を今後も維持できるようにしたい。

【薬学部】

薬学部の入学者受入れの方針、受入れ方法等においては、大きな問題はないと判断しているが、現時点で、それが学生の確保につながっていない。入試区分別の充足率の分析から、推薦入試枠で例年 50%程度の入学者しか確保できていない。定員を満たしていた４年制薬学部時代には、青森県内（とりわけ、青森市内）の高校から十分な数の推薦者を得ることができたが、６年制移行後難しくなった。推薦人数を確保するには、本大学薬学部が青森県で唯一の薬剤師養成機関であり、薬学部開設以来これまでに約 390 名の卒業生を「薬剤師」としてこの地域に輩出してきた実績について、種々の方法（ホームページ、地域の医療活動など）を通してこれまで以上に周知徹底を図る必要がある。そのためには、推薦を受けることができなくなった原因を詳しく分析・究明し、それを打開するための施策の

実施が必要である。具体的には、薬学部開設以来、更新されていない大学及び薬学部の施設設備の更新、薬学部医療系教員及び若手教員のさらなる確保が急務である。

Ⅳ－2　教育課程及び教授方法

(1) Ⅳ－2 の現状

Ⅳ－2－①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化について

【全学】

平成 24 年度に就任した崎谷学長は、本学の教育目的・使命を定めた 3 つの基本理念（第１条第３項）をより具体化し、「未来を拓く実践力」の育成を教育目標と定め、専門的能力と確かな教養に加えて汎用的能力「3 つの力」を備えた人材養成を目指してカリキュラム改革を進めてい「3 つの力」とは、「生涯をかけて学び続ける力」「人とつながる力」「自分自身を見据え、確かめる力」を指す。これらの力は、生涯を通じた自己教育と実践の能力であり、全学のディプロマポリシーに明記している。

教育課程の編成方針を明確にするために、本学では、全学のカリキュラム・ポリシーを策定し、「3 つの力」の育成に全ての科目で取り組むこととしている。各学部の専門カリキュラム、本学独自の教養カリキュラム「基礎スタンダード」の編成はこれに沿って行っている。平成 26 年度からは、全ての授業で「3 つの力」の育成に取り組むために、12 観点 3 水準のルーブリックを導入し、シラバスにも明記している。

全学と各学部のカリキュラムポリシーは、年度初めのガイダンス、青森大学学生生活ガイド、大学ホームページで周知している。

【経営学部】

経営学部では、教育目的で述べられる「経営学、商学、経済学に関する基礎的な知識・技術を教授」に基づき、カリキュラムを専門必修科目と３つの専門コースによって編成するという教育課程編成・実施の方針を示している。さらに「企業人として必要な理解力・実務能力・対人関係能力を涵養し、経済のグローバル化や ICT 化などに対応できる人材、多角的な視点で課題を捉え柔軟で創造的な発想・解決法を提案できる人材の育成」に基づいて、事業マネジメント・会計コースでは、系統的知識を企業経営の多様性や変化に即して実践するための能力、すなわち問題解決能力の養成に力を入れている。経営情報システムコースでは、受け身な ICT の利用ではなく、帰納的な見地より ICT を企業経営へと役立てるための姿勢を身につけたビジネス・パースンの養成に力を入れている。スポーツビジネスコースでは、健康づくりとスポーツ教育、すなわちスポーツが社会において果たすべき役割、価値や可能性について理解する。そして、サービス・コンテンツ産業としてのスポーツ産業においてどのようなマネジメントが求められ、また、どのように社会に受け入れられるべきかを考察し、ビジネス・モデルの策定、実施に寄与する専門家の養成を行っている。ただし、平成 27 年度より非常勤講師が対象講義を一部、担当することになる。

【社会学部】

１）社会学部全体の教育目的

「社会学や社会福祉学を学んで、地域社会に関する問題解決能力を身に付ける」ことで

ある。この目標を達成するために、社会学コース、社会福祉学コースでは２年次よりコース選択を行い、より専門的で実践的な教育を行っている。

具体的な教育課程編成・実施の方針として、社会学部では、平成 25 年度より基礎スタンダード科目群 40 単位、専門科目群 84 単位（専門必修科目 40 単位以上、コース必修科目 24 単位以上、専門選択科目）の合計 124 単位を取得することを卒業の条件としている。

２）社会学コース

社会学コースでは、教員免許、社会調査士、司書、スポーツリーダー、任用資格などの資格・免許取得のための科目群も設定し、「社会で活躍できる人材」の育成に取り組んでいる。社会調査実習に関しては、現在、社会調査士関連科目として６科目が設定されている。そのうち実地調査を含む科目は２つ設定されており、一つは、質的調査の科目（地域社会学Ⅱ）、もう一つは、社会調査実習である。前者に関しては、テーマを設定し、地域への聞き取り調査を行っており教室外学修が実践的に行われている。次に、調査実習に関しても学生が主体となって主に調査表調査が行われている。この結果は、社会調査協会に成果として毎年報告義務がある。

３）社会福祉学コース

社会福祉学コースでは、「社会福祉士」「精神保健福祉士」の国家試験受験資格取得に必要な科目群を設定している。なお、ソーシャルワーク実習においては 24 日間実習が行われ、青森市内における各施設に学生を配属し、実践的な学習を行っている。これに関しては、教員が見回り巡回を行い、現場と密な連絡をとって支援している。

平成 26 年度は 10 名が社会調査士に認定された。また精神保健福祉士は 9 名の合格者、社会福祉士 4 名の合格者を出している。

社会学部では、1 年間の履修上限を 48 単位と設定しており、特定の資格関連科目（司書、教職、社会福祉士、精神保健福祉士）に関してのみ履修上限を緩和している。また、履修上限を超えて履修する学生に関しては、教授会で議案として提出し都度承認を行っている。この条件と制限に関しては社会学部の内規に規定されており、年度初めのガイダンスで学生に説明を行っている。

【ソフトウェア情報学部】

学則に明示されているソフトウェア情報学部の目的に基づいて、平成 25 年度にカリキュラム・ポリシーを次のように策定した。

1　情報工学の基礎として必要な数学、物理学に関する科目を配置する。

2　ネットワークとプログラミング、CG・マルチメディア、インテリジェントシステムの各分野にわたって科目を配置し、コンピュータやオペレーティングシステムの動作原理、ネットワークや組込みシステムの仕組み、コンピュータグラフィックスの技術、プログラミング技法などを体系的に学べるようにする。

3　1 年次に「プログラミング演習Ⅰ、Ⅱ」、 2 年次に「プログラミングワークショップⅠ、Ⅱ」、 3 年次に「創作ゼミナールⅠ、Ⅱ」、4 年次に「卒業研究」を配置し、プログラミング能力のみならず、問題解決能力やコミュニケーション能力を段階的に修得できるようにする。また、学内外との連携の取組みにより、それらの能力をより確実なものにできるようにする。

4 「創作ゼミナールⅠ、Ⅱ」では、各学生をいずれかの研究室に配属し、テーマの設定から、開発、成果発表までを経験させ、総合的かつ創造的な能力の養成を目指すと同時に、就職活動にも生かせるようにする。

5 「卒業研究」では、それまでに身に付けた知識を駆使し、また、指導教員や他の学生との議論、文献調査などを行いながら、一つのテーマについて研究・開発を進め、自律的・継続的研究能力やソフトウェア技術者に必要な総合力を高めることを目指す。

6 各種資格試験（基本情報技術者試験、IT パスポート試験、CG エンジニア検定、CAD 利用技術者試験）への対応を意識してカリキュラムを編成し、受験対策講座（「ソフトウェア情報学特講Ⅰ、Ⅱ」）を開講する。

【薬学部】

本学の教育目的に基づき、薬学部では「医療に関わる者にふさわしい倫理観・使命感を持ち、将来、薬剤師として積極的に地域の保健・医療に貢献したいという意志を持つ人材の養成」を目的とした教育課程を編成している。平成 27 年度から実施する改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育課程を策定したところである。

Ⅳ－2－② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発について

【全学】

1）科目ナンバリングの導入

平成 26 年度から全学部で科目ナンバリングを導入し、青森大学基礎スタンダード及び専門カリキュラムで、学生が効率的に学修できるように、授業内容の重複や欠落を減らして、カリキュラムの体系性を見直している。

平成 26 年度科目ナンバリング表示規則は「学部等のコード」「科目区分コード」「科目レベルの表示」の 3 つからなる。これによる科目ナンバリング表示は、例えば、「学問のすすめ」は基礎スタンダード・必修科目・1 年次配当の 05 番なので ABS-CO-005 と、「経営組織論Ⅰ」は経営学部・選択必修科目・3 年次配当の 25 番なので BUS-CE-325 とし、平成 26 年度の科目の全てに添付し、シラバスにも掲載している。

現在、科目ナンバリングを導入によって、全カリキュラムの体系性を検討しやすくなったものの、カリキュラムマップの作成・公表には至っていない。

表１．**学部等のコード**

BUS	経営学部	Business Administration
SOC	社会学部	Sociology
SIT	ソフトウェア情報学部	Software and Information Technology
PHA	薬学部	Pharmaceutical Sciences
ABS	基礎スタンダード	Aomori Basic Standard
TEC	教職に関する科目	Teacher - Training

表 2．科目区分コード

CO	必修科目	Compulsory	卒業要件

CE	選択必修科目	Compulsory Elective	卒業要件
EL	選択科目	Elective	卒業要件
LI	資格専用科目	License	卒業要件外

表 3．科目レベルの表示

経営学部・社会学部・ソフトウェア情報学部・薬学部	
400 番台	応用レベル
300 番台	上級レベル
200 番台	中級レベル
100 番台	基礎レベル
000 番台	入門レベル

２）青森大学基礎スタンダード

青森大学基礎スタンダードは、平成 25 年から全学部で実施している本学独自の全学共通教養カリキュラムである。平成 25 年度からの「教養コア」と「技能コア」に加えて、平成 26 年度には、カリキュラム編成を一部見直して「創成コア」を追加し、確かな教養と実践スキル、さらに自己開発能力を育成して汎用的な「3 つの力」の育成を行っている。

「教養コア」には、初年次教育科目として「学問のすすめ」、「人間と文化」、「社会と環境」、「基礎演習」等を置き、グループワークを活用したアクティブ・ラーニングを行い、アカデミックスキルの習得と学習動機づけを高めている。

「技能コア」には、英語をはじめとする外国語運用能力を錬成する「言語スキル」科目群、健康増進とスポーツ技術の向上を行う「身体スキル」科目群、ＰＣのリテラシーや基礎的なデータ分析、プレゼンテーションスキルの習得を支援する「情報スキル」科目群を置いている。

「創成コア」には、「地域創成科目」群として「地域貢献基礎演習」「地域貢献演習」「地域貢献プランニング」を置き、地域貢献で求められる能力を育成し、一方、「自己創成科目」群としては「キャリアデザインⅠＡ・Ｂ」「キャリアデザインⅡＡ・Ｂ」「就職活動実践演習Ａ・Ｂ」「インターンシップＡ～Ｄ」「ボランティアＡ～Ｄ」を置き、人生設計と就業力の育成強化を支援している。

教授法の工夫・開発として、平成 26 年度からは、本学教員の協働執筆による共通テキスト「学びの道しるべ」を刊行し、基礎スタンダード科目で広く活用している。また平成 26 年度に学長主導の「教学改革のためのタスクフォース」が組織され、青森大学基礎スタンダードの編成やアクティブ・ラーニングを採り入れた授業の拡大を進めている。

３）シラバス作成要領

カリキュラム・ポリシーに沿った教授方法の工夫・開発に取り組みやすくするために、平成25年度から詳細な記載例を付けた「シラバス作成要領」を作って、各科目担当教員に学生の「到達目標」、「授業概要」、「成績評価方法・成績評価基準」、「教室外学習の内容・方法」等の明記を求めている。

平成 26 年度のシラバス書式改訂では、各科目で育成する汎用的能力「3 つの力」について 12 の観点と 3 水準からなるルーブリックも作成し、担当教員が自らの授業での達成目標

と教授法を検討しやすくしている。また、本学は学則の基本理念で、地域に愛される大学を掲げて、大学の授業に結び付いた地域貢献活動を推進している。そこで、各授業内容が地域貢献のどのタイプに属するかをシラバス上に明記する仕組みを設けて、教員を支援している。「3 つの力」ルーブリックは文科系の教員にはなじみやすいが、理科系の教員には分かりにくいという意見もある。各授業内容に含まれれる地域貢献のタイプを表示する欄を設け、「地域貢献（地域との関わり）の 4 タイプ」を示すようにした。

表 4．3 つの力の評価の観点と到達水準（ルーブリック）

3 つの力	観点	レベルⅢ	レベルⅡ	レベルⅠ
		創る	使う	習う
生涯をかけて学び続ける力	知的好奇心	社会の問題、新たな疑問や関心について、身につけた知識･技術を使って学ぶことができる。	学んだことに関連して、新たな疑問や関心を持つことができる。	授業で学ぶことや社会の現象に関心を持つことができる。
	多様性理解力	自分と異なる社会的･文化的背景をもつ人たちを受け入れ、多様な社会を大切に考えて行動することができる。	自分と異なる社会的･文化的背景をもつ人たちに感心をもち、違いを受け入れることができる。	自分と異なる社会的･文化的背景を持つ人たちがいることを理解することができる。
	論理的思考力	客観的な事実や論理にもとづいて、その場の状況を判断し、自分の意見をまとめることができる。	複数の事実の関連性や、原因と結果の関係を考えることができる。	事実と意見、自分と他者の意見の違いを区別することができる。
	情報力	信頼できる情報を収集・保存し、それを分析･解釈して、問題解決に活用することができる。	課題に合わせて、さまざまな方法で必要な情報を集め、整理･保存することができる。	課題に合わせて、指示された方法で、情報を集めることができる。
人とつながる力	共感力	相手の話や行動に共感し、尊重することができる。	相手の立場に立って、その人の話や行動を考えることができる。	相手と目を合わせて、話を聞くことができる。
	協働力	自分の役割と責任を理解し、他者と協働して，社会のために行動することができる。	自分の役割を意識して、他のメンバーと協働して、集団のために行動することができる。	自分の役割を考えながら、集団の中で行動することができる。
	表現力	自分の考えを効果的に表現するために、状況に応じてさまざまな方法を選んで使うことができる。	自分の考えをわかりやすく表現するために、方法を工夫することができる。	自分の考えを表現しようと心がけることができる。
	対話力	他者の発言を傾聴して、自分と他者の主張の接点を見つけ、合意に向けて対話することができる。	他者の発言を傾聴することができ、自分の疑問や意見を述べることができる。	他者の発言を傾聴することができ、自分の疑問を述べることができる。
自分自身を見据え、確かめる力	自律力	自分で目標や期限を決めて、やり方を工夫しながら、達成するまで継続することができる。	与えられた課題について、ふさわしい方法を選び、期限までになし遂げることができる。	与えられた課題を、期限までになし遂げることができる。
	規範遵守	社会のマナーや集団のルールを実践し、多くの人々と協調することができる。	社会のマナーや集団のルールの意義を理解し、守ることができる。	社会のマナーや決められた集団のルールを守ることができる。
	問題発見力	現状から問題を発見し、解決すべき課題を明らかにすることができる。	現状から問題を発見することができる。	現状に、何らかの問題があると気づくことができる。
	計画・実行力	問題解決を見通して、計画と手順を決めて、進捗を確かめ、修正しながら、期限内に実行することができる。	問題解決のために具体的な計画と手順を決めて、期限内に実行することができる。	問題解決のために大まかな計画を立てて、行動することができる。

表 5. 地域貢献（地域との関わり）の 4 タイプ

タイプの名称	授業に含まれる地域との関わり
認識	地域について認識を深める。
参加	地域での活動に参加する。
認識・案出	地域の問題を認識し、対策を案出する
認識・参加	地域の問題を認識し、地域での活動に参加する。
参加・案出	地域の活動に参加し、問題を発見し、対策を案出する。
参画	地域の活動に参画し、問題解決策を案出し、実行する。

４）教職員研修会ＦＤの推進

全学的な FD 研修は夏季と冬季の教職員研修会で行っている。平成 26 年度は、アクティブ・ラーニングの科目の拡大を目指して、学外から講師を招いて本学教職員のＦＤに関する意識改革と動機づけを促している。また、学外で開催される FD 研修会へ教職員を派遣して、アクティブ・ラーニング等の新しい教授法などを学ぶ機会を保証している。

一方、教員個々のＦＤを進めるために、各教員は年 2 回の授業アンケートの結果を活用した授業改善とともに、シラバス作成要綱に対応した授業設計の見直しを行っている。

５）学外ＦＤ研修会への参加

本学は授業科目のアクティブ・ラーニング化を進めており、その一環として、FD 委員会が希望する教職員に学外の FD 関連の研修・セミナーへの参加を奨励し、平成 26 年度は 1 名が参加した。

表 6. 学外の FD 関連の研修・セミナーへの参加状況

外部の FD 研修・セミナー	日程	参加者数	場所
第 31 回全国ビジネス系大学教育会議	平成 26 年 8 月 27 日～28 日	1 名	千葉商科大学
第 14 回 山形大学 FD 合宿セミナー	平成 26 年 9 月 9 日～10 日	1 名	山形大学
e-Learning Awards 2014 フォーラム	平成 26 年 11 月 12 日～14 日	1 名	東京

６）授業評価アンケート

年 2 回授業評価アンケートを実施し、各担当教員の判断でアンケート結果を授業の改善（ＦＤ）に活用できるよう促している。一方で、全てのアンケート結果にアクセスできる学長、学部長、教務関係教職員等が、各担当教員に定期的にアドバイスする仕組みはなく、現状としては、大学として個々の教員のＦＤの成果を客観的に把握することが難しい。

７）アクティブ・ラーニングの推進

本学は、平成 24 年度の青森大学ルネッサンス開始以降、基礎スタンダード科目を中心に

複数教員が担当する科目を多く設けて、授業のアクティブ・ラーニング化に取り組んでいる。これに該当する科目には、「学問のすすめ」「人間と文化」「社会と環境」「基礎演習」「地域貢献基礎演習」「キャリアデザインＩＡ／ＩＢ」「キャリアデザインⅡＡ／ⅡＢ」「就職活動実践演習Ａ／Ｂ」等がある。いずれも科目コーディネーターを中心としたチームティーチングを採用し、グループワークやプレゼンテーション、ＰＢＬなどの教授法を含む授業を設計し実践することによって、日常的な FD の場となっている。たしかに授業での協働を通じた FD は実践性が高いが、これらの新しい授業形態にはなじめない教職員もいるのが現状である。

また、本学教職員が協働で、全学共通テキスト「学びの道しるべ」を執筆し、青森大学基礎スタンダードの「基礎演習」の他、各科目で広く利用している。

上記の教育課程編成・実施の方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発は、個別の授業において行われているものの、大学全体としては統一した基準がないため、今後の課題となっている。

【経営学部】

学生は、基礎スタンダード科目群から 48 単位以上を履修し、専門科目群から 76 単位以上を履修しなければならない。これら併せて 124 単位以上を履修し、試験に合格した者を卒業認定する。また、経営学部では、単位履修上限制（キャップ制）を採用している。1 年次の前期から 3 年次の後期までは、教職関連科目を除き各学期 20 単位以下、4 年次は 4 単位以上とする制限を設けることで、着実な理解を促している。

経営学部の 3 つの柱となる経営学、商学、経済学に関する科目を中心に専門科目が設定されている。また、簿記検定、基本情報技術者資格や IT パスポート資格などの情報関連資格の取得のための指導を積極的に展開している。なお基本情報技術者資格においては、ソフトウェア情報学部と提携し、経営学部としては午前試験免除制度の採用を 26 年度より日本で初めて実施した。

経営学部では、2 年次から 4 年次にかけて少人数制のゼミナールを設置しており、学習及び生活面においてきめ細かい指導を行っている。一部のゼミナールでは、他大学との学術交流や地域貢献活動が積極的に展開されている。なお、経営学部では、卒業論文の提出は必須であり、その指導は、4 年次の専門ゼミナールを中心に進められている。毎年 1 月には卒業研究発表大会が開催される。その概要及び結果は、ホームページ上で紹介されることで、進級を控えた３年次学生の学習意欲向上に貢献している。

経営学部では、入学対象者のための予備教育として通信教育を実施している。これは経営学部よりレポート課題（経営学に限らない）が、郵送を通じて入学対象者へと示され、返送されたレポートは教員によって添削され、入学対象者に再び返却されるシステムである。学生が教員との親睦を深めるため、春季には学部を挙げたスポーツ大会も開催されている。

上記の成果として、基礎スタンダード科目群を学生が履修することで基礎学力の向上が図られている。専門科目については、経営学部の３つの柱、すなわち、経営学、商学、経済学に関する科目がバランスよく配置され、充実化が図られている。ゼミナール活動については、少人数制によるきめ細かい指導はもちろんのこと、県内における他大学とのインターゼミナールの開講、地域貢献関連プロジェクトの共同開催などを通じて、経営学部が

掲げる「多角的な視点で課題を捉え柔軟で創造的な発想・解決法を提案できる人材の育成」に尽力した。

資格取得においては、経営情報システムコースにおける情報関連資格指導の充実に向け、他学部との連携強化を図ることで「グローバル化やICT化などに対応できる人材」の育成に取り組んでいる。さらに、スポーツ大会や発表大会を通じて、「企業人として必要な理解力・実務能力・対人関係能力」の涵養を図っている。

【社会学部】

１）集中型講義及び演習

社会学コースにおいては、特に専門必修では半期集中型の演習を採用しており、集中的に地域社会の問題に取り組むスタイルとなっている。この方式を採用することで２年次から４年次までで計６回、総計 180 回ゼミに参加することになり、学習効果が上がっている。また、卒業論文は選択制になっており、年間を通じた指導と、集中的指導を行っている。平成 26 年度より専門必修科目群において、「地域社会特講」を設置し、平成 27 年度より地域社会に密着した講義を行う予定である。この点は、本学独自のものと言える。

２）独自の就活実践演習

２年次までは基礎学力、コミュニケーション能力の向上を目指す指導を重視し、３年次からは、さらに「就職活動実践演習」で具体的な就職活動の進め方を指導している。例えば、履歴書の書き方から面接対策までの細かな点の指導を行う。また、教員免許や司書、社会調査士、スポーツリーダーの資格は、所定の科目を履修し、単位を取得することで得られるが、国家試験受験が必要な社会福祉士や精神保健福祉士の資格を目指す学生には、徹底した指導を行っている。このような結果、平成 26 年度は、卒業生のうち社会学科 100%、社会福祉学科 97.4%の就職率を達成した。

個別授業、調査実習やソーシャルワーク実習などにおいては、事前準備などで個別に教室外学修の指示を行っている。

上記の教育課程編成・実施の方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発は、個別の授業において行われているものの、社会学部全体としては統一した基準がないため、今後の課題となっている。

【ソフトウェア情報学部】

カリキュラム・ポリシーに基づき、1 年次に「プログラミング演習Ⅰ、Ⅱ」、 2 年次に「プログラミングワークショップⅠ、Ⅱ」、 3 年次に「創作ゼミナールⅠ、Ⅱ」、4 年次に「卒業研究」を配置し、プログラミング能力のみならず、問題解決能力やコミュニケーション能力を段階的に修得できるようにしている。また、ネットワークとプログラミング、CG・マルチメディア、インテリジェントシステムの各分野にわたって専門科目を配置し、コンピュータやオペレーティングシステムの動作原理、ネットワークや組込みシステムの仕組み、コンピュータグラフィックスの技術、プログラミング技法などを体系的に学べるようにしている。

教授法を工夫する際の参考とするため、ソフトウェア情報学部では平成 18 年度より教員相互の授業参観を実施している。平成 24 年度には前期２科目、後期３科目について参観と意見交換会を行った結果、それまでに全ての専門科目担当教員が複数回の参観授業を担当したこととなった。平成 25 年度以降は時間的な余裕がなく、組織的には行っていないが、

平成 26 年度には、演習科目の発表会や教科教育法の学生による模擬授業などの際に、広く教員に対して参観を呼び掛けている。

【薬学部】

薬学部においては、入学当初から開講する医療・倫理関係の内容を取り扱うキャリアデザイン、他学部の学生と一緒に学ぶ教養教育、情報教育や早期体験学習を通して、コミュニケーション能力を養うとともに、医療人としての自覚を養う。一方、薬学専門基礎教育では、高度で専門的な薬学に関する知識・技術について年次を追って段階的に修得できるように工夫している。本学薬学部の現行カリキュラムの特徴は、開講しているすべての専門科目を必須科目としていることにある。また、現行の薬学教育コアカリキュラムの改定作業が平成 25 年 12 月に終了したことに伴い、これに準拠した新カリキュラムの策定を進め、平成 27 年度入学生から適用する。

教育課程は、教育目標の達成を目指して体系的に編成され、具体的な講義、実習において時間や授業内容にも工夫が施されていると判断している。

(2) 現状の評価

基準を満たしている。本学は全学的に教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、その方針に沿って教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発を進めている。

(3) 将来の展望

【全学】

本学は「未来を拓く実践力」の涵養を全学的に実現するために、全学のディプロマポリシーとカリキュラム・ポリシーに沿って、大学全体と各学部のカリキュラムの体系化・合理化と授業改善をさらに進める必要がある。

１）カリキュラムマップの作成

基礎スタンダードと専門カリキュラムの連続性を高めるために、科目ナンバリングを活用してカリキュラムマップを作成し、履修の便宜を向上させる。各科目の教育内容・方法を吟味することによって、カリキュラム上のポジションを再検討しながら重複を削減し、なおかつ欠落している教育内容を明らかにして、必要な科目の設定を行う。

２）授業改善の可視化

まず、授業アンケートの結果の可視化を進めるために、教育支援システムの改修を行い、教職員が相互に閲覧できるようにして授業改善への取り組みやすい環境を作る。

次に、相互授業参観を実施し、教職員がどの授業でも気軽に見学できる期間を設定し、授業改善のヒントを得られるようにする。

３）アクティブ・ラーニングの推進

第一に、基礎スタンダードのオムニバス科目を本学のアクティブ・ラーニングのトレー

ニング装置の一つと捉え、これまで担当したことのない教員や担当を希望する教員に参画を促す。日常的にアクティブ・ラーニングを強く意識して、複数教員が協働する科目は、「学問のすすめ」「人間と文化」「社会と環境」「基礎演習」「地域貢献基礎演習」「地域貢献演習」「キャリアデザインⅠA/ⅠB」「キャリアデザインⅡA/ⅡB」「就職活動実践演習A/B」等がある。

第二に、学内でアクティブ・ラーニングのワークショップを開催する。FD委員会、学習支援センター等が協力して、本学のアクティブ・ラーニングの成果を共有しながら、きめ細かな授業改善を図る機会を設定する。

第三に、アクティブ・ラーニングを加速させる人材養成のために、関連する学外研修等への派遣教員を前年度比で２倍程度に増やす。必要に応じて派遣教員の指名を行う。

４）「3つの力」ルーブリックの改善・周知

全学のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに、汎用的な能力として「3つの力」の育成を明記している。教員が授業設計・実践・評価の基準として活用できるように、FD委員会と教務委員会が協働して「3つの力」ルーブリックを改善し、平成27年度シラバス作成要領を改訂する。加えて、ルーブリックを活用した授業改善のワークショップを開催するなどして周知を図る。

【経営学部】

経営学部には３つのコースがあり、今後一層のコース体系化の充実及び強化を図る必要がある。事業マネジメント・会計コースにおいては、一層の日商簿記等の資格取得、地域貢献活動の活発化に注力していく必要がある。経営情報システムコースにおいては、基本情報技術者資格や IT パスポートの合格実績を向上させる試みが必要である。スポーツビジネスコースにおいては、資格取得の実績向上のみならず、スポーツを通じた地域貢献の在り方について NPO 団体との提携も視野に入れた検討が必要である。加えて、基礎スタンダード科目群、1 年次学生の必修科目を通じた、専門基礎学習の充実と内容の工夫について検討が行われ、平成 27 年度より経営基礎演習が開講されることとなった。また、2 年次ゼミナールの位置づけについて、専門ゼミナールへの架橋的な位置づけを強化するために授業内容の工夫、学部としての地域貢献活動への取組みについて検討が行われ、平成 27 年度入学生カリキュラムより経営学演習としてスタートすることになった。最後に、グローバル化に対応した短期留学生プログラムを後期よりスタートした。

【社会学部】

社会学コースは、平成 26 年度のカリキュラムより、コース必修専門選択において地域社会特講（地域：「地域社会学」「家族社会学」「環境社会学」「教育社会学」）、（理論：「社会思想」「社会意識と心理」「相互行為論」「グローバリゼーション論」）、（情報・メディア：「文化社会学」「メディア論」「地域観光学」「言説分析」）を設定し、これまでの必修選択に比べ、より地域社会に足場を置いたカリキュラムとなっている。これらの科目は平成 27 年度より開講される。また、社会福祉学コースでは、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験指定科目を中心としたカリキュラムの中に、「青森」や「地域

社会」を題材として取り上げた授業内容を盛り込んでいる。特に「ソーシャルワーク演習Ａ」「ソーシャルワーク演習Ｂ」では基本的なコミュニケーション技術や対人援助職に必要とされる面接技法などを学んだのち、「ソーシャルワーク演習Ｃ」「ソーシャルワーク演習Ｄ」では、実際の地域を題材にして課題発見・分析及びフィールドワークを行い、地域住民と実際にコミュニケーションを図り、生きたコミュニケーションを実践する機会を増やしている。

これらの取組みを通じて、地域と大学の若い人材との接点をより多くし、卒業後にスムーズに地域社会で働ける人材を輩出できるシステムを完成させていく。

授業の工夫等については、平成 26 年度よりシラバス（講義概要）に教室外学習の指示を明示し、積極的に工夫を行う取組みを進めている。

【ソフトウェア情報学部】

カリキュラム・ポリシーの第 6 の項目に挙げた各種資格試験への対応の一つとして、これまで基本情報技術者試験に対しては「ソフトウェア情報学特講Ⅰ、Ⅱ」を開講してきたが、平成 26 年度からはこの試験への対応を強化するため、経営学部と協力して同試験の午前試験免除制度を利用できる体制を取った。具体的には、当学部の「ソフトウェア情報学特講Ⅰ」、「コンピュータ基礎」、及び経営学部の「経営情報論Ⅰ、Ⅱ」、「経営情報数学」の計 5 科目をこれに充て、内容も一新した。これらの科目の受講者は平成 27 年 6 月に学内で実施予定の修了試験に合格することにより、基本情報技術者試験の午前試験を免除され、午後の試験のみの受験で資格を得る道が開けることとなる。

【薬学部】

改正された薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した薬学部のカリキュラムを策定し、平成 27 年度入学生から適用する。なお、新カリキュラムにおいても、現行カリキュラム同様、専門科目すべてを必修科目とした。これは、学生の多様なニーズに応えることができないデメリットを抱えることにはなるので、正規カリキュラム以外のメニューの実施を今後検討していく必要があろう。カリキュラムの改革に伴い、学生には、新カリキュラムマップを作成・配布して、教養科目の意義などを分かりやすく説明し、教育の目標をさらに明確にする必要がある。

Ⅳ－3　学修及び授業の支援

(1) Ⅳ－3 の現状

Ⅳ－3－①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実について

【全学】

１）担任等による学修支援体制

各学部で担任制度もしくはゼミに同等の機能を設けている。学生一人ひとりに特定の教員が配置され、入学時から卒業するまで学修状況の把握、就職の支援、生活相談などを行い、連続欠席や成績不振の学生については、教員が職員を連携して支援を行っている。

２）オフィスアワー

全ての専任教員が週 3 回程度のオフィスアワーを計画し、学生掲示板で周知し、実施している。

３）スチューデント・アシスタント制度

スチューデント・アシスタント制度の規程を定め、原則 4 年生を採用するスチューデント・アシスタント制度が導入され、あらゆる授業で活用されている。スチューデント・アシスタントの選考は、学部長、教務部長の推薦を受けて、学長が決定している。

４）授業外学習支援

単位制の趣旨を担保するために、授業外学習スペースとしてグループ活動ができる「つどいのスペース」や自習室（薬学部）を当て、加えて、放課後は一般の教室やコンピュータ演習を開放している。

５）学習支援センター

学習支援センターを設置して、規程により運営委員会が活動方針を策定し、センター員による個別支援を実施している。当センターの支援スケジュールは、掲示板を通じて学生に周知し、利用の促進を図っている。

６）授業支援

授業支援として、「授業評価アンケート」を各学期ごとに実施し、学生から授業内容の理解度や授業改善の要望などを集め、各教員はその結果を活かして担当する授業を行っている。平成 26 年度から利便性を高めるために、アンケート結果の主要項目をグラフ表示する改善を行った。しかし、授業改善結果を学内外に公表する仕組みはまだ整備されておらず、このアンケートの授業支援効果を可視化できていない。

７）退学、停学、留年への対応

各学部は教授会及び学科会議で、退学・停学・留年等について資料を作成して、原因分析、改善方策を審議している。

【経営学部】

教員と職員の協働について以下に取り上げる。

経営学部では教員と職員によって学部教務委員会が開催され、学習支援について双方の意見交換や提案がなされている。

SA 等の活用による学修支援及び授業支援の充実について、平成 26 年度からスチューデント・アシスタント制度が導入され、経営学部としては、オリター制度としての機能が確保されるよう検討している。

経営学部における授業評価とその成果活用の試みは、各学期 2 回の授業評価を通じて行われている。これに基づいて学生の意見は講義内容やシラバス改善に活かされている。これを通じて教員は講義内容やその手法の充実化、学生は主体的な学びの深化へとつなげている。

教員と職員の協働については、学部教務委員会の教職合同実施の点より評価できる。SA 等の活用による学修支援及び授業支援の充実については、オリター制の導入や資格取得サポートについて先輩が後輩を指導するといった取組みが今後に向けた課題となっている。経営学部においても FD の観点より授業アンケートの積極的な活用や一層の検討を進めている。

【社会学部】

１）担任制

社会学部の特徴として担任制がある。１人の教員が各学年の学生２～３人を担任し、学業から卒業・就職まで支援していく。平成 26 年度からは、月 1 回の担当教員による面談日（毎月第 1 水曜日）を定め、毎月、全ての学生に面談を実施することとした。一方で、欠席が多い学生、単位取得数が少なくなりそうな学生に関して、担当教員が随時面談を行って指導をしている。教務委員はそれらの学生を全体的に把握し、単位取得が不十分な学生の保護者に対し警告状を作成し、送付している。特に２年次から３年次に進級する際に、単位取得数が 60 単位未満の学生に関しては進級を認めていない。学期、年度、２年でそれぞれ学生の学修状況を細かく把握し、確認していくことできめ細かな指導を行っている。

２）上級学生の活用

学部学生間による相互補完的な学習効果を考慮し、上級生を下級生のゼミに動員することを行っている。例えば、「就活実践演習」では就職活動を開始する学年向けに、すでに内定をとれた４年生が相談会を行っている。なお、これは、４年次の「就活実践演習」として単位化されている。

３）学習支援センターの活用

平成 25 年度後期より学習支援センターが開講され、個別に相談を行っている。ただし、社会学部独自のものはなく、担任制を活用し補っている。

４）担任制を通じた学生指導

学修支援に関しては、課題等が未提出なため単位が取得できていない学生に対し、積極的に声をかけ個別の学修指導を行っている。先に述べた担任制を活用、さらに、教務委員が積極的に学生、教員に働き掛け個別の補講を行い、留年、退学に対する対策を行っている。なお、上記の他にも、日常的に教員の学生指導は行われており、指導時間を確保するために、教員には「オフィスアワー」の設定を義務づけている。

５）教授会報告

出席や成績が不振な学生の名簿を作成し、記載されている学生の担任教員が、その学生の近況を報告することにより、個々の学生のニーズを学部教員全員で共有するとともに、その学生が受講している科目を担当している教員が適切な支援を行うことを可能にしている。さらに、個々の学生の出席、取得単位、連絡先、及び就職に関する希望などの情報は、学期ごとに学生台帳としてまとめられ、各教員が学修支援の基礎情報として有効に使用している。

６）学生台帳

社会学部では全学生の成績などを一覧にした「学生台帳」を作成している。その一覧によって、「警告対象」「留年対象」の学生を決定している。これらの資料及び担任の所見を会わせて、父兄に成績表とともに警告状などを送り、学習態度などの改善を促すように努力している。

社会学部は、伝統的に「面倒見のいい学部」として、多くの学生の支援を行ってきた。この伝統は現在も継続されており、各学期ごとに、学生の成績はもちろんのこと、単位取得数、残りの単位、部活の状況などを一括した情報を学生委員会が作成し（学生台帳）、各教員が相補的に協力しつつ学生指導に当たっていることは、評価できるとともに、今後も

継続していくべきである。課題としては、カリキュラムの再編に伴う開講科目の変更により、再履修が困難になり、また、読み替えの必要が生じていることである。このため、学生と話し合い、受講すべき科目を決定している。青森大学基礎スタンダードの導入により、教養科目、専門科目の区分がこれまで以上に明確になり、固定された授業科目と履修方式が確立することが必要である。また、スチューデント・アシスタントが導入されたので、今後、「就職実践演習等」の科目などで活用していくことが必要である。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、次のような学修支援を行っている。

１）入学前教育

12 月までの推薦入試・AO 入試合格者に対して、数学基礎力に関する課題を 3 回課し、生徒ごとに割り当てた学部の担当教員が、毎回、提出された解答を添削した上で、解答解説のプリント及び個別の手紙を添えて返送している。

さらに、平成 24 年度より、系列校の青森山田高校の対象者に対しては、学部の担当教員が高校に出向いて、直接指導するようにしている。

２）学習アドバイザー制度

1 年生には「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」、2 年生には「プログラミングワークショップⅠ・Ⅱ」、3 年生には「創作ゼミナールⅠ・Ⅱ」、4 年生には「卒業研究」の各担当教員が学習アドバイザーとして全ての学生に割り当てられ、勉学、学生生活、進路などに関する相談に応じ、指導を行っている。

３）オフィスアワー制度

本学部の教員は、一般に大学での滞在時間が長く、いつでも学生の相談に対応するという気持ちでいるが、授業や会議で研究室を離れることも少なくない。特に 1、2 年次の学生が気軽に質問や相談のため教員を訪ねることができるように、平成 26 年度よりオフィスアワーの制度を設けた。各教員が対応可能な時間を設定した上で、研究室の入り口に時間と趣旨を書いて掲示すると同時に、学部教員全員のオフィスアワーのリストを学生に配布している。

４）補習授業の実施

1 年次前期「基礎数学Ⅰ」の履修者のうち、習熟度の低い学生に対して夏季休業期間に 5 日間の補習授業を実施している（平成 23 年度より）。

【薬学部】

１）教職員協働による学生への学修及び授業支援

薬学部は、大学の理念（生涯をかけて学び続ける力、人とつながる力、自分自身を見据え、確かめる力を備えた人材育成を行う）に基づいて教育を進めるために、学部（科目担当者、担任、配属研究室責任者、学部教務委員会、基礎教育向上委員会）と事務局教務課の間で、綿密な連携をとりつつ、学生への学修及び授業支援を行っている。平成 25 年 4 月には、薬学部長が事務局新規採用者等を対象に、薬学部の教育方針、カリキュラム紹介、学生の教育における教員・事務職員協働の意義について説明する場を設けた。平成 26 年度には実施されていないが継続すべきと考えている。なお、学生に対して自学自習を促しているが、自習の場として、図書館、５号館内の自習室 5204 室を確保している。さらに、一部の教室については、試験週間前に自習用に学生に開放している。パソコン演習室では、

ネットを介した共用試験・薬剤師国家試験対策用の教育支援システムを利用している。

２）SA（Student Assistant）等の活用による学修支援及び授業支援

SA 制度は､上級生が下級生をの指導する課程で､指導内容に関する自らの理解度の把握、説明能力、コミュニケーション能力を高める効果が期待できる。薬学部においては、実質的に「共用試験」対策演習において、対象の４年次生に対して同級生が少人数の補習を行って教育効果を上げている。さらに、３年次に行っている７つの薬学専門実習においては、５年生が実験準備作業、実験についての補助的説明や実験手技などで支援を行っている。平成 26 年度本学において SA 制度が立ち上げられたことに伴い、以下の 2 つの支援を行った。

SA による勉強会：

1 期：平成 26 年 8 月 4 日～9 日、

薬 22057 栗林晋也（対象学生 4 年、科目分野：熱力学、エネルギー代謝、DNA とタンパク質、免疫学、計 20 コマ）

薬 21065 柏谷翔太（対象学生 1,2 年生；科目分野：有機化学の基礎、計 20 コマ）

2 期：平成 26 年 8 月 18 日～23 日、

薬 21009　岡　慧（対象学生 3 年生、科目分野：有機化学の基礎、計 12 コマ）

薬 22040　平尾　航（対象学生 2～6 年生、科目分野：生化学、分析化学、計 16 コマ）

SA による CBT 再試験対策勉強会：

平成 27 年 2 月 2 日～2 月 18 日、対象学生（CBT 再試受験者 4 年生 17 名）

薬 22040　平尾　航（担当分野：ゾーン 1　計 8 コマ）

薬 23029　白戸亜沙美（担当分野：ゾーン 1・2、計 6 コマ）

薬 23065　山下功太（担当分野：ゾーン 1・2、計 6 コマ）

薬 23007　浦上陽介（担当分野：ゾーン 2、計 4 コマ）

薬 23018　神林佳祐（担当分野：ゾーン 1、計 8 コマ）

今年度からスタートしたばかりで受講者が少なかったが、出席者は熱心に勉強に取り組んだことは確かである。さらに SA については、事前に教員の推薦を受けており、問題はなかったと判断している。今後は受講者からのアンケート結果をまとめて、今後もこの制度を有効に活用して成績の向上を目指す。

３）留年生、卒業延期生に対する学修支援

定期試験不合格者に対しては補講受講を義務化している。留年生対策としては、特別講義を起こしているわけではないが、未修得科目の単位修得を目指して担任とともに、４月には、例年「留年生のためのオリエンテーション」を薬学部として例年開催して目標を定めさせる指導を行っている。一方、卒業延期生対策としては、４月中旬から６月下旬まで「卒延生のための特別演習」を毎日２講ずつ開講し、７月初旬に卒業試験に備えさせ、９月末での卒業を目指している。なお、卒業延期生に対しては、終日利用できるよう専用の教室 5306 室を確保している。

４）リメディアル教育の充実

薬学部では、新入生の一定水準基礎学力を確保するため、平成 25 年度に基礎教育向上委員会を新たに設置し、入学者全員を対象としたプレイスメントテスト（基礎 3 科目：数学、化学、英語）を実施してきた。これにより、全ての学生の入学時の基礎学力を判定して、

その後に行う補講対象学生の選抜資料としている。平成 26 年度はリメディアル教育科目として「化学入門」「数学入門」を設け、4 月下旬から 6 月下旬まで計 10 講の講義を行った。
受講者はプレイスメントテストで選別された学生（入学者の概ね 1/3）と受講希望者である。担当者は、「化学入門」を上家准教授が、「数学入門」を中田教授が担当した。
５）オフィスアワーの設置
オフィスアワーを設置することを義務付けており、学生の質問、相談に対応している。
以上のように、教員と職員の協働並びに SA 制度（注：平成 26 年度中に制度として正式に開始）の活用、学部教務委員会（及び下部組織としての基礎教育向上委員会）による学生の学修支援及び授業支援体制が確立し実施されていると判断している。

（2）現状の評価

基準を満たしている。授業の支援において教員と職員の協働は、通常の授業や学習支援センターの支援業務等で着実に進んでいる。平成 26 年度から導入した、スチューデント・アシスタント（SA）制度の活用も広がり、学修支援及び授業支援の充実が図られている。

（3）将来の展望

【全学】
１）教員と職員の協働
教職員は、カリキュラム・ポリシーに基づいて学生の学修を深めるという目的を共有し、より主体的に課題発見・解決に取り組む必要がある。特に、本学はアクティブ・ラーニングを採り入れた授業を積極的に増やしているため、学生への学修支援はもとより、授業設計・実践、授業準備、教育機器の整備等でも現状を振り返り、効率的な教職協働体制づくりが求められている。
２）SA(Student Assistant)制度
平成 26 年度から導入した SA 制度には、新たな授業支援の方法として教職員から期待されている。今後は、多くの教職員が授業参観やワークショップ等を通じて、SA を活用した授業実践を共有して、この制度の実績が向上するよう研究する必要がある。また SA 制度の予算を拡充し、SA の採用を 4 年生以上に限定せず、学年を問わず SA にふさわしい学生を採用していく工夫が必要である。
【経営学部】
教員と職員の協働については、履修指導や履修相談はもちろんのことであるが、今後は履修の変更や解除などの事務手続きの簡略化について教員と職員の双方で検討していく必要がある。学生状況の把握については、教員と職員とがデータ共有の充実化を図ることはもちろんのこと、情報伝達に伴うフォーマットの整備、統一に取り組んでいく必要がある。大学生活に不慣れな新入生に対する 2 年生以上の学生による支援組織の導入や、先輩が後輩を指導するという仕組みの適切な構築が早急な課題である。これについて、3 年次ゼミナールと 2 年次ゼミナールとが共同で地域貢献プロジェクトに従事する試みが試験的に行われ、実績も上がった。アンケートの実施については、その実施に要する労力、公正な評

価等を勘案すると、これまでの各学期につき２回の実施から１回の実施が望ましい。経営学部より学習支援センターの不明確な機能について、その明確化を働きかけ、これを活用した学修支援を積極的に図っていく必要がある。

【社会学部】

今後の学修支援としては、担任又は教務委員が呼び出しを行う前に、積極的に学生が相談に来るようなシステムの構築が必要となっている。そのため、放課後コモンズ、学習支援センターを積極的に活用し、常に対応が可能な体制をとることになる。また、「面倒見のいい学部」の伝統を継続し、これまでどおり、学生の情報の教員間の共有、そして、一致協力の指導体制をゆるぎないものにしていく。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、学部創設時から学習アドバイザー制度を設け、学生の様々な相談に応じてきた。また、平成 26 年度よりオフィスアワー制度を新設し、学生に対する学修支援をより一層強化できるような体制を取っている。入学生の習熟度も多様化が進んで行く状況を踏まえ、個々の学生にきめ細かく対応して行くことが今後もますます重要となる。

【薬学部】

学部教務委員会と事務局教務課は今後も連携して学生の教育に努める。ただし、現在の事務局教務課の薬学部担当者は、実質的に、１名であり、教員と事務職員の協働には自ずと限界がある。薬学部専任事務員の増加が必要である。また、学部と事務局職員との情報交換についても常に行う必要がある。昨年度開催した学部長による事務職員を対象とした学部紹介的な説明会については、今後も継続する必要がある。教育 SA 制度については、平成 26 年度中に制度化したのでこれを今後も活用していく。基礎学力向上のためには種々の角度からの努力を継続する必要がある。カリキュラムの改訂では、低学年における講義一辺倒の教育を改めて、特に低学年における演習科目を増設して、学生一人ひとりの理解度を確かめながら学生の基礎的学力を身に付けていくことが必要である。

Ⅳ－4　単位認定、卒業・修了認定等

（1）Ⅳ－4 の現状

Ⅳ－4－①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用について

【全学】

単位認定は全科目の成績評価基準や成績評価方法をシラバスに明記し、卒業要件や進級要件は学部ごとに定め、各教授会はこれらの基準に従って厳正に運用している。

また、これらの基準は 1 年生のオリエンテーション及び 2 年生以上のガイダンス等で説明するとともに、「青森大学学生生活ガイド」や学生支援システムの画面で学生本人が確認できるようにしている。

１）1 年生の単位認定

平成 26 年度から GPA 制度を導入し、計画的な履修や履修登録科目数の自主規制を促すと

ともに、学生が成績評価を適切に自己分析して、学習動機や意欲を高めることができる環境を整備している。

履修科目の成績評価は、担当教員による評点（100～0 点）によって行われ、評点に対応して評語及び判定が確定する。GPA は、履修したすべての科目の評点から算出する。ただし、教職に関する科目など卒業単位に含まれない資格関連科目や、編入学生の認定科目は GPA の計算に含めない。GPA は成績表とともに成績証明書等にも表記している。

GPA の導入にともない、教務委員会が中心となり、新入生オリエンテーション等の機会を捉えて制度の趣旨と仕組み、留意点について指導を行っている。特に、累積 GPA は一度下がると回復が困難であるため、教務課が前期と後期の履修取り消し期間の学生対応を強化している。

表 1. 評点、評語、判定、グレードポイント

評点	評語	判定	グレードポイント
100 - 90 点	S	合格	4
89 - 80 点	A		3
79 - 70 点	B		2
69 - 60 点	C		1
59 - 0 点	D	不合格	0
評価不能	N		

２）2 年生以上の学年の単位認定

平成 25 年度以前に入学した学生の履修科目の成績評価は、担当教員が評点（100～0 点）を決め、それに対応して評語及び判定が確定する。

単位認定は試験による評価が原則であるが、科目によってはレポート提出を課すこともある。また、病気その他のやむを得ない理由で定期試験を欠席した者に対しては追試験を、不合格者には再試験を受験する機会が与えられることがある。

表 2.　評価点数に対する評語及び単位の認定（2 年生以上）

評価基準	左に対応する評価	単位認定
80～100 点	優	合格
70～79 点	良	
60～69 点	可	
59 点以下	不可	不合格

他学科履修は、薬学部を除き実施されている。経営学部では他学科の専門科目を１６単位以内まで、社会学部では単位数制限を設けていないが、科目担当教員及び教務委員会が承認された単位を、ソフトウェア情報学部では８単位以下の他学科の科目を卒業に必要な単位として認めている。

３）編入学者の既修得単位認定

編入学者の前在籍大学・短期大学等の成績表に基づき、本学の教育課程との整合性を各学部の教務委員会で審査した上で単位認定を行っている。また、外国の大学等出身者についても同様の取扱いをしている。

４）進級制度

進級制度は、各学部が定めて運用している。新入生オリエンテーション及び 2 年生以上の在学生ガイダンスで進級要件を周知させ、必要に応じて個別指導も行っている。

５）卒業要件

卒業に必要な単位数は、4 年制度の経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部では 124 単位、6 年制度の薬学部では 225 単位である。

卒業要件に含む他学科履修単位は、経営学部では 16 単位以内、社会学部では単位数制限を設けず、ソフトウェア情報学部では 8 単位以下としている。薬学部は他学科履修を認めていない。

卒業認定は、2 月の卒業判定教授会で審議され、必要な単位を取得した者に対して行われる。社会、ソフトウェア情報、薬の 3 学部は厳格な卒業認定を行ったが、経営学部では一部学生に保留判定を出して卒業認定に遅れが生じた。

６）キャップ制度

各学部が年間履修登録単位数の上限を定めて、新入生オリエンテーション及び 2 年生以上の在学生ガイダンスで周知するとともに、個別指導も行っている。

表 3.　年間履修登録単位数の上限

	経営学部	社会学部	ソフトウェア情報学部	薬学部
1 年次	前期 20	48	48	52
	後期 20			
2 年次	前期 20	48	48	62
	後期 20			
3 年次	前期 20	48	48	63
	後期 20			
4 年次	なし（通年で 4 単位以上）	48	30	42
5 年次	－	－	－	35
6 年次	－	－	－	24

７）授業への出席促進

定期試験の受験資格は欠席が 3 分の 1 未満であることとしているので、15 回のうち計画的に 5 回出席する学生も見られたため、平成 26 年度シラバス作成要領を改訂し、各授業シラバスに「全ての授業に出席する」原則を明記して周知した。

【経営学部】

経営学部では、単位認定、卒業・修了認定等について、基礎スタンダード科目では基礎的な学習能力の習得を主眼としている。大きく分けると、論理的思考能力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力の育成から成る基礎学力、専門科目への橋渡しとなる専門基礎学力とに分類される。基礎的な学習能力は、経営学の体系的な専門知識や専門コースにより深められる学際的能力の修得を通じて応用される。経営学部では、

このような能力開発に努力した学生に対して単位認定、卒業・修了認定を行うものと明示している。また、その厳正な適用のために基礎スタンダード科目群から 48 単位以上、専門科目群から 76 単位以上、合わせて 124 単位以上を履修するため試験で合格した者に卒業を認定している。経営学部においては、卒業論文の提出が義務づけられている。

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化において、1 年次、2 年次に実施される基礎スタンダード科目の学修成果が 3 年次、4 年次に実施される専門科目、コース科目において活かされることを前提として基準が定められている。経営学部は、単位履修上限制を導入しており、それに基づいて学生にとって無理のない履修と、学修成果の両立が図られている。これに加え、3 年次から 4 年次へ進級するに当たり所定の単位、及び単位数を満たすことが求められている。

【社会学部】

１）単位認定、卒業判定等

既ににⅣ－2－①で示しているが、社会学部の単位認定及び卒業に関する要件は、次の①から④に示すとおりである。

① 進級：社会学は２年次から３年次に進級する際には、総計 60 単位以上の履修を必要としている。

② 卒業：教養 40 単位以上、専門必修 16 単位以上、各論 20 単位以上、専門選択 48 単位以上、の計 124 単位以上の履修が必要となっている。

③ 他学科の単位取得：上限として 30 単位を認めている。

④ その他：年間の履修上限は 48 単位であるが、資格関連の専門科目に関してはこの上限外として配慮している。具体的には「教職関連科目」「精神保健福祉士、社会福祉士の特に実習関連」「図書館司書」などがそれに当たる。

２）警告状

上記の要件をチェックし、単位を取得しているかを確認するため、「警告状」の送付を行っている。半期 15 単位以下の場合、保護者に、現在の成績表とともに警告状を送付している。

３）留年制（原級留め置き制度）

２年次修了までに 60 単位を取得していない者に対しては、留年（原級留め置き）を行っている。これは、担任の指導を前提として、毎年教授会で判定されている。

４）卒業判定

毎年２月に行われ、教授会によって審議され判定されている。

専門の講義科目に関しては、小テスト及び試験によって成績を評価を行っており、合格しない場合は、再試験、再再試験、追課題等で対応している。また、一部の講義科目や演習等では、研究成果の報告によって成績評価を決定し、参加‐発表型の学修を心掛けている。資格関連科目に関しては、国家試験等がある場合は、その対策を行い、集中的な学修指導を行っている。また、大学院進学希望者に関しても、個別・集中的な学修指導を行っている。

履修上の問題点としては、特に社会福祉学コースでは資格関連科目が多いため、重要科目が再履修になると次年度履修が困難になる事例がある。4 年間を通じた学修カリキュラム

及び再チャレンジできるようなシステムの構築を目指す必要がある。

【ソフトウェア情報学部】

１）単位認定

成績評価の仕方については、各科目のシラバスに明記している。特に演習系の科目では、期末試験だけでなく、中間試験、小テスト、レポート提出など、日頃の学習状況を考慮する場合が多い。全学の単位習得試験規程に従い、100 点満点で 60 点以上の場合に単位を認定することとなる。

なお、他学部科目の履修については、8 単位まで卒業要件単位として認めている。

２）進級要件

・2 年次から 3 年次

1) 1 年次の「プログラミング演習Ⅰ、Ⅱ」及び 2 年次の「プログラミングワークショップⅠ、Ⅱ」の単位を全て取得していること。

2) 1 年次の必修専門科目の単位を全て取得していること。

3) 総計 60 単位以上を取得していること。

・3 年次から 4 年次

1) 3 年次の「創作ゼミナールⅠ、Ⅱ」の単位を取得していること。

2) 1、2 年次の必修専門科目の単位を全て取得していること。

3) 総計 100 単位以上取得していること。

３）卒業要件

必修科目の全ての単位を含め、教養科目群 32 単位以上、専門科目群 92 単位以上、計 124 単位以上を取得していること。

【薬学部】

１）単位認定について

薬学部では、全ての専門科目を平成 24 年度から必修化し、定期試験の本試験において 100 点満点中 59 点以下の者を要再試験受験対象者として掲示し、担当教員は対象者を集めて補習講義を行うとともに、再試験を実施する義務を負っている。再試験終了後、単位認定者については掲示で示し、学生は自分の点数などに疑義があれば個別に担当科目の教員に問い合わせることができる。最終評価は、青森大学教育支援システムを介して入力・保存される。なお、編入生あるいは他大学等に所属経験のある学生における既修得単位の取り扱いについては、薬学部教務委員会が 4 月の早い時期に修得科目の教育内容及び単位数を本学の教育課程と照合し、個人別の単位認定案を作成する。最終的には、教授会でこれを審議して単位を認定する。本学の成績表の評価欄には「認定」を入れる。他大学との単位互換制度は薬学部の場合実施していない。

２）進級判定について

薬学部は、薬学部独自の進級基準に基づいて進級判定を行っている。薬学部進級基準については、平成 23 年度に改定して現在に至っている。なお、進級基準は、毎年入学者のオリエンテーション時に配布し、学部教務委員（長）が詳しく説明している。これによれば、累積の未修得科目単位数が概ね 10 単位未満であれば進級できる。ただし、実習科目については、特別な理由がない限り、未修得の場合には進級できない。進級判定については、２月下旬に学部教務委員会で修得単位数を厳密に調査して進級案を策定し、最終的に進級判

定教授会において審議の上、最終的に進級あるいは留年を承認している。
３）卒業要件について
薬学部の卒業要件は、平成 25 年度（入学生）は 221 単位以上修得となっている。なお、平成 26 年度（入学生）からは、教養課程の変更に伴い 4 単位増やして 225 単位以上とすることが教授会で審議・承認されている。ちなみに、薬学部においては 12 年を超えて在籍することができないことが学則に明記されている。なお、平成 27 年度から開始される改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した新教育課程表では、卒業要件が 232 単位となること、専門教育科目がすべて必修となることが 2 月教授会において承認されている。
以上記載してきたように、薬学部の単位認定並びに進級・卒業判定については、あらかじめ厳密な基準が薬学部進級基準として明示され、入学生に配布され、説明されており、審査過程も教務課作成の資料から明らかなように、明確化され、しかも、教授会において厳正に諮られていると判断される。

（2）現状の評価

青森大学においては、単位認定、進級及び卒業、修了認定等の基準が明確化され、おおむね適正に行われている。

（3）将来の展望

【全学】
厳格な単位認定を行うためには、科目担当教員がシラバスの成績評価基準等をより明確に示す必要がある。そのために、シラバス作成要領の改善を継続する。まず、ディプロマ・ポリシーに掲げる本学独自の汎用的能力「3つの力」は、まだ教職員が認識にくい点があるため、「3つの力の評価の観点と到達水準（ルーブリック）」の項目を分かりやすいものに変更する。次に、設置基準の単位制度の趣旨に沿った学修と単位認定を行うため、シラバスには単位認定試験の受験資格を3分の2以上の出席という文言の記載を止め、全授業回数の出席を促す記載に変更する。
全ての学部の卒業及び進級認定の手続きを統一し、全学的に状況確認を行う。特に、2月の卒業判定教授会において保留の認定をしないよう厳格に進める。また、卒業及び進級等にGPAを活用するために、FD委員会において検討を進める。
【経営学部】
平成 26 年度より、全国の経営学部では初の試みとなる基本情報処理技術者試験の午前試験免除制度がソフトウェア情報学部との提携により実施される。それに伴い、単位履修上限制を他学部履修制度の在り方とともに再検討することが次の課題となる。例えば、必修科目の数が多い学部に合わせた、学部共通の履修上限の導入も検討されなければならない。なお、単位履修上限制の運用の在り方は、学生の各種資格関連科目の履修状況等（ただし、教職科目・資格関連科目は履修上限の例外とするなど）も踏まえて慎重な議論が必要である。
また、平成 26 年度より全学的なカリキュラム変更に伴い、1 年次ゼミナールは、基礎ス

タンダード科目として全学部横断な教養科目として再編成された。それについて、経営学部教務委員会では、従来、1年次から4年次までのゼミナールが学部専門性の維持、学生指導の支柱として位置づけられてきたこと、すなわち、教員と学生の重要な接点として機能してきた少人数制のゼミナール制度が、新 1 年生に対しては機能しなくなることから、経営学部教員と新入生の指導窓口として、基礎スタンダード科目に取り入れられた1年次ゼミナールの担当とは別個に学部新入生に対応する担任制を新たに設定しているが、平成 27 年度より経営基礎演習（1年生専門ゼミナール）が設置されることとなり、担任制は廃止の運びとなる。

【社会学部】

社会学部としては、様々な分野で地域社会に貢献できる人材を育成することが目標となっているため、積極的に学外の機関と連携できる授業科目を構築していく。特に大学周辺地域との連携を深め、地域の大学としての姿を考えていく。また、資格関連科目などにおいて、実社会に出た時のことを考えた授業を行い、これまで以上に身近な地域社会が抱える問題を中心に扱っていく。これらの教育内容の充実を念頭に置き、基礎、専門科目のカリキュラムの再編を行っていく。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部における進級条件は、それらの条件を満たさないと、上の学年の必修専門科目「創作ゼミナールⅠ、Ⅱ（3年次）」あるいは「卒業研究（4年次）」の履修を開始できず、4年間では卒業できなくなることを意味しており、同一学年に留まるということではない。条件を満たさない場合には同一学年に留まるようにすべきとの考え方もあるものの、学生の勉学意欲を殺ぐことになる、あるいは教育的な配慮から行う仮進級のような対応がしにくくなるなどの面を考慮して、上記のようにしてきたが、分かりにくいという指摘も受けている。

条件を満たさない場合には同一学年に留まるという、本来の意味での留年の制度に移行すべきかどうかについて検討する必要がある。

【薬学部】

平成 24 年度から、「基礎教育向上委員会」を設置してリメディアル教育に力を注いできた。全ての専門科目において定期試験再試験対象者に補講に出席させて指導した上で再試験を受けさせる体制を構築している。しかし、これでも成績が一定の基準に満たない学生には、個別指導を行う体制を構築する必要があると判断している。例えば、前期・後期の中間時期に、各科目で講義内容理解度確認試験を行って、対象者にはフォローアップ講義を受講させるような体制の構築についても検討したい。

Ⅳ－5　キャリアガイダンス

（1）Ⅳ－5 の現状

Ⅳ－5－①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備について

【全学】

１）就職指導

就職支援は、就職委員会で決定された方策を基に就職課が実務に取り組むという体制で行っている。

就職課では、就職担当職員が常時在室し、学生の就職活動の悩みや企業情報などについて親身になって相談に応じている。進学や専門技術・知識についての相談は担当教員やゼミ担当教員が対応している。

大部分の学生は、就職課を訪問し最新の企業情報を収集しているが、就職課へ来れない場合は、担任教員やゼミ担当教員が相談に乗っている。

表Ⅱ－５は、就職指導に関する平成 26 年度の年間スケジュールを示しているが、学年に応じて緻密な対応をしている。１年次においては、学生の就職に対する関心はまだ低いので、早くから就職に関する意欲を醸成する必要から、本学では「キャリアデザインⅠ」（必修）の講義を開講しており、講義では外部企業等と連携して実践的なキャリア教育に取り組んでいる。２年次、３年次においては、さらに、実践的な就職ガイダンスを行っており、３年生の後半には具体的な就職活動を開始することとなる。

表Ⅱ－６は、最近３年間の就職相談室を利用した学生の延べ人数を示している。この人数は各年度の在籍学生数によって異なってくる。

Ⅱ－５　就職指導年間スケジュール

月	１年生	２年生	３年生	４年生
4 月	新入生ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ (進路登録ｼｰﾄ)	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ (進路登録ｼｰﾄ)	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 第 1 回ｴﾝﾄﾘｰ確認調査 企業ｾﾐﾅｰ
5 月	第 1 回 SPI 模擬試験 一般常識テスト	第 1 回 SPI 模擬試験 一般常識テスト	第 1 回 SPI 模擬試験 一般常識テスト 就職ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ（就職活動方法）	教員採用試験ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 教育実習
6 月	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 公務員受験対策ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 公務員受験対策ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 公務員受験対策ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 就活成功事例	東北私大合同就職ｾﾐﾅｰ
7 月	就職ｱﾝｹｰﾄ調査 ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ確定者ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ	就職ｱﾝｹｰﾄ調査 ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ確定者ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ	就職ｱﾝｹｰﾄ調査 第 1 回 web 自己診断 ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ確定者ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 業界・企業研究	就職ｱﾝｹｰﾄ調査
9 月	公務員受験対策講座開始	公務員受験対策講座開始	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾃﾞｽｶｯｼｮﾝ 公務員受験対策講座開始	第 2 回ｴﾝﾄﾘｰ確認調査 未内定者個別面談

10月	第2回SPI模擬試験 第2回一般常識テスト	第2回SPI模擬試験 第2回一般常識テスト	ビジネスマナー 履歴書の書き方 第2回SPI模擬試験 第2回一般常識テスト 内定者体験報告会 第2回web自己診断	未内定者面接（各学部）
11月			内定者ｸﾞﾙｰﾌﾟ発表 企業の求人動向と対策 面接対策	第3回ｴﾝﾄﾘｰ確認調査 未内定者ガイダンス
12月			模擬面接会	
1月			エントリー実践 面接実践	
2月			会社説明会参加対策 ブラック企業対策	
3月			エントリー開始	卒業式
平成27年度4月	入学式 企業セミナー	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 企業セミナー	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 企業セミナー事前説明会 企業セミナー	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 第1回ｴﾝﾄﾘｰ確認調査 企業セミナー

表Ⅱ－６　就職相談室等の利用状況　　（人）

名称	ｽﾀｯﾌ数	開室日数		開室時間	利用学生延べ人数			備考
		週当たり	年間		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
就職支援室	2	5	226	8：10～17：00	368	382	353	ｽﾀｯﾌは職員

２）企業セミナー

表Ⅱ－７には、学生と企業の求人担当者との相談会（企業セミナー）の実施時期と参加人数を示している。企業セミナーは、４月と 12 月に行っていたが、平成 27 年度卒業予定者の就職活動が後ろ倒しになることを考慮し、4 月のみの開催とした。

表Ⅱ－７　企業セミナー

年度	企業セミナー	備考

平成 26 年度	1 実施月日　平成 26 年 4 月 24～25 日 2 参加企業　43 3 参加学生　225 人	学生数は延べ人数

３）就活キックオフ

平成 28 年度 3 月卒業生予定者への就職・採用活動について、広報活動開始が平成 27 年 3 月 1 日以降となったことから、平成 27 年 2 月 4・5 の両日、3 年生を対象に「就活キックオフ」を開催した。

ＮＰＯ法人プラットフォームあおもりの協力により、2 月 4 日は「履歴書の書き方」「発声・うなづき・メモ」「面接のカタチ」「集団面接演習」等、2 月 5 日は「ＳＰＩ講座」「キックオフ振り返り」等を行い、3 月になって早々のスタートダッシュを期待した。

両日ともスーツ着用とし、開始前には互いに服装のチェックを行い、気持ちの高揚を図った。

参加者は 1 日目が 119 名、2 日目が 113 名であった。

４）就職率

平成 23 及び 24 年度は、経済的不況のため、求人数は、減少傾向であったが、景気回復傾向により、平成 25 年度、平成 26 年度と就職率は増加となっている。最終的には就職率は、各年度とも 90%を上回る実績であった。薬学部に関しては、北東北の深刻な薬剤師不足を反映して、求人が殺到しており求人に応じられない状態である。

平成 26 年度の教員採用者が 7 名（臨時講師を含む。平成 25 年度はゼロ）いることは特筆できる。学生の意欲が高まり、加えて支援の効果が表れたものと思われる。

表Ⅱ－８は、３年間にわたる就職率の推移を示している。ここでの就職率は、就職希望者に対する就職者の数値である。また、この数値には各年度の秋季卒業生も含まれている。さらに、表Ⅱ－９は、平成 26 年度の進路先の詳細な状況を示している。

表Ⅱ－８　就職率推移(就職率＝就職者数／就職希望者数)

学部	学科	平成 24 年度				平成 25 年度				平成 26 年度			
		卒業者数	就職希望者数	就職者数	就職率(%)	卒業者数	就職希望者数	就職者数	就職率(%)	卒業者数	就職希望者数	就職者数	就職率(%)
経営	経営	93	81	70	86.4%	92	86	84	97.7%	71	70	67	95.7%
社会	社会	49	42	39	95.9%	37	33	30	90.9%	34	34	33	97.1%
	社会福祉	37	32	31	96.9%	34	31	30	96.8%	41	40	38	95.0%
ソフトウェア	ソフトウェア	23	17	13	76.5%	26	24	22	91.7%	22	21	17	81.0%

情報	情報												
薬	薬	59	52	52	100%	39	18	18	100%	48	32	32	100%
計		261	224	205	91.5%	228	192	184	95.8%	216	197	187	94.9%

※卒業者数には、秋季卒業生を含む

表Ⅱ－９　卒業後の進路先状況（平成 26 年度実績）

（ａ）進路別卒業者数

（人）

	進路別卒業者数	全学	経営学部	社会学部	ソフトウェア情報学部	薬学部
進学者	A 大学院研究科					
	B 大学学部					
	C 短期大学					
	D 専攻科					
	E 別科					
就職者	正規の職員・従業員、自営業主等	179	62	69	16	32
	正規で職員等でない者	8	5	2	1	
臨床研修医						
専修学校・外国の学校等入学者						
	一時的な仕事に就いた者	2		1	1	
上記以外	進学準備中の者					16
	就職準備中の者	26	3	3	4	
	その他	1	1			
死亡・不詳の者						
計		216	71	75	22	32
就職希望者数		197	70	74	21	32

※就職希望者は、学校基本調査の就職者＋就職準備中の合計

（ｂ）産業別就職者数

（人）

産業別就職者数	全学	経営学部	社会学部	ソフトウェア情報学部	薬学部
A 農業、林業					
B 漁業					

C鉱業					
D建設業	3	2	1		
E 製造業	8	4	3	1	
F 電気・ガス・熱供給・水道		2			
G 情報通信	13	5		8	
H 運輸業、郵便業	1		1		
I 卸業・小売業	48	13	12		23
J 金融業・保険業	11	7	4		
K 不動産業、物品賃貸業	6	1	4	1	
L 学術研究、専門・技術サービス業	2	2			
M 宿泊業、飲食サービス業	3	3			
N 生活関連サービス業、娯楽業	15	10	4	1	
O 教育・学習支援業	8	6		2	
P 医療・福祉	39	2	31		6
Q 複合サービス業	7	6	1		
R その他サービス業	7	1	3	3	
S 公務員	12	3	5		3
T 上記以外のもの	3		2	1	
計	187	67	71	17	32

※上記「進路別卒業者数」のうち、「就職者」について産業別に示した

５）キャリア教育のための支援体制

１ キャリア教育

キャリア教育は、青森大学基礎スタンダードにおけるキャリアスキルとして、1 年生に「キャリアデザインⅠ」として講義を行っている。キャリアデザインについては、平成 26 年度は 2 年次にも講義を行った。

表Ⅱ－10 は、平成 26 年度の「キャリアデザインⅠ－A」及び「キャリアデザインⅡ」の講義内容プログラムを示している。大学内の教員が講師として就職の現状や課題を講義するだけではなく、外部講師を招いて、それぞれの分野における職種の内容、企業が求めている人材像などについて講義を行っている。

平成 26 年 4 月 10 日に青森県中小企業家同友会と協定を締結したことにより、①人材の育成と活用　②産学連携　③共同実施事業に関わることについて連携した事業展開ができるようになった。下記のプログラムにも連携協定を生かし、青森県中小企業家同友会から講師を招いている。

表Ⅱ－10　平成 26(2014)年度キャリア教育プログラム

キャリアデザインⅠ【前期】

週	日付	内容	担当

1	4月8日	アイスブレーキング（船木）		佐藤、鈴木、坂井、青木
2	4月15日	①　ガイダンス １）　ポートフォリオの説明（クリアファイルの作成） ②　「生きる意味」について（佐藤）		佐藤、鈴木、坂井、青木
3	4月22日	①　社会教育センターの説明（10分程度） ②　ブレーンストーミング（船木）		佐藤、鈴木、坂井、青木
4	5月2日	（予定）①櫛引先生（一般企業経験者からの話） ③　新山先生（ボランテイア関係）、渡辺先生		佐藤、鈴木、坂井、青木
5	5月13日	4年内定者から1年生への話　3名程度 経営4年青木、社会一戸、ソフト織田		佐藤、鈴木、坂井、青木
6	5月20日	A（青木）350教室 Webテスト	B社会的スキル　6号館 （鈴木、横山）	佐藤、鈴木、坂井、青木
7	5月27日	B社会的スキル6号館 （鈴木、横山）	A（青木）350教室 Webテスト	佐藤、鈴木、坂井、青木
8	6月3日	身体を使う（声出し練習）：萱森、演劇部		佐藤、鈴木、坂井、青木
9	6月10日	身体を使う（身体を動かす）：萱森、演劇部（60分） 次回グループ毎のインタビュー先の決定（30分）		佐藤、鈴木、坂井、青木
10	6月17日	キャリアインタビュー（実施内容の説明と準備） 質問項目の検討、アポイントメントを取る		佐藤、鈴木、坂井、青木
11	6月24日	アポイントメントの確認　質問項目の改善		佐藤、鈴木、坂井、青木
12	7月1日	キャリアインタビューの実施（学内にて、本番） 教職員（23名）と幸畑の住民（4名）		佐藤、鈴木、坂井、青木
13	7月8日	模造紙にインタビュー結果をまとめる		佐藤、鈴木、坂井、青木
14	7月15日	Webテスト（二回目） ①　「凝縮ポートフォリオ」の宿題		佐藤、鈴木、坂井、青木
15	7月22日	①　提出された「凝縮ポートフォリオ」をグループでみながらグループでデスカッション（振り返り） ②　夏休みの課題について（インタビューとジョブカフェ）		佐藤、鈴木、坂井、青木

キャリアデザインⅠ【後期】

週	日付	内容	担当
1	9月16日	宿題（キャリアインタビュー）とジョブカフェ訪問 就きたい業界のリスト作成	佐藤、鈴木、坂井、青木
2	9月30日	業界リストの結果について、グループワークでリストをさらに深める	佐藤、鈴木、坂井、青木
3	10月7日	④　ジョブカフェの利用　成田さん ⑤　講師派遣「働く意味」	佐藤、鈴木、坂井、青木
4	10月21日	問屋町青森総合卸売りセンター　藤本和夫氏(専務理事)	佐藤、鈴木、坂井、青木

		「青森企業が求める人材」プラットフォームあおもり支援	
5	10 月 28 日	ロールモデル（卒業生） 元気な卒業生 1 名、みちのく銀行（山中優作氏経営卒）	佐藤、鈴木、坂井、青木
6	11 月 4 日	ビジネスサロンの説明、質問項目のリスト作成、役割分担表の作成など	佐藤、鈴木、坂井、青木
7	11 月 11 日	ビジネスサロン：卒業生も含める：フラットフォームの応援企業 10 社程度　中小企業家同友会市村事務局長	佐藤、鈴木、坂井、青木
8	11 月 18 日	「企業インフォメーション」にまとめる(4 教室にて)	佐藤、鈴木、坂井、青木
9	11 月 25 日	「企業インフォメーション」をジクソー法で改善したものにまとめる(4 教室にて)	佐藤、鈴木、坂井、青木
10	12 月 2 日	4 年生から 1 年生に向けての話 質問リストの作成	佐藤、鈴木、坂井、青木
11	12 月 9 日	「大学生活をどう過ごすか」についてのＱアンドＡ作り	佐藤、鈴木、坂井、青木
12	12 月 16 日	報告会、各グループからのプレゼン	佐藤、鈴木、坂井、青木
13	1 月 13 日	グループ毎にパソコン教室を利用してデータの入力作業し、一箇所にメールで送信する。	佐藤、鈴木、坂井、青木
14	1 月 20 日	クリアファイルに入れたポートフォリオの枚数確認。 および凝縮ポートフォリオの記入とグループの議論	佐藤、鈴木、坂井、青木
15	1 月 27 日	これまでの振り返り	佐藤、鈴木、坂井、青木

キャリアデザインⅡ【前期】

週	日付	内容	担当
1	4 月 11 日	オリエンテーション	李・船木・天内・石塚・中村
2	4 月 18 日	一般常識テスト	李・船木・天内・石塚・中村
3	4 月 25 日	企業セミナー〔4 月〕	李
4	5 月 9 日	ビジネスマナーⅠ	石塚
5	5 月 16 日	ビジネスマナーⅡ	石塚
6	5 月 23 日	レベル調査（SPI テスト）	李
7	5 月 30 日	地域貢献活動（青森県消費生活センター）	外部講師
8	6 月 6 日	地域貢献活動（中小企業人材支援センター社会人基礎力）	外部講師
9	6 月 13 日	KJ法Ⅰ（授業で一連の流れを講義）	天内
10	6 月 20 日	KJ法Ⅱ（グループワーク）	天内・李・船木・石塚
11	6 月 27 日	KJ法Ⅲ（発表）	天内・李・船木・石塚
12	7 月 4 日	ビジネスマナーⅢ	石塚
13	7 月 11 日	ビジネスマナーⅣ	石塚
14	7 月 18 日	レベル調査（SPI テスト解説）など	李
15	7 月 25 日	PBL 実践（開業準備）Ⅰ	李・中村

キャリアデザインⅡ【後期】

週	日付	内容	担当
1	9 月 19 日	グループデスカッション	船木

2	9 月 26 日	マネープラン	天内
3	10 月 3 日	ロジカルシンキングⅠ⇒ 公開講演へ変更	
4	10 月 17 日	ロジカルシンキングⅡ	石塚
5	10 月 24 日	PBL 実践（事業運営）Ⅱ	李・中村
6	10 月 31 日	地域貢献活動（同友会-蛯沢　勝男）	外部講師
7	11 月 7 日	ライフプランⅠ	船木
8	11 月 14 日	ライフプランⅡ⇒　変更	李・中村
9	11 月 21 日	地域貢献活動（同友会-3S活動）	外部講師
10	11 月 28 日	地域貢献活動（同友会-市村事務局長）	外部講師
11	12 月 5 日	地域貢献活動（同友会）	外部講師
12	12 月 12 日	PBL 実践（問題解決）Ⅲ	李・中村
13	12 月 19 日	SPI-①　⇒ビジネスマナーへ変更	ジョブカフェ
14	1 月 9 日	SPI-②	李・中村
15	1 月 23 日	レポート提出（後期）	李

２ インターンシップ

青森労働局から提供されたインターンシップ受入れ企業一覧に基づいて、毎年インターンシップの説明会を行っている。興味のある学生は説明会に参加して、就職課が企業との窓口となって希望する企業のインターンシップへ参加している。通常は夏休みに３日～５日程度である。平成 26 年度のインターンシップ参加学生は 15 名で、昨年度の 27 名よりも減少しており、学生に十分活用されている状況とは言えない。

【経営学部】

経営学部は、建学の精神及び基本理念に則り、21世紀の社会や地域の発展に貢献できる人材の育成を目指し、確かな教養、専門的知識、技術を習得させるため、実践的な教育を行っている。この目的を具体化するため、全学共通カリキュラムの多面的履修、経営学の体系的学習、コースにおける学際的研究により現代社会の多様な課題の発見、分析、解決能力を育成し、４年間の「演習」と専門必修科目と専門コースで知識の活用能力、課題探求力、問題解決力など総合的な力を身に付ける。それにより地域に根ざした人材の育成を目指している。この目的を達成するため、教育課程においては「キャリア開発Ⅰ」、「キャリア開発Ⅱ」を設け、キャリア意識を高め、就職活動の実践力を育成するために、「就職ガイダンス」を教育課程に編入し、実施している。なお、簿記会計や情報処理関係の科目では、資格取得のための特別講座を開設している。また、教育課程外では、就職委員会と演習担当教員とが連携して、キャリア意識の涵養を図り、３年次後半から４年次には個別の就職相談に応じるなどの就職支援活動を行っている。

１ 教育課程での「キャリア開発」の開講

平成26年度カリキュラムの「キャリア開発（及び就職ガイダンス）」は、次のとおり実施された。

・「キャリア開発Ⅰ」（前期）

１ 宮澤「就職活動の実際と課題」
２ 赤坂「グローバル時代の就職とキャリア形成」
３ 江川「諺から人生観を学ぶ」
４ 恵良「内定を勝ち取るための＜企業攻略論＞」
５ 森「 キャリアライフとマネー 」
６ 吉川「スポーツ選手とキャリアデザイン」
７ 就職ガイダンス「就職活動方法」
８ 五十嵐「就職のための経営学」
９ 石川「学生時代にしなければならないこと」
10 就職ガイダンス「インターンシップ説明会」
11 就職ガイダンス「就職成功事例」
12 就職ガイダンス「第1回web自己分析」
13 井上「企業情報（『会社四季報』等）の読み方」
14 就職ガイダンス「業界・企業研究」
15 田村「自然と関わる仕事」

・「キャリア開発Ⅱ」（後期）
１ 渡辺「現代の日本で働くということ」
２ 就職ガイダンス「グループディスカッション」
３ 就職ガイダンス「ビジネスマナー」
４ 就職ガイダンス「履歴書の書き方」
５ 就職ガイダンス「内定者体験報告会」
６ 就職ガイダンス「第2回web自己診断」
７ 就職ガイダンス「企業の求人動向と対策」
８ 就職ガイダンス「内定者グループ発表会」
９ 就職ガイダンス「面接対策」
10 就職ガイダンス「経営・社会業界研究会」
11 就職ガイダンス「模擬面接会」
12 就職ガイダンス「経営・社会グループ内定報告会」
13 就職ガイダンス「就活キックオフに向けて1」
14 就職ガイダンス「就活キックオフに向けて2」
15 就職ガイダンス「就活キックオフに向けて3」

２ 教育課程外でのキャリアガイダンス

経営学部では、大学及び学部の教育目標である21世紀の社会や地域の発展に貢献できる人材の育成を目指し、就職活動を支援するために、教育課程外の就職指導を実施している。すなわち、就職委員会と演習担当教員とが連携して、３年次後半から４年次にかけて、就職支援活動を行っている。具体的には、学部就職委員による就職状況の把握、演習担当教員への情報提供、就職委員及び演習担当教員による学生への就職相談（個人面談、就職活動状況の把握）などを実施している。学生への指導は、演習の時間外にも行われ、履歴書

作成、エントリーシート作成に関する助言、面接試験への心構えなどきめ細かい、親身な支援を行っている。

「キャリア開発Ⅰ・Ⅱ」と「就職ガイダンス」による教育課程でのキャリア教育と就職委員及び演習担当教員によるキャリア意識の形成、きめ細かな就職活動支援によって、高い就職率を達成できている。経営学部の就職率は平成23年度93.9%、平成24年度98.2%、平成25年度97.3%、平成26年度100%である。

【社会学部】

社会学部就職委員会は、全学で実施されている就職委員会と就職課と密接に連繋をとりながら、①学部内の就職指導をいかに行うのか、ということと、②最終的には社会学部内における就職内定率の向上をいかに達成するか、ということについて努力している。

大学においては、入口と教育と出口が重要なポイントであると言われるが、出口である就職問題については、本学に一旦入学した学生に対しては、最後の最後まで大学側は責任をもって卒業し、就職するように指導を続ける必要がある。

なお、毎月開催される教授会においては、各委員会報告において報告書を作成し報告している。

（ア）就職委員について

平成26年度の社会学部の就職委員は、社会学科より２名と社会福祉学科より３名であり、合計で５名の就職委員から構成されている。また、月１回開催される全学の就職委員会には、社会学科から１名、社会福祉学科から１名の合計２名が出席している。ただし、学部独自の就職委員会を開催する必要がある場合は、就職委員５名が出席して学部独自の就職委員会を開催している。

（イ）社会学部における就職指導体制について

平成26年度の「就職指導年間スケジュール」(各学年)に従って実施されている就職ガイダンスでは、就職委員会と就職課が協力して実施されている。加えて、社会学部独自で実施されている就職指導体制はおおむね以下のとおりになる。

１）３年、４年生の担任制

平成24年度からは、社会福祉学科の教員も加わって１年生から４年生まで実質的な担任制が設けられたが、この担任制によって就職指導が基本的には展開され、各学年の担任が責任を持って就職指導を行っている。従来は４年ゼミの教員が主に就職指導を行っていたが、最近では、この担任による就職指導体制に切り変り、このシステムが現在かつ将来的にもある程度有効であると考えられる。具体的に、３年生にあっては、年間最低で数回の就職指導（前期に実施）を担任が行い、卒業後の進路をどうするのかなどについて面談をして、指導を行っている。最も重要な４年生の就職指導にあっては、昨年度の実績では、年間で８回程度担任により就職面談を実施し、その結果を就職委員や就職課に随時報告し、平成26年度もおおむねこの回数で就職の面談を行い、最終的な社会学科の就職内定率は、100.0%、社会福祉学科97.4%となった。なお、従来の2学科制は今年までとなり、今後は社会学科1学科のみとなる。

面談した結果の報告時には毎回締め切りを設けて、主にメールを利用して各担任の先生から就職委員のまとめ役に面談の結果を逐次報告している。ごく一部ではあるが、担任に

よって若干温度差があり、報告がない場合も見られるが、これは、可能な限り就職委員が連絡し確認している。

２）就職内定率の一層の向上に向けて

以上のとおり、社会学部においては、就職委員会を中心として、就職課と就職委員が協力し合い、この体制の下に、担任制のシステムにより、きめ細かい就職指導を行っている。近年の卒業生について、社会学科・社会福祉学科ともに90％以上の就職率が達成できている要因の一つには、学内就職課においてハローワークの担当職員による就職相談会が行われて、内定の取れていない、主に地元就職を強く希望する学生に対して、きめ細かい指導が行われ、これが奏功して、就職率向上に大きく寄与していると考えられる。

３）「就職活動実践演習」について

社会学部社会学科では、平成22年度から、３年次に「就職活動実践演習」(通年１単位、必修科目)を設けて就職指導を行っている。下記の一覧表にあるとおり、通常は全学部（薬学部は除く）対象のガイダンスを実施するが、全学部対象のガイダンスがない場合は、社会学部の担当教員が得意とする分野における就職関係の講義を行っている。この科目は、複数の社会学部教員が担当することで教員自身の就職指導に対する積極的な動機付けとなるなど、非常に有効な科目であると考えられる。次年度からは、青森大学基礎スタンダードの科目として行われる予定である。

【資料】平成２６年度社会学部就職活動実践演習Ⅰ（木曜４時間目）担当者一覧

前期			
	日程	担当	テーマ
1	4 月 10 日	佐藤　豊	青大卒業生の就職動向
2	4 月 17 日	宍戸　聡純	情報活用の心得
3	4 月 24 日	櫛引　素夫	働くということ
4	5 月 8 日	藤林　正夫	コミュニケーションについて
5	5 月 15 日	宮川　愛子	高齢者について
6	5 月 22 日	鈴木　康弘	自分の性格を知る
7	5 月 29 日	就職ガイダンス	就職活動方法（各学部で実施）
8	6 月 5 日	工藤　雅世	自己分析
9	6 月 12 日	船木　昭夫	就職活動とメンタルヘルス
10	6 月 19 日	就職ガイダンス	インターンシップ説明会
11	6 月 26 日	就職ガイダンス	就活成功事例
12	7 月 3 日	就職ガイダンス	第 1 回 web 自己診断
13	7 月 10 日	米田　大吉	働くということ
14	7 月 17 日	就職ガイダンス	業界・企業研究
15	7 月 24 日	美濃　香	福祉施設への就職活動について
後期			
	日程	担当	テーマ
1	9 月 18 日	長内　直人	社会福祉の職種・業務内容
2	9 月 25 日	就職ガイダンス	グループデスカッション

3	10 月 2 日	就職ガイダンス	ビジネスマナー
4	10 月 9 日	就職ガイダンス	履歴書の書き方
5	10 月 23 日	就職ガイダンス	内定者体験報告会
6	10 月 30 日	就職ガイダンス	第 2 回 web 自己診断
7	11 月 6 日	就職ガイダンス	企業の求人動向と対策
8	11 月 13 日	就職ガイダンス	内定者グループ発表会
9	11 月 20 日	就職ガイダンス	面接対策
10	12 月 4 日	就職ガイダンス	経営･社会業界研究会
11	12 月 11 日	就職ガイダンス	模擬面接会
12	12 月 18 日	就職ガイダンス	経営･社会グループ内定報告会
13	1 月 8 日	就職ガイダンス	エントリー実践
14	1 月 15 日	就職ガイダンス	面接実践
15	1 月 22 日	佐藤　豊	振り返り

なお、現3年生の就職活動に関しては、3月就活解禁になったことから、これまでとは違った対策が必要になるため、１月8日と1月15日は予定を変更して外部団体プラットフォームあおもりの支援を受けて就活キックオフを実施した。また1月22日（木）は実施せずに、2月4日(水)、5日(木)の2日間では、終日、本番の「青森大学キックオフイベント」を行ったが、ポイント制を導入してポイントの高い学生には学長賞を出すなどのイベントも行い盛況のうちに終了した。

４）「業界研究会」の実施

平成26年12月４日(木)に７回目となる「業界研究会」を実施した。毎年２、３社の地元の企業を大学内に招いて、主に経営学科と社会学科の３年生に現場の生の話を聞かせているが、学生の反応はまずまずである。今年はプラットフォームあおもりの支援を受けて、最初にキャリアカウンセラーの吉町友美氏より「企業研究の必要性」と題して話を頂き、ついで３社からの本学出身の卒業生（みちのく銀行山中氏、青森県赤十字中堤氏など）からパネルデスカッションの形式で話を頂いた。なお、過去の参加企業の実績は、次のとおりである。

第１回（平成20年度）　東和電材（株)、吉田産業、（株）ユニバース
第２回（平成21年度）　東和電材（株）、セントラルパートナーズ、
（株）ユニバース
第３回（平成22年度）　東和電材（株）、三沢奥入瀬観光
第４回（平成23年度）　東和電材（株）、（株）スズキ自販青森
第５回（平成24年度）　東和電材（株）、老人施設カトレア、みちのく銀行
第６回（平成25年度）　東和電材（株）、老人施設カトレア、ネッツトヨタ青森
第７回（平成26年度）　みちのく銀行、老人施設カトレア、青森県赤十字

５）グループ内定報告会

グループ内定報告会は、平成24年度から実施し、平成26年度では11月13日（木）４時間

目に就職課主導で実施し、12月18日（木）４時間目に経営学部と社会学部が中心となって４年生の内定者13名に依頼して、３年生に対し、グループ内定報告会を実施した。グループ内定報告会は、３年生に非常に好評であり、３年生から、このようなグループ内定報告会の機会を増やしてほしいとの要望が出され、要望に応えて、さらに、学習支援センター主催の課外のミニセミナーを実施することとした。グループ内定報告会は、今年度も好評だったので、今後もこのような企画を継続して実施して、就職内定率の向上を図っていきたい。

６）「学生によるミニセミナーの実施」

学習支援センター主催のミニセミナーの第一回目は、6月25日に開催し、「公務員（青森県警）志望者対象セミナー」（プラットフォームあおもりの支援を受けて）を皮切りに下記のとおり、就職関係のミニセミナーを実施した。課題としては、貴重な４年生の内定の話ではあるが、参加者が増えていないことから、今後はいかに参加者を増やすかが大きな課題といえる。

第１回(6 月 25 日)「公務員(青森県警)志望者対象セミナー」
第２回(10 月 24 日)「就職活動での準備の大切さ」(社会学部４年･黒滝健太君)
第３回(10 月 31 日)「私の就活!」(ソフトウェア情報学部４年・織田将史君)
第４回(11 月 7 日)「IT 企業を中心に就活する学生へ!」(ソフトウェア情報学部４年・船越貴裕君)
第５回(11 月 14 日)「就職活動への私の挑戦!」(経営学部４年・伊藤拓哉君)
第６回(11 月 21 日)「金融機関への私のチャレンジ!」(経営学部４年・山谷統君)
第７回(11 月 28 日)「私の就活(福祉関係)」(社会学部４年・西舘翔子さん)
第８回（12 月 5 日)「私の就活」(社会学部４年・鈴木智君)
第９回（12 月 12 日)「私の福祉に対する就活」(社会学部４年・三浦穂乃佳さん)

７）「青大生が選ぶ！本当に入りたい企業セミナーの実施」

就活のスタートが３月解禁になったことから本来は３月当初に大学全体で企業セミナーを実施する必要があったが、就職委員会等では実施する予定がなかったため、プラットフォームあおもりの支援を受けて、社会学科２年平田一生君を代表として「青大生が選ぶ！本当に入りたい企業セミナー」を３月３日(水)～７日（土）午後１時３０分～４時まで６号館の集いのスペースを使用して実施されることになった。様々な課題はあったものの、参加企業は４１社集まり、無事終了した。手伝いの学生に対しては大学よりアルバイト代を出すなどの措置を講じた。

「学生が選ぶ！本当に入りたい企業セミナー」参加人数

	経営学科	社会学科	ソフトウェア情報学部	合計
3 月 3 日（火）	4 名	20 名	7 名	31 名
3 月 4 日（水）	3 名	13 名	4 名	20 名
3 月 5 日（木）	13 名	16 名	5 名	34 名
3 月 6 日（金）	8 名	13 名	3 名	24 名
3 月 7 日（土）	2 名	14 名	4 名	20 名
計	30 名	76 名	23 名	129 名

全学科で行われる就職ガイダンス以外の日程の今年度の担当者については、上記の「担当一覧表」の通り、社会学部の教員のみにて行うことになった。来年度からは青森大学基礎スタンダードの科目「就職活動実践演習Ⅰ」として実施される予定なので効率よく展開される予定である。ただし福祉関係のガイダンスが充分とはいえないのでこうした個別のガイダンスを今後具体的にどう展開するかが課題といえる。

【ソフトウェア情報学部】

ア）就職指導体制について：ゼミ担当教員と就職委員との連携

ソフトウェア情報学部では、学生は3年の4月から研究室に配属となる。3年次の創作ゼミナール及び 4 年次の卒業研究を原則として同一研究室において実施する。研究室のゼミ担当教員が学習アドバイザーであり、同時に就職指導担当教員ともなる。学部就職委員（2名）は、就職委員会及び就職課と密に連係をとるとともに、各研究室のゼミ担当教員とも連携しながら、3年次及び4年次の学生への就職活動支援を行っている。ゼミ担当教員の普段の就職指導に加えて、就職委員により別の角度からのきめ細かい就職指導を行っている。例えば、4年生の就職未内定者に対して就職委員による就職活動状況についての面談を実施している。前期に一回、さらに後期にも実施している。面談の内容については、個人情報に関わる個所を除いて、学部内の教員に知らせて就職に関わる学生情報を共有している。

イ）就職支援について

ソフトウェア情報学部におけるカリキュラムのうち、就職支援に関係する授業科目は「情報と職業」、「学外実習」及び「インターンシップ実習」の3科目である。全て3年次の科目である。

「情報と職業」では、インターネットによる検索を実施して、情報関連業種・職種の調査を行っている。「学外実習」は、首都圏において開催されるソフトウェア関連の展示会やイベントを視察する必修科目である。平成26年度の学生は2班に分かれ、「日本ものづくりワールド」（東京ビッグサイト、6/25、26）または「Embedded Technology2014」（パシフィコ横浜、11/20、21）のいずれかに参加した。事前の調査、企業による展示に向けての質問事項の準備、名刺の作成及びレポート提出を課している。また、本学部では、一週間以上にわたるインターンシップに参加した場合は、その内容を精査した上で、「インターンシップ実習」の単位を認定している。平成 26 年度の単位認定者は1名であった。

3年次における全学向け就職ガイダンス及び企業セミナーの他に、本学部では独自の「業界セミナー」を毎年実施している。今年度の 3 年生に対しては、就職活動の開始時期がこれまでと比べて3カ月後ろ倒しになることの影響から、これまでの12月から来年4月に実施として時期を変更した。

また、就職委員作成による「就職ワークブック」（第1回～第7回）を、全学的な就職ガイダンスの時期と合わせて、前期に創作ゼミの中で学生に課している。具体的な内容として、学生の希望進路（第 1 回）、これまでの自分史と家族（第 2 回）、大学生活において力を入れたこと（第3回）、就職ガイダンスのまとめとふり返り（第4回～第 7 回）であり、ガイダンス内容の確認及び自己分析資料の作成準備を目的としてい

る。

【薬学部】

薬学部は、薬学に関する基礎的及び専門的な知識、豊かな人間性と高い倫理観、解決能力、現場での実践力などを兼ね備えた薬剤師を養成するための教育を行っている。キャリア教育において、卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るべく、教育課程においては、次に記載するキャリア形成教育科目を入学当初から順に導入する一方、教育課程外においても、事務局就職課と連携してカリキュラムに導入し、職業観・人生観の醸成を図っている。

教育課程：

薬学部キャリア教育関連科目：キャリアデザインIA、キャリアデザインIB、実務実習事前実習、地域医療管理学、病院薬局学、保険薬局学

１年次「キャリアデザインIA」：早期の職業体験（Early exposure）を実施。病院薬局及び調剤薬局訪問、薬草園見学などの体験学習を通して薬剤師の仕事に触れさせ、学生には、その都度レポートを提出させている。キャリアデザインＩAでは、薬学部を卒業して、薬剤師免許を取得した場合の免許を生かすことができる職種についても学ぶことができる。

２年次「薬倫理学」：薬害・公害を中心とした健康被害の事件を経験者から学ぶ教育をしている。特に、サリドマイド被害患者を招聘した講義は注目されている。

３年次「実務実習事前実習」：通年で開講している。これは、５年次に合計５か月間行う実務実習に備えるべき内容を含んだ科目である。キャリアガイダンスという名称はついていないが、学生は実務経験者から卒業後の仕事（時と場合に応じた対応など）について学ぶ機会を持つことができる。

４年次「地域医療管理学」：薬学とつながりのある在宅療養管理体制を専門分野の指導薬剤師を招聘して講義及び演習形式で学んでいる。「病院薬局学」:病院薬局の機能とその役割、病院調剤の流れ、さらに臨床試験体制を学ぶ。「保険薬局学」:薬剤師の品位と信頼される行動を学ぶ。調剤の具体的な業務内容を知る。特殊医薬品の管理体制を学ぶ。

教育課程外：

「就職ガイダンス、業界・職種研究、就職試験対策講座等各種就職支援」

就職支援は、事務職員が構成員である就職課と教員が構成員である全学就職委員会が中心になって行っており、全学就職委員会は毎月就職課と連携しながら開催している。

全学就職委員会は、キャリア形成、就職に関する諸問題の検討と支援の推進を図っている。具体的には、①毎年12月に企業セミナーが開催され、70社以上の薬局・薬学関係の企業が参加し、薬学部1～5年生を対象に卒業後の進路の指導を行っている。②毎年７月に薬学部６年生対象に青森県近郊の企業が参加した会社説明会を行ってい

る。③毎年12月に薬学部５年生を対象に就職ガイダンスを開催し、進路の就職に関するアドバイスを提供している。④その他、個々の学生に対する就職の相談・助言は、薬学部の就職委員、担任教員が就職課と連携しながら就職指導を行っている。

「インターンシップ」

薬学部では、現在、薬学部のカリキュラム上で、特にインターンシップという名目の授業は行っていないが、5年次に薬局実習を2.5か月間、薬局実習を2.5か月間行っている。これらの実習によって、学生は実習項目を現場で学ぶとともに、医療現場における薬剤師の役割についてもは学ぶことになる。一方、希望する学生に対しては、就職委員が就職課と連携しながら、希望薬局、希望企業等へ斡旋の努力をしている。

就職支援に関する補助的活動

薬学部で行った補助的活動としては、次に示すものがある。

平成26年度日本薬学会主催の第4回全国学生ワークショップへの薬学部生の派遣

テーマ：「私たちが築く新しい医療と社会：将来への思いを共有しよう」

開催日時：平成 26 年 8月 9 日（土）12:00から8月10 日（日）15：30まで

開

派遣学生氏名：薬21009　岡　慧（6年生）

催

場上の催しには、薬系大学69校の69名と卒業生22名が参加した。本学は第2回からこのワーク

所ショップに学生を派遣しており、参加学生からは、自分の将来について他大学の学生と意見交換できて大変有意義であったとの感想をもらっている。なお、今回のワークショップには、本学卒業生（第2回ワープショップ派遣学生）小野寺祐里香さん（現日立総合病院勤務）が「卒業生」参加人数20名の一人として本ワークショップに参加している。

ス

(2) 現状の評価

ウ

エ教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制は、全学的にも各学部においても整備され、一定の成果を上げている。しかし、就職を希望する卒業生が全員就職できる状況にはなっていないので、引き続き改善の努力が必要である。

府

中

(3) 将来の展望

【全学】

平成28年度卒業予定者の就職活動は、企業の広報活動開始時期、選考活動開始時期、内定時期が後ろ倒しとなった。それに対応して就職支援内容も変えていかざるを得ない。しかし、全国的にどのような就職活動形態であったかを平成26年度の実態で見ると、実際は卒業の1年以上前から就職活動を開始している状態とみられる。

本学としては、学生が出遅れないように、タイミングを逃さない支援活動を押し進めることが重要と思われる。

平成26年度に連携協定を締結した青森県中小企業家同友会、キャリア支援プログラムへの協力を得たＮＰＯ法人プラットフォームあおもり、あるいは支援事業を行っている外部企業等、就職支援に外部機関の有効利用を引き続き図っていくことも効果が期待できる。

内定を得られないままに卒業すると、その後の就労が不安定になること等が社会問題として顕在化しつつあることから、卒業後一定期間は、就労支援をしていくことも必要であろう。また、就労後数年内に離職した卒業生がいても、情報が入ってこないと支援の術がない。そのような卒業生の情報を収集する手段を検討し、支援につなげることも必要と考えられる。

【経営学部】

就職意欲が弱く、就職ガイダンスに積極的に参加しない3年次生や、4年次生で就職活動に消極的な学生がいる。就職委員会はこうした学生を減らすために、今後も、早期から、全学的にキャリア意識の向上を図る努力が必要である。こうした観点から、今後の検討課題としては、

①教育課程でのキャリアガイダンスを補強するため、１、２年演習や他の専門科目においてキャリア意識を高めることを心掛け、シラバスや講義、演習で工夫することが必要である。

②簿記、情報処理関係科目（資格関連科目）では、熱意があり、努力する学生に対しては、関連科目の教員が受験指導の施策を立て、受験指導をすることが必要である。

③教職及び公務員志望の学生に対しては、ターゲットを絞った支援対策を策定し、早期から受験準備させることが必要である。教職、公務員への就職意識が高く、努力する学生に対して、教職、公務員関連科目の教員による個別の指導に加え、アウトソーシングサービスを利用して、公務員受験講座や教員試験受験講座を開設することも検討すべきである。

【社会学部】

各学部の就職指導体制とともに、就職課における就職指導などのサービス面においても改善する点があれば、極力改善して、実質的にきめ細かい就職指導を学生に行う必要があると考えられるが、次年度からは就職体制が変わると聞いているので今後この体制に期待したい。

毎年 90%以上の内定率を上げていることはある程度評価できるが 100%となっていないことから卒業後の数名の未内定者については卒業後も引き続き就職委員などにより内定がとれるまで就職を指導することが必要であると言えよう。さらに内定率はよくなっているものの、さらに内容や質の向上も求められているのでこの点の課題を今後クリアする必要があると考えられる。

なおかつ他大学では実践の例がみられるが、卒業後に内定は取れたにもかかわらずその後数年以内にミスマッチなどにより会社などを辞めてしまう例も聞かれるため、今後は人員などを増やして最低で３年間は継続して内定先の各企業で働き続けているかどうかを調査し、辞めている場合はハローワークなどの協力も得て再就職するように大学として責任を持って対処することが必要であると考えられる。

【ソフトウェア情報学部】

ゼミ担当教員と就職委員との連携などが功を奏して、平成 26 年度の民間企業への就職率は 83.3%となった。現在の体制による就職支援を今後さらに進めていく必要がある。また、大手企業である Yahoo! Japan へ就職した学生もいる。この学生は 3 年次に東京に行って、インターンシップ活動を積極的に推し進めて内定を頂いた。このような外に向けての積極性を持つ学生の育成が今後非常に重要になるかと思われる。

また、平成 26 年度の教員志望の学生は 3 名とも教員への就職が決定した。これは、昨年度の実績が 0 名であったので、大きな躍進と言える。

平成 26 年度のソフトウェア情報学部卒業生の就職先のうち、情報サービス業及び製造業を合わせると約 56%となっている。現在では、どのような業種・職種に進むとしても IT の知識や技術は不可欠であるが、学部としては、IT や情報に関連した仕事の魅力をさらに学生にアピールして、情報関連企業への就職をさらに増やすことが今後の課題である。

【薬学部】

薬学部卒業生の就職状況については、国家試験に合格して薬剤師免許を取得すれば間違いなく就職できる状況にある。その意味では、就職率は、薬学部開設以来100%である。

本学卒業生の平成25年度の就職先は、薬局が42.1%、公務員が 35.3%、病院が17.6%であり、ほとんどが薬剤師免許を活かした職種となっている。平成26年度の就職先は、病院8名44%、薬局10名40%、公務員7名16%となっている。

本学薬学部の課題は、地元に継続的に一定数の薬剤師を輩出し続けることである。そのためには、入学者の確保と基礎学力に問題を抱える入学生といえども親身な指導により学力の向上を図る必要がある。企業セミナーへ低学年から参加することは、自らの将来の社会的・職業的独立について考えさせる良い機会であり、今後とも継続していく。教育課程において、入学直後にはキャリアデザインについて考えさせる教育を行っているが、２～３年次では、このような教育の機会が設けられていない。この時期の学生にも薬学専門科目の他に、各年次でキャリア教育が必要であろう。そのためには今後薬学領域の外部講師を招いた特別講義や講演会を開き、学生を積極的に参加させることを検討する。青森大学薬学部は、創立12年目を迎えた。同窓会をこれまで以上に活用して、本学薬学部を卒業した先輩の薬剤師からの話を聞く機会をもつとともに意見交換を行うことも必要である。

Ⅳ－6　教育目的の達成状況の評価と有効活用

(1) Ⅳ－6 の現状

Ⅳ－6－①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発について

【全学】

教育目的の達成状況の点検・評価方法は、平成26年度から学習支援センターのIR推進室が中心となって「学修時間・学修行動調査」を開発し、前期と後期に全学的に実施している。調査結果の整理については、前期分が終了し、その結果は大学ホームページの大学ニュース等に掲載し全学的に共有を図り、社会に対しても公表している。しかし、後期分は

遅れており、全学で学生の学修状況をもとに教育成果を振り返ることも行われていない。この原因は、直接的にはIR推進室の担当者の兼務が重なり、実行体制が貧弱になったことにあるが、背景としては「学修時間・学修行動調査」を用いて、本学の教育力を可視化するPDCAサイクルを整備する重要性が十分に共有されていないことにある。

本学は平成 25 年度から、担当教員がディプロ・マポリシーを理解し、カリキュラム・ポリシーに基づいて授業を設計するために、詳細な「シラバス作成要領」を作成してシラバス作成を支援している。特に、授業の達成目標と成績評価基準の明確化のために、各項目の記載内容を教務委員会が点検し、不適切な内容があれば担当教員に訂正を求めている。一方で、授業ごとの教育目標の達成状況の点検・評価は、全学及び各学部ともにまだ整備できていないため、結果的に担当教員任せになっている。少なくとも担当教員がシラバスと対応させた教育成果の自己点検・評価を行って、それを全学・各学部で共有するなどの方法で、本学の教育目標の達成状況の可視化を進める必要がある。

本学は、学生が入学してから卒業までの学修成果を可視化するシステムの開発・導入が遅れている。例えば、「学生カルテ」等のシステムがあれば、多様な学修指導の可能性が高まり、「ポートフォリオ」システムがあれば、学生と教員による学修成果の共有が進むことになる。ディプロマ・ポリシーに基づく授業設計、実践、成果の点検・評価が大学として必須となっている現在、これらを統合する電子的なシステムの導入は喫緊の課題である。

なお、本学では、学業優秀な学生を学長が表彰する制度を拡充させており、本学が目指す教育成果を体現した学生を全学生及び教職員に示す工夫がなされている。この表彰制度と本学のディプロマポリシーの関係づけをより整理して示す工夫を行い、学生がロールモデルを意識しやすくなり勉学意欲がさらに向上することができるようにしたい。

【経営学部】

25 年度、経営学部では、「各種アンケート」や「学習支援イベント」に取り組み、その結果を学習支援センターに提供した。教育目的の達成状況を厳密に把握するため、支援情報システムを採用し、成績評価の厳正化に努めた。また、同時に、「シラバス作成要綱」の策定が行われ、それに基づいた厳正なシラバス・チェックが実施された。

経営学部では、２年次ゼミナールから３年次ゼミナールへ進級する際、「ゼミナール公募」が厳正に行われている。そこで、学生は、自らが修得した専門基礎能力についての結果評価を受け、取得希望の資格があれば、その要望に応じた検討が加えられる。さらに、地域貢献などにおける問題解決の実践体験希望の有無が考慮される。最後に、経営学部では、「卒業研究発表大会」が開催されている。この発表大会を通じて教育目的に示された「経営学、商学、経済学に関する基礎的な知識・技術」のみならず、「企業人として必要な理解力・実務能力・対人関係能力」の修得の程度が評価される。

支援情報システムは、経営学部において「筆記試験の受験資格は、当該科目の出席日数が総授業時間数の 3 分の 2 以上のものとする」という単位修得試験規程に定める規定の遵守に貢献し、同時に教員側の厳正なシラバスの策定とそれに基づく公正な成績評価につながっている。

ゼミナール公募の厳正な実施により、学生は、目的意識を明確にした上で主体性を持って自らの研究専門分野を選択し、学習意欲を高めながらゼミナールの公募に応じる。つまり、単なる人気投票としてのゼミナール選択が行われることはない。

最後に、卒業研究発表大会の開催は、学生が主体性を持って発表大会を企画、実施する試みとなっている。学生は、卒業論文の執筆への取組みを判定評価され、ゼミナール担当教員は、論文指導方法を省みる機会が提供される。卒業研究発表大会を通じて、学生は、大学生活の４年間で身に付けた能力を自ら判定する機会を得ている。

【社会学部】

学習行動調査を全学的に行っており、その結果を教授会で報告し、共有している。ただし、結果の積極的活用には至っていないのが現状である。なお、IT 支援システムで授業評価アンケートの結果は確認できるが、公表していない。

社会学部では、全学の方針に従って学期毎に 2 回行われる授業評価を用いて各教員が自主的に担当する教科の改善に努めるとともに、教務担当教員や学部長等の管理職教員は、評価の得点や学生が書いたコメントを参考に、社会学部で提供している教科の改善点などについて検討している。最も重要な授業改善のための基礎情報は、授業評価アンケートのデータである。

社会学部では、成績不良や出席に問題がある学生の情報を、毎月行われる学科会議で、成績は社会学部教務委員会、出席は社会学部の学生台帳担当教員がそれぞれ資料を作成し、一人ひとりの学生について担任教員が最新の状況の説明を行い、学部内の全教員が共有して学生の課題に応じる努力をしている。また、社会学部の学生台帳は、社会学部教員が担当している学生の基礎情報で、現在及び過去の出席状況、単位の取得状況、連絡先等が記載されている。教員は、自分が担当する教科で成績や出席などが不振であると思われる学生に対し指導する際に学生台帳の情報を活用している。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、平成19年度後期より、学部所属教員の担当する授業科目について、学生による授業評価アンケートの前期、後期の中間及び期末評価（平成26年度以降は期末のみ）の集計結果（質問項目別の評価平均値、自由記述の全てのコメント）をファイルにまとめて学部所属教員全員にメールで配布している。

【薬学部】

薬学部では、教育目的に沿って「医療現場において幅広い領域の基礎的・専門的知識、技術と態度を身に付けた人材の育成」を目指す教育を実践している。この教育目的達成のための点検・評価と授業、実習のシラバス（授業計画）を作成し、授業改善を進めている。シラバスは、大学ホームページで公開している。授業改善を目的とした学生による「授業アンケート」は、本学独自の携帯を使ったマーク式と自由記述式を併用して実施している。集計結果について、各教員は、本学の IT 化教育支援システムを介して担当科目の結果について実施直後に閲覧できる。なお、授業評価の項目については、FD 委員会を中心に全教員の意見を取り入れながら、点検評価して改善に努めている。また、「公開授業」は、薬学部の場合、平成 26 年度も実施していないので検討する必要がある。学生の目標到達度は、薬剤師国家試験合格率や就職・進路決定率も判定基準の重要な指標であり、その結果を教育指導やキャリア支援活動に反映させている。

Ⅳ－6－②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果の有効活用につ

いて

【全学】

各学期の 1 回の授業アンケート結果をもとに、各教員は授業内容・方法等の改善に取り組んでいる。現状では、教員は担当する科目のみを閲覧でき、学長、教務委員長、学部長及び学科長は全教員の結果を閲覧できるが、教育成果の可視化を進める上では、より多くの教職員が共有する工夫が必要である。

「学修時間・学修行動調査」は、学生の授業外学修を含む学修実態を客観的に把握するデータ収集を目的として学期末にそれぞれ 1 回実施されている。しかし、この調査はサンプリング法であるため、大学全体として教育成果を概観するには適しているが、各教員が授業改善に活かすには漠然としているため利用にはおのずから限界がある。

各学部・学科や各教員が「授業評価アンケート」と「学修時間・学修行動調査」の結果を活用して、授業方法・内容やカリキュラムをどう改善したのかを検証する方法が整備されていないため、学修指導方法の改善は科目担当教員の努力に依存していて、大学が責任を持って推進する PDCA サイクルは確立されていない。

【経営学部】

経営学部では、当該評価基準項目を部分的に満たしている。学習支援への取組みとして各種キャンペーンの開催が求められる。そこでは、学生についてのデータ収集、同時に改善指導を適宜行い、全学教務委員会に対して実施報告を行う体制作りが必要である。また同時に、学習支援センターへのデータ提供も可能な状況を構築しなければならない。結果、データは、経営学部のみならず、他学部への周知を可能にし、これを有効に活用して授業改善へとつなげる機会を提供する。なお現状では、授業アンケート結果は、学習の質向上の面において部分的な成功を収めている。つまり、学習指導内容における問題点の洗い出しに寄与している。ただし、その問題解決のための指導方法の開発及びその実践は、今後の課題である。また経営学部の専門性に関わる課題としては、ゼミナール公募の改善の必要性がある。すなわち学生が本当に学びたい学問分野を学べる体制とゼミナール配属の偏りのバランス調整を適正かつ公正に行うためのルール作りが必要になる。例えば、配属を希望する、または配属されたゼミナール担当教員の専門授業を必ず履修するというルール、学生により行われるゼミナール訪問の徹底と、ゼミナール内容のシラバスへの明記の徹底、ゼミナール教員主体の学生採用などについての検討が急務である。最後に学生研究発表大会における改善の必要性もあげられる。すなわち学生の努力と身につけた能力、学んだ成果を適正かつ公正に評価する基準などの見直しも急務である。例えば、従来は教員による評価の意味合いが強かったが、今後は、学生の、学生による、学生のための大会として学生からの質問を評価対象に加えるもの有効ではないかと考える。最終的には学生、特別審査員、学部教員の 3 者の意見を勘案した評価が得られる仕組みづくりが求められる。

【社会学部】

授業アンケートの結果に基づく教育の改善については、担任制によって対処しているのが現状である。

教授会で行われている個々の学生の状況に関する担当教員による説明は、学力不振でついていけない学生を最小限に止めること、さらには退学者を減少させることにつながり、

有効であると評価している。
　社会学部の担任制は、全ての学生について学部内の教員の責任で成績や出席についての指導や配慮を行うことができるシステムであり、学科会における個別学生の説明と合わせて、学部内での教育目的の達成評価に有効に寄与している。
【ソフトウェア情報学部】
　ソフトウェア情報学部では、学部所属教員の担当する授業科目について、学生による授業評価アンケートの前期、後期の中間及び期末評価（平成26年度以降は期末のみ）の集計結果をファイルにまとめて学部所属教員全員にメールで配布している。他の教員の授業に対する学生の評価や自由記述のコメントは、自分の授業の改善のために参考になる場合が多い。さらに、平成23年度より、アンケート結果について学部所属の教員が互いに意見を述べ合う場を設け、より一層の授業改善を組織的に目指している。
【薬学部】
　授業アンケートの集計結果については、薬学部の場合、担当教員は、自分の担当科目に対するアンケート結果を閲覧できる。さらに、学長、教務委員長、学部長及び学科長は、全ての結果を閲覧できる。一方、学生に対しては、各教員が集計結果入手後の授業の中で、アンケートに対する見解・改善への方策などを口頭で説明して、伝達し、授業改善の方向性を示している。学生による「授業アンケート」は携帯を利用して実施し、集計結果についてもすぐに把握・閲覧できるよう工夫・開発がされている。各教員は、結果について学生に速やかに連絡することになっている。このように、学生の要望に応じ連絡し、伝達する体制はできていると判断している。

（2）現状の評価

　教育目的の達成状況の評価と有効活用について基準を満たしている。

（3）将来の展望

【全学】
　教育目的の達成状況の点検・評価方法及び運営体制においては、ディプロマポリシーの達成を目指す PDCA サイクルの確立に向けた改善が引き続き課題である。
（１）「学修時間・学修行動調査」の拡充
　学習支援センターの IR 推進室を本務とする担当者配置を行い、「学修時間・学修行動調査」の実施から分析・評価までの PDCA サイクルを整備する。
（２）シラバスと対応させた教育成果の自己点検・評価方法の開発
　担当教員が授業ごとの教育目標の達成状況の点検・評価を行って、それを全学・各学部で共有するなどの方法を開発し、本学の教育目標の達成状況の可視化を進める。
（３）「学生カルテ」及び「ポートフォリオ」システムの開発・導入
　入学から卒業までの学修成果を可視化して、多面的に学修指導するために「学生カルテ」を、また、学生と教員が学修成果をリアルタイムで共有できる「ポートフォリオ」を研究し、速やかに導入する。

（4）学長表彰制度の拡充

本学のディプロマポリシーと関係づけた学長表彰制度を積極的に整備し、学生に多様な勉学のロールモデルを提示して勉学意欲を高める。

【経営学部】

経営学部では、成績評価のための GPA 制度の導入及びその活用方法の検討が始められた。例えば、GPA 制度の導入に基づき、支援システムとの連携を図ることで、出席日数の不足により不可と評価された学生の学習に取り組む態度の改善に寄与するような活用法につなげていきたい。

次に、学生が主体的に学習到達目標を設定できるようなナンバリング制度の導入が図られた。今後、学生がある対象授業を選択、履修する場合、学生が期待した学習到達目標とこれに見合うだけの単位評価及び授業内容に値するかの客観的評価基準の構築などが期待される。最後に、授業アンケートについては、方法の改善及びその効果的な活用機会の検討が急務である。例えば、授業アンケート結果に基づいた教員同士による授業参観の一層の活性化が挙げられる。だが、学生はアンケートを通じてどのように授業を判断したらよいかの明確な評価基準を持たない。よってこれらの評価基準を示し、かつ理解させた上でアンケートを実施する必要がある。

【社会学部】

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発については、授業評価アンケートの質問内容の変更が検討されており、より見やすい形での公開方法を考えている。これらの改善により、教員の授業改善の基礎情報がより分かりやすい形で検討できると考えられる。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果の有効な活用については、授業アンケートの結果は、少なくとも学部教員全員が共有することができるようにしていく必要がある。個々の学生を単位とした教育目的の達成に関する活動は、十分に評価できるので、今後も継続的に行っていく必要がある。しかし、今後は、社会学部が提供するプログラム全体で達成すべき教育目標を評価するためのシステムの構築が必要であると考えられる。このシステムは、全学的なディプロマ・ポリシー及び社会学部のディプロマ・ポリシーとも関連するため、それらの方針の構築が必要である。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、学生による授業評価アンケートの集計結果を学部所属教員全員に公開しているが、その際、ファイルにまとめる作業に手間がかかるので、特定の教員以外でも教育支援システム上で学部全体の集計結果を直接見られるようにできればよいと思われる。

【薬学部】

学生による「授業アンケート」に関しては、FD 委員会を中心に今後も質問項目の再検討を行い、学生のニーズに合わせた現実的な改善点の把握に努める。一方、教員側の問題点としては、学生による「授業アンケート」の集計結果を全ての薬学部教員に公開していないことが挙げられる。学生の要望を把握するには、他の科目へのアンケート結果が参考になるので、全員に公開する方向で検討したい。次に、同僚教員による「公開授業」につい

て検討したい。最後に、授業アンケートに対する「自己点検報告書」についても作成・提出する方向で検討したい。以上を進めることにより、学生・教員双方にとって実りのある授業展開を図る。

Ⅳ－7　学生サービス

(1) Ⅳ－7 の現状

Ⅳ－7－①　学生生活の安定のための支援について

（１）概要

１）学生サービスのための組織

学生サービス、厚生補導、生活指導は、学生課が担当しており、通常のサービスはもとより、問題事項が発生したときはいち早く対応している。教員組織としては、学生委員会が組織されており、学生サービスや生活指導を全学的に行っている。

２）学生に対する教員の相談窓口

全学的には、学習支援センターが学生の相談窓口を開設し、センター担当の教職員がこれに対応している。経営学部は週３回、「オフィスアワー」を設け、年度初めにオフィスアワー一覧表を作成して掲示している。各教員の研究室の扉には、オフィスアワーの時間が明記されている。社会学部は、オフィスアワーに加え、「担任制」を設け、個別の学生に対するきめ細かな指導を行っている。また、ソフトウェア情報学部では「学習アドバイザー」制を、薬学部では「担任制」を設けている。これらの学部の教員は、講義のない時間は大部分研究室にいるので、学生は、研究室を訪ね随時相談している。

このほか、ハラスメント防止対策委員会のもと、学生課と各学部には相談窓口ならびに相談員を置き、委員会活動を通じて、ハラスメントについての、大学側から学生及び保護者に対する説明責任を徹底させる方針を確認している。

（２）奨学金

本学では、次の４つの奨学制度を提供している。

１）学業特待制度：学業特待制度は、入学試験の学力評価に基づいて行われる学力入試学業特待と推薦入試・AO 入試で行われる推薦入試・AO 入試学業特待制度の 2 種類に分類される。学力入試学業特待は、入学試験及び編入学試験において、成績優秀な者に対して授業料全額免除あるいは授業料半額免除の恩典（学業特待）を与えている。原則として４年間（薬学部は６年間）又は編入学した時点以降の標準就学期間の授業料の全額免除又は半額免除とするが、毎年度審査を行い、在学中の成績が著しく低下した場合には取り消す場合がある。推薦入試・ AO 入試学業特待制度は、ソフトウェア情報学部（応用情報技術者試験の合格者、基礎情報技術者試験の合格者）と社会学部（介護福祉士の有資格者、ヘルパー２級の有資格者、特例高校で介護福祉士の指定科目を履修した者）において行われる学業特待制度で、入学試験受験時に上記括弧内の条件を満たしている学生に対して、授業料全額免除又は授業料半額免除が与えられる。

２）経済特待制度：勉学に強い意欲がありながら、経済的な理由で修学するのが困難な学生に対して、授業料を半額免除する制度（経済特待）を、平成 20 年に発足させた。授業料

は、経営学部と社会学部の授業料は年間 64 万２千円、ソフトウェア情報学部は 103 万円、薬学部は 130 万円である。経済特待は、これらの半額を原則として４年間（薬学部の場合は６年間）免除する制度である。申請には、保護者の所得証明を提出させ、家族の所得確認を行い、経済特待審査委員会で審議し決定している。この免除制度には返還義務はない。この制度に応募する者は、まず日本学生支援機構から奨学金を借りて、その上なお経済的に困難な場合に申請するよう指導している。なお、授業料半額免除の場合、その一部について日本私立学校振興・共済事業団からの補助がある。地域社会の経済状況が悪いので、この制度の希望者は、表Ⅱ－12 に示すように年々増加している。

３）スポーツ・文芸特待制度：大学で学ぶ意欲と学力があり、スポーツや文芸に優れている学生に対し、そのレベルに応じて入学金、授業料、各種納入金などの免除や減額を行っている。入学志願者のスポーツや文芸のレベルに対応する入学金、授業料及び各種納入金の減免率等については、スポーツ及び文芸部の監督や部長を含む委員により構成される学生募集委員会で審議し、学長の承認を得て決定している。

４）東日本大震災に伴う減免制度：平成 23 年に発生した東日本大震災で、自宅が全半壊した学生がおり、授業料の全額や半額を免除する対応を取っている（23 年度 15 名・24 年度９名・25 年度９名）。

上記の４種類の奨学金に加え、日本学生支援機構の奨学金を利用している学生は、非常に多い。無利子のものは枠が制限されているが、有利子のものは希望者にほぼ全員貸与されている。金額は月額５万円から 14 万円（薬学部）の間である。また、学生の出身地の地方自治体が奨学金制度を設けているところもある。学生は、これらの奨学金制度を積極的に利用している。さらに、保護者がリストラ、病気、死亡などにより、学費を払えない学生が毎年生じている。この場合は、申請書を提出させて学費の延納を認めている。また、入学時以外の年次でも経済特待の奨学金制度に応募させて認めることを行っている。

表Ⅱ－１２　奨学金制度の利用状況

年度	経済特待制度	学業特待制度	日本学生支援機構奨学金
平成 22 年	93 人	22 人	491 人
平成 23 年	139 人	29 人	591 人
平成 24 年	175 人	40 人	602 人
平成 25 年	187 人	47 人	644 人
平成 26 年	159 人	47 人	607 人

（３）課外活動

１）学生の課外活動は、学友会を中心に行われている。学友会は、正会員（学部学生）と特別会員（教員と事務職員）から構成されている。特別会員は、学生に適切な助言を与える役割を担っている。

学友会には、体育会と文化会があり、体育会には 18 の部と 6 のサークルが、文化会には 8 の部と 8 のサークルがそれぞれ存在する。体育会の部では、部長（教員）、監督、コーチが指導に当たっている。文化会の部には、顧問（教員）が配置され指導に当たっている。年度初めに、各部に対して、活動上の必要経費を配分している。大学祭に際しては、上記の

経費とは別に、各参加団体に必要経費を配分している。
２）毎年、各学部でスポーツ大会を開き、教員と学生の親睦を図っている。
３）毎年、図書委員会主催で読書感想文コンクールを行い、教員が評価して、上位数名に学長賞を授与している。
４）学友会主催によるリーダー研修会を実施しており、平成 26 年度は、ほぼ全ての部・サークルの学生が参加し、部・サークル活動の活性化や地域貢献に関するグループ討論を行っている。
５）日本私立大学協会の平成 26 年度の学生生活指導主務者研修会に、教務課長及び教員の２名が参加し、学内研修会において、主に教務に関連する内容での報告を行っている。
（４）学生の生活環境
学友会には、学生だけでなく、教職員が特別会員として参加している。学友会には、学生のみが出席する会議のほか、学生と教職員が出席する会議があり、学生の意見が教職員に伝わる機会となっている。会議に出席した教職員は、必要に応じて、学生委員会で学生の意見を報告し、問題提起するなど、学生生活の改善を図っている。
学生のクラブ活動は、体育会、文化会の部とも、部長や顧問、監督、コーチを務める教員あるいは事務職員と学生の間に親密な交流があり、学生の意見を汲み取っている。
学生の授業評価アンケートに自由記述欄があり、学生は、授業に対する意見だけでなく、大学全体に対する意見を書く場合がある。案件によっては、学生委員会で取り上げて対処している。
各学部では、担任制や少人数ゼミ制を採っており、教員と担当学生との間には親密な交流があるため、大学のサービスに関する学生の意見が教員に伝わる機会も多い。教員は必要に応じて、教授会で学生の意見を紹介し、全学的な学生委員会に議題として提案する場合もある。学生委員会では、随時、提起された問題の解決に当たっている。
学生食堂の運営に関して平成 25 年 12 月に実施した学生アンケート調査から、価格やメニューの内容、サービスの内容に対する不満のほか、衛生管理、食堂の内装などについて幅広い要望が寄せられたことから、総務課との話し合いの結果、委託業者の選考ならびに厨房施設の改装を行い、平成 27 年 1 月より新たな学生食堂がオープンした。
（５）健康管理
１）毎年、全学生を対象に健康診断を行っている。
２）学内の保健室には看護師が常駐し、学生の健康相談に対応している。
３）心的支援を必要とする学生に対しては、まず担任教員又はゼミ担当教員と学生課事務職員が相談に応じ、さらに、社会福祉学科の精神保健福祉士の資格を持つ教員が助言や指導を行っている。状況に応じて、最寄りの心療内科の診断・指導を受けるよう指導している。また、学生相談窓口の定期的な開設に向けて、学生委員会の企画によって、専門カウンセラーの派遣を依頼し、事前予約制による学生相談を平成 25 年度より実施しているが、平成 26 年度も通年で 10 回の学生相談（心理カウンセリング、キャリアカウンセリング）を実施している。
４）学内を全面禁煙としており、その遵守をさらに徹底する方針を確認している。
（６）学生相談　学生委員会
学生の生活相談全般は、学生課が窓口となり、生活指導等も行っている。また、各学部

では担任教員又はゼミ担当教員が学生の相談に親身に応じている。
（７）学生の安全
学生の安全を確保する意識と体制を維持するため、本学は、学生委員会が中心となり、年度初めに、事件・事故発生時の連絡網の体制を確認し、全学教職員に資料配布・通知しているほか、例年、学生向けに交通安全講習会、全学の避難訓練、犯罪対策講座等を企画、実施している。平成 26 年度は、４月（新入生対象）と 12 月に交通安全講習会を実施したほか、10 月には、「午後４時に強い地震が発生し、１号館介護実習室付近で二次災害として火災が発生した」という想定の元で、全学避難訓練を実施している。また、近年、多発するサイバー犯罪に関する新入生向け対策講座を４月に開催し、学生にカード詐欺やネット犯罪に対する注意喚起を行っている。

Ⅳ－7－②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用について

学習支援センターの学生相談窓口では、学生からの相談を受け付けるとともに、相談内容を記録し、学生の要望の把握のための資料とするとともに、継続的な相談のための資料として活用している。

(2) 現状の評価

本学には、多様な個性、能力の学生が入学してきており、充実した学生生活を落ち着いて送ることができるよう、支援体制を整えている。今後とも、学生生活全般に関する学生の意見や要望を的確に把握し、分析して、検討結果を踏まえた改善をしていく必要がある。

(3) 将来の展望

学生に対するサービスのうち、経済的な支援に関しては可能な限りの方策を整備している。特に、多くの学生の出身地である北海道や東北は経済状態が年々悪化している上、東日本大震災の影響も大きいことから、経済的困難を抱えた学生を対象とする授業料半額免除制度は、希望者が今後も増加していくと予想される。大学の財政上の問題はあるが、今後とも授業料半額免除制度を維持する。
学生の健康相談、心的支援、生活指導に関しては、現在でも一定の体制を整えているが、必ずしも有効に活用されているとは言えない。このため、教授会と学生委員会に対しては、学生が教員とさらに親密になり、気楽に教員に相談することができる雰囲気を作ることを、全教員の合意事項とするよう呼びかける。
各学部は、毎年スポーツ大会を開催しており、学生と教員の交流に大きな役割を果たしている。この種の機会をさらに積極的に設けて、学生同士、学生と教員の親密な関係を作り上げていく。
学生の安全については、平成 26 年度以降は、授業や学内活動に防災の視点を採り入れ、

浸透に努める方策を探っていく。避難訓練についても、青森市危機管理課やNPO法人青森県防災士会など、専門家の協力を仰いで、内容の充実を図る。

学生の国際交流という観点からは、留学生の支援体制の充実とともに、一方で日本人学生の海外留学の支援も必要である。学生の長期・短期の留学制度を創設することは、国際人養成の為にも、外国の教育機関への留学は大いに効果があると思われる。青森大学においても、この点での体制強化が望まれる。

学生サービス等に関しては、相談窓口も含めて、さらに学生からの意見を積極的に汲み上げるように努めて、サービスの向上を図っていく。

Ⅳ－8　教員の配置・職能開発等

（1）Ⅳ－8の現状

Ⅳ－8－①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置について

【全学】

本学では教養学部は存在しないので、基礎スタンダード科目（教養科目）を担当する教員も各学部に配属している。全教員数は、専任教員93人である。社会学科、社会福祉学科、ソフトウェア情報学科においては、収容定員が大学設置基準別表第1（第13条関係）に定める収容定員に満たないため、この3学科の専任教員数は、それぞれ必要専任教員数の2割の範囲内において兼任教員に代えている。したがって、専任教員数は大学設置基準上必要専任教員数より1人少ないが、前述により、兼任教員に代えている人数が6人となるため、合計すると99人となり、大学設置基準を満たしている。

１）専任・兼任のバランス

学部全教員のうち専任教員は75.6%、兼任教員は24.4%である。各学部の主要な専門科目の講義は専任教員が行っている。経営学部では、留学生向けの日本語教育の一部と専門科目で専任教員が対応できない科目の講義の一部を兼任教員に依頼している。社会学部では、精神疾患など医学関係の科目や福祉専門科目の一部を兼任教員に依頼している。薬学部では、臨床医学の講義を医師に依頼している。ソフトウェア情報学部では、兼任教員は少ない。

２）専門分野のバランス

教員の採用時には、専門分野のバランスを考慮して、どの分野の教員を採用するかを決めてから教員を選考する。専門分野のバランスを確保するよう努力しているが、薬学部などにおいて必ずしも適切な均衡がとれていない。

３）年齢構成

教員の年齢構成は、表Ⅱ－15に示している。本学の定年は70歳（平成19年度以降の新規採用者は65歳）であるが、特例として71歳以上の教員が6人いる。年齢層は60～69歳が最も多く40%、次いで40～49歳が27%、50～59歳が20%の順である。昨年度に比べると、高齢者の比率は下がったが、今後も、若手教員を確保して新陳代謝を進める必要がある。

【経営学部】

大学設置基準第 13 条の定めによれば、経営学部に必要な専任教員数は 14 名である。平成 26 年 5 月現在、経営学部の専任教員数は 19 名であり、大学設置基準を満たしている。その内訳は、教授 9 名、特任教授 1 名、准教授 8 名、講師 1 名であり、ベテランの教員から、中堅・若手の教員までバランスよく配置されている。また、専門分野別に見ても経営学系（経営管理論を中心とする）、商学系、会計学系、経営工学系、経済学系の教員が偏りなく配置されている。なお、平成 26 年 9 月に新たに、管理会計論を担当する若手の専任教員（講師）を補充している。専任教員の退職によって、教育の質が低下しないよう、適宜必要な教員の補充が図らなければならない。つまり経営学部では、経営学部教員のもつ専門性や素養はもちろんのこと、退職教員に対する新人教員の募集の有無を授業の質向上の観点より追求し、新旧教員の円滑な新陳代謝が実践されなければ間に合わない状況にある。地域社会のニーズに応じて、近隣の大学とは異なる本学の魅力を強く打ち出していくためにも、最低限必要な専門分野の教員は専任として適宜補充していくことが不可欠である。

【社会学部】

社会学科と社会福祉学科は、大学設置基準第 13 条の規定で、それぞれ 10 名で学部全体で必要な専任教員は 20 名である。平成 26 年 5 月現在、社会学部の専任教員は 26 名（社会学科 18 名、社会福祉学科 8 名）で、社会福祉学科が大学設置基準上必要専任教員数より 2 名少ない。しかし、収容定員が大学設置基準別表第 1（第 13 条関係）に定める収容定員に満たないため、学科の専任教員数は、それぞれ必要専任教員数の 2 割の範囲内において兼任教員に代えている。したがって、専任教員数は、兼任教員に代えている人数が 2 名となるため、大学設置基準を満たしている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部の専門科目担当教員は、学部を創設した平成 16 年度には 15 名であったが、その後、退職者の補充は行われず、平成 26 年度には 10 名となってしまった。この間、カリキュラムのスリム化などで対応を図ってきたが、教員一人当たりの担当コマ数の増加や、一部の科目の隔年開講など、教員・学生の双方にとって好ましくない状況となっていた。このような状態を改善すべく、1 名の専門科目担当教員を採用することについて法人本部の承認も得られ、公募に基いて平成 27 年度採用予定者を決定することができた。

【薬学部】

教育課程を適切に運営するためには、大学設置基準に則った教員配置が必要である。薬学部の場合、大学設置基準第 13 条によれば、薬学部全体で必要な専任教員は 28 名である。そのうち、いわゆる「実務家教員」として 5 名以上を置く必要がある。平成 26 年 5 月現在、薬学部の専任教員は、大学設置基準第 12 条第 3 項に従った「実務家教員」3 名を加えて、計 30 名となっている。しかし、専門分野別に見た教員構成については、基礎薬学分野の生物系に多くの教員が所属していること、衛生薬学系・医療系分野の教員が少ないなどの偏りが見られる。職位別では、助教が退職したことにより、0 名、さらに専任教員数には入らないが、助手が 0 名という偏りも見られる。

全体としての専任教員数は設置基準を満たしているが、専門分野に応じた教員の適切な配置、教員の職位・年齢構成などにおいてバランスを欠いていると判断している。平成 26 年度には教員の公募を行い、平成 27 年 4 月からは、助教 2 名、助手 1 名を、退職予定者の後任として教授 2 名、准教授 3 名をそれぞれ採用して教員の若返りを図ることができるに至っ

ている。しかし、平成 27 年 4 月においても、医療系専任教員の確保が重要な検討課題である。

Ⅳ－8－②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組みについて

【全学】

（１）教育研究活動の支援体制

FD に関しては、各教員が独自に工夫するとともに、全学的な推進体制を整え、各教員の経験を基に教職員研修会で引き続き発表会と議論を行う。教員の教育活動の活性化への方策は、様々な FD への取組み、学部内教員間の相互評価、授業評価アンケートなどにより行われてきたが、これらがどの程度の成果を上げてきたのかを検討する必要がある。

教育業績の評価の参考とするため、学生による授業評価アンケート結果を全学に公開すべきという意見がある。ただし、このことに関しては異論もある。例えば、授業評価アンケートは、担当教員には参考すべきことが多いが、評価点そのものは必ずしも公平ではない。一般に受講者数の少ない科目や、採点が甘い教員の担当科目の評点は高い傾向にある。授業評価アンケートの結果をどう公表するかに関しては、今後ともさらに議論を深めていく予定である。教員の教育活動の一層の活性化を目指して、教職員研修会を引き続き実施するほか、授業評価アンケートの公表方法や教員相互の授業参観の実施などを検討していくことにしている。教員の授業の在り方を改善するために、教員が相互の授業を参観することが有効である。既に一部で実施しているが、今後は、教員相互の授業参観に取り組むことを、各教授会と全学教務委員会で前向きに検討していく。

（２）教員評価、研修、FD(Faculty Development)等の教員の資質・能力向上への取組み

（ア）平成 26 年度の教職員研修会

9月20日（土）、「高大接続の在り方を考える－青森大学の教育改革と魅力向上を目指して－」をテーマに、教職員研修会を実施した。これからの我が国の産業、社会、文化など多様な分野の再生と発展、地域社会の活性化を担っていく若者を育成していくためには、高等学校教育と大学教育が円滑につながり、多くの高校生が大学に進学して未来への可能性を切り拓く、高い専門性と広い汎用能力を身に付けていくようにする必要がある。このような観点から、今回のテーマが決定した。研修会では、崎谷康文学長からの提言に続き、県立青森商業高等学校千代谷均校長、青森山田高等学校雪田一校長及び県立黒石高等学校池田敏校長らを招いて、高等学校における教育の実践の状況や大学との接続の在り方についての発表があり、その後、３人の校長と青森大学の教員とのパネルデスカッションを行った。今回の研修会により、商業や情報処理に関する教育などについて、より一貫性を高めた教育の在り方に改善していくこと、高校と大学の教育改革を相互に理解し、多様な能力を持つ学生や生徒の主体的に学ぶ力を育てる教育を進めていくこと、青森大学と高等学校の教員との交流や連携を深め、相互に学んでいくことなど、青森大学として、努力していくべき課題が見えてきた。青森大学の教職員は、高等学校との連携、接続を一層効果的に進展させ、青森大学の魅力を高め、発信していくことが重要であるとが認識された。

冬季教職員研修会は、12 月 20 日（土）に実施した。「大学の自己点検・評価と機関別認証評価についてー青森大学の PDCA の改革サイクルの確立へー」と題し、公益財団法人 日本高等教育評価機構 評価事業部兼評価研究部部長 伊藤敏弘氏を招いての講演を行った。講演後は、澁谷泰秀学長補佐、角田均教授、李孝烈教授、柏谷至地域貢献センター長、中村事務局次長から、各セクションの PDCA サイクル確立について発表。質疑応答を行い、閉会した。

（イ）FD(Faculty Development)による教員の資質・能力向上への取組み

FD活動については、平成23年度にFD委員会を設置し、教員の資質・能力の向上に向けた種々の取組みを行っている。その活動の一環として、毎年、学内外の講師を招いたり、学内の教職員を報告者にしたりして、教職員合同の研修会を開催している。内容は、教育内容・教育方法、学生募集や入試など多岐にわたっている。開催回数は、毎年2回であり、ほぼ全ての教員と事務職員が出席している。平成25年9月には、県立青森商業高等学校千代谷均校長、青森山田高等学校雪田一校長及び県立黒石高等学校池田敏校長らを講師に招き、12月には、公益財団法人 日本高等教育評価機構 評価事業部兼評価研究部部長 伊藤敏弘氏を講師に招いて開催し、それぞれ好評であった。

大学全体で FD を推進する人材を増やすため、FD に関心のある教職員を中心に外部研修に派遣している。

平成 26 年度の外部 FD 研修・セミナーへの派遣は、以下のとおりである。

第 31 回全国ビジネス系大学教育会議（8 月 27・28 日、千葉商科大学、岩淵先生）

第 14 回山形大学 FD 合宿セミナー（9 月 9・10 日、山形大学、天内先生）

E－Learning Awards 2014 フォーラム（11 月 12－14 日、東京、小久保先生）

派遣された教職員は、学内の研修会、FD 委員会、部長会等で報告・討論を行って、学習内容や経験を学内に伝達している。現在、各学部･学科、教員個人、教員グループで行われている FD が確認できるが、その面で指導的な役割を果たすことができる教職員を増やす努力を続けている。

各学部でも FD 委員が選ばれ、全学の FD 委員会と連携して、授業改善を行っている。特に、ソフトウェア情報学部では、授業参観が継続的に行われており、全教職員に参加を呼びかけて通常の授業の参観と振り返りを行った。これは、FD 委員会と連携して試行的に取り組んだ企画だったが、教職員の参加者数は少なく、本学の教員の FD への関心の薄さや苦手意識が表面化した。FD 委員会は、直ちに各教員が参加しやすくかつ当事者意識を持てる FD 活動のシステムづくりに努力する。

（ウ）学生による授業評価アンケート

学生による授業評価アンケートが、年 2 回行われている。この評価の集計結果は、直ちに集計され、担当教員に伝えられる。一般の教員は、自分が担当している科目の評価を知ることができるが、他の教員の評価は知ることができない。ただし、学長、学部長、学科長は、学部内の全ての授業の評価結果を知ることができるので､これを基に個々の教員と評価結果の意見交換を行っている。授業評価が非常に低い教員には、学部長、学科長が個別に注意を喚起している。なお、ソフトウェア情報学部では、評価結果を学部内教員に公開している。全学統一の様式で、シラバスを書くことを義務づけている。予備稿を各学部の教務委員がチェックして、不十分なところを訂正させている。

教員の評価は、研究面と教育面で行われている。研究業績は年 2 回発行する青森大学ニュースで公開されるために、学内全体から評価を受ける。

研究業績は、１）教員の昇格の資料にする ２）優秀な研究業績を挙げたものを表彰する ３）研究費を増額するなどに有効に利用されてきた。

研究業績は客観的に評価することができるが、教育業績の評価は難しい。学生による授業評価アンケートは参考にはなるが、学生の評価をそのまま受入れることは困難である。試験の評価が甘い科目に、学生は高い評価点を与える傾向にあることなどの点も考慮する必要がある。教育上の業績は、学部内の教員が互いによく分かっているので、学部内教員の評価を重んじている。

【経営学部】

教員人事は、教育職員選考規程に基づき、採用及び昇任の選考が実施されている。募集は原則として公募で行っているが、緊急性あるいは募集科目の特殊性から私募の場合もある。定められた資格基準に従い、教授会の付託により学部長を中心とした資格審査委員会が設置され、学歴、職歴その他の経歴、著書、学位論文、創作活動その他の業績、学会及び社会における活動状況を基に、審議している。審議した結果を教授会に付議し、学部の総意を得る手続きをしている。

【社会学部】

教員人事は、教育職員選考規程に基づき、採用及び昇任の選考が実施される。定められた資格基準に従い、教授会の付託により資格審査委員会が設置され、学歴、職歴その他の経歴、著書、学位論文、創作活動その他の業績、学会及び社会における活動状況をもとに、調査審議に当たっている。

【ソフトウェア情報学部】

教員人事は、学部長を中心として主に教授から成る選考委員会で審議している。選考に際しては、青森大学教育職員選考規程に基づき、学歴、職歴その他の経歴、著書、学位論文、創作活動その他の業績、学会及び社会における活動状況などを総合的に評価し、判断している。

当学部では学部所属教員の担当する授業科目について、学生による授業評価アンケート（前・後期、それぞれ中間及び期末、平成 26 年度以降は期末のみ）の集計結果を、その都度ファイルにまとめて学部所属教員全員にメールで配布している。他の教員の授業に対する学生の評価や自由記述のコメントは、自分の授業の改善のために参考になる場合が多い。また、アンケート結果について学部所属の教員が互いに意見を述べ合う場を設け、教員の資質向上に努めている。

【薬学部】

教員人事は、学部の教員選考基準、教育職員選考規程に基づき実施される。採用・昇進等については、学部長を中心として組織した資格審査委員会を設置し、応募者あるいは昇格対象者の経歴（学歴・職歴を含む）、教育・研究業績、抱負などを総合的に判断して全学の資格審査委員会に推薦する形をとっている。薬学部では、特に、実務経験や製薬メーカーでの経験等を業績の中で評価している。教育評価に関しては、毎年、各教員は「教育・研究・校務・社会貢献等　活動記録」を提出することとしている。これは、報告者自身が１年ごとの業績を確認する機会になっている。研修については、夏季及び冬季の２回にわたり定められ

た教育研究に関するテーマについて大学全体で討議する研修会を開催して、教員の資質向上や教育研究活動の改善・向上を図っている。FD(Faculty Development)活動については、主に授業アンケートの調査項目の検討を行っている。

現時点では、FD 活動について取組みが不足していると言わざるを得ない。

Ⅳ－8－③　教養教育実施のための体制の整備について

【全学】

本学は、全学共通の新しい教養教育として「青森大学基礎スタンダード」を平成 25 年度から導入した。本来ならば、大学の教務委員会の下部組織に位置づけられる一般教養部会が主に取り扱う課題ではあるが、本学が掲げる「青森大学ルネッサンス」の改革が取り組む最初の構造改革であることから、学長が先頭に立って全学的組織「青森大学基礎スタンダード作業部会」を置いて推進した。「青森大学基礎スタンダード」の教育課程及び授業の運営は教務委員会が主に担当するが、教員の配置等については全学的な教職員の協力のもと、学部横断的な配置がなされている。

教務委員会は、「青森大学基礎スタンダード」の各科目担当の適切な配置、運営に主導的に関わりながら各教員を支援しており、また、平成 25 年 9 月中に開設された「学習支援センター」は、質の高い教養教育を実践できるよう、教員間の経験交流、教授法の開発などの側面から各科目担当教員を支援している。

【経営学部】

平成 26 年度、全学共通の教養教育である「青森大学基礎スタンダード」が 2 年目を迎えた。経営学部においても、「青森大学基礎スタンダード」を通じて、文理の学部の枠を超えた、社会人として必要な基礎的能力の涵養を図っている。「青森大学基礎スタンダード」の運営体制については、経営学部としても全学教務委員会と連携して、教員の配置について支援は図っているものの、授業運営や、科目開発、スタンダードー専門科目間における体系的問題について、全学組織との意見交流とそれに基づいた教員間のコンセンサス形成が必ずしも十分ではない。今後とも全学組織に対し、経営学部の窓口となる学部教務委員を適宜配置するとともに、スタンダード科目に関する必要な情報の共有及び精査が求められる。

【社会学部】

本学は、全学共通の教養教育として、平成 25 年度の 1 年生から「青森大学基礎スタンダード」を実施しており、社会学部の学生も基礎スタンダード科目群を履修することにより、学問に取り組む姿勢や学びの基礎、人文・社会・自然科学（人間と文化・社会と環境）への広い関心を身に付け、また、言語やキャリア、情報、身体に関する技能を身に付けることができるようになっている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、「青森大学基礎スタンダード」の科目のみを担当する教員（英語、ドイツ語、フランス語、芸術(音楽)）が 3 名いるが、平成 26 年度には専門科目担当教員計 4 名が、「学問のすすめ」、「人間と文化」、「社会と環境」の各 1 テーマ及び「地域貢献基礎演習」、「キャリアデザイン IA、IB、IIA、IIB」を分担した（平成 25 年度比 3 科目増）。

ソフトウェア情報学部の専門科目担当教員は、学部を創設した平成 16 年度に比べ、平成 26 年度は 5 名減っているので「基礎スタンダード」科目の担当の負担は大きくなっている。

【薬学部】

薬学部の学位授与の方針には、①豊かな人間性、高い倫理観に裏打ちされた教養、他者に共感できるコミュニケーション能力を身に付けている、②医療現場において安全で有効な薬物治療を提供するための幅広い領域の基礎的・専門的知識、技術と態度を身に付いている、③薬学の立場から医療の発展に寄与するため、生涯にわたり高い学修意欲をもって研鑽を積む一方、自分自身を謙虚に見据え、確かめる力を身に付けている---と明示している。薬学部の教養教育は、学部の低学年時にこれらの素地を形作るという意味で重要である。平成 25 年度からは「青森大学基礎スタンダード」として、学生自らが主体的に学ぶことができるよう改訂された。例えば、「キャリアデザインＩＡ（薬学概論）」「基礎演習Ｂ（コミュニケーション）」は、項目①の「豊かな人間性、高い倫理観、コミュニケーション能力の醸成を目的としたものであり、「基礎演習Ａ（論理的文章の読み方・書き方）」は、②幅広い領域の基礎的・専門的知識を身に付いけるために欠かせないものである。このように、薬学部の教養教育は、学部が目指す学生の資質に対して基礎的能力を授けようとしたものである。「青森大学基礎スタンダード」の特徴は、青森大学に入学した４つの学部の１年生が一緒に小グループのディスカッションを行いながら、コニュケーション能力などを高めていくもので、将来医療関係の職業に就く場合にいろいろな職業人との接し方について貴重な経験を積む場となっている。教養教育実施のための色々な体制は整備されていると判断する。

（2）現状の評価

本学においては、教育目的及び教育課程に即した教員の確保及び配置について、分野や年齢構成を適正に保ち、大学設置基準を満たすよう、努力しているが、近年の社会の変化等に対応した適切な新陳代謝を図ることは必ずしも十分ではない。教員の研修、FD 等については工夫をこらし、充実を図り、資質・能力の向上に努めている。教養教育を再構築し、新設した「基礎スタンダード科目」については、全学の協力による体制を整えているが、今後、この基礎スタンダード科目と専門科目の総合的・合理的な改革を一層進めるための教員の組織体制を確立していくことが課題である。

（3）将来の展望

【全学】

教職員研修会は、本学の教職員の資質向上・能力開発を刺激する役割を果たしており、今後も学外の講師を招いてさらに充実させる。また、教職員を学外のFD研修等に計画的に派遣し、FDの推進役となる教職員を着実に増やす。学内においては、平成25年度に設置した「学習支援センター」と連携しながら、各教員の授業の工夫や成功事例の交流などを通して、教員の資質向上・能力開発を促す活動を組織する。さらに、各教職員が努力したFD活動を客観的に評価する仕組みをつくり、青森大学のFD活動の成果を蓄積し、それを教職員が相互に参照できるように努力する。

主に教養科目を担当する教員の科目数を減らし、教員の資質向上・能力開発や授業改善などに精力や時間をかけられるようにする。平成 25 年度導入の「青森大学基礎スタンダード」は、学長が主唱した「青森大学ルネッサンス」の下で示された「３つの力（生涯をかけて学び続ける力・人とつながる力・自分を見据え、確かめる力）の育成」の土台となる教育課程である。そのためには、科目の数を増やすことよりも、「３つの力」の基盤づくりができる教育内容を備えた科目の精選、学生の資質･能力を向上させることができる教育方法の実践に全学あげて取り組むことが課題となる。したがって、本学の教養教育は、教養科目担当教員だけでなく専門科目担当教員も協働して科目を担当する全学的な体制とする。

【経営学部】

経営学部では、ビジネス系大学に相応しい講義内容（質）とそれを実現するために必要な教員数（量）の確保のバランスを取るべく新陳代謝に基づいた人事政策が徹底される必要がある。全学から捉えた改革、すなわち全体最適の見地から捉えてスタンダード教育の充実を図るため、教員各自は、ワークバランス（専門科目 4 コマ＋スタンダード科目 1 コマ）に沿った授業配置が今後とも貫徹されなければならない。また学部の特性から捉えた改革、すなわち部分最適の見地から捉えて学部特性（専門性）に基づく教育と一般教養に基づく教育との間に体系的な接合が求められる。したがって「専門分野別に見ても経営学系（経営管理論を中心とする）、商学系、会計学系、経営工学系、経済学系の教員が偏りなく配置されること」、「全学組織に対し、経営学部の窓口となる学部教務委員が適宜配置されるとともに、必要な情報の共有及び精査がなされること」が重要である。

【社会学部】

教員数の確保はできているが、本学が目指す改革と連動した教員の確保と、それによる教養教育も含めた確固たる体制づくりが求められる。FD とも関連させて、教員間のコミュニケーションを密にして、よりよい体制づくりを目指していきたい。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部の専門科目担当教員は、学部創設以来漸次減少し、平成 26 年度には 10 名となってしまったが、平成 27 年度採用予定者 1 名を決定することができたので、教員数の問題については若干の改善が見込まれることとなった。

当学部では全学の中でも FD 活動を比較的活発に行ってきた。教員の資質については、今後も組織的に向上を図って行くべきである。

【薬学部】

薬学部では、大学設置基準を満たす教員数を一応確保はしているが、教育・研究分野における教員配置、年齢や職位について著しく不均衡な状態となっている。とりわけ問題とすべき点は、現時点（平成 26 年度）において助教・助手がいないことである。一方、薬学部専門教育には今後ますますきめ細かな指導が求められることになり､医療系教員の充実を急ぐ必要がある。さらに年齢構成の面で適切なバランスを保つためにも、特に若手の専門教員の補充が急務である。なお、教養教育については改革が進んでいる。

Ⅳ－9　教育環境の整備

（1）Ⅳ－9 の現状

Ⅳ－9－①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理について

（ア）校舎施設配置

図Ｉ－４は、本学の校舎施設配置図を示している。大学キャンパスは一つに統合されている。校地面積が大きいので、中央に広い中庭があり、自然の中のゆとりあるキャンパスになっている。

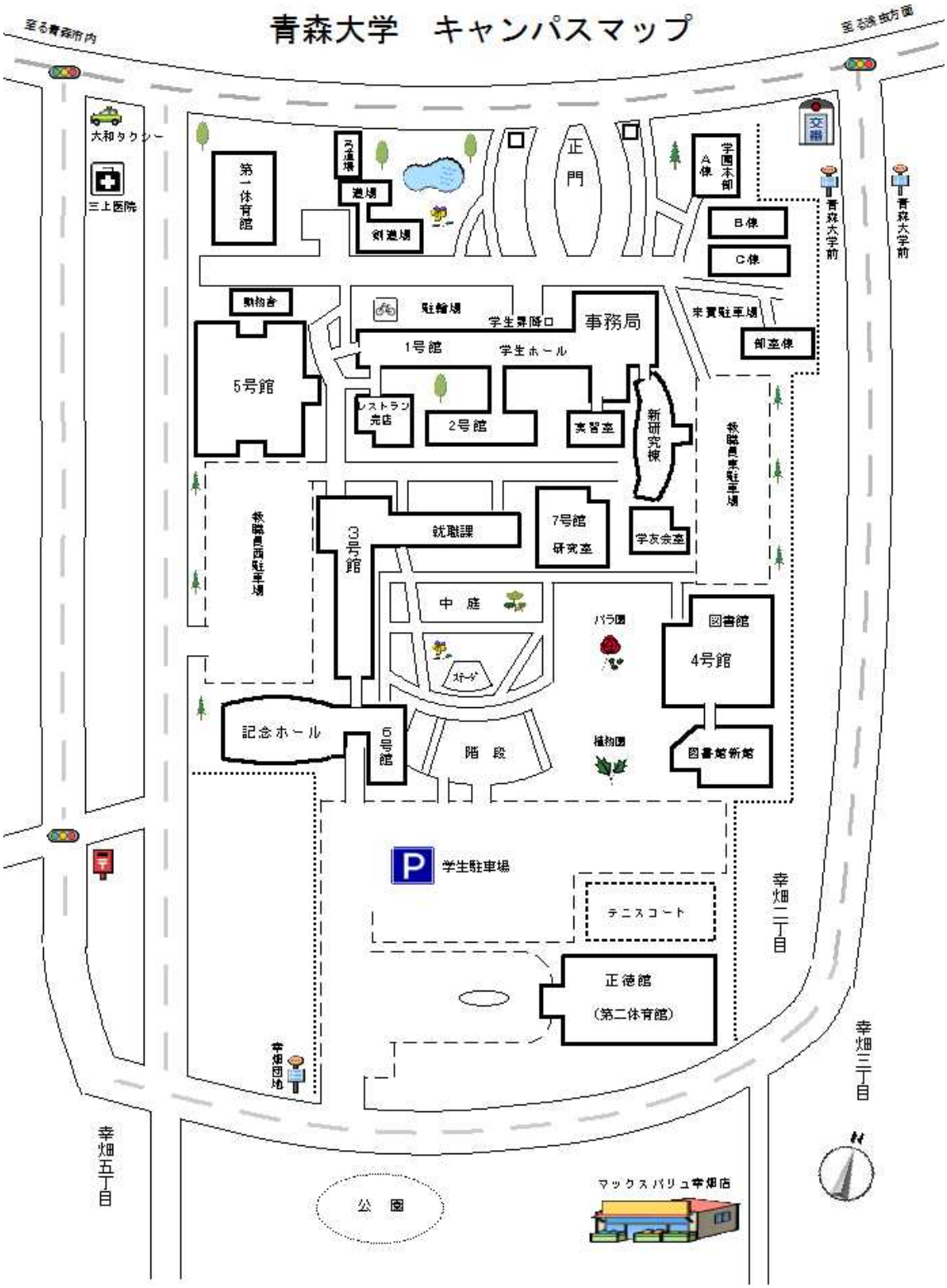

図Ｉ－４　校舎施設配置図（青森大学）

（イ）主要施設

表Ｉ－14 は、本学の主要施設概要を示している。

表Ｉ－14　青森大学の主要施設概要

施設名・号館	延床面積(m²)	階数	主要施設
1・2号館	4,118.5	2	事務局（教務課・学生課）・入試広報課・事務総局長室
		3	講義室（4)・演習室（１）　実習室（４）・学生ホール・介護実習室
3 号館	3,163.2	3	事務局（就職課・留学生支援課）・講義室（６）・演習室（５）
4 号館	1,371.4	4	図書館
5 号館	8,836.2	6	講義室（６）・実験室（２４）・自習室（３）・研究室（薬学部・ソフトウェア情報学部）・会議室・コンピュータ演習室（３）
6 号館	2,193.7	4	大講義室（記念ホール）・講義室（４）・研究室
7 号館	1,424.5	7	学長室・研究室・会議室・保健室・学生相談室
大学院B棟	305.1	2	大学院実習室・学生ホール・研究室
大学院C棟8	289.0	2	大学院実習室・研究室
研究室棟１	379.1	2	研究室
研究室棟２	1,061.1	3	研究室・会議室
図書館新館	1,053.9	3	閲覧室・書庫・視聴覚室
食堂棟	814.0	3	食堂・学生ラウンジ・売店
小　計	25,009.8		
第一体育館	1,386.0	2	体育館
新体育館（正徳館）	3,289.9	2	講堂兼体育館・トレーニングルーム
屋内野球場	1,396.5	1	野球練習場
小体育館	596.8	1	剣道場・柔道場・空手道場
相撲道場	159.0	1	相撲道場
弓道場	98.0	1	弓道場
寄宿舎	1,371.6	3	男子寮（戸山寮）
合宿所	587.5	2	スポーツ合宿所
教職員宿舎	427.9	2	蛍ケ丘ハイツ
教職員宿舎	690.9	1	学園ハイツ（10棟）
学生寮	8,078.8	6	スチューデントプラザ
クラブ室	187.1	2	運動部クラブ室
クラブ室	554.8	2	文化部クラブ室
倉庫	9.0	1	
貯蔵庫	16.6	1	
動物舎	56.3	1	薬学部所属
薬草園	690.00	1	薬学部所属
小　計	19620.7		
グランド	59,336.9		野球場・陸上競技場・サッカー場
８号館Ａ	448.2	3	法人本部棟　理事長室・法人本部事務室・応接室
小計	59,785.1		
合　計	104,391.6		

（ウ）校地・校舎面積の大学設置基準との比較

表Ⅰ－15 は、校地・校舎面積の大学設置基準との比較を示している。校地面積は、基準上の必要面積より 8.6 倍の広さである。校舎面積も基準面積を上回っている。

表Ⅰ－15　校地・校舎面積の大学設置基準との比較

	校地面積	校舎面積
青森大学①	129, 252 m^2	26, 998 m^2
設置基準上の基準面積②	15,000 m^2	15,436 m^2
比較　③＝①÷②	8.6 倍	1.7 倍

（エ）講義室等

表Ⅰ－16 は、講義室、演習室、学生実習室、自習室などの室数を示している。

表Ⅰ－16　講義室、演習室、学生実習室、自習室

室名	室数
講義室	26
演習室	13
コンピュータ演習室	3
学生自習室	7
ゼミ室	5
学生実験室	53
会議室	4

（オ）表Ⅰ－17 は、附属図書館の概要を示している。

表Ⅰ－17　附属図書館

面積	2,719 m^2
座席数	340 席
図書館本館開館時間 図書館新館開館時間	平日（月～金）8:30～19:50 土曜日　8:30～16:30 平日（月～金）8:30～17:30 土曜日　閉館
蔵書数　（和書） （洋書）	138,750 冊 22,251 冊
視聴覚資料（CD、ビデオ、DVD など）	1,868 点
定期刊行物　（和雑誌） （洋雑誌） （新聞）	114 種 6 種 8 種

1）図書委員会

「青森大学図書委員会規程」に基づき、図書館の適正な運営を行う組織として図書委員

会を設置している。現在の構成は、次のとおりである。

図書館長（ソフトウェア情報学部教員）、経営学部教員１人、社会学部教員２人、ソフトウェア情報学部教員１人、薬学部教員１人

①　職員

職員は 2 人で、うち司書が 2 人である。ほかに、教員が図書館長となっている。

３）利用状況

平成 24 年度の図書館利用状況は、利用者総数 9,295 人（１日当たり 35 人）、貸出総数 836 冊（１日当たり 3.1 冊）である。

４）開館時間

図書館の開館時間は、本館、新館ともに午前 8 時 30 分である。閉館時間は、本館が月～金は午後 7 時 50 分であり、土曜日は午後 4 時 30 分である。新館は月～金が 17 時 30 分であり、土曜日は閉館である。

（カ）体育施設

表Ｉ－18 は、体育施設の概要を示している。本学は体育活動が盛んであり、十分な体育施設がある。

表Ｉ－18　体育施設

名称	面積	仕様
第一体育館	1,386.00 m^2	鉄筋 2 階建て
新体育館（正徳館）	3,289.90 m^2	〃
屋内野球場	1,396.51 m^2	鉄筋平屋建て
剣道・柔道・空手場	596.83 m^2	〃
相撲道場	158.99 m^2	木造平屋建て
弓道場	97.02 m^2	〃
グラウンド	59,336.90 m^2	1 面
テニスコート	2,012.86 m^2	3 面
クラブ室１	187.14 m^2	木造 2 建て
クラブ室２	579.60 m^2	木造 2 建て

（キ）教育研究活動の目的を達成するための施設設備等

表 1－19 に示す主要機器は､薬学部とソフトウェア情報学部が研究用に使用するものと、全学の情報教育のための機器である。

表Ｉ－19　主要機器一覧

研究用機器

1) ルミノ・イメージアナライザー	2) 透過型電子顕微鏡	3) DNA オートシークエンサー	4) NMR
5) 小型分離用超遠心機	6) 高速冷却遠心機	7) 走査型電子顕微鏡	8) リアルタイム定量 PCR システム

9) 質量分析機	10) 蛍光偏光度測定システム	11) ルミネッセンサー	12) 超純水製造装置
13) ディープ・フリーザー（-80℃）	14) 動物飼育キャビネット	15) 全自動散薬分包機	16) 共焦点レーザー顕微鏡
17) ３DCG 開発用ノートパソコン	18) 3 次元スキャナー	19) 基盤加工機	20) 切削機
21) ハイビジョンプロジェクタ	22) 電気的性質測定装置 AI プロッタ	23) ロボット制御用ノートパソコン	24) X 線回折装置
25) 分離用超遠心機	26) 安全キャビネット	27) 水剤調製器	28)クリーンベンチ 5 台

教育用機器

1) ドメインコントローラ１	2) ドメインコントローラ２	3) ファイルサーバー１	4) ファイルサーバー２
5) UNIX サーバー	6) 教育用ロボット開発キット	7) コンピュータ 73 台（含む教員用 1 台）（A 演習室）	8) コンピュータ 65 台（含む教員用 1 台）（B 演習室）
9) コンピュータ 57 台（含む教員用 1 台）（C 演習室）	10）プロジェクタ	11) ネットワークスイッチ	

施設の維持・管理は、事務局が行っており、適切に運営されている。本学には５人の校務員がいるが、中には電気や水道に精通している者がいる。施設に不備が生じたときには、軽度であれば校務員が補修している。校務員が対処できないときは業者に依頼している。

機器類の管理・運営は、学部内の機器委員会で行っている。情報教育は、全学生を対象に行っているので、大量のコンピュータを備えているが、これらは、年次計画で順次新しい機種への置換えを行っている。

校地は基準値の 8.6 倍あり、多数の木が植えられている校庭で、学生は授業の合間の休息を楽しんでいる。校舎面積は、基準値を超えている。講義室、自習室、演習室、実験室、コンピュータ演習室、図書館などの教育施設を十分備えている。また、十分な体育施設を備えており、これを生かして体育部が活発に活動し、全国上位の成績を挙げている部もある。

施設は、量的な面では十分であるが、全体として老朽化しているので、改修が必要な箇所が多くある。

薬学部とソフトウェア情報学部は、教育研究用の比較的高額の機器を揃えている。教員研究上の大きな不自由はないが、計画的な更新を図っていく必要がある。本学では、情報教育を重視しているので、３つのコンピュータ演習室に 195 台のコンピュータを備えており、学生の情報処理能力の向上が図られている。

Ⅳ－9－②　授業を行う学生数の適切な管理について

学生一人ひとりに対して、きめ細かい指導を行うため、演習や実技科目については、1クラス当たりの人数を30人以内にし、少人数クラス編成にしている。これにより、学生と教員がコミュニケーションを取りやすくなり、授業の理解度向上につながっている。

(2) 現状の評価

本学の校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境は、量的には整備され、適切な運営・管理が行われているが、老朽化した施設や設備の修理や更新を進めることにより、キャンパスの魅力を高めていく必要がある。少人数クラス編成にするなどにより学生一人ひとりにきめ細かな指導ができる体制となっており、授業の学生数は適切に管理されている。

(3) 将来の展望

教育研究環境は、かなり整備されており、かつ十分活用されているが、総じて施設・設備が老朽化しているという問題がある。大学の財政は厳しいので、一度に改修することは極めて困難であるが、年次計画を立てて、優先順位の高いものから順次改修していく。特に情報教育の根幹であるコンピュータは年次計画で順次更新してきたが、今後も国の助成事業を活用するなどして更新を行っていく。

Ⅳ．学修と教授に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

学生の受入れについては、今後も様々な媒体を使って本学の方針及び教育内容を伝えるなどの方策を強化し、適正な人数の学生の受入れにさらに努力する必要がある。

教育課程及び教授方法及び単位認定、卒業・修了認定等については、科目ナンバリングの導入、青森大学基礎スタンダードの「創成コア」の新設、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに沿った単位認定のためのシラバスの改善を行ったが、今後さらに「学生中心の大学」にふさわしい教育方法・内容の転換を加速させていく。そのためにも、カリキュラムの点検、授業改善の可視化、アクティブ・ラーニングの推進、「3 つの力」ルーブリックの改善と周知が必要である。

学修及び授業の支援では、全ての科目において教員と職員の協働を積極的に進められている。平成26年度から導入されたSA制度の活用も広がった。今後は、学生への学修支援はもとより、授業設計・実践、授業準備、教育機器の整備等でも現状を振り返り、効率的な教職協働体制づくりが求められる。また、平成26年度から導入されたSA制度の活用も広がったが、今後はこの制度の実績が向上するよう、予算を拡充し、。学年を問わずSAにふさわしい学生を採用していく工夫が必要である。

卒業認定、卒業・修了認定については、明確化がなされているが、科目担当教員がシラバスの成績評価基準等をより明確に示すとともに、全ての学部の卒業及び進級認定の手続

きを統一し、全学的に状況確認を行い、卒業・修了認定等の認定の厳正さの確保に努めていく必要がある。また、卒業及び進級等に GPA を活用するために、FD 委員会において検討を進める。

キャリアガイダンスについては、各学部の就職指導体制とともに、就職課における就職指導、カリキュラムにおける就職関連科目において、よりきめ細かいキャリアガイダンスに努める努力が必要である。特に、企業の広報及び選考活動の開始時期、並びに内定日が後ろ倒しになったことを受けて、就職支援体制の見直しが急務である。また、内が定得られずに卒業する学生が出た場合や、就労後に離職する学生についても、必要に応じ指導助言するなど、継続した指導ができるようにすることが重要である。

教育目的の達成状況の評価とその有効な活用については、ディプロマ・ポリシーの達成を目指す PDCA サイクルの確立に向けた改善が引き続き課題である。そのためには、「学修時間・学修行動調査」の拡充、シラバスと対応させた教育成果の自己点検・評価方法の開発、シラバスと対応させた教育成果の自己点検・評価方法の開発、学長表彰制度の拡充等が必要である。

学生サービスについては、経済的な支援について可能な限りの支援を行っているが、学生の健康相談、心的支援、生活指導において、より有効な支援体制を整え、教職員と学生の交流の機会を増やすことが必要である。同時に、学生の意見を積極的に汲み上げることが重要である。学生の安全については、授業や学内活動に防災の視点を採り入れるとともに、避難訓練において、青森市危機管理課や NPO 法人青森県防災士会など、専門家の協力を仰いで、内容の充実に努めていく。

教員の配置・職能開発等については、教職員研修会をさらに充実させるとともに、教職員を学外の FD 研修等に計画的に派遣し、FD の推進役となる教職員を着実に増やす。また学習支援センターと連携しながら、各教員の授業の工夫や成功事例の交流などを通して、教員の資質向上・能力開発を促す活動を組織する。「青森大学基礎スタンダード」では、「３つの力」の基盤づくりとなる教育内容を備えた科目の精選、学生の資質･能力を向上させることができる教育方法の実践に全学挙げて取り組むことが課題である。

教育研究環境の整備については、十分活用されているものの、総じて施設や設備が老朽化しているという問題がある。大学の財政は厳しいので、一度に改修することは困難であるが、年次計画を立てて順次改修していく。

Ｖ．経営・管理と財務

Ｖ－1　経営の規律と誠実性

(1) Ｖ－1 の現状

Ｖ－1－①　経営の規律と誠実性の維持の表明について

学校法人青森山田学園（以下「本学園」という。）においては、「学校法人青森山田学園寄附行為」（以下「寄附行為という。」）のほか、「学園経理規程」、「学園予算管理規則」などの関連規程等に基づいて経営及び管理を行っている。また、寄附行為第３条に目的とし

て「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い学校、専修学校及び各種学校を設置することを目的としている。」と明確に定めている。また、「青森山田学園内部監査規程」を設け、学園内における業務監査を年 2 回実施している。

規程上の整備においては問題なく、実際の学園の運営においても、経営の規律と誠実性の維持に努めていると言える。

Ｖ－1－②　使命・目的の実現への継続的努力について

青森大学学則（以下「学則」という。）第 1 条第 1 項に、目的として「本学園は教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする。」と定めている。また、第 2 条においては、設置する 4 学部それぞれの具体的な教育目的を詳細に記述している。第 3 条には、大学の教育理念として 3 つの基本方針が示されており、これはキャンパス内 10 箇所に掲示し、教職員のほか学生に対しても周知を図っている。

大学学則において大学全体のみならず学部ごとの教育目的を定めている点、また、大学の教育理念を大学キャンパス内 10 箇所において掲示している点において、使命・目的の実現への継続的努力をしていると言える。

Ｖ－1－③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守について

前述のように、寄附行為第 3 条において教育基本法及び学校教育法の遵守を謳っているほか、私立学校法や大学設置基準等法令の遵守を徹底しており、法令の改正が行われた際は迅速に対応している。各種文書は、「青森山田学園文書取扱規程」に則ってその種類ごとに処理されている。また、教職員の就業全般について定めた「青森山田学園就業規則」第 1 条において目的として「この規則は、学校法人青森山田学園が労働基準法の規定に基づき学園教職員の就業に関する基本的事項を定め、学園の円滑な運営と健全な発展に資することを目的としている。」と明記されている。

学園諸規定において各種法令の遵守が謳われており、同時に法令改正の通知を回覧する制度が確立されているため、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守は図られている。

Ｖ－1－④　環境保全、人権、安全への配慮について

環境保全に関しては、キャンパス内に木々や植物を配し、教育・学習環境の維持を図っている。ただし、老朽化した施設の断熱性や暖房器具の熱効率、効率的な施設利用など、省エネルギーの観点では課題は残されている。また、ゴミの削減などについては、分別を行っているものの、全学的な取組みはまだ行われていない。また、教職員の夏季軽装導入などにより省エネルギーの取組みを進めている。

人権については、大学ハラスメント防止対策規程、大学教職員倫理規程を設置し、学生のみならず教職員間の人権尊重に留意している。平成 25 年 7 月 26 日には、講師に、沼田法律事務所長・弁護士の沼田徹氏を迎え、「大学（職場）におけるハラスメントについて」をテーマに、教職員研修会を実施した。内容は、セクシャルハラスメントとパワハラの定義、対策法、実例等についてであった。

安全に関しては、大学個人情報保護に関する規程や大学、高校における避難訓練の実施、さらには寮則を設けることを通して、学生・生徒の安全確保に努めている。

青森という比較的自然豊かな地域性もあり、環境保全は図られているものの、ゴミの減量や省エネルギーに向けた取組みについては、老朽化した施設の断熱性や暖房器具の熱効率の点などから、まだ発展途上にあると言える。各種制度により学生と教職員の人権への配慮も問題ないと言える。しかしながら、施設の老朽化による、耐震性の確保という点については、課題が残っている。

Ｖ－1－⑤　教育情報・財務情報の公表について

本学園では、学園全体のもののほか、全機関においてホームページが開設されており、それぞれにおいて日々の教育活動に関する最新情報が公開されている。各現場で投稿された最新情報は学園のトップページに自動的にリンクされている。また、Facebook ページを設けて、より詳細な教育関連情報の公開を図っている。

財務情報については、事業報告書、財産目録、資金収支計算書、消費収支計算書推移表、消費収支計算書関係比率、貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）、計算書類（監査報告書、独立監査人の監査報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）について、学園と大学両方のホームページにおいて公開している。

可能な範囲で教育情報や財務情報を公開しており、2～3 年前と比較して、公表の度合いは向上したが、より能動的な情報発信を求める提案もあるため、引き続き、その向上に向けた努力を続ける。

財務情報については、比較的多くの情報を公表しており、評価できるが、専門的な財務諸表が公開されているに留まっているため、今後可能な範囲で、分かりやすい解説を加えるよう努力する。

（2）現状の評価

経営の規律と誠実性の維持の表明、使命・目的の実現への継続的な努力、大学の設置、運営に関連する法令の遵守、環境保全、人権、安全への配慮及び教育情報・財務情報の公表については、いくつかの課題はあるものの、全体として適切な措置が進められている。

（3）将来の展望

①経営の規律と誠実性の維持の表明

寄附行為や各種規程の整備という点では問題ないが、定期的に周知の機会を設けるなど、

より徹底した規律と誠実性の維持を図る必要がある。
②使命・目的の実現への継続的努力
大学の使命・目的の実現に向けた継続的努力は、現状において十分に行われていると言える。今後の課題としては、この努力を維持していくことと、大学の使命・目的の適切性をその都度確認することである。そのため、常に社会のニーズを注視し、必要な人材について考察を重ね、定期的に大学の方針について協議する場を持つことが必要である。
③学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
現状に問題はないと言えるが、引き続き、法改正を注視し、各種法令に則った学園運営を続ける必要がある。そのため、公文書の確認や研修会等への積極的な参加について引き続き力を傾注していくべきである。
④環境保全、人権、安全への配慮
(2) 現状の評価で述べたように、教育施設の老朽化問題は早急に改善する必要がある。これには、財政的事情が大きく関連するため、補助金制度を精査して計画的に実行していくことが求められる。
⑤教育情報・財務情報の公表
教育情報の公表については前進がみられるものの、広報の見地からも単に「公表」することだけでなく、積極的な情報発信が可能な分野については早急に進める必要がある。財務情報の解説については、該当する項目の改善状況を踏まえながら、前向きに検討する必要がある。また、正確な情報を公開することが求められている公的存在であることを今一度構成員が認識し、その上で、より健全な法人運営に努める必要がある。

Ｖ－2　理事会の機能

(1) Ｖ－2 の現状

Ｖ－2－①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性について

本学園の理事会については、寄附行為第６条において次のように明記されている。

１　この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。
２　理事会は理事長が召集する。
３　理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。
４　理事長は、理事の３分の２以上から会議に附議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から７日以内にこれを招集しなければならない。
５　理事会は理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
６　理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除く外、出席理事の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

なお、理事は本学園の校長（学長及び園長含む。）、評議員、学識経験者又は功労者から構成され、更に理事会には監事と法人本部総務部長と財務部長が陪席している。理事会では毎回寄附行為が配布されている。

寄附行為に定める理事会の役割並びに構成に関しては、適正であると考えられる。本学園の場合、管理運営・財政における問題が顕在化して以降、理事会における議論は活発化し、年 4 回の定例会以外の臨時理事会を開催し、毎回一定の出席率を維持している。理事会に監事が出席することにより、適正な会議運営が行われているか管理され、法人本部部長、大学職員の陪席により正確な情報に則した議論が行われる体制が取れている。理事会において毎回寄附行為が資料として配布されることにより、学園の目的をはじめとした重要事項について理事間での周知が図られている。緊急の重要事項を協議するような体制を整え、機動性を高めていく必要がある。

(2) 現状の評価

使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制が整備され、その機能は発揮されている。

(3) 将来の展望

本学園の理事会における適正を維持することが求められるが、理事長及び本部長を軸にした円滑な意思決定を行うための調査機能体制について検討する。

Ｖ－3　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

(1) Ｖ－3 の現状

Ｖ－3－①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性について

平成 24 年４月に就任した新学長の下で「青森大学ルネッサンス」を基調とする様々な大学の改善策に着手した。このような新たな共通目標の下、学長の統率による教職員の一致協力の体制・ガバナンスは大きく改善されている。

平成 24 年度に教務と事務の学長補佐をそれぞれ１名ずつ配置したのに続き、平成 25 年度は、スピード感のある学部間の意思疎通及びその円滑化を目的として学長補佐室を設置し、各学部の教員１名ずつ合計４名が所属して、諸課題の検討並びに必要に応じた調査・調整を実施した。また、大学における地域貢献の使命をより明確にすることを目的に、大学の付属機関である青森大学オープンカレッジの事務局を大学事務局の教務課の中に位置づけた。さらに、大学の管理運営の審議組織として重要な役割を担う部長会に、オープンカレッジ所長と地域貢献センター（平成 24 年度に新設）のセンター長を恒常的なメンバーとして加えた。このほか、大学における事務作業の効率化と円滑なコミュニケーション、学生サービスの向上を目的として平成 25 年度から教務課、総務課、学生課、入試広報課を

一つのスペースにまとめた。平成 26 年度には、全学的な教学マネジメントを的確に推進し、教学改革の PDCA サイクルを確立するため、学長が統括する組織として、〈教学改革のためのタスクフォース〉を設置した。このタスクフォースは、平成 25 年度から導入された基礎スタンダード科目の全学的な運営を進め、基礎スタンダード科目と整合的に連結する専門科目を構築するなど、教学改革の推進に関し、教務委員会、FD 委員会等関連の委員会等との連携を図りつつ、大学としての必要な方針を示すなどの任務を遂行している。

本学は、学則第 1 条に定める大学の目的を達成するために学部、学科、付属施設等の教育研究組織を「図Ｖ－3－①－１」のように構成している。

図Ｖ－3－①－１　教育研究組織（平成 25 年度）

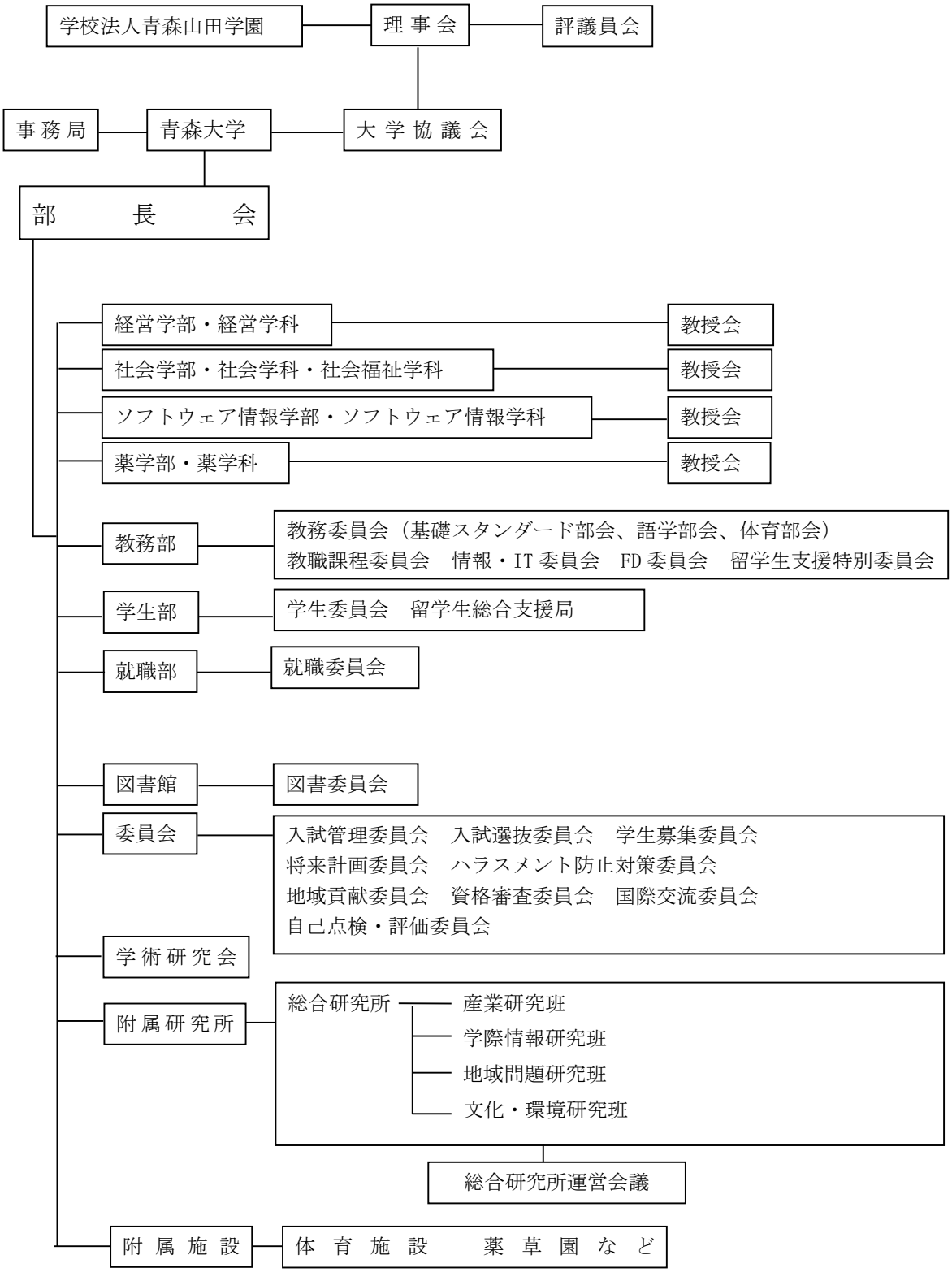

教育研究組織の運営に関することは、理事会で決議された方針に従い、学長が全体を統括している。大学に所属する各教員が各組織の業務を横断的に担当することで、組織間の連携を図っている。大学の教育研究に関わる重要事項を審議するために、学長が主宰する部長会が置かれ、法人からの参加に加え、全学部の協力体制により開催されている。

関連規程

- 青森大学学則(2014 年)
- 青森大学部長会規程
- 青森大学教授会規程
- 青森大学学科会議規程
- 青森大学教育職員資格基準規程
- 青森大学自己点検・評価委員会規程
- 青森大学付属総合研究所規則
- 青森大学地域貢献委員会規程
- 青森大学オープンカレッジ規則
- 青森大学付属図書館規程
- 青森大学学術研究会会則
- 青森大学学習支援センター規程

Ｖ－3－②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮について

学長の提唱による「青森大学ルネッサンス」を基調とする様々な大学の改善策に着手し、学長の統率による教職員の一致協力の体制・ガバナンスは大きく改善されている。

「青森大学ルネッサンスを進めよう」（青森大学・短期大学ニュース　№22）で学長は、「青森大学ルネッサンス」の理念、手法、具体的な中身について述べているが、〈意思決定のあり方〉として、以下の 3 点の重要性を指摘している。

① 学長に集約して決定し実行する

大学に関する事項については、大学の自立性にかんがみ学長に集約して決定し実行する必要がある。教育研究等の大学の任務に関することは、各学部等の実態や教職員の意見等を踏まえ、最終的に、学長が明快に判断できるようにする必要がある。

② 大学を支援し援助する責任を法人が果たす

青森大学を設置する学校法人青森山田学園は、大学の自立性を尊重して、大学の教育研究活動等が、学長の指揮の下で的確に行われるよう、支援し援助する責任がある。学校法人と大学とが常に意見と情報を交換して、意思疎通を緊密にすることで、設置者としての法人の責任が適切に果たされなければならない。

③ 大学と法人の役割を明確にし、健全な関係を築く

青森大学と学校法人青森山田学園は、それぞれ重要な責任を負っており、それぞれの役

割を明確にするとともに、健全で建設的な関係を構築して、一体的に活動ができるようにすることが、青森大学の再興と新生にとって、そして、青森山田学園の体制立て直しにとって不可欠である。

上記の考え方を基に、「青森大学ルネッサンス」の下、大学の目的、将来ビジョンの実現のために、年度ごとの取り組むべき課題や方針について、学長が全教職員に提示している。

これに基づいて、各学部及び委員会等は、年度ごとの活動目標を設定し、学長の下で業務を遂行する。

各教員の授業科目の充実や FD 活動等も、学長の教育研究に関する活動方針の下、各年度の活動目標を設定し、学部長の下で業務を遂行する。

このように、年度ごとに学長の提示する課題や活動方針に基づく業務執行体制が確立されており、学長の適切なリーダーシップが発揮されている。

(2) 現状の評価

大学の意思決定組織については、学長主宰による大学部長会と理事長主宰による大学協議会があり、管理部門と教学部門の連携が図られている。大学部長会は大学の最も重要な審議機関として、月 1 回の頻度で開催し、理事長等が構成員となっているので、法人側が学長の方針を理解して支援することができるようになっている。このように、意思決定の組織は整備され、権限と責任が明確にされて、機能が適切に働いている。地域貢献委員会等の学部横断の組織が整えられ、それらの委員会等における議論を踏まえ、学長がリーダーシップをとって教学改革等について明確な方針を示し、執行できるようになっている。全学的な教学マネジメントの推進と教学改革の PDCA サイクルの確立においても、学長が統括する組織である〈教学改革のためのタスクフォース〉の下で進められている。

なお、平成26年6月に学校教育法及び国立大学法人法が改正され、平成27年4月から施行される。これに伴い、私立大学においては、学校教育法の改正に基づき、学則等の学内規則を改定することが必要となった。青森大学においては、学則第63条第3項の各学部の教授会の審議に関する規定の改正について、各学部教授会における審議を経て、平成26年11月の部長会において審議が行われ、確認がされた。これら学則等の改正については、理事会に諮るべきものもあり、法人本部との連絡を取り、3月の理事会において必要な手続きがとられたところである。

(3) 将来の展望

青森大学は、少子化による入学生の獲得が困難な状況の中、学長のリーダーシップの下、「青森大学ルネッサンス」を掲げて、本学の改革と新たな魅力づくりを進めている。今後は、大学内においては学長の下、大学の自立性を尊重して、全教職員が一丸となって本学の改革を推し進めるとともに、その魅力を積極的に発信していくことが重要である。

Ｖ－4　コミュニケーションとガバナンス

(1) Ｖ－4 の現状

Ｖ－4－①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化について

（1）管理部門と教学部門との意思疎通と連携を保つための仕組み

①法人と青森大学との関係

理事会、評議員会に学長のほか学部長１名（平成 26 年度から）、学長補佐１名が参画し、教学側としての意見、学園の運営全般について意見を述べている。その他、大学と理事会との連絡を密にし、大学の円滑な運営を期するために大学協議会を置いており、学園本部から理事長、本部長、関係部長が参画している。

また、学園を構成する諸機関の運営に関する情報を共有し、相互の理解を深め、協調一致して学園の目的達成を目指す場として、学園運営委員会を設けている。

このほか、理事長主宰による学園事務長会議を設け、青森大学をはじめとする各部門との連携を図っている。

法人理事会と教学組織の連携・意思疎通が図られ、協調体制が確立している。

②青森大学における管理部門と教学部門との意思疎通と連携

大学の最も重要な審議機関として大学部長会を設け、月１回の頻度で開催している。大学部長会には、学園本部から理事長、本部長、関係部長も参画している。

大学部長会及び大学協議会には、大学事務局部課長が参画している。

また、大学の目的を達成するために各種の委員会を随時開催し、管理部門と教学部門の連携は密接に取られている。

このように、大学運営については、法人本部はもとより、教学側、管理運営側がそれぞれの立場から相互に連携を密にし、その目的達成のために取り組んでいる。

Ｖ－4－②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性について

（1）事業計画と事業報告

年度開始前に、法人及び大学をはじめとする全ての部門で、当該年度毎に事業計画を作成し、学園全体の事業計画として収支予算とともに評議員会・理事会に諮り承認を得ているほか、年度終了後に事業報告を作成し、収支決算とともに評議員会・理事会に諮り、その承認を受けている

（2）事業の現況報告

各部門から、四半期ごとの事業現況報告を評議員会・理事会に報告し、事業実施の状況を確認している。

（2）監事

監事 2 人は、理事会・評議員会に出席し、学園全体の運営について、意見を述べているほか、学園運営委員会、大学協議会、グランドデザイン（将来計画）委員会に参

画し、学園の運営、計将来計画の検討に際しての指摘、助言を行っている。

また、監事は、学園運営上の種々の課題に関し、会計監査法人と連携して、法人本部理事長等に、必要な指摘、助言を行っているほか、監査法人による会計監査に、立ち会い、必要な指摘、助言を行っている。

（３）内部監査体制

学園のより公平な運営を行うため、理事長の下に内部監査室を設け、年２回の、内部監査を行うこととしている。

平成 26 年度上半期は勤務管理について、出勤簿、諸届出書類の監査、下半期は委託徴収金以外の経理状況についての監査を行った。その結果として、勤務管理については外部講師、外部委員などの兼業については本務に差し支えるものはなく、適切に管理がされている。また、経理状況については帳簿フォーマットを作成し改善を図った。

Ｖ－4－③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営について

① 法人本部

学園本部は、社会の変化や少子化の進展に対応した学園全体の在り方、学園の将来方向について、評議員会、理事会、学園運営委員会、大学部長会、大学協議会などで、その考え方を示している。平成 25 年度には、学園全体の教育組織の見直し検討を行い、グランドデザイン（将来構想）第 1 次基本構想をまとめ、平成 26 年 7 月 8 日開催の評議員会・理事会で承認された『経営改善計画』及び平成 26 年 8 月 20 日開催の評議員会・理事会で承認された『グランドデザイン第一次基本構想の改定の方向性』に基づき平成 26 年 12 月 12 日開催の評議員会・理事会の意向を踏まえ、理事会主導で進めることとなった。今後このグランドデザインに則り、運営を行っていくこととしている。

また、各種委員会の構成員は、大学をはじめ各部門から参画しており、学園の運営全般にわたり、各組織の意見を取り入れる体制になっている。

なお、グランドデザインについては、学園の抜本的な経営改善を図るため、根本的に見直しすることとしている。

また、評議員会・理事会をはじめとする各委員会では、開催に際し事前に各部門へ議案の照会を行っている。

② 大学

学長は、社会の変化に対応した大学改革を推進するため、以下のような体制により、リーダーシップを発揮して大学運営を行っている。

学長の選任、任期

経営者側である理事をも含めた選考委員会で、数名の候補者を選任し、その中から大学の教職員の投票により学長候補者を決め、理事会で審議の上選任することになっており、経営側、教学側からの意向に十分対応したものとなっている。また、任期を 3 年とし、大学改革などの推進を踏まえ再任を妨げない仕組みになっている。

学部などとの協力関係

学長は、大学部長会などを通じ、自らの大学運営の方針、考え方、改革の方向性などを示しているほか、学部長等との意見交換を通じて、学内の調整や意思決定が円滑に行われている。

教員人事

教員の採用、及び昇任については、学長が当該学部長と、教育改革の推進を踏まえた全学的視野での必要な学問分野について、協議した上で検討を開始し、選考については、学部教授会の議に基づき学長が候補者を決定、理事長と協議し決定することとしている。

予算配分

学長は、予算編成に当たり特色ある教育研究を進めるべき事項を特定し、法人本部に対し、重点的に予算配分をするよう特別に協議している。

③ 大学運営へのボトムアップ

大学運営に際しては、大学部長会をはじめとして、入試、教育、研究、学生指導、課外活動、図書、就職等各種の委員会を設けており、大学内の各組織、構成員からの意向が十分反映されるようになっており、円滑な大学運営が行われている。

(2) 現状の評価

学長のリーダーシップによる大学の主体的な意思決定を確保しつつ、管理部門と教学部門の意思疎通と連携を図り、相互の意見や情報の交換を円滑に進めるとともに、各種委員会の機能を活かしつつ、トップダウンとボトムアップの均衡のとれたガバナンス体制が構築されている。

(3) 将来の展望

意思決定の明確化に関する課題は、次の３点である。

１　法人本部と大学事務局の一体化

法人運営と大学運営の連携を密にし、一体的に行うため、事務組織の連携協力体制の強化・統合化を順次進めている。これにより、企画戦略機能の充実、建物設備の維持管理、教育研究設備備品の計画的な整備、学園運営会議などの導入による機動的・戦略的な法人運営を検討していく。

２　各種連携の強化

大学・高校の連携、さらには、その前段階になる高校と中学校の連携の組織的な推進体制の確立が求められる。

３　経営戦略の策定組織

大学運営を含めた学園全体の舵取りを戦略的に進める、経営戦略を担う組織整備が望まれる。

相互チェックによるガバナンスの機能性については、内部牽制の一環として、契約発

注業務の監査体制の整備が必要である。

リーダーシップとボトムアップのバランスの取れた運営に関して、学園は、財政再建をも含めた経営改善に取り組んでいるところではあるが、学長が大学運営にリーダーシップを発揮しやすくするために、全学的な視点から重点的に予算配分できる仕組みとして、平成 26 年度から設置した学長裁量経費の充実、同様に学部長裁量経費の予算措置が望まれる。

Ｖ－5　業務執行体制の機能性

(1) Ｖ－5 の現状

Ｖ－5－①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保について

（１）業務執行体制

学校法人青森山田学園の管理運営については、「青森山田学園寄附行為」及び「青森山田学園組織事務分掌規程」に基づき、学園の全ての組織の運営が行われている。

法人経営については、「青森山田学園寄附行為」に基づき、法人の目的・事業、理事会、理事長、理事、評議員会、監事の職務、資産・会計等が適切に行われている。

管理組織については、「青森山田学園事務分掌規程」に、理事長をはじめとする法人本部、各部門の組織とその事務分掌を規定しており、その規定に基づき、管理運営が行われている。

青森大学については、学長、学長補佐、学部長、学科長、教員、大学部長会、学部教授会、学科会議、大学協議会、教務部長、学生部長、図書館長、大学事務局長・大学事務局組織などの職務とその事務分掌が規定されているほか、教育、研究、学生指導、地域貢献などに対応する各種の委員会を設け、運営、教育・研究、学生指導等の実施及びこれらの課題に的確に対応し、その役割を果たしている。

また、青森山田高等学校、青森山田中学校、専門学校、３幼稚園については、同様に管理運営組織とその職務を規定している。

管理運営機関

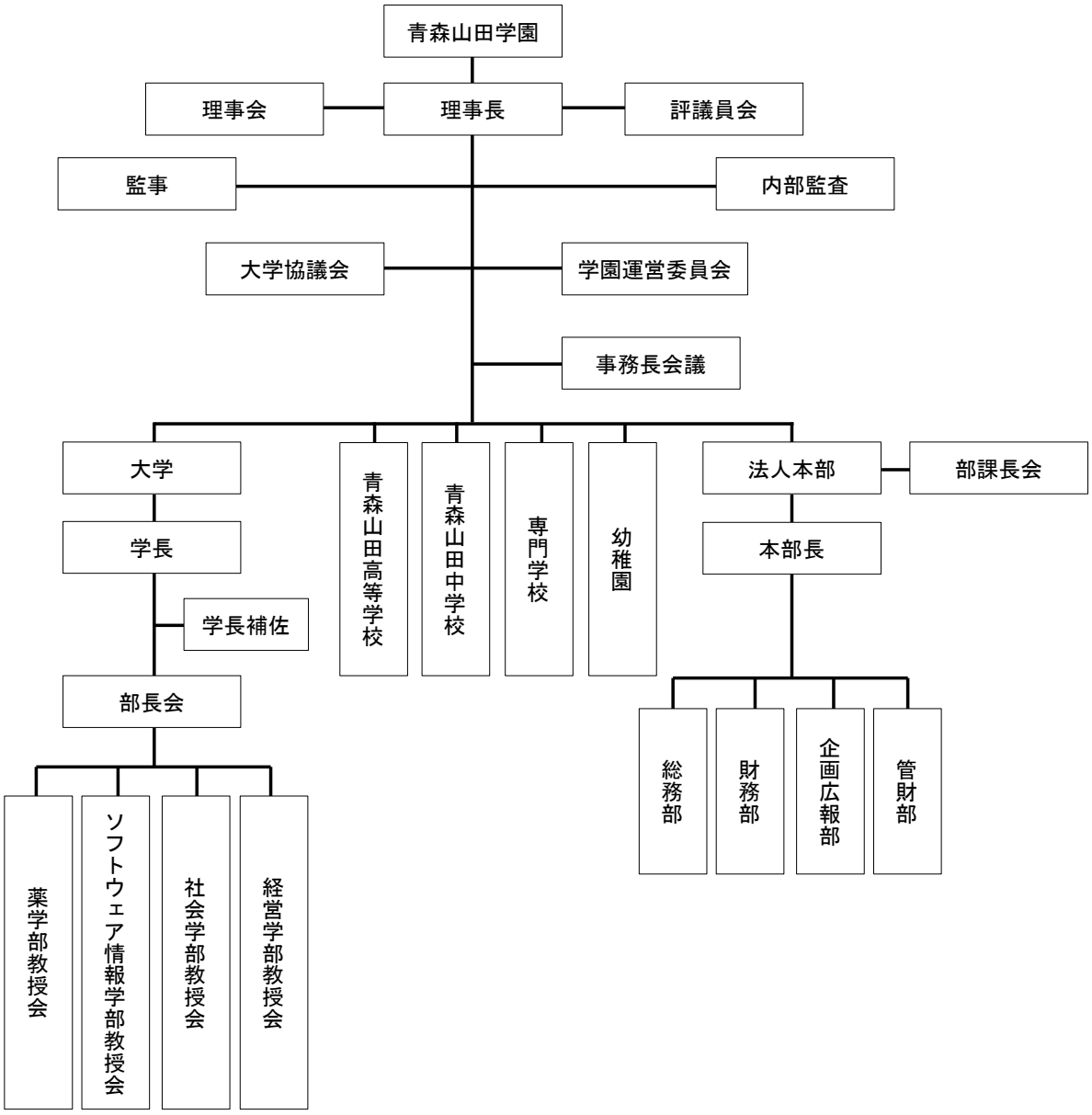

（２）権限の明確化

権限移譲規程を設け、理事長、常務理事、本部長、本部部課長並びに各部門の役職員の、日常業務遂行上の職務権限に関する事項を規定し、業務の円滑かつ適切な運営を行っている。

（３）文書管理及び稟議

学園文書管理取扱規程及び学園稟議規程により、学園の全ての事業については、予算の執行をも含め、起案文書を作成し、権限移譲規程に基づき、各機関の決裁を経たうえで、実施する仕組みになっている。

Ｖ－5－②　業務執行の管理体制の構築とその機能性について

（１）法人本部

法人本部の意思疎通に関しては、部課長会議（毎週）、を通じて、業務の報告相談を日常的に行い、業務の方向性、その結果並びに結果を踏まえた一層の改善への取組みが常に図られる体制になっている。27 年度からは大学部門も参加していく予定である。

（２）大学

①学長補佐

大学運営の複雑化、教育研究の改革、競争的教育資金獲得、社会貢献、課外活動、学生指導等学長の職務は広範多岐にわたることから、その職務を補佐する学長補佐 2 名を配置することにより、学長の職務化機能的に果たす体制になっている。

学長補佐のうち 1 人は、事務局長を充てており、事務局が一体となって学長の職務を支えている。

②学長補佐室

学長が大学運営、大学改革を進める上で、学長の意向を受けて、取り組むべき課題を調査検討し、改革方策の原案を取りまとめるため、中堅教員による学長補佐室を設けている。

③教学改革のためのタスクフォース

学長が推進する教学改革に関し、教務委員会、FD 委員会等関連の委員会等との連携を図りつつ、大学としての必要な方針を示すなどの任務を遂行する。

Ｖ－5－③　職員の資質・能力向上の機会の確保と整備について

1　教育改革の推進や、大学運営の複雑化、専門事項の増加に対応して教職員の資質向上が不可欠であることを踏まえ、各種の研修の充実に努めている。

研修は、法人本部としては、校務員、幼稚園、専門学校を対象にした研修、大学では、教職員を対象に FD や SD、教育改革や社会貢献に関する研修、初任者研修を実施している。大学主催の研修には、他部門の職員も参加している。

2　このほかに、文部科学省、私学事業団等が主催する協議会、研究会などに参加させ、その状況は、法人本部、大学事務局に報告し、回覧している。

3　異動による人事交流、学園各機関の課題共有、機能性向上については、どのように扱うか、これからの課題である。

(2) 現状の評価

今後とも、学長のリーダーシップによる大学改革の的確な推進を支えていくため、法人と大学の権限と責任を明確にしつつ、協力的な体制を整備し機能的に実施していく必要があり、また、職員の資質・能力向上を的確に進める必要がある。現状においては、体制が次第に整えられ、着実に実施されているが、なお改善の努力が必要である。

(3) 将来の展望

権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保については、職務権限の委譲による専決事項について、具体的な案件に対応できるよう簡潔明瞭な内容に改訂する必要がある。

業務執行の管理体制の構築とその機能性については、以下の 3 点が望まれる。

1　法人運営上の取り組むべき課題に機能的、戦略的に対応するため、学園運営に必要な課題を協議する学園運営会議的なものの設置が望まれる。

2　学園の改革を推進するため、各種の取り組むべき課題について調査検討し、関係委員会と協力して改革の原案を取りまとめるため、教学部門及び管理部門で構成する企画調査室や改革推進室の設置が望まれる。

3　法人本部、青森大学とも中期目標、中期計画、当該年度毎の実行計画の作成、その評価制度の導入し、その結果を踏まえ一層の改革の推進体制が望まれる。

職員の資質・能力向上の機会の確保と整備については、教員からの教育研究活動報告、職員の人事考課制度の整備が望まれる。

Ｖ－6　財務基盤と収支

(1) Ｖ－6 の現状

Ｖ－6－①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立について

平成 26 年度は、学園の将来計画として、「青森山田学園グランドデザイン（将来計画）」改訂版を策定した。これは、大学をはじめとする各機関の代表と本部執行部を構成員として、所属する機関にかかわらず学園全体の将来像につき、忌憚のない意見交換を行うため、数次開催し、その検討結果をまとめたものを、再度本部で改定したものである。

本学園の経営全般については、抜本的見直しを行い以下のⅠ. 人件費削減、Ⅱ. 経費削減、Ⅲ. 入学者数確保の 3 本柱を経営改善の核とし進めていくことで評議員会・理事会で審議し承認された。

Ｖ－6－②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保について

本学の収入の 70%以上を占める学生生徒等納付金は、ここ 10 年間では平成 18 年度 3,627 百万円をピークとして、平成 23 年度を除いて減少基調にあり、平成 26 年度は、2,158 百万円で、ピーク比 40%の減少となっている。この間において、大学院、短大の閉鎖等大学組織の改編が行われたこともあるが、大学における学生数の減少が大きな要因である。（18 年度現員 4,699 名、26 年度 2,824 名、減少率 39.9%）この点については、学生数確保の一層の補強が求められる。

学納金に次いで比重の大きい補助金（直近補助金比率 19%）については、平成 18 年度 732 百万円に対して、平成 26 年度 588 百万円と、金額ベースでは、△144 百万円（減少率 19.6%）と減少しているが、帰属収入に占める比率は、平成 18 年度 14.7%から、平成 26

年度 19.0%と 4.3%上昇している。これは、分母となる帰属収入減少であり、学納金の減少も要因の一つと考えられる。

直近５か年は、帰属収支が連続してマイナスであることから、本学園の収支には、経常的かつ構造的な問題が存在する。時系列的には、収入の減少、特に、収入の 70%を占める学生等納付金金額が 3,000 百万円を下回った平成 21 年度以降、消費支出比率（消費収入/帰属収入）が 100%を超過しており、逆ザヤ状況を示している。過去 6 年間で比較すると、帰属収入減少額 1,181 百万円に対して、支出の削減額が 990 百万円に止まり、総体として 191 百万円に不足となっている。

平成 26 年度決算においては、収入面では、学生等納付金が 2,158 百万円（前年度比△165 百万円）であり、帰属収入 3,086 百万円（前年度比△90 百万円）と減少基調が継続している。これに対して、支出面では、人件費 1,759 百万円（前年度比+67 百万円）と大幅に削減となり、消費支出全体では、3,141 百万円（△110 百万円）となっている。

収支バランスの観点からは、帰属収支が、54 百万円の支出超となっており、経費削減の効果が、学納金を始めとする収入の減少に追いついていないのが現状であり、前年度比+20 百万円とプラスとなった。

学園の現金収支を把握するキャッシュ・フロー分析の観点からは、非現金化支出である教育研究費及び管理経費の減価償却費を戻し入れた償却前帰属収支を、フリーキャッシュフローとして指標とするが、収支バランスを考えた場合、最大のネックとなっているのは前記しているが、学生生徒の減少が大きく表れている。教育研究経費及び管理経費も削減を行っているが奨学費は少なからず増加している。バランスが崩れている状態である。

（2）現状の評価

中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立及び安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保については、現状の計画をしっかりと実施していくことにより実現することが可能である。

（3）将来の展望

中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立については、学園を巡る財務環境の変動を受けて、平成 26 年度に策定したグランドデザインによる業務改善計画を抜本的に見直し、金融債権者との協同のもと、実行可能性の高い中長期計画の策定を進める。その中で、戦略的な人員削減については、退職補充の厳正管理と現有教員の活用、非常勤職員の活用を積極的に進める。経費節減については、消耗品や光熱水費、旅費交通費のなど個別支出の内容の厳正管理を通して、平成 25 年度比で１－２割のカットを目指す。そして大学を含む学園全体の入学者数確保については、5 年後に充足率 80%（現在 67%）の確保を達成するため、大学・高校・中学の連携強化に努める。

安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保については、安定した財務基盤確立の主眼として、学生数の増加を第一義的目標として定め、学園の認知度浸透を図るため、広報活動の強化を行う。併せて、経費削減策として、購買活動における競争入札を原則とし、

最低３社からの見積もり徴求を条件付ける。また、金融関連費用削減のために、業者支払サイトを、学園の入金スケジュール（8、3 月に入金）に合わせて、現状の月次支払ベースから、半期毎支払に変更し、運転資金借入金額の圧縮に努める。これら施策を確実に実行することにより、手元現金流動性を高め、期中運転資金を外部調達に頼ることなく、学納金等自己資金にて対応できる財務体質への変換を早期に達成する。

Ｖ－7　会計

(1) Ｖ－7 の現状

Ｖ－7－①　会計処理の適正な実施について

本学の会計処理については、文部科学省の定める「学校会計基準」に準拠し、個別の会計処理については、日本公認会計士協会より公表された「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」に関する実務指針」に則り処理している。具体的には、「学校法人青森山田学園予算管理規則」に定められた予算編成、予算管理を基とし、「学校法人青森山田学園経理規程」に定められた諸手続きを順守し、経理に関する事項を正確且つ迅速に処理し、経営の実態を計数的に把握し、経営活動を能率的に推進すべく処理している。加えて、「本部経理処理手続」「学校法人青森山田学園勘定科目処理規則別表」を置き、経理実務の手続きの詳細を定めている。

会計実務に関しては、各機関で起案した証憑に基づき、学園本部財務部にて集中管理を行っている。また、事務処理については、顧問会計士に指導を仰ぎ、毎月学園にて、前月処理分の証憑チエックを受けている。

日本高等教育評価機構より指摘を受けていた未払金の整理について、退職金全額支払、及び業者未払金の整理を行い、教職員立替金を除き、ほぼ正常営業循環基準相当額まで減額した。また、学内教職員経費支払請求に対して、期中支払完了を目指し、早期請求を働きかけた結果、請求分全額を期中で支払い、翌期繰越分が大幅に減額となった。

監査法人の証憑チエックにおいて、金額起票相違、システム入力相違等のオペレーション・ミスの指摘は、ほぼ根絶しているが、勘定科目錯誤等、伝票訂正、修正仕訳に係る指摘を数件受けている。

Ｖ－7－②　会計監査の体制整備と厳正な実施について

年次決算及び財産状況につき、内部監査として学園理事会指名による監事２名による監査、外部監査として、公認会計士による監査を受検している。

平成 26 年度決算については、監事による内部監査、公認会計士による外部監査とも、適正である旨の意見表明を受けている。

(2) 現状の評価

会計処理は適切に実施されており、会計監査は体制整備が行われ、厳正に実施されてい

る。

(3) 将来の展望

会計処理の適切な実施については、平成 25 年２月に導入した新会計システムの定着により、本部に集中している経理処理を各機関へ分散することにより、迅速な会計処理を図るとともに、現在ペーパーベースでの還元に止まっているセクション毎の会計情報を、各機関に配置した端末により、即時に確認可能となるオンデマンドで提供する。また、平成 27 年度より導入される改正学校会計基準に備え、平成 26 年度決算を現基準による決算書類と、新会計基準による決算書類の両方のフォーマットで対応すべく準備する。予算策定については、従前、本部で前年実績を基に作成し、トップダウンで通知していたが、今般導入した新システムにより、各機関からの積算要求を受け、本部で数次に渡り査定する手法が可能となったことから、予算折衝の手順を作成する。

会計監査の体制整備と厳正な実施については、今後、実施される各機関での会計処理を視野に入れ、全学的に適正な会計処理の実施を行うべく、組織横断的に研修、OJT を実施する。

Ⅴ．経営・管理と財務に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

経営の規律と誠実性については、基準を満たしているものの、施設の老朽化による、耐震性の確保という点については、課題が残っている。将来的には、定期的に経営の規律と誠実性の維持の周知の機会を設けるとともに、大学の使命・目的の実現への継続的努力を行う。また、引き続き、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守に努める。環境保全、人権、安全への配慮については、教育施設の老朽化問題は早急に改善する必要があり、補助金制度を精査して計画的に実行していくことが求められる。教育情報・財務情報の公表については、積極的な情報発信が可能な分野については早急に進める必要がある。

理事会の機能については、理事長及び本部長を軸にした円滑かつ適切な意思決定を行う組織と情報伝達の仕組みを構築しながら、学内理事会や常務理事会の設置について引き続き検討する。

大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップについては、法人運営と大学運営の連携を密にするため、法人本部と大学事務局と緊密な連携により一体化を進める。また、大学・高校の連携を始めとした各種連携の推進、大学運営を含めた学園全体の舵取りを戦略的に進める。

リーダーシップとボトムアップのバランスの取れた運営に関して、学園は、平成 26 年 7 月 8 日開催の評議員会・理事会で承認された『経営改善計画』及び平成 26 年 8 月 20 日開催の評議員会・理事会で承認された『グランドデザイン第一次基本構想の改定の方向性』に基づき、理事会主導で進めることとなった。今後このグランドデザインに則り、運営を行っていくこととしており、学園の抜本的な経営改善を図るため、根本的に見直しするこ

ととしている。また、学長が大学運営にリーダーシップを発揮しやすくするために、全学的な視点から重点的に予算配分できる仕組みとして、平成26年度から設置した学長裁量経費の増額、同様に学部長裁量経費の予算措置が望まれる。大学においては、学長のリーダーシップによる大学の主体的な意思決定を確保しつつ、管理部門と教学部門の意思疎通と連携が図られている。全学的な教学マネジメントの推進と教学改革の PDCA サイクルの確立においては、学長が統括する組織である〈教学改革のためのタスクフォース〉の下で進められ、トップダウンとボトムアップの均衡のとれたガバナンス体制が構築されている。なお、平成 26 年 6 月に学校教育法及び国立大学法人法が改正され、平成 27 年 4 月から施行される。これに伴い、青森大学においては、学則第 63 条第 3 項の各学部の教授会の審議に関する規定の改正について、各学部教授会における審議を経て、平成 26 年 11 月の部長会において審議が行われ、確認がされた。これら学則等の改正については、理事会に諮るべきものもあり、法人本部との連絡を取り、平成27年3月の理事会において必要な手続きがとられたところである。

業務執行体制の機能性については、法人運営上の取り組むべき課題に対応するため、理事長の補佐体制として、学内理事を中心とした担当理事制の設置、学園の改革を推進するための調査検討を行う企画調査室や改革推進室を設置するとともに、一層の改革の推進が望まれる。大学においては、学園との意思疎通を図るとともに、学長補佐及び学長補佐室の機能を強化し、教学改革のためのタスクフォースによる改革と大学の方針の明示を推進していく。職員の資質・能力向上の機会の確保と整備については、教員からの教育研究活動報告、職員の人事考課制度の整備が望まれる。

財政基盤と収支については、平成26年度に「青森山田学園グランドデザイン（将来計画）」改訂版を策定した。本学園の経営全般については、抜本的見直しを行い人件費削減、経費削減、入学者数確保の 3 本柱を経営改善の核とし進めていくこととする。また、学園の認知度浸透を図るため、広報活動の強化を行う。

会計処理の適切な実施については、平成25年２月に導入した新会計システムの定着により、本部に集中している経理処理を各機関へ分散することにより、迅速な会計処理を図るとともに、平成 27 年度より導入される改正学校会計基準に備え、平成 26 年度決算を現基準による決算書類と、新会計基準による決算書類の両方のフォーマットで対応すべく準備する。予算策定については、今年度から各機関からの積算要求を受け、本部で数次にわたり査定する手法が可能となったことから、予算折衝の手順を作成する。会計監査の体制整備と厳正な実施については、今後、実施される各機関での会計処理を視野に入れ、全学的に適正な会計処理の実施を行うべく、組織横断的に研修、OJT を実施する。

青森大学は、平成 22 年度は日本高等教育評価機構に大学機関別認証評価を申請したが、基準 7（管理運営）と基準 8（財務）が基準を満たしていないと判定された。

これを受けて、管理運営と財務について抜本的な改善を図るべく、平成23年6月に「青森山田学園管理・財政検討委員会」（発足時は、「「青森山田学園再建化検討委員会」」を設置し、改革を進めてきた。

平成24年度には、新しい学長が就任し、企業の財務に精通した人を監事にするなどの体制整備を行い、理事会の審議を寄付行為に則って適正に行うなどの改善を図ってきた。また、経費の削減や会計処理の適正化を進めてきた。

平成 25 年 6 月に日本高等教育評価機構に「自己評価報告書（再評価）」を申請し、審査を受けた。その結果、平成 26 年 3 月、青森大学は、基準 7（管理運営）及び基準 8（財務）を含め、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を全て満たしていると認定された。

青森大学としては、この結果を踏まえ、引き続き、教育研究活動等の充実、発展に取り組む必要があり、特に、次期の認証評価へ向けて、教学面のみならず、法人本部との密接な連携を図り、財務や管理運営など全般にわたって、継続した改革を進めていかなければならない。

Ⅵ. 自己点検・評価

Ⅵ－1　自己点検・評価の適切性

（1）Ⅵ－1 の現状

Ⅵ－1－①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価について

【全学】

本学の自己点検・評価は、青森大学自己点検・評価委員会規程に基づき、青森大学自己点検・評価委員会が下記の事項（第２条に定める事項）について審議し、実施している。本学は、平成 22 年度に日本高等教育評価機構の評価を受けるに当たって自己点検・評価並びに報告書の作成を行い、その後、平成 24 年度より崎谷新学長が打ち出した新しい自己点検・評価に関する方針で、本学においては、自己点検・評価並びに報告書の作成を毎年度行うこととし、平成 24 年度に続き、平成 25 年度青森大学自己点検・評価報告書を作成した。この方針は、外部機関の評価を受けるために自己点検・評価を行うのではなく、青森大学が現状の課題に真摯に向き合い、自主的・自律的に継続的な改善を行うことを目的としたものである。

【経営学部】

経営学部の自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会」に基づき、学部長、自己点検・評価委員が行うとともに、その改善に関すること及び認証評価に関すること等を扱っている。

学部内の教員、学内の職員からデータの提供を受けるとともに、点検評価項目を、学部長、学科長、教務委員長、各委員会の長が分担し執筆している。評価の基準について、担当領域ごとに分担執筆するとともに、全学の視点と第三者的な視点を持って見直しを行い、自律的な評価となるように努めている。

【社会学部】

社会学部の自己点検・評価は、大学学則第１条に示す目的「現代社会の理解に必要な社会学を中心とした関連諸学問に関する幅広い知見を身に付け、現代社会の諸問題を深く理解し、専門的な社会調査・分析能力を持って、地域社会や国際社会が直面している諸問題を実践的に解決していく人材を育成する。また、基本的人権の尊重、権利擁護を基礎とした社会福祉の知識・技術・価値観の学びと実践を通して総合的で高度な専門知識を教授し、

地域社会に貢献できる人材を育成する」に基づくと同時に、社会学部のディプロマ・ポリシーの内容である「現代社会の理解に必要な社会学及び社会福祉学を中心とした関連諸学問に関する幅広い知識や技術を身に付け、現代社会の諸問題を深く理解し、専門的な社会調査・分析能力あるいは相談・援助の能力を身に付け、地域社会が直面している諸問題に、実践的に取り組む能力及び意欲を有する人材を育成する」に即して、学部に課せられた校務について、包括的かつ的確に実施することが求められている。

加えて、社会学科、社会福祉学科それぞれについて、変化する社会について理解する視点に目を向けなければならない。

社会学科の具体的な三つのアプローチは、次のとおりである。

１） 地域生活環境の問題と課題を理解する。

２） コミュニケーションと人間心理の仕組みを理解する。

３） 学びとスポーツによる社会参加の支援法を学ぶ。

また、社会学科の具体的な教育の目的は、次のとおりである。

１） 基礎学力の習得

２） 少人数のゼミ

３） 自分で興味が持てる科目の選択

４） 社会調査士の資格の取得

５） 教員免許状の取得

社会福祉学科の具体的なコースの目標は、次のとおりである。

１）社会福祉コース　人のつながりを育てるスペシャリストの育成を目指す。

２）精神福祉コース　こころの痛みに寄り添う専門家を育成する。

３）介護福祉コース　高度な介護専門家を育成する。

また、社会福祉学科の教育の目標は、次のとおりである。

１） 国家資格を持った多くの教授陣による指導の徹底

２） 海外研修・国内研修の実施

３） 少人数教育による生活指導と実力の向上を達成させる

４） 現場で通用する専門的なゼミの実施

５） 教員免許状の取得

このような、学則やディプロマ・ポリシーに示した教育の目的と上記の具体的な目的に即して、自己点検・評価の項目を設定し、学部において厳正かつ適正に自己点検・評価を行う必要がある。平成 26 年度の社会学部の自己点検・評価委員は、学部長と委員 2 名の 3 名から構成されている。

平成 26 年度は、学部の使命・目的に即した各種委員会による校務が適切に行われているかどうかに関して、社会学部教授会が中心となって点検・管理している。原則として、定例教授会は毎月第三週の水曜日に開催され、平成 26 年度社会学部校務分掌に従って、各種委員会（教務委員会、入試委員会、就職委員会、学生委員会、学生募集委員会、図書委員会、教職委員会、情報・IT 委員会など）の校務の逐次実施とその報告を毎月義務付けている。様々な課題はあるとしても、一定程度、自己点検の機能を果たしていると言える。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部の自己点検・評価は、学則に明示している学部の目的、及び三つ

の方針の一つとして文章化された学部のディプロマ・ポリシーに即して、学部長、自己点検・評価委員が中心となって行い、必要に応じて学部内の他の教員からデータの提供を受けながら報告書の作成を行っている。

【薬学部】

薬学部の自己点検・評価については、学部内に「自己点検・評価委員会」を設置して、学部長、自己点検評価委員が改善すべき事項及び認証評価に関する内容等を取り扱っている。評価委員は学部内の教員、学内の職員から学部の教育研究に関するデータ提供を受け、学部長、学科長、教務委員長、各委員会長が分担・執筆に協力している。評価の基準については担当領域ごとに分担執筆するとともに、全学の視点と第三者的な視点により見直しを行い、自律的な評価となるように努めている。

一方、青森大学薬学部は、６年制薬学部の開設に伴って義務付けられた「薬学教育評価機構による自己点検評価」を平成 29～31 年の間に受けることが決まっており、上記と同様、自主的・自律的な自己点検・評価となるようこの評価に備えるべく薬学部独自の自己点検・評価委員会を組織している。

Ⅵ－1－②　自己点検・評価体制の適切性について

【全学】

平成25年度以降の自己点検・評価の基本構成は、日本高等教育評価機構が示している新しい自己点検・評価基準に対応した構成となっており、実質的に本学の構造及び機能を高めることを目指している。自己点検・評価体制は、青森大学自己点検・評価委員会が取りまとめて行う一方、報告書の各章はそれぞれの内容に即して、各学部や委員会などの担当部署が作成している。

全学レベルでは、PDCA サイクルの活用などにより、自己点検・評価のプロセスが実際に本学の教育研究活動などの向上に役立つように管理することが重要である。PDCA サイクルとは、自己点検・評価報告書の現状の評価及び将来への展望の部分を基に次年度の目標を掲げ、その目標を達成するための計画を立案・実行し、目標の評価基準を達成したかどうかについて、次年度の自己点検・評価において学部内で検討する作業等のことである。平成 26 年 4 月には、教学改革の PDCA サイクルを確立するため、学長が主導する「教学改革のためのタスクフォース」が設置され、関連する委員会等との連携が図られるようになった。

本学の自己点検・評価委員会の審議事項は、青森大学自己点検・評価委員会規程第２条が次のように規定している。

（１）点検項目に関すること
（２）評価方法に関すること
（３）学部間の評価の調整に関すること
（４）点検・評価の報告書の取扱いに関すること
（５）点検・評価結果の公表に関すること
（６）理事長から特に指示があった事項
（７）その他点検・評価に関すること

【経営学部】
経営学部では、各年度末に、各委員会において PDCA サイクルを明確に意識した、適正かつ客観的な自己点検・評価に努めている。
【社会学部】
大学の自己点検・評価委員会は、必要に応じて会議を招集、開催されているが、学部独自の自己点検・評価委員会に関しては開催されていないのが実情である。学部の一層の改革・改善のためには様々な問題を整理し、重要性の優先度を設けて課題を迅速に解決していくことが早急に求められている。
【ソフトウェア情報学部】
学部内の諸委員会では各年度末にその年度の活動について、達成できたことや課題として残されていることなどのまとめを行い、次年度に生かすようにしているが、学部全体としての自己点検・評価の体制は不十分である。

【薬学部】
大学の自己点検・評価委員会については、必要に応じて会議が招集され、開催されているが、学部独自の自己点検・評価委員会に関しては定期的に開催されていないのが実情である。学部の将来計画を、短期と長期の課題を整理し、次年度以降における明確な達成目標を設定して解決していくという道筋をつけることが早急に求められている。

Ⅵ－1－③　自己点検・評価の周期等の適切性について

【全学】
Ⅵ－1－①で述べたように、本学においては、平成 24 年度より自己点検・評価報告書を毎年度作成している。このプロセスを通して、大学自身が改善されていく過程が、適切性、誠実性及び有効性が高いものであれば、本学の運営の実質的な改善を見込むことができ、さらに、日本高等教育評価機構によって行われる次回の認証評価に際しても、自己点検・評価を毎年度行うことは有効に機能すると考えられるからである。
【経営学部】
経営学部では、毎年度、自己点検・評価を行い、問題を洗い出し、必ず次年度への改善へと繋げる努力を行っている。
【社会学部】
現時点では、一部を除き、認証評価に対応した毎年度の学部独自の自己点検・評価報告が包括的には実施されていないことから、学部単位の自己点検・評価を毎年継続的に行う必要がある。
【ソフトウェア情報学部】
学部の活動全般にわたる組織的な自己点検・評価は不十分であるので、大学全体の自己点検・評価と並行して、学部独自の点検・評価を毎年度行う体制を確立することが必要である。
【薬学部】
青森大学薬学部は、平成 16 年４月に４年制薬学部として開設され、平成 18 年４月には６

年制薬学部へ移行した。平成 25 年度で 6 年制に移行して約 10 年が経過する。6 年制薬学部の発足時に決定された薬学教育評価機構による全国国公私立薬系大学薬学部を対象とした「薬学教育（6 年制）第三者評価」については、平成 26 年度から順次開始され、本学薬学部は早くて平成 29 年度（遅くとも、平成 31 年度）には、評価対象校（学部）となる。薬学部開設以降に実施した自己点検・評価は、次のとおりである。

・薬学教育評価機構 分野別認証評価（いわゆる「自己評価 21」）（平成 22 年 3 月）
・日本高等教育評価機構 大学機関別認証評価（平成 22 年 6 月）

（2）現状の評価

平成 24 年度から毎年度、自己点検・評価報告書を作成して、PDCA サイクルを確立させるよう、努力しており、一定の成果が上がっているが、今後、教職員の共通理解の下、教学及び財務・管理運営等の全般にわたり、一層着実に計画的な改善と点検・評価の充実を図っていくことが必要である。具体的な PDCA サイクルを適切に整備することが、現実的な効果を上げるためには最も重要な点であると考えられる。

（3）将来の展望

【全学】

自己点検・評価を自主的に行って 3 年目になるが、平成 25 年度及び平成 26 年度の自己点検・評価の基本構成は、日本高等教育機構が示している新しい自己点検・評価基準に対応した構成となっており、実質的に本学の構造及び機能を高めることを目指している。これと同時に、具体的な PDCA サイクルの適切な整備も手がけられており、今後は、教職員全員が、自己点検・評価のプロセスに関わり、自主的に大学を改革していく意欲を高めることが必要不可欠である。

【経営学部】

評価の自主性・自立性及び体制の適切性は確保できている。評価の周期については、毎年実施することとしており、適切であると考えられる。改善すべき課題は、一部の教員に負担が集中していることにより、教員間の負担の均衡がとれていないことである。よって、毎年実施する自己点検評価については、学部教員一丸となって取り組む体制を構築することが求められる。

【社会学部】

さらに包括的なきめ細かい学部内の自己点検・評価を行うためには、学部独自の自己点検・評価委員会を、今後はきちんと計画立案して開催する必要がある。さらには、大学全体の自己点検・評価報告書とともに、他大学でも行われている学部独自の自己点検・評価報告書を本学部においても毎年作成して、各教職員に配布したり、外部に公表するなどの対策が極めて肝要である。外部からできる限り厳しい評価を仰ぐためにも、学部独自の自己点検・評価報告書の作成は、今後必須であると言える。

同時に、具体的な自己点検・評価の項目に関しては、上記の目標に加えて、社会学部に当面必要な、様々な新しい課題を設定する必要が考えられる。

FD 課題としては、①学生募集に関する FD、②学生の授業評価に関する FD、③教員の授業改革に関する FD、④担任制導入による各学年の学生指導（修学や就職指導など）のあり方に関する FD、⑤社会福祉士国家試験や精神保健福祉士国家試験の分析と確認に関する FD、⑥学生支援サービスの観点からの FD、⑦地域貢献の観点からの FD などが挙げられる。このため、多種多様な視座から学部の自己点検・評価を包括的に行い、学部の一層の改革・改善を組織的に行う必要がある。

【ソフトウェア情報学部】

学生による授業評価アンケート結果の学部内公開及び結果についての意見交換会、教員相互の授業参観など、授業をより良いものにするための FD 活動は他学部に先駆けて行ってきた。また、高校生のインターンシップ受け入れや課題研究の指導など、高大連携活動にも力を入れている。このような活動を含め、学部の活動を全体として点検・評価し、学部の改革につなげていけるような体制を作り上げることが必要である。

【薬学部】

学部の具体的な自己点検・評価の項目に関しては、薬学部の抱える様々な課題を設定して教員間での改革意識の共有化を進める必要がある。これは FD 活動の一環として取り組むべき問題である。学生募集、基礎学力向上対策、授業評価・授業改革、学生指導、薬学共用試験及び薬剤師国家試験対策、薬学実務実習対策、地域貢献など、取り組むべき課題は多い。このため、幅広い観点から学部の自己点検・評価を行って、学部の一層の改革・改善を組織的に行う必要がある。

Ⅵ－2　自己点検・評価の誠実性

(1) Ⅵ－2 の現状

Ⅵ－2－①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価について

【全学】

本学においては平成 22 年度より自己点検・評価報告書を毎年作成しているが、2 年目の平成 25 年度の重点目標の一つに、根拠となる資料等が揃っているか否かの点検があった。エビデンスに基づかない自己点検・評価は、透明性の有無だけでなく、本学の改革の流れや成果にも大きく影響を及ぼすからである。平成 26 年度の自己点検・評価報告書においては、エビデンスが不備な部分については早急に改善するとともに、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を目指した。

【経営学部】

経営学部では、エビデンスに基づく評価の重要性について認識を高め、評価を実施し始めた。その結果、少しずつではあるが、評価の基礎となるデータ確認と分析を通じ、従来よりも明確な根拠に基づく評価となり、透明性が確保されたと理解している。

【社会学部】

本学においては、平成 22 年に自己点検・評価報告書を作成し提出したが、日本高等教育評価機構による認証評価は、認証における評価基準項目のうち、１．建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的、２．教育研究組織、３．教育課程、４．学生、５．教員、６.職

員、９．教育研究環境、10．社会連携、11．社会的責務については、基準を満たしているとされたが、７．管理運営、８．財務については保留となった。平成 25 年度の再審査により保留は解除されたが、２～６の項目について合格したとはいえ、様々な情勢の変化などから、社会学部としても、今後は、さらに様々な観点から見直すべき点は見直して、目標にかなった学部を目指すシステムを再構築していく努力が必要である。

【ソフトウェア情報学部】

当学部内の各委員会では議事録あるいは会議メモなどの形で活動記録を残すようにしており、自己点検・評価にも役立っている。

一方、学生や保護者との面談報告、あるいは学生募集のための高校訪問の報告などは、その都度、学部のメーリングリスト宛に送られるが、後になって必要な情報を捜し出すのは面倒な場合が多い。そこで、このようなメールを登録して情報を共有するとともに、平成 21 年度に、検索などが可能な学部専用のデータベースサーバを設置して運用している。

これらなど、文書化された資料を活用し、できるだけ透明性の高い自己点検・評価を目指すようにしている。

【薬学部】

本学においては、日本高等教育評価機構による認証を受けることができたが、薬学部は平成 18 年度に始まった薬学６年制に伴う別の評価（薬学教育評価機構による評価）を受けることになっている。薬学教育評価機構が行う認証評価は、平成 25 年度から順次開始され、平成 31 年度に一巡する。本学の場合、平成 29～31 年度の間に評価対象校となる。日本高等評価機構の評価基準と若干異なる内容のものもあるが、基本的には類似の評価項目も多い。したがって、学部としては来るべき薬学部の評価に備える必要もあり、様々な観点から見直すべき点は見直して、設定された目標にかなった学部を目指すシステムを再構築していく必要がある。

Ⅵ－2－②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析について

【全学】

上記のⅥ－2－①と同じく、関係する組織及び教職員の協力の下、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行うことを目標とした。

【経営学部】

経営学部では、正確なデータ収集に尽力した。ただし、データの正確性は確保されているものの、収集範囲が拡大していないという課題が残されている。

【社会学部】

学部内の各委員会は、現状把握の態勢に温度差があり、現状では、十分なデータの収集と分析はなされていないと思われる。このため、例えば、早急に IR（Institutional Research）機能を運営するプロジェクトチームを立ち上げて、今後、各委員会が十分なエビデンスを蓄積して、データの収集・分析を緻密に行うなどの対策が必要となっている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では毎年 4 月に新入生を対象とした独自のアンケートを実施しており、入学の動機、学部の教育に期待すること、将来の進路など、学部の教育目的の見直

しや学生募集の方針立案に資する情報を収集して分析結果を学部全教員に提供し、学長にも報告している。

また、新入生に対しては、全学共通の英語基礎力テストとは別に、学部で数学基礎力テストを実施し、数学系科目の教育のためのデータとして活用している。

入学後の教育効果についての、定期試験以外のデータとしては、プログラミング能力に関するテストを実施し、1 年次後期以降の習熟度別グループ編成を行う際などにも利用している。

また、入試及び学生募集に関する種々のデータは学部入試委員会が収集整理し、分析を行っている。

【薬学部】

学部において把握すべき事項が多岐にわたり、学部運営の現状を示すデータを系統的に収集できていない。学部内の各種委員会に対して、これまで以上に明確な年次計画の具体的な策定とデータの収集・分析を義務付ける必要がある。

Ⅵ－2－③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表について

【全学】

青森大学は、平成 24 年度、毎年度の大学の活動について自己点検・評価報告書を作成するとの方針を決め、平成 24 年度から報告書の作成作業を、平成 24 年度から設置されていた青森大学自己点検・評価委員会（学長が委員長）の下で進めている。「平成 25 年度青森大学自己点検・評価報告書」は、平成 26 年 12 月に完成し、学内に対しては 12 月 19 日に、自己点検・評価委員会より全教職員へメールに添付して送信されており、社会に向けては大学のホームページにおいて公表している。

【経営学部】

評価結果は、経営学部の教職員が閲覧できるようになっており、その概要を、学部教授会等で報告され、学部内での共有が図られている。

【社会学部】

平成 22 年に自己点検・評価報告書を作成し提出したが、日本高等教育評価機構による認証評価を受けることができなかった。自己点検・評価報告書に関しては、今後、単年度に作成することを前向きに検討する必要があり、平成 24 年度より、毎年度、自己点検・評価報告書を冊子として全教職員に配布し、学部内で共有するとともに、ホームページでの公開も行っている。

【ソフトウェア情報学部】

本学の自己点検・評価報告書は、学部の全教員へメール添付で配信されており、社会に向けては本学のホームページにおいて公表している。

【薬学部】

自己点検・評価報告に関しては、今後単年度に作成することを前向きに検討する必要があり、平成 24 年度より、毎年度、自己評価報告書を冊子として全教職員に配布し、学部内で共有し、ホームページ等で発信している。薬学部としても、学部ホームページを活用して、単なる報告ではなく、これまで以上に具体的で平易な文言を使った学部の現状の情報

発信に努めていく必要がある。

(2) 現状の評価

自己点検・評価報告書については、根拠となる資料等を収集・分析し、客観性があり、透明性の高いものとなるよう、全学の一致協力体制を図りながら、作成し、学内共有と社会への公表が行われている。ただし、今後、さらに、大学の様々な活動についての調査を深化させ、より適切なデータの取得に努めるなど、エビデンスを明確にしていく努力が必要である。

(3) 将来の展望

【全学】

平成 26 年度の自己点検・評価報告書は、昨年度の報告書作成における、エビデンスをはじめとする現状把握のためのデータの確認と、その不備を点検し、十分かつ透明性の高い自己点検・評価報告書の作成を目指した。今後は、教職員全ての一致協力により改善工夫し続けていくとともに、自己点検・評価の公表を通じて地域から信頼され、地域再生の中核としての役割を果たすため、改革を継続していくことが必要である。

【経営学部】

各部分の委員（責任者）がデータに基づいて分析、改善策を提案している。今後は、前年度の評価結果をできるだけ早期に取りまとめることが課題となる。

【社会学部】

今後も様々な観点からの見直しを行いながら、目標にかなった学部を目指してシステムを再構築していく努力が、必要である。可能であれば、IR に関するプロジェクトチームを組織するとともに、学部の自己点検・評価委員会の将来的な計画も立案し、蓄積したさまざまなデータが当初の目標にかなっているかどうかの解析をして、PDCA サイクルが適確に機能し、大学全体はもとより学部内の迅速な改革が進むようにする必要がある。

【ソフトウェア情報学部】

基礎スタンダード科目及び専門教育科目の両者について、教育の効果がどれだけ上がっているかを正しく評価し、今後のカリキュラム改革につなげていく必要がある。

【薬学部】

今後も薬学部特有の問題点の改善を目指してシステムの見直しを行う努力が必要である。学部の自己点検・評価委員会で、短期と長期的（目標）計画も立案・公表し、年度末に成果等を検証すること、つまり PDCA サイクルがうまく機能し、大学全体はもとより学部内の迅速な改革が進むようにする必要がある。

Ⅵ－3　自己点検・評価の有効性

(1) Ⅵ－3 の現状

Ⅵ－3－①　自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能

性について

【全学】

青森大学は、現在、大学の将来像、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針等を一層明確にし、全学的な教学マネジメントを確立しつつ、改革を推進している。自己点検・評価についても平成24年度から毎年実施し、その結果を全教職員に公開している。また、現在行われている改革の中で、PDCAサイクルを機能させ、学部教育の質的転換を進めるため、学長を中心とする全学的教学マネジメントの確立も、平成26年4月に、教学改革のPDCAサイクルを確立するため、学長が主導する「教学改革のためのタスクフォース」が設置された。一方で、学長が主宰し、学部長、各委員会の委員長等が参加する本学の部長会は、全学的な教学マネジメントについての最も重要な意思決定機関である。このため、「教学改革のためのタスクフォース」部長会、各学部教授会、各種委員会等が相互の連携と分担を効果的に行うとともに、教員一人ひとりが、様々な改善・導入に際し、検討や実施の過程に参画し、自らの教育等の業務の点検、改善を行うとともに、大学全体の教育の質向上のための改革のサイクルを推進していく必要がある。このことから、平成26年12月20日に開催された冬季教職員研修会では、「大学の自己点検・評価と機関別認証評価について―青森大学のPDCAの改革サイクルの確立へ―」がテーマとなった。内容は、公益財団法人日本高等教育評価機構評価事業部兼評価研究部部長の伊藤敏弘氏による基調講演（「大学の自己点検・評価と機関別認証評価について」）、並びに「PDCAサイクルを確立するために」をテーマとした、発表（①学長補佐として―澁谷泰秀、②教学改革とPDCAサイクル―角田均、③就職支援とPDCAサイクル―李孝烈、④地域貢献活動とPDCAサイクル―柏谷至、⑤教職協働とPDCAサイクル　事務局から―中村拓道）と討論が行われ、全ての教員が認識を共有し、PDCAの改革サイクルを確立するための契機とした。

なお、やや細かい点になるが、大学にとって重要なカリキュラムの面においては、青森基礎スタンダードと専門科目と整合性を今後どう取るのかが大きな問題になるとともに、大学全体としての方針の下で、学部のカリキュラムの在り方について体系的、合理的にまとめていかなければならない。

【経営学部】

平成 27 年度の自己評価運営委員会において、個別委員会の報告書をまとめ、自己評価結果の活用（提言）を行う予定である。

PDCA サイクルを効果的に実現でき、評価から改善までの筋道をもっと強く打ち出せるような体制への抜本的な改革を平成 27 年度中に確立したい。

【社会学部】

青森大学では、自己点検・評価の結果を部長会に諮った後、関係委員会に報告し、学内の教育水準の一層の向上と、活性化に資するための方策を早急に考えて、実行に移している。これまでにある程度、実績を挙げてきたと言えるが、先に述べた IR に関するプロジェクトチームを組織することにより、大学における毎年の戦略・運営の更新と改善に尽くしていかなければならないと考える。

なお、やや細かい点になるが、大学にとって重要なカリキュラム面においては、青森大学基礎スタンダードと専門科目の整合性を今後どう取るのかが大きな問題になるとともに、

大学全体と学部のカリキュラムのあり方もバランスよくまとめていかなければならない。
【ソフトウェア情報学部】
ソフトウェア情報学部では、種々の会議において日常的に諸活動を点検し、改革に繋げるよう努力している。全学的に毎年度行う自己点検・評価の結果は学部教員にも十分に周知されているが、それを組織的に活用する仕組みは確立されていない。
【薬学部】
薬学部の場合、自己点検・評価や認証評価の結果については、教員が学部内外の各種委員会のいくつかに関わっていることもあって全教職員に周知されているため、組織における課題や検討状況について情報が共有される環境にある。このような共通理解の下に、学部における課題等の改善に向けた対応が行われている。
各種委員会が所有する情報は、学部長や学部教授会に集約されて学部の運営に有効活用できる状態にある。関連部署における検証結果を新たな取組みへ反映させる場合、現時点では、明確な PDCA サイクルの仕組みは未整備であるが、対応ができる体制は一応整っていると判断する。

(2) 現状の評価

現状においては、教学を中心として大学改革を積極的に進めているものの、PDCA サイクルの仕組みについては、十分な確立に向けて一層の努力が必要である。自己点検・評価の結果については、適確に活用し、PDCA サイクルをより強固に確立できるよう、改善を進める。

(3) 将来の展望

【全学】
現在様々な部署で行われている PDCA サイクルと自己点検・評価を連携させることが必要である。
【経営学部】
経営学部では、自己点検評価・報告書の完成後、次年度以降に向けた改善方策の検討を、これまで以上に意識的に行う。
PDCA サイクルに留意し、目標・計画との結びつきを明確に策定するよう努める。
【社会学部】
大学と学部において毎年の自己点検・評価を行う必要性があることから、それに対応した体制づくりを行う必要がある。具体的には既に述べたとおり、IR に関するプロジェクトチームの立ち上げとともに、学部の自己点検・評価委員会の将来的な計画も立案して、蓄積した様々なデータを解析して、PDCA サイクルがうまく機能し、大学全体はもとより学部内の迅速な改革が進むようにする必要がある。
【ソフトウェア情報学部】
全学的に毎年度行う自己点検・評価の結果を組織的に活用する仕組みをみ確立すること、また、学部の活動全般にわたる学部独自の自己点検・評価の体制及びその結果の活用の仕

組みを確立することが必要である。
【薬学部】
点検・評価結果の学部運営への反映は、概ね機能していると判断しているが、PDCA サイクルに基づいた明確なチェック体制、当該年度の学部としての目標の設定・計画の立案などついては、制度として確立されていないのが現状である。前年度（あるいは前回）自己点検・評価結果に基づき、翌年度における学部の実施計画案を策定し、それを再び検証していく体制を構築していく必要がある。

Ⅵ. 自己点検・評価に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

平成 26 年度の自己点検・評価報告書は、関係する部局等の担当者が協力して作成したものであるが、全体的に大きな改革の中で行われたこともあり、項目ごとに見ていくと、整理すべき点がある。それは、各学部間の書きぶり等についての調整などにおいても同様で、互いの連絡調整を充分に行っていく必要がある。しかし、多くの教職員が熱意をもってとりまとめに参加して、大学の活動を振り返りつつ、将来の展望を考えながら、記録を確認し、記述することができた。特に来年度の自己点検・評価において、大学を良くしていく事の意識が、教職員の間に醸成されてきた点が評価される。平成 27 年度の自己点検・評価報告書の作成に当たっては、本年度の反省を踏まえ、さらに改良されたものにしたい。このような過程を続けていくことにより、PDCA サイクルを確立し、大学の教育研究等の質の向上を進めていく必要がある。

Ⅶ. 地域とともに生きる大学

教育基本法第 7 条に規定されているとおり、社会貢献は、教育、研究と並ぶ大学の第三の使命である。本学が平成 24 年度より取り組んでいる「青森大学ルネッサンス」の考え方では、「地域とともに生きる大学」を改革の基本としている。そこで、本章では、平成 26 年度における本学の地域貢献活動への取組み状況、評価及び将来展望について記載する。地域貢献活動は、教育、研究、社会貢献を含むすべての大学の活動に関わるものである。

本学における地域貢献に関する事項について審議し、推進役となっているのは地域貢献委員会であり、同委員会の審議事項は、次のとおりである (青森大学地域貢献委員会規程 第 2 条)。

(1) 地域社会と連携して行う教育研究に関すること。
(2) 産学連携その他地域の団体、企業等と連携して行う教育研究に関すること。
(3) 高大連携その他高等学校等と連携して行う教育研究に関すること。
(4) オープンカレッジ、生涯学習講座その他生涯学習活動に関すること。
(5) 図書館その他大学施設の開放に関すること。
(6) 社会人特別入試、科目等履修生の受入れその他社会人の受入れに関すること。
(7) 付属総合研究所が行う地域貢献に資する研究等に関すること。

(8) 第 7 条に基づき設置する地域貢献センターに関すること。
(9) その他本学における地域貢献のための活動に関すること。

以下の記述では、審議事項(1)～(8)に沿う形で項目を設定している。

Ⅶ－1　地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動

（1）Ⅶ－1 の現状

Ⅶ－1－①　地域社会との連携・協力関係の強化について

「地域とともに生きる大学」の実現のためには、大学が所在する青森県、青森市をはじめとする地域社会との間に、個別の取組みを越えた組織的・継続的な連携・協力関係を構築していく必要がある。

本学は、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて、次表に示す地方自治体・経済団体・教育機関・地域団体等との間で連携協定を締結し、地域社会との連携・協力関係の強化を図ってきた(個別の連携事業についてはⅦ－1－②参照)。

締結年月日	締結相手名称	協定名称
平成 25/4/11	青森県教育委員会	青森県教育委員会と青森大学との連携に関する協定
平成 25/7/2	青森商工会議所	青森商工会議所と青森地域 5 大学との連携・協力に関する協定
平成 25/12/24	青森山田高等学校	青森大学と青森山田高等学校との高大連携に関する協定
平成 26/1/29	青森市	青森大学と青森市の包括的な連携に関する協定
平成 26/2/4	青森中央高等学校	青森大学と青森県立青森中央高等学校との高大連携に関する協定
平成 26/3/13	平内町	青森大学と平内町との包括的連携に関する協定
平成 26/4/10	青森県中小企業家同友会	青森大学と青森県中小企業家同友会の連携に関する協定
平成 26/7/12	幸畑団地連合町会	青森大学と幸畑団地連合町会の包括的な連携に関する協定
平成 26/7/22	青森商業高等学校	青森大学と青森県立青森商業高等学校との高大連携に関する協定
平成 26/8/21	青森工業高等学校	青森大学と青森県立青森工業高等学校との高大連携に関する協定
平成 26/9/30	特定非営利活動法人青森県防災士会	青森大学と特定非営利活動法人青森県防災士会の包括的な連携に関する協定

平成 27/3/5	全国「道の駅」連絡会	「道の駅」就労体験型実習の実施に関する基本協定

地方自治体との連携強化

青森県との間では、今後の連携強化に向け、青森県企画政策部企画調整課と複数回にわたって協議を行った。

青森市との間では、平成 25 年度に締結した包括的連携協定に基づき、連携事項を円滑的に推進するため「青森市・青森大学連携推進会議」を設置し、26 年度は 3 回 (4 月 28 日、8 月 27 日、2 月 17 日) 開催した。

平内町との間では、平成 25 年度に締結した包括的連携協定に基づき、連携事項を円滑的に推進するため「平内町・青森大学連携推進会議」を設置し、26 年度は 1 回 (4 月 3 日) 開催した。

経済団体との連携強化

平成 25 年度に締結した青森商工会議所との連携協定に基づき、27 年 3 月 23 日、「平成 26 年度青森地域産学連携懇談会」に参加し、本年度の実施事業の報告及び情報交換・意見交換を行った (青森商工会議所との連携事業として行った公開講座【まちなかキャンパス】についてはⅦ－2－①を参照)。

また、青森県中小企業家同友会 (小笠原貞子・大坂憲一代表理事) との間で、連携に関する協定を平成 26 年 4 月 10 日に締結した。本協定は、「国民や地域とともに歩む中小企業をめざす」ことを目的とし、県内の 300 社を超える中小企業が会員となっている同会との間で、キャリア教育や採用活動における連携強化、産学連携の推進などにおいて、連携を深めていくこととしたものである。

幸畑団地連合町会との連携協定締結

平成 26 年 7 月 12 日、青森市幸畑団地連合町会 （須藤喜代行会長） との間で、包括的な連携に関する協定を締結した。幸畑団地地区の 9 町会で構成される幸畑団地連合町会との連携協定締結によって、開学以来培ってきた両者の関係をより一層深めることを目指すものである。

青森県防災士会との連携協定締結

平成 26 年 9 月 30 日には、特定非営利活動法人青森県防災士会との間で、包括的な連携に関する協定を締結した。地域社会の「自助」・「共助」をベースとした防災の取組みは、地域社会の再生や活性化のためにも大変重要である。青森大学と青森県防災士会は今後、密接に連携しながら、教職員・学生の防災意識の向上や地域の防災力の充実に向けた活動に取り組んでいく。

全国「道の駅」連絡会との連携協定締結

平成 27 年 3 月 5 日、全国「道の駅」連絡会との間で、就労体験型実習の実施に関する基

本協定を締結した。全国にある「道の駅」を、観光振興や地域振興を学ぶ学生の課外活動やインターンシップの場として本格活用することで、将来の地域活性化の担い手となる人材を育成すること、また、若者の発想や行動力を活用して「道の駅」の取組みを活性化することを目指したものである。

県内高等学校との連携強化

平成 26 年 7 月 22 日には、県立青森商業高等学校（千代谷均校長）との間で、高大連携に関する協定を締結した。青森大学と青森商業高校とは、高校生が本学を訪れて教育研究に参加するインターンシップや高校で行われる課題研究への本学教員の派遣などを通じて関係を深めてきた。今回の協定では、簿記教育の分野における一貫した協力体制の構築、本学の授業科目や公開講座への聴講生の受入れ、本学教員による出張講義、情報交換・交流といった活動に取り組んでいく予定である。

また、平成 26 年 8 月 21 日には、県立青森工業高等学校（佐藤萬昭校長）との間で、高大連携に関する協定を締結した。青森大学と青森工業高校とは、高校生が本学を訪れて教育研究に参加するインターンシップや高校で行われる課題研究への本学教員の派遣などを通じて関係を深めてきた。今後は、高校・大学の相互理解を一層深め、情報科学分野をはじめとする本学の授業・講座等への高校生の受入れや、本学教員による高校での出張講義などに取り組んでいく予定である。

さらに平成 25 年度に連携協定を締結した青森山田高等学校､県立青森中央高等学校とは、連携推進会議を 12 月 24 日及び 3 月 23 日に開催した。

委員等の派遣

この他に、青森県や県内の市町村、その他の機関の要請により、審議会等の委員として本学の教職員を派遣している (各教員の活動記録を参照)。

Ⅶ－1－②　地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動の充実について

本項では、地方自治体や地域団体、教育機関と連携して行った教育・研究・社会貢献活動について記載する。

「中高生の薬剤師体験セミナー」開催 (青森県教育委員会との連携事業)

平成 26 年 8 月 30 日（土）31 日（日）の両日、青森大学と青森県教育委員会の共催による「中高生の薬剤師体験セミナー」を昨年に引き続き開催した。昨年は 1 日だけの開催で中高生合わせて 56 名の参加であった。今年はより多くの参加者を受け入れるため、2 日間の開催とした。県内の中学校・高等学校を通じて参加者を募集したところ、中学生 91 名、高校生 102 名の応募があった。昨年度（中学生 71 名・高校生 52 名）の応募を大幅に上回ったため、当初の予定（中高生各 25 名・各日程）100 名から増やし、各 30 名の計 120 名を受け入れることにした。中学生は、化学物質の成分分析体験、軟膏・散剤・錠剤の調剤体験、現役薬剤師（本学薬学部卒業生）との座談会を行った。高校生は、サロメチールとアスピリンの合成体験、合成した薬の成分分析体験、軟膏・散剤・錠剤の調剤体験、現役薬

剤師（本学薬学部卒業生）。なお、本セミナーには、本学薬学部の在学生 4・5・6 年生が実験補助として参加した。終了後の参加者アンケートでは「薬剤師の仕事内容を詳しく聞けた」「大学に入る上でどう大変か、その後（国家試験等）もどのようにすれば良いかなど、改めて実感できた」などの感想が寄せられた。

「高校生科学研究コンテスト」開催 (青森県教育委員会との連携事業)

第 2 回高校生科学研究コンテスト（青森大学主催、青森県教育委員会共催、青森県高等学校文化連盟後援）が 11 月 15 日（土）に本学で開催され、参加 7 校 94 名の生徒が 19 件のテーマについて発表を行い、日頃の研鑽の成果を競い合った。

どの発表も大変優れた内容で、昨年よりレベルが上がったとの声も聞かれた。ソフトウェア情報学部と薬学部の 6 名の教員が審査を行った。発表した生徒にとっては今後の研究の指針となり、会場の参加者にとっても理解がより深まった。このコンテストは引率教員の方々の意見も取り入れながら来年度も実施を予定している。今回は以下の 3 件の発表が入賞した。

■最優秀賞

火山活動に伴う十和田湖の形成（十和田火砕流について）

三本木高等学校

■優秀賞

雪に関する研究

青森南高等学校自然科学部化学班

■優秀賞

八戸市牛ヶ沢遺跡から産出した縄文土器の胎土分析（完結編）

八戸北高等学校 SSH 地学班

青森県社会教育センター「生涯学習フェア 2014」に参加（青森県教育委員会との連携事業）

平成 26 年 10 月 18 日、青森県総合社会教育センターで、学びと交流の輪を広げる機会として「生涯学習フェア 2014」が開催された。同センターのあおもり県民カレッジの要請を受け、青森大学男子新体操部の学生が、「明日の自分にチャレンジ！」をテーマに、学生たちの活動の紹介と、NHK 青森の「脱！短命」プロジェクトのオリジナル体操である「元気あっぷる体操」（振り付けは青森大学男子新体操部）の実演を行った。

「幸畑団地地区まちづくり協議会」の設立・運営 (青森市・幸畑団地連合町会との連携)

平成 26 年 7 月 12 日、青森大学と幸畑団地連合町会との連携協定に関する締結式を執り行った。これは、同日発足の「幸畑団地地区まちづくり協議会」に青森大学が参加することを契機に、今まで以上に連携を深化させ、地域課題に適切に対応し、個性豊かな地域社会の形成と発展及び必要とされる人材育成に寄与することを目的として、連携協定を締結したものである。協定締結後は、青森大学 6 号館 「集いのスペース」で「幸畑団地地区まちづくり協議会」設立総会が行われ、平成 26 年度は、以下の連携事業が実施された。

(1)7 月 12 日 設立総会
(2)7 月 19 日 地域計画策定のためのワークショップ
(3)7 月～8 月 幸畑小・横内小児童とのねぶた制作（8 月 30 日運行）
(4)8 月 9 日　臨時総会（地域計画、事業計画承認）
(5)8 月 30 日 幸畑団地地区合同ねぶた運行。幸畑団地地区連合町会納涼祭。
(6)10 月 2 日 シンポジウム「空き家で語ろう 空き家問題」開催（青森県住みかえ支援協議会との連携）
(7)10 月 11～12 日 青森大学祭にて「幸畑ヒルズ文化祭」、「認知症サポーター養成講座」(オレンジ文化祭内)、「資源ごみ集団回収セミナー」開催
(8)11 月 23 日 「雪の利活用会議（ワークショップ）」開催（青森大学）
(9)12 月 6 日 「認知症サポーター養成講座」開催（幸畑福祉館）
(10)12 月 20 日 「元気あっぷる体操で健康ライフ！」開催（幸畑阿部野市民館）
(11)12 月 22～25 日 クリスマス企画「幸畑ヒルズにサンタがやってくる！」開催
(12)2 月 19 日「空き家問題ミニ座談会」開催（青森県住みかえ支援協議会との連携）
(13)2 月 22 日「幸畑ヒルズ☆スノーフェスティバル」開催
(14)3 月 14 日「認知症講座」開催

「まちづくり政策形成市民懇談会」への学生参加 (青森市との連携事業)

青森大学など青森市内 4 大学の学生が、市政の充実に向けて対策を提案する「まちづくり政策形成市民懇談会」が 11 月 30 日開かれた。青森大学からは経営、社会、ソフトウェア情報、薬学の全 4 学部から 1～3 年生計 6 人が参加し、鹿内博市長と懇談しながら、「外国人観光客に優しい街づくり」などをテーマに議論とプレゼンテーションを行った。

市民懇談会はこれまで、市内の各町会・団体などを対象としてきたが、今年初めて、学生だけを集めて「景観」をテーマに開催された。青森中央学院大学を会場に、11 月 16 日に第 1 回のワークショップを行い、検討結果を 30 日に取りまとめて発表した。

参加した学生たちは各大学混成の 4 グループに分かれて、「新町通りのにぎわい創出」「駅前の景観改善」をテーマに和やかなムードで議論を展開し、「電動自転車の利用環境整備」、「駅の外観をねぶた色に」などユニークなアイデアを披露し、発表内容を「提言書」としてまとめ、鹿内市長に提出した。

「市長となんでもトーク」開催 (青森市との連携事業)

青森市の鹿内博市長と青森大学生が、人口減少など市政の課題や将来像をざっくばらんに語り合う「市長となんでもトーク」が1月13日、青森大学「集いのスペース」で開かれた。経営、社会、ソフトウェア情報、薬の4学部から、2、3年生13人が参加し、人口減少対策として「さまざまな仕事ができる企業を誘致すべき」「若者が遊べる場所や若者向けのイベントを」「最低賃金を上げる必要がある」といったアイデアを活発に提案した。

大学生を対象に特定のテーマを設けて開く「なんでもトーク」は初の試みで、鹿内市長は職場づくりや子どもの医療費助成などの人口減少対策を説明した。学生からは、若者が働きやすく暮らしやすい環境づくりへ向けて、さまざまな意見が出たほか、「市営バスのダイヤを授業時間に合わせるなど、利用しやすくしてほしい」「税金の使い道について、

より積極的に公開すべきだ」などの声が上がった。

青森市夜店通り商店街における中心商店街にぎわい創出事業 (青森市等との連携事業)

青森市、青森商工会議所、青森市中心市街地活性化協議会、青森地域社会研究所などが中心となって実施している「中心市街地にぎわい創出事業」に、経営学部沼田チームの学生が参加した。

本事業は、平成 24 年度より行われているもので、沼田チームは、青森市夜店通り商店街振興組合と連携しつつ、個々の商店へのインタビューや来街者への聞き取り調査などを基に商店街のコンセプトを考案し、報告書にまとめた。平成 25 年度は、報告書の提案内容を具体化するために、沼田チームが考案した商店街ロゴマークの入ったのぼりのデザイン、商店街新聞「どさぁ？yOMISE さ」の発行 (平成 25 年度は第 1 号及び第 2 号を発行) などに取り組んだ。平成 26 年度は、商店街新聞「どさぁ？yOMISE さ」を継続して発行した（第 3 号～第 6 号)。特に第 5 号では、ソフトウェア情報学部と経営学部との協働によるスマートフォンを利用した画期的なアプリケーションについて取り上げており、夜店通り商店街の個店情報や位置をスマートフォンで表示して、どこでも気軽に情報を入手できるようになっている。

「青森地域フォーラム」開催 (青森市・平内町との連携事業)

3 月 21 日、リンクステーションホール青森で、「第 2 回 青森地域フォーラム～青森と平内のルネッサンス～」を開催した。青森大学が取り組んできた地域連携・地域貢献活動について、包括的連携協定を締結している青森市、平内町での取組みを中心に報告し、今後の展開について議論した。

会場には、鹿内博・青森市長、船橋茂久・平内町長をはじめ多数の来場があり、「地域とともに生きる大学」を目指す青森大学の今年度の活動について、学生・教職員から事例報告を行った。また、会場内の展示ブースでは、青森大学が地域と連携しながら行っている教育・研究・社会貢献の成果が展示されたほか、薬学部教員・学生によるお薬と健康の相談会も開かれた。

来場者との質疑応答のなかでは、「青森大学が多様な地域貢献活動をしていることが分かった」といった感想のほか、今後の活動の展開に関するアイディアや情報提供も多数いただいた。

学生団体による平内町フィールドワークと市町村 CM 制作 (平内町との連携事業)

青森大学では、学部横断で有志を募り（計 5 名）、社会学部 3 年高橋叡を代表として、学生団体「ハッピー・フィールド」を結成し、平内町での 2 度のフィールドワーク (8～9 月)を通して、平内町の魅力発見に挑戦してきた。9 月には、青森朝日放送の番組「ふるさと自慢わがまち CM 大賞」では平内町を PR する CM（動画）を作成した。

平内町若者ネットワーク形成事業 (平内町との連携事業)

3 月 31 日に平内町と締結した包括的連携協定に基づき、11 月 12 日、「青森大学×平内町連携プロジェクト実行委員会」が設立された。また、1 月 23 日には、「若者ネットワークづくり事業」として、「ひらない魅力発掘晩餐会～銘酒とスイーツの夕べ～」を開催するとともに、ニュースレターの発行 (12～2 月、計 4 回) なども行った。

「高校生の薬剤師体験セミナー」開催 (秋田県大館市との連携事業)

平成 26 年 10 月 4 日（土）秋田県大館市と青森大学の共催による「高校生薬剤師体験セミナー」を大館市で初めて開催した。青森大学薬学部は青森県唯一の薬剤師養成機関である。一方、秋田県には薬剤師養成機関がなく、青森県同様に薬剤師が不足している。このような状況があり、県境を越えてのセミナーが実現することとなった。大館市の高等学校を通じて参加者を募集したところ、高校生 16 名の参加希望があった。当日午前には、軟膏・錠剤の調剤体験と現役薬剤師との座談会を行った。なお、薬剤師との懇談には 4 名の地元薬剤師に協力を要請し、活発な話し合いがもたれた。午後には、サロメチールとアスピリンの合成体験、合成した薬の成分分析を体験してもらった。参加した生徒からは、進路選択の幅が広がったとの感想をもらった。また、薬学部の学生 6 名がスタッフとして協力した。

特定非営利活動法人青森県防災士会との連携

青森大学の防災力向上と、地域防災力向上に寄与する方策を探るため、日本防災士機構が認定する「防災士」の資格を持つ教職員有志が7月、「青森大学防災研究会」を設立した。7月2日には初の活動として、NPO法人青森県防災士会の工藤淳・相談役を講師に招いて第1回勉強会を開き、防災士の役割や青森県防災士会の活動について理解を深めた。その後、社会学部の学生を中心に会員が増える一方、青森県防災士会青森支部が定例の支部会合に青森大学「集いのスペース」を活用するようになり、学生会員や幸畑団地地区まちづくり協議会の防災ワーキング・グループ会員が、支部の研修会でロープ・ワークや三角巾の使用法を学ぶといった活動が進展している。9月30日には、青森大学と特定非営利活動法人 青森県防災士会の包括的な連携に関する協定の締結式を行った。

1月15日には、青森市危機管理課の白川清悦主幹らを講師に招き、昨年度に続く2度目の「防災授業」を行った。今回の「防災授業」に参加したのは、青森大学社会学部の2年生13人と社会福祉施設への就職が決まっている4年生1人、大学の地元・幸畑団地地区まちづくり協議会の会員5人、青森県防災士会会員1人、青森市市民協働推進課の職員1人の計21人であった。受講者は、地震が起こる理由や被害の特徴を座学で学んだ後、グループに分かれて「避難所運営ゲーム」を体験し、強い地震の直後、市内の市民センターに避難所を開設するという想定で、防災に関する心構えを身に付けた。続く「避難所運営ゲーム」では、危機管理課の藤本源城さんの指導で、青森市荒川市民センターを避難所に見立てた図上演習を行い、数多くの避難者をスムースに誘導する知識や知恵を身に付けた。参加者らは、最初は戸惑いながらも、互いに相談しながら、取材対応や支援物資の扱い方について適切な判断の仕方を学んだ。

「“地域を遊ぶ”あおもりクエスト」の実施 ((株)リンクステーションとの連携事業)

産学連携による共同研究として、(株)リンクステーションとの共同研究に着手した。この共同研究は、同社と本学の教員有志 (ソフトウェア情報学科 角田・小久保、社会学科 工藤・柏谷) とが、平成 25 年度初めから検討を重ねて実現したものである。同社が開発中の非接触型ICカード (Felicaカード) システムとタブレット端末、クラウドシステムを組み合わせ、地域経済やまちづくりに貢献できるような活用法の提案を目指している。

平成 26 年度は、「“地域を遊ぶ”あおもりクエスト」と題し、学生を対象とした市内文化観光施設のスタンプラリーを、社会実験として実施し、不特定多数の来場者に対応するためのソフトウェアの改善などに取り組んだ。

(2) 現状の評価

青森大学は、地域とともに生きる大学であり、青森県、青森市、平内町等との連携を進め、また、経済団体や地域団体、地元の高校との連携を深め、教育・研究・地域貢献活動の充実を図っている。今後とも、創意工夫しながら充実強化を進める必要がある。

(3) 将来の展望

平成 25 年度に連携協定を締結した青森県教育委員会、青森市、平内町については、定期的な意見交換を通じて連携・教育関係を一層強化するとともに、個別の連携事業を通じて実績を積み重ねている。また、経済団体や地域団体、地元の高校との間でも、連携・協力関係の構築・強化に向けた情報交換や連携事業の実績を挙げていくことが期待される。

青森大学は、地域の再生と活性化の中核的な拠点となるべく、今後とも、多彩な事業を展開していかなければならない。

Ⅶ－2　生涯学習活動

(1) Ⅶ－2 の現状

Ⅶ－2－①　生涯学習事業の開催について

オープンカレッジ

青森山田学園創始者である山田きみは、学校教育とともに家庭教育と社会教育に力を注ぎ、女性の教養講座を発端に地域の生涯学習にも貢献した。昭和 52 年には本格的な生涯学習を推進する機関として「青森大学文化センター」が発足し、平成 2 年以降は本格的な生涯学習の常設機関である「青森大学オープンカレッジ」として、大学の研究・教育の成果を広く一般に公開してきた。

平成 26 年度のオープンカレッジ登録会員数は 214 名で、総合講座・野外講座・教養講座・趣味講座・冬講座・イベントを合計して、延べ 1,446 名の参加があった。

公開講座

（1）まちなかキャンパス

昨年に続き、連携協定を締結した青森商工会議所との連携事業として、「まちなかキャンパス」を実施した。本事業は、大学の公開講座を中心市街地の公的施設を会場に開催するもので、連携協定を締結した 5 大学がそれぞれ取り組んでいる。本学では 11 月から 12 月に計 5 回実施した。講師や講演の演題は、以下のとおりである。

・11 月 19 日　講師：柏谷至（社会学部）
テーマ：地域コミュニティの再生を目指して
～「幸畑団地地区まちづくり協議会」の活動から～

・11 月 26 日　講師：櫛引素夫（社会学部）
テーマ：県民の視点から見た東北新幹線開業
～青森・弘前・八戸の調査結果速報～

・12 月 3 日　講師：工藤雅世（社会学部）
テーマ：ヘルス・ツーリズム＠本州北端の都市
～健康・観光・中心商店街のサイクル～

・12 月 10 日　講師：沼田郷（経営学部）
テーマ：中心市街地活性化と若者
～夜店通り商店街との連携活動について～

・12 月 17 日　講師：大上哲也（薬学部）
テーマ：認知症の方々の杖になれるよう
～認知症、特にアルツハイマー病について～

青森商工会議所による会員各社への参加呼びかけもあり、企業経営者や金融機関、行政関係者などの参加も多く、オープンカレッジや出張講義とは異なる層に、本学の教育研究活動についてアピールすることができた。特に今年は、中心市街地の喫茶店を会場にしており、通常の口座よりも和やかな雰囲気で開催することができた。今後も、本学キャンパスで開催する公開講座を含め、運営方法を工夫して、市民の方々と教職員の交流を一層深めていく予定である。

（２）「学びの森市民セミナー」開催 (青森明の星短期大学との連携事業)

青森明の星短期大学との共催により、「学びの森市民セミナー」と題した講演会を本学及び青森明の星短期大学で開催した。

回	月日	題目	講師	会場
1	5 月 25 日	宇宙のはじまりと生命の誕生	梶野 敏貴氏 (国立天文台)	青森大学 6 号館 記念ホール
2	10 月 26 日	薬とは何か? ―薬と体の化学反応―	齋藤俊昭氏 (青森大学薬学部)	青森明の星短期大学 ジムナーズ

（３）公開フォーラム等

1 月 31 日には公開フォーラム「新幹線が変えた青森・弘前・八戸」 を社会学部・櫛引研究室と共催 (青森学術文化振興財団助成事業)で開催した。また、9 月 12 日には、公開フォーラム「青森ねぶた祭りの問題と将来～人々の語りから考える～」を、2 月 6 日にはワークショップ「地域の歴史文化を考える」を、社会学部・佐々木研究室と共催 (青森学術文化振

興財団助成事業)で開催した。

Ⅶ－2－②　地域で開催される生涯学習活動への協力について

出張講義

本学は、大学の知的財産を活用することにより地域への社会貢献を行うとともに、地域との親密な交流を通じて地域から愛される大学になることを目指し、各地の小学校、中学校、高等学校、社会教育団体、商工・経済団体、地域社会グループ・サークル等が主催する研修会、講演会、学習会に、講師を派遣する事業を行っている。本学教員が講義可能な題目等を事前登録してホームページ等に掲載し、講師派遣を依頼された場合には原則無料(青森市外への派遣の場合は、交通費実費) で出張講義を行っている。

平成 26 年度の出張講義は、派遣教員は 21 名、全体の講義開講は 44 回となっている（依頼機関 は 37 機関）。

No	依　　頼　　先	講義日	氏　名	学　科	講義テーマ
1	NPO法人ほほえみの会	4月22日	藤林 正雄	社会福祉学科	傾聴を学ぶ
2	青森県長寿社会振興センター	5月13日	崎谷 康文	学長	生涯学習について
3	青森県立十和田西高等学校	5月29日	徳光 幸子	薬学科	麻薬・覚醒薬乱用の危険
4	青森県選挙管理委員会	5月29日	柏谷 至	社会学科	明るい選挙出前講座「話し合い活動」の拡大と深化
5	青森市男女共同参画プラザカダール	5月31日	藤林 正雄	社会福祉学科	傾聴入門 1日集中講座
6	青森市少年指導委員会	6月2日	船木 昭夫	社会福祉学科	より良いコミュニケーションのとり方
7	藤崎町福祉課	6月10日	藤林 正雄	社会福祉学科	オリエンテーション、自己理解・自己の感性を引き出す
8	あおもり未来塾	6月10日	岩淵 護	経営学科	環境時代の物づくり
9	青森県立青森工業高校	6月16日	船木 昭夫	社会福祉学科	ストレスとコミュニケーション
10	藤崎町福祉課	6月16日	藤林 正雄	社会福祉学科	対象者理解、価値観の多様性を知る
11	藤崎町福祉課	6月19日	藤林 正雄	社会福祉学科	働くスキルを身につける①、②
12	藤崎町福祉課	6月26日	藤林 正雄	社会福祉学科	働くスキルを身につける③
13	藤崎町福祉課	7月3日	藤林 正雄	社会福祉学科	働くスキルを身につける④
14	協同組合全国共同店舗連盟	7月16日	赤坂 道俊	経営学科	新しい小売業と経営革新

15	藤崎町福祉課	7月17日	藤林 正雄	社会福祉学科	あらためて聴くことの大切さを理解する
16	青森県消費生活センター	7月23日	崎谷 康文	学 長	生涯学習としての消費者教育
17	青森県男女共同参画センター	7月31日	石塚 ゆかり	経営学科	実践！論理的思考で話すチカラを身につける
18	NPOほほえみの会	9月12日	藤林 正雄	社会福祉学科	改めて『聴く』を学ぶ
19	青森若者プロジェクト クリエイト	9月23日	櫛引 素夫	社会学科	まちで暮らす 地域で生きる
20	千歳市みんなで、ひと・まちづくり委員会	8月24日	崎谷 康文	学 長	千歳に世界遺産を！
21	黒石市企画財政部企画課	8月29日	船木 昭夫	社会福祉学科	明るい職場・家庭とﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽ－ｽﾄﾚｽとｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝを考える－
22	青森市中央市民センター	10月8日	菅 勝彦	社会学科	先人に学ぶ「年をとる技術」
23	野辺地町健康推進センター	10月21日	藤林 正雄	社会福祉学科	自己理解を深める、価値観の多様性を知る
24	野辺地町健康推進センター	10月30日	藤林 正雄	社会福祉学科	聴くスキルを身につける①、②
25	青森市中央市民センター	10月28日	工藤 雅世	社会学科	旅の魅力と観光の力
26	青森県立むつ工業高等学校	11月5日	嶋田 雄介	薬学科	麻薬・大麻・覚せい剤等薬物乱用防止運動はなぜ必要か
27	青森市沖館市民センター	11月7日	佐藤 栄作	薬学科	薬はなぜ効くか？
28	深浦町立深浦小学校	11月10日	藤林 正雄	社会福祉学科	人間関係で悩まないために（ｽﾄﾚｽに対処する）
29	野辺地町健康推進センター	11月13日	藤林 正雄	社会福祉学科	聴くスキルを身につける③
30	五所川原市立市浦中学校	11月13日	船木 昭夫	社会福祉学科	SST
31	後援会秋田支部	11月16日	李 考烈	ｿﾌﾄｳｪｱ情報学科	就職状況に関する近況
32	後援会秋田支部	11月16日	藤林 正雄	社会福祉学科	人間関係で悩まないために
33	青森職業訓練支援センター	11月20日	船木 昭夫	社会学科	明るい職場・家庭とﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽ－ｽﾄﾚｽとｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝを考える
34	青森沖館市民セミナー	11月21日	上田 條二	薬学科	薬の効用について、薬の正しい使い方

35	上北地方小学校教頭会	11月21日	佐々木 てる	社会学科	日常的差別を読み解く
36	沖館地域緑の募金推進協力会	11月22日	田村 早苗	経営学科	地球温暖化防止における森林の役割
37	野辺地町健康推進センター	11月26日	藤林 正雄	社会福祉学科	聴くスキルを身につける④
38	青森市男女共同参画プラザ「カダール」	11月30日	藤林 正雄	社会福祉学科	傾聴力UP 実践講座
39	青森大学オープンカレッジ市民大学	12月6日	崎谷 康文	学 長	生涯学習とこれからの教育
40	野辺地町健康推進センター	12月8日	藤林 正雄	社会福祉学科	傾聴の大切さを再確認し実践へ向けて
41	青森市中央市民センター	12月10日	上田 條二	薬学科	身近な民間薬
42	平内町教育委員会	12月13日	藤 公晴	社会学科	ハクチョウ、人、地域のつながりについて考える
43	鹿角市立十和田小学校	12月15日	船木 昭夫	社会福祉学科	SSTの概論、ﾛｰﾙﾌﾟﾚｲ体験を通した実習
42	むつ市役所	1月9日	櫛引 素夫	社会学科	地域防災力をどう向上させるか
43	青森市中央市民センター	1月16日	大上 哲也	薬学科	認知症と治療薬
44	三沢市社会教育関係団体	2月7日	船木 昭夫	社会福祉学科	SST より良いコミュニケーションを身につける

その他、講師等の派遣

この他に、本学教職員が各種機関・団体の要請を受けて行った講演等がある (各教員の活動記録を参照)。

(2) 現状の評価

オープンカレッジ主催の生涯学習事業を継続して行うとともに、地域で開催されている生涯学習活動へ、講師を派遣するなど協力を続けており、今後とも、充実強化を図っていく必要がある。

(3) 将来の展望

平成 27 年度、オープンカレッジについては、新しい受講者層の獲得を目指した新規講座の開設や中心市街地での開講を、公開講座については外部助成金を活用した開催内容・回数の充実を、それぞれ予定しており、本学主催の生涯学習事業が質的・量的に充実していくことが期待される。

出張講義を中心とする地域の生涯学習活動への協力については、協力内容の充実と積極

的な広報を通じて、協力の実績を積み上げていくことが期待される。

Ⅶ－3　大学施設の開放

（1）Ⅶ－3 の現状

Ⅶ－3－①　大学施設の積極的な開放について

教室等及び体育施設

青森大学では、「青森山田学園施設の使用及び使用料規定」に則り、外部団体等への教室や体育施設の貸出を行っている。使用目的・日時・設備・参加人数等を申請し、使用のきまりを遵守するとの一文が付された署名欄が記載された「施設設備使用申請書並びに許可証」を学長宛てに提出し、許可が下りれば使用することができる。

平成 26 年度の施設利用は、教室等使用延日数は 20 日で、利用者は 4,787 人、体育施設使用延日数は 161 日で、利用者は 7,884 人であった。

附属図書館

また、附属図書館も学外者の利用が可能である。附属図書館規程では、図書館の目的として、地域社会と協力し、学術情報の提供に寄与することが掲げられており、学術研究を目的とする一般利用者が対象である。一般利用者についても、現住所や氏名が確認できるものがあれば、資料の館外貸出を行っている。大学ホームページ上に、利用に関する基本的事項（利用資格・利用方法・館外貸出の手順や注意事項等）を記載している。

附属図書館の平成 26 年度における学外利用者は、124 名であった。

「集いのスペース」

平成 26 年 3 月、主体的な学修の場及び地域の方々との交流拠点として、本学 6 号館及び 3 号館に「集いのスペース」を設置した。同スペースの設置に当たり、「青森大学集いのスペースの運営に関する規程」を定め、同スペースの運営は、地域貢献センターと学習支援センターが共同で行い、事務は、事務局教務課が総務課、学生課、入試広報課の協力を得て行うこととなった。

平成 26 年度の外部団体等の利用に関し、スペースの使用延べ日数は 35 日、利用者は 693 名であった。

（2）現状の評価

大学の施設は、教室、体育施設等、付属図書館、「集いのスペース」について、外部団体や一般の人々の利用に供しており、今後とも、開かれた大学として、施設の開放を進めていきたい。

（3）将来の展望

今後は、大学施設開放に関する体制を着実に運用するとともに、施設開放の実績を積み

上げていくことが求められる。特に、平成 25 年度に新規設置した「集いのスペース」については、地域との交流拠点であり、学生の学びの場でもあり、運用ルールの整備及び地域住民等への周知を図ることで、地域住民との交流の拠点として積極的に開放していくことが期待される。

Ⅶ－4　社会人の受入れ

（1）Ⅶ－4 の現状

Ⅶ－4－①　社会人の積極的な受入れについて

社会人特別入学試験

平成 25 年度入試から、社会人特別入学試験制度を設け、高等学校、大学等を卒業し社会人としての経験があり、新しい知識や技術について学び直したい、人生をさらに豊かにするため生涯学習を続けたいなどの意欲がある方を対象に書類審査及び面接試験を行っている。平成 26 年度は社会人特別入学試験の受験者は 6 名であった。

科目等履修生

科目等履修制度は、生涯学習の推進を図ることを目的として、社会人等に対して学修機会を拡大する観点から設けられた制度である。本学に開設されている授業科目のうち所定の科目を履修して、一定の単位を修得することができる。

平成 26 年度には計 3 名の科目等履修生を受け入れた。いずれも、教職関連科目の単位取得を目指す履修生であった。

社会人の受入れ状況

在学生を含んだ年齢 25 歳以上の学生数及び科目等履修生数は､次表に示すとおりである。

表：年齢 25 歳以上の学生・科目等履修生の受入れ状況　　（人）

	経営学部	社会学部	ソフトウェア情報学部	薬学部	合計
新入生	0 (0)	0 (1)	0 (0)	6 (0)	6 (0)
編入学生	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	6 (0)
在学生	0 (1)	2 (2)	1 (1)	67 (86)	70 (90)
科目等履修生	1 (2)	1 (2)	1 (2)	0 (0)	3 (6)

注：事務局調べ。年齢は 4 月 1 日時点。カッコ内は平成 25 年度実績

この他、単位取得を目指さない人のため、聴講生制度を設けている。

（2）現状の評価

社会人の積極的な受入れのため、様々な制度を整えているが、現状では、これらの制度

を活用する人が少ない状況である。

(3) 将来の展望

今後は、各種受入れ制度の周知を図るとともに、社会人学修ニーズに応えるカリキュラム及び学修支援体制の検討を進めることが期待される。

Ⅶ－5　学内体制・環境の整備

(1) Ⅶ－5 の現状

Ⅶ－5－①　学内組織体制の整備について

本項では、「地域とともに生きる大学」の実現に向けた、学内組織体制について報告する。

青森大学では、地域貢献に関する事項を審議することを目的として、平成 24 年度より地域貢献委員会が設置されている。委員会は、次の委員をもって組織されている (地域貢献委員会規程 第 3 条)。

（１）学長
（２）法人本部長
（３）学長補佐
（４）研究科長、学部長、教務部長、学生部長、図書館長
（５）付属総合研究所長、オープンカレッジ所長
（６）事務局長、教務課長、学生課長、図書館課長
（７）各学部から学長が指名する２名以内の教員

同委員会の目的を円滑かつ適切に達成するため、地域貢献センターが置かれ、次の事業を実施している (青森大学地域貢献センター規程 第 3 条)。

(1) 地域貢献活動に関する総合的な企画調整
(2) 地域貢献活動に関する相談窓口の設置及び運営
(3) 地域貢献活動に関する情報の収集及び発信
(4) 地域貢献活動を促進するための普及啓発
(5) その他地域貢献センターの目的に合致すると認められる事業

「地域貢献センター規程」については、4 月 7 日に改定を行い、非常勤コーディネータとして 4 月から新山和子氏を雇用した。また、センター長・コーディネータ・事務職員による打合せを週 1 回程度実施している。

Ⅶ－5－②　学生・教職員に向けた普及啓発について

組織体制の整備に加え、学生・教職員の地域貢献活動への参加を促すため、地域貢献センターを中心に普及啓発活動を行った。

平成 26 年度「青森大学地域貢献賞」の表彰

地域貢献賞は、青森大学の基本理念である「大学の知的財産を活用することにより地域への社会貢献を行うとともに、地域との親密な交流を通じて地域から愛される大学となる」ことを具現化し、他の学生の模範となる個人又は団体を表彰することを目的として平成 25 年度に創設した。

青森大学生が取り組んだ地域貢献活動の中から、地域社会全体若しくは不特定多数の者の利益の増進に寄与する活動を表彰 (2 月 5 日)。今年度は、最優秀賞 1 団体。優秀賞 2 団体。奨励賞 3 団体。計 6 団体が受賞。最優秀賞には、新体操舞台「BLUE」、そして、NHK 青森「脱・短命県プロジェクト」元気あっぷる体操の振付で活躍した「青森大学男子新体操部」が選ばれました。

最優秀賞

■新体操を活かした地域貢献活動

・青森大学男子新体操部

優 秀 賞

■平内町における調査研究活動および地域貢献活動

・学生団体ハッピーフィールド

■JAF 交通安全ドレミぐるーぷ

・JAF 交通安全ドレミぐるーぷ有志

・青森大学演劇団「健康」

奨 励 賞

■東日本大震災による被災高校支援

・経営学部 沼田チーム

■寺山修司の会

・寺山修司イベント有志

・青森大学文芸部

・青森大学演劇団「健康」

■写真を活用した青森県の観光振興策提言

「地域貢献・ボランティア講座」(愛称：ちょこボラ cafe) の開催

地域貢献活動やボランティア活動に関心を持つ学生と学内外の活動団体・個人との交流、及び学生相互の交流を通じ、地域貢献活動やボランティア活動への学生の主体的な参加を促進することを目的とした「地域貢献・ボランティア講座」(愛称：ちょこボラ cafe) を本学学習支援センター「集いのスペース」で開催した。本講座は地域貢献センターと学習支援センターとの共催により、平成 25 年度に初めて実施したものである。平成 25 年度の開催は 1 回にとどまったが、26 年度は 4 月から 12 月までの計 8 回開催した。

1 回目（4 月 25 日）「青森市夜店通り商店街プロジェクトについて」

2 回目（5 月 30 日）「被災地の現状と今後の支援活動の方向性」

3 回目（6 月 27 日）「「幸畑団地の活性化に向けて」

4 回目（7 月 19 日）「新しく設立される幸畑団地地区まちづくり協議会の活動について」

5 回目（9 月 26 日）「平内町活性化プロジェクトの活動について」

6 回目（10 月 31 日）「青森大学での学生生活についての感想　＆　これからの青森での楽しみ方を考える」
7 回目（11 月 28 日）「JAF 交通安全ミュージックキャラバン隊・ドレミぐるーぷの活動」
8 回目（12 月 19 日）「幸畑ヒルズ☆ミッションを考える」

Ⅶ－5－③　情報の収集と発信について

地域貢献センターを中心に、地域社会の要請及び学内の地域貢献に関わる人材・能力・設備、及び大学の地域貢献活動についての動向を把握し、学生・教職員への情報提供を行った。また、青森大学 Web サイトに地域貢献ページを開設し、本学の地域貢献活動について情報発信を行った (http://www.aomori-u.ac.jp/community-collaboration/)。

（2）現状の評価

地域貢献委員会及び地域貢献センターを中心に、「地域とともに生きる大学」としての組織体制整備が進んでいる。また、学生・教職員を対象とした普及啓発事業や情報収集・発信も、全学をあげて地域貢献活動に取り組む環境が整いつつある。今後とも、学内体制・環境の充実強化を図っていく必要がある。

（3）将来の展望

組織体制の整備を継続するとともに、今後も普及啓発事業の充実 (地域貢献賞の応募数増加など)、情報収集・発信機能の強化を図ることが期待される。

Ⅶ. 地域とともに生きる大学に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

青森大学は、設立当初から、地域社会に貢献し、「地域とともに生きる大学」として、教育研究、社会貢献の活動を通じ、地域社会で活躍できる人材を育成し、地域の経済、社会、文化の向上に資することを使命としている。

青森大学は、地域の再生と活性化の中核的な拠点となるべく、既にいくつかの事業を行い、充実を図ってきているが、今後とも、多彩な事業を展開していかなければならない。青森県の地域課題である、①地域コミュニティの人口減少や少子高齢化の進行などの課題、②短命県を返上し健康長寿社会を築いていくための課題、③地域の経済社会の活性化や文化・観光など魅力の発信に関わる課題などについては、青森大学の強みを生かして、積極的に取り組んでいくことが可能である。さらに、情報技術を生かして、ビッグデータを有効に利用し、観光に資するプログラムを開発するなどの取組みもある。これらの取組みをさらに広げ強化していくため、青森県と連携協定を結ぶことを目指している。また、地域の自治体、教育機関、経済団体等との連携事業は、教職員のみならず、学生が関わること

で、より充実し活性化するよう工夫していく必要がある。青森大学は、「地域とともに生きる大学」として、青森の未来を切り拓く推進役を担わなければならない。

Ⅷ. 学生中心の大学

Ⅷ－1　方針・学習支援センター

(1) Ⅷ－1 の現状

Ⅷ－1－①　方針について

「学生中心の大学」は、崎谷学長が平成 25 年度に提唱したもので、前章の「地域とともに生きる大学」とともに、本学が掲げる二つの大きな方針である。提唱以来、様々な機会に「学生中心の大学」が取り上げられており、カリキュラム改善や学修環境整備の指針として用いられているとともに、教職員全体への浸透が進んでいる。

平成 26 年度もこの方針は堅持され、夏季教職員研修会の崎谷学長の「高大接続の意義と進め方」についての提言の中では、平成 24 年 8 月の中央教育審議会答申「新たな未来を拓くための大学教育の質的転換に向けて」との関連や、青森大学基礎スタンダードの実施、教育方法の改革を取り上げ、「学生中心の大学」として学生の主体的な能力を引き出すための教育へと改革を進めていることが明確に示されている。また、冬季教職員研修会では、「青森大学の PDCA の改革サイクルの確立へ向けて」についての学長の提言において、学士課程教育の質的転換へ向けての改革を、ガバナンス改革と全学的な教学マネジメント体制整備、及びカリキュラム改革と FD 改革を通して進めていることが確認されている。

この方針を推進する組織として、規程に「『学生中心の大学』としての青森大学の教育機能の高度化」を謳っている学習支援センターと、平成 26 年 4 月から活動を開始した教学改革のためのタスクフォースがあり、どちらも学長が主導している。教学改革のためのタスクフォースでは次の事業計画を立て、平成 27 年 7 月部長会において報告されている。

1. カリキュラム改革（専門カリキュラム改革、基礎スタンダードの運営・改善）
2. 教員の教育力向上
3. 事務局の改革
4. 学生募集と教育研究活動との連結
5. IR の導入

Ⅷ－1－②　学習支援センターについて

学習支援センターは、「学生中心の大学」としての本学の教育機能の高度化を図るべく、平成25年7月に設置が決まり、同年10月に運営委員会とセンター会議を順次開催し、活動を開始した。開設の目的は、学生の便宜を図ることだけではなく、教職員が学生の学習を支援する活動を通して、学習支援のノウハウを蓄積・共有して、本学の教育力をさらに高めることである。

平成26年度は、4月21日に第1回運営委員会を開催し、次の10事業を行うこととした。引き続き4月30日のセンター会議において各事業の担当センター員を確定し、活動を開始した。

(a)　学習相談窓口の設置
(b)　学習時間・学習行動調査
(c)　基礎演習向け「共通テキスト」の作成
(d)　学習環境のIT化推進
(e)　授業内／外学修の体制整備（新規事業）
(f)　ミニセミナーの実施
(g)　熟議・ワークショップの実施（新規事業）
(h)　教務委員会・FD委員会・学生委員会等との共同事業
(i)　「集いのスペース」の運営
(j)　活動の記録・広報（新規事業）

8月には、(b)の活動を端緒として教学面でのインスティテューショナル・リサーチ（以下、IR）機能を拡充させるために、学習支援センター内に新たに「IR推進室」を設けることを決定し、10月17日に開催した第2回運営委員会で確認した。この変更に合わせ、上記事業(b)を「IRの推進」へと拡大した。さらに、この運営委員会では、学習支援センターが設立からおおよそ一年間を経たことから、平成25年度後期と平成26年度前期の活動状況の振返りを行い、センターの機能強化を目指すことを確認した。

上記のうち、主な事業の活動内容は、Ⅷ－2とⅧ－3で述べる。

(2) 現状の評価

前年度に明確にされた「学生中心の大学をつくる」という方針に基づき、ガバナンスの強化や新たな組織整備が行われた。「教学改革のためのタスクフォース」では、平成26年度の青森大学基礎スタンダードでチーム・ティーチングを行う科目を対象に、「科目コーディネータ」の教員を割り当て、科目コーディネータ会議を実施して授業内容の改善等に取り組むことができた。また、学生の学習相談の窓口等の多様な機能を持つ「学習支援センター」は、新たな教職員も加わってIR推進や学内他組織との連携活動等を進めている。

一方で、学習支援センターでは、センター員の参画強化や特に学生への周知不足、及びセンター活動への学生スタッフの参画が課題となっている。

(3) 将来の展望

変化が激しく、個々の能力が大きく問われる社会状況においては、学生一人ひとりが変化に対応できる実践力を身に付けることが重要であり、今後も、本学では、学生を中心に据え、学生の目線に立って、学生が能力向上のため、教育の内容や質を向上させる。そのためには、「学生中心の大学」という方針の具体化・運用体制の整備・カリキュラムや授業の改善・課外活動の充実・学修体制の整備等に、着実に取り組む必要がある。

来年度以降も、教学改革タスクフォースや学習支援センターの活動を、ガバナンスの徹底を図りつつ、教職員の理解と協力を得ながら着実に進めていく計画である。この取組みの一つとして、学長が青森大学ルネッサンスに関連して示してきた文章を一つにまとめ、全学教職員に配布した。この資料は、本学の目指している方向を共有するための必携の資料として活用する準備を進めている。

Ⅷ－2　教学面での IR の推進

(1) Ⅷ－2 の現状

Ⅷ－2－①　教学 IR の推進について

Ⅷ－１－②で述べたとおり、年度の途中から、学習支援センター内に「IR 推進室」を設置し、教員 6 名、事務職員 2 名の 8 名のメンバーで活動を開始した。IR 推進室では、まず全員で活動目標を検討し、次の三つを目的として①技術的分析（事実や情報の収集や基礎的統計調査)、②重要点や問題の発見、③大学像や学生の育成像への文脈化を段階的に進めていくこととした。

(a) 教育改革の成果確認
　基礎スタンダード、各学部カリキュラム、FD 等を対象に、調査・集約・分析を行う
(b) 学生生活支援の充実
　入試と成績評価、入試と資格取得、学生支援体制（学習支援センター、事務局等）や施設・設備の現状を調査し、集約分析する
(c) 外部評価への対応、学外への発信
　自己点検評価のエビデンスや、大学ポートレートへの記載等、学外からの評価の観点でデータを集約し、分析する

今年度は、(a)では、学生の学修行動の実態と変化、青森大学基礎スタンダードの成果、入試種別と GPA や国家資格取得の相関、授業評価アンケートの分析、IT 化教育支援システム蓄積データの整理を行うこととした。(b)では、過去の学生アンケートの整理、学生満足度調査、休学・退学状況の分析、就職活動支援に関する調査を、(c)では、必要データの整理を行うこととした。

活動を開始したのが年度途中だったことや、担当センター員が学内他業務にも取り組む必要が生じたこと等から、実際に成果がまとまったのは(a)内の「学修時間・学修行動調査」のみであった。

Ⅷ－2－②　学修時間・学修行動調査について

学修時間・学修行動調査は、前年度と同様、教務委員会と合同で実施したもので、全学部の複数学年の学生達に抽出調査を前期終了時と後期終了時の 2 回実施し、授業外学修の

状況を中心に回答を得た。このうち前期分は集計・分析が完了しているが、後期分は集計を完了させ、現在は分析の途中である。

(2) 現状の評価

年度の途中から、教学面の IR 機能を強化すべく、学習支援センター内に IR 推進室を設置し、教職協働で活動目標の作成と調査に取り組むことができた。

上でも述べたが、IR に関しては、年度途中で新たなメンバーを加えて立ち上げたこともあり、活動方針や分担を決定したものの、実質的には年度初めから計画していた「学修時間・学修行動調査」の実施に留まった。IR 推進室で実施を考えた調査以外にも、本学では、各部局で様々な調査が行われており、このような調査の集計データやその分析結果を集め、統合的に教育改革の成果や学生生活支援の充実の程度を把握・分析することも、大学の機能を評価する際に必要と考えられる。

(3) 将来の展望

PDCA サイクルに基づき、本学の教学面の機能を着実に改善させていくためにも、学内外の関連する情報を収集・分析を通じた、改善の方向性・項目の設定（Plan）や、アンケート等の調査に基づいた状況把握（Check）を中心とする IR 活動を、今後も継続させる。

具体的には、次のような活動を行う計画とする。

- ●今年度の振返りをもとにした、IR 活動の目標の再設定
- ●学生や教職員向けの調査
- ●学内各部局で行われている調査の把握、及び結果集約
- ●他大学や国内外の高等教育施策等の把握、及び結果集約

Ⅷ－3　学修環境の整備

(1) Ⅷ－3 の現状

Ⅷ－3－①　アクティブ・ラーニング推進の施設・設備の改善について

本学では、授業や演習、及び授業外でのアクティブ・ラーニングを推進するため、昨年度整備した「集いのスペース」に引き続き、今年度は「アクティブ・ラーニング教室」の設備を整えた。これらの施設は、文部科学省の「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」への申請・採択を経て、整備したものである。

「集いのスペース」は、再配置しやすい机・ホワイトボード・プロジェクタ・端末機器等を備えた4室と、自習スペース（1室）、準備室（2室）、教材開発室（1室）から構成されている。その用途は、授業内外でのアクティブ・ラーニングの推進だけでなく、地域の方々との交流の場でもあることから、設備の運営・管理は、地域貢献センターと学習支援センターが共同で行っている。今年度は、基礎スタンダード科目を中心とした数多くの授

業での利用に加え、後述するミニセミナー等の授業外の学習の場としても用いられた。この設備を利用した地域の方々との交流活動に関しては、前章の地域貢献センターの活動内容として記載する。その中には、地域貢献センターと学習支援センターが共同で、毎月最終金曜日の夕方に定期的に実施した「ちょこボラ」の取組みも含まれている。

次に、平成26年度整備した「アクティブ・ラーニング教室」は、教員と学生等が効率的に情報発信や意見交換を行える環境を構築するもので、1セットずつ可動式の机・いすに加えて、3面の壁に画面を投影できる環境と、これと連動する端末機器を備えていることが特徴である。こうした環境を活用し、教員と学生または学生同士の議論を活発化させるとともに、まとめた内容を迅速にプレゼンテーションすることが可能となった。

従来の教室に設備を追加したため、整備作業は後期の授業・試験が終了した年度末に行わざるを得なかった。3月19日に教職員と対象とした設備の利用方法説明会を実施するとともに、3月21日には立上げイベントとして、第6回オープンキャンパスに合わせて高校生と本学学生が設備を活用する機会を持った。来年度からは、上記の目的に沿うよう、基礎スタンダード科目や専門科目におけるグループワーク等に本設備を活用する予定である。

Ⅷ－3－②　学習相談窓口について

学習支援センターの事業の一つとして、昨年度に引き続き、5月27日から翌年2月19日にかけて合計109回の学習相談窓口を開設した。

このうち、学生の相談件数は延べ23件であり、主な内容は昨年度と同様、就職活動対策、履修相談、授業の課題であった。今年度新たに見られたケースとして、「授業のグループワークで仲間外れにされている」と相談した学生に対して専門家のカウンセリングへの接続と授業担当教員への連絡対応を行ったこと等の人間関係に関する事柄や、学内で学習する環境に関する相談があげられる。また、一度相談に来た学生が、その後何度も窓口を訪れるケースも見られた。昨年度と比べ、授業が行われている時間帯の相談の割合が高かった（全23件のうち14件）。

窓口対応は、昨年度と同様、センター員が分担して行った。学内の他の改革業務も増加してきたこともあり、相談窓口の担当者調整が厳しくなり、特定のセンター員の窓口担当回数が多くなりがちであった。

昨年度来の懸案であった相談担当者としてのスキルを向上させるための研修や、学生スタッフの参画は、今年度も実現できなかった。

Ⅷ－3－③　学生参加の場づくりについて

学習支援センターの活動として、学内の他組織（地域貢献センター、各学部、諸委員会等）と連携し、学内活動への学生参加を促す取組を行った。ここでは、

●事業(f)：「ミニセミナーの実施」
●事業(g)：「熟議・ワークショップの実施」
●事業(i)：「活動の記録・広報」への学生参画

の三つについて説明する。

一つ目のミニセミナーは、学生が自身の体験を他の学生に伝える等、気軽に情報伝達や共有を行う場として実施しているものである。

昨年度に続き、今年度もキャリア醸成や就職支援に関するテーマがほとんどであった。6月に公務員（青森県警）志望者を対象として実施した第1回ミニセミナーに続き、10月から12月にかけて内定を得た学生が講師を務める8回のミニセミナーを開催、2、3年生延べ29人が参加した。これらのセミナーでは、経営、社会、ソフトウェア情報の3学部の4年生が講師を務め、青森県警や国内最大手のIT企業、金融機関、福祉施設への就活体験や心構えを解説した。

- ●第 1 回（6 月 25 日）「公務員（青森県警）志望者対象セミナー」（講師：青森県警）
- ●第 2 回（10 月 24 日）「就職活動での準備の大切さ」（講師：社会学部 4 年生）
- ●第 3 回（10 月 31 日）「私の就活！」（講師：ソフトウェア情報学部 4 年生）
- ●第 4 回（11 月 7 日）「IT 企業を中心に就活する学生へ！」（講師：ソフトウェア情報学部 4 年生）
- ●第 5 回（11 月 14 日）「就職活動への私の挑戦！」（講師：経営学部 4 年生）
- ●第 6 回（11 月 21 日）「金融機関への私のチャレンジ！」（講師：経営学部 4 年生）
- ●第 7 回（11 月 28 日）「私の就活（福祉関係）」（講師：社会学部 4 年生）
- ●第 8 回（12 月 5 日）「私の就活」（講師：社会学部 4 年生）
- ●第 9 回（12 月 12 日）「私の福祉に対する就活」（講師：社会学部 4 年生）

これらの学生が講師を務めるミニセミナーとは別に、経営学部の恵良准教授が講師を務めて「『銀行の社会的役割、地域社会との関わり』と『就職活動』について」をテーマに金融セミナーを 12 月 3 日に開催し、12 人の学生が参加した。

ミニセミナーへの学生参加者の増加を図るために、学長補佐室と協力し、「青森大学就活勉強会」を発足させて、ミニセミナーをはじめ就活関連行事への学生の参加を促した。また、社会学部就職委員会が 9 月に企画した就活支援講話「学生をどう支えるかー就活最前線」の開催をサポートした。

二つ目の熟議・ワークショップでは、本学が志向する「学生中心の大学」と「地域とともに生きる大学」へとつなげるために、学部や学年をまたいだ学生同士の議論・交流の場を持った。

- ●地域貢献センターと共同で、ボランティア活動に携わる学内外の人々を講師に「ちょこボラ Cafe」をほぼ月 1 回のペース（毎月最終金曜日の 5 限目）で実施
- ●女子学生の声を学習環境の改善に役立てるため、11 月 7 日に第 1 回「女子 Cafe」を実施し 7 名が参加、第 2 回を 1 月 19 日に開催し、留学生を含む 10 名が参加
- ●料理を通じて留学生と交流を深める「グローバルキッチン＆留学生交流会」を 12 月 13 日に開催し、38 名の学生が参加

三つ目の活動の記録・広報への学生参画に関しては、学習支援センターの教職員が協働して、学生インタビュアー2名を養成し、学内外で活躍している在学生と卒業生のインタビューの取材・記事掲載を行った。インタビューを行った学生の学部・学年と記事掲載日は次のとおりである。

(1) ソフトウェア情報学部 4 年生（9 月 5 日掲載、学生インタビュアー）
(2) ソフトウェア情報学部 2 年生（9 月 12 日掲載）
(3) 薬学部 3 年生（9 月 19 日掲載、学生インタビュアー）
(4) 経営学部 3 年生（9 月 26 日掲載、学生インタビュアー）
(5) 社会学部 4 年生（10 月 3 日掲載、学生インタビュアー）
(6) 社会学部卒業生（10 月 15 日掲載、寄稿）

Ⅷ－3－④　学修環境の IT 化推進について

平成25年度に立ち上げ、教員参加拡大のための勉強会を実施した、オープンソースの学習支援システムMoodleの利用を、今年度も継続した。

(2) 現状の評価

アクティブ・ラーニング推進のための施設・設備に関しては、昨年度の「集いのスペース」を授業や授業外で活用するとともに、新たに情報機器を活用できる「アクティブ・ラーニング教室」を整備しており、アクティブ・ラーニングの機会・環境とも着実に増加・拡大している。ただし、集いのスペースの運用は、とくに授業外での利用においては「地域貢献センター」に委ねる結果となってしまった。

学習相談窓口は、学習支援センター員の教職員の努力もあり、年間 100 回以上と十分な回数だけ開設できた。また、相談内容にはその後カウンセリングにつなげたものもある等、窓口開設の必要性も確認できた。ただし、相談件数は 23 件に留まり、一方で学内の教務（履修、授業内容の理解）や学生生活（学生同士の関係、経済面での相談）で問題を抱えてしまう学生も見受けられることから、窓口の周知や相談しやすい雰囲気構築等、改善すべき部分も多い。その一端として、学習支援センターの実質的な活動や運営委員会が新年度に入ってから行われたために、新入生と中心として、年度当初の教務・学生生活で相談が必要な学生に対応できなかった状況があげられる。

学生参加の場づくりに関しては、学習支援センター員の教職員が企画・運営したセミナー・議論や交流の場に多くの学生を参加させることができた。さらに、学生インタビュアーの養成は、学生があらかじめ用意された場に参加するだけでなく、主体的に参画する活動であり、昨年度より前進が見られた部分である。ただし、学習支援センターで計画していた、学習相談窓口の学生相談員の養成には、今回も着手することはできなかった。

学修環境の IT 化推進に関しては、学習支援システムを利用継続に留まり、あまり前進は見られなかった。

全体的に、学修環境の整備に関しては、施設・設備や窓口の開設等のハードウェア面（およびこれに近い部分）においては、着実に進展している。その一方で、学習支援センター員が、（他の学務を含めて）時間を確保するのが難しく、施設・設備の運営やシステムの利用拡大等のソフトウェア面での滞りが露わになった。

（3）将来の展望

アクティブ・ラーニング推進のための施設・設備に関しては、より多くの授業や地域と関わる活動へのアクティブ・ラーニング導入を計画していることから、ハードウェア・ソフトウェア両面での整備を進める必要があろう。

学習相談窓口に関しても、教務や学生生活の面で問題を抱えた学生も一定数見られることから、オフィスアワー制度との連動等も視野に入れて、改善を進める必要がある。

学生参加の場づくりは、今年度は、参加学生の増加と主体的な学生の参画の動きがあり、進展させることができた。来年度は、より多くの学生の参画を得て、学生同士の協力・連携のしくみをより充実させたい。

学修環境のIT化に関しては、学習支援システムを活用した課題提示を引き続き継続し、利用する教員の増加に努めたい。また、授業での学生の理解度を本人や担当教員が確認するための学習ポートフォリオの作成・振返りや、IR活動の一部としてのアンケート調査の実施のIT化を進めて効率化を図り、教員が授業改善等の教育・研究活動にかける時間をより多く確保できるようにしたい。

Ⅷ．学生中心の大学に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

学生中心の大学としての本学の機能強化は、教職員のみならず学生の参画も含めて、本学構成員全体で取り組むべき活動であり、学習支援センターがその活動を推進する役割を担っている。また、教学改革タスクフォースが、カリキュラムとの接続、教員の教育スキル向上、事務局の機能強化、学生募集との連結、IRの導入等、土台づくりや本学の他機能と接続させる構造となっている。そこで、ここでは学習支援センターの活動を中心に現状と今後の展望を述べる。

成果が見え始めているものとしては、一部に学生インタビュアーを加えて学生インタビューを実施する等、これまでは継続的にはできていなかった、学生が主体的に参画する動きを興したことがあげられる。また、学習支援センターは立上げ間もないということもあり、センター員として約20名という比較的多数の教員と職員の協力体制を取り、学習相談窓口を教員同士・職員同士・教員と職員のペアで担当することによって、学生中心の大学の機能強化に向けた教職員の意識共有を図った。このことは、教員と職員の壁や学部間の壁を低くし、例えば、ミニセミナーやちょこボラ、そして学生向けの共通テキスト「必携 学びの道しるべ」の刊行等、これまで個々の教員・職員の構想段階に留まっていた物事を、青森大学ルネッサンスを具体化する形で実現につなげることができた。

その一方で、次の二つの課題も見えてきた。

(a)　「学生中心の大学」の方針や強化に向けた活動計画の整備不足
(b)　学習支援センターの活動に関わる教職員の負担増

これら二つの課題は連環しており、(a)の方針・活動計画が不足しているために教職員が手探りで活動を進めなくてはならない状況と、(b)の教職員が他の学務との掛持ちとなっていて方針・活動計画の検討を始めとしたセンターの活動になかなか時間を確保することができない状況がある。

実際に現れてきている課題とその対策として考えられる案を、次にまとめる。

●「集いのスペース」の運営体制を、より強化する必要がある

➢共同運営を行っている「地域貢献センター」との合同会議を行う
➢現状と今後の活用方法をまとめ、教職員に伝える
➢「集いのスペース」設備を活用した教材開発講座の実施を検討する

●学内でのセンターの存在感が薄い
➢教職員に向けたセンターの活動状況の周知活動を、強化する
➢学習相談窓口だけでなく、他事業も含めたセンター全体の窓口設置を検討する（職員の常駐を含めて）
➢学生の居場所とセンターをリンクさせる
➢職員の役割を強化し、設備の有効活用方法の検討や、課題の発掘などを積極的に行う
➢職員が、学外研修への参加や他大学の見学を行うようにする
➢教学管理のためのIR活動を推進する

●予算を確保できていない
➢ティーチング・アシスタント制度の試行など、実績を重ねる

●学生との連携の働きかけは行っているものの、学生スタッフの任命につながっていない
➢学生インタビュアーの養成など、一部の事業で学生との協働が行われており、学生スタッフの参画へとつなげる

●共通テキスト「必携 学びの道しるべ」の活用方法検討と改訂を進める必要がある
➢「基礎演習」や「地域貢献基礎演習」での活用事例を収集し教員間で共有する
➢内容や読みやすさを評価し、改訂作業を進める

今後は、上で述べた成果をさらに拡充するためにも、このような対策を適宜行い、学習支援センターの体制を段階的に整え、方針・活動計画を整えるとともに、熟議や勉強会等を実施して教職員の意識共有とスキル向上を進め、教員・職員が「地域とともに生きる大学」とともに「学生中心の大学」の機能強化へと参画できるしくみを作り上げる必要となる。

Ⅸ.　研究活動の活性化と教育

Ⅸ－１　研究推進の基盤整備

（1）Ⅸ－1 の現状

Ⅸ－1－①　研究活動の活性化について

教員の研究成果は、主として各分野の学術誌に加えて「青森大学付属総合研究所紀要」（後述Ⅸ－２）、「青森大学研究紀要」(平成 24 年度まで「青森大学・短期大学研究紀要」)に発表される。「青森大学研究紀要」は、毎年３回発行されており、平成 26 年度末で通巻 121 号となっている。この紀要は、学部の教員と学生代表から構成される「青森大学学術研究会」が発行している。また、各学部においては、教員研究発表会や学生研究発表大会（卒業論文や実習の発表）が実施されるなど、各分野において教員や学生による研究発表会を公開で開催しているので、教員は他学部の教員や学生の研究成果を知ることができる。これを基にして、学内でしばしば共同研究グループが組まれる。また、本学では「青森大学ニュース」を毎年２回発行している。このニュースには教員の教育研究活動が掲載されており、青森大学の教員・事務職員全員と後援会員（学生保護者）に広く配布され、大学ホームページにおいて公開される。したがって、教員の教育研究活動は、学内外に公表されている。

また平成 26 年度には、学長裁量経費による「青森大学教育研究プロジェクト」が、本学教職員を対象に公募された。公募されたのは教育改革プロジェクトと研究推進プロジェクトの 2 部門である。公募要領は以下のとおりである。

１．募集対象となるプロジェクト

次の二つの部門について、本学の教育研究等の魅力向上に資する内容のプロジェクトを募集する。

・教育改革部門

・研究推進部門

２．対象となる者

青森大学教職員。個人又はグループ（代表者を定める）により応募できる。

３．期間

平成26年度中に完成するプロジェクト。

４．補助金額

1件あたり概ね20～50万円程度とする。

５．応募方法

別紙の応募用紙に記入の上、提出窓口（事務局総務課）に提出するものとする。

６．プロジェクトの選定

１）応募があったものから随時審査し、選定する。

２）認められたプロジェクト担当者は、認められた補助額の範囲内において、経費支出の手続きをとるものとする。

３）プロジェクト担当者は、学長からの求めに応じ、進捗状況を報告し、また終了したときは報告書を提出しなければならない。

７．プロジェクトに要する経費は、予算に措置された学長裁量経費又は青森大学ルネッサンス基金の中から支出するものとする。

公募の結果、10 件の申請があり、審査の結果、5 件が採択された。採択された教育研究プロジェクトは以下のとおりである。

「平成 26 年度青森大学教育研究プロジェクト」

<table>
<tr><td colspan="5">教育改革部門</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>プロジェクト名</td><td colspan="3">ゼミナールを活用した「観光まちづくり事業」、「知財活用事業」、「ビジネスプラン提案事業」への挑戦</td></tr>
<tr><td>研究代表者</td><td>岩淵護</td><td>共同研究者</td><td>石塚ゆかり、堀籠崇</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>プロジェクト名</td><td colspan="3">行動変容のための自己マネジメント促進ポイントシステムの構築と活用</td></tr>
<tr><td>研究代表者</td><td>角田均</td><td>共同研究者</td><td>柏谷至、工藤雅世、小久保温</td></tr>
<tr><td colspan="5">研究推進部門</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>プロジェクト名</td><td colspan="3">がん細胞に対する抗体医薬のための抗体精製システムの構築</td></tr>
<tr><td>研究代表者</td><td>水野憲一</td><td>共同研究者</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>プロジェクト名</td><td colspan="3">第 1 回青森オレンジ文化祭　～認知症の方々の作品展示会～</td></tr>
<tr><td>研究代表者</td><td>大上哲也</td><td>共同研究者</td><td>①薬学部：一井定信、越後尚惠、中山慧哉、森祐輔
②社会学部：藤公晴、田中志子、宮川愛子
④　畑地区居宅介護支援事業部：大川史世
事務担当：大上今日子</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>プロジェクト名</td><td colspan="3">地域文化貢献：津軽家・高照神社所蔵（弘前市高岡）「源氏物語之詞」の資料的価値の考察と公開（書籍作成）に向けての準備</td></tr>
<tr><td>研究代表者</td><td>久慈きみ代</td><td>共同研究者</td><td></td></tr>
</table>

採択されたプロジェクトについては、平成 26 年 12 月 20 日に、青森大学教育研究プロジェクト成果中間報告会が、平成 27 年 3 月 11 日には、青森大学教育研究プロジェクト成果最終報告会が開催された後、最終報告書としてまとめられた。このプロジェクトの成果を踏まえ、採択された教職員は、必ず科学研究費に応募することになっている。

Ⅸ－1－②　研究費支援の充実について

本学が各教員に提供する研究費は、次の表に示すとおりである。実験系と非実験系で異なるが、職位での相違は助教及び助手を除いて存在しない。この個人研究費は、平成 20 年度から現在の額に減額された。

表Ⅶ－１　平成 26 年度の単年度研究費

学部	経営学部・社会学部 ソフトウェア情報学部			薬学部		
	実験系		非実験系	実験系		非実験系
	教授・准教授・講師	助教 助手	教授・准教授・講師	教授・准教授・講師	助教 助手	教授・准教授・講師
計	300 千円	250 千円	200 千円	400 千円	200 千円	200 千円

Ⅸ－1－③　外部研究費等の獲得について

外部研究助成金などの取得状況は、下記に示すとおりである。

表Ⅶ－２　科学研究費獲得状況（平成 26 年度）

① 平成 26 年度新規採択状況

本学研究者	研究テーマ	補助金額	助成区分・期間
（研究代表者） 経営学科 沼田　郷　准教授	日本と台湾における光学産業の成長と連鎖 （平成 26 年度採択分）	2,210 千円	基盤研究(C) （平成 26 ～ 28 年）
（研究代表者） 経営学科 渡部 あさみ　講師	先進諸国におけるホワイトカラー労働者 の労働時間管理 （平成 26 年度採択分）	780 千円	若手研究(B) （平成 26 ～ 28 年）
（研究代表者） 社会学科 佐々木 てる　准教授 （研究分担者） 社会学科 柏谷　至　教授 澁谷　泰秀　教授 櫛引　素夫　准教授 田中　志子　准教授	人口減少社会の外国人統合政策 ～青森県における外国籍者の事例から～ （平成 26 年度採択分）	1,690 千円	基盤研究(C) （平成 26 ～ 28 年）
（研究代表者） ソフトウェア情報学科 小久保　温　准教授 （研究分担者） 社会学科 澁谷　泰秀　教授	郵送調査と web 調査のハイブリッド調査 から完全 web 調査への移行に関する研究 （平成 26 年度採択分）	1,950 千円	基盤研究(C) （平成 26 ～ 28 年）

計	4 件	6,630 千円	

② 平成 26 年度新採用教員の科研費獲得状況

本学研究者	研究テーマ	補助金額	助成区分・期間
（研究代表者） 経営学科 堀籠　崇　准教授	医療法人病院のガバナンスと意思決定 （転出元の大学からの継続研究）	1,040 千円	若手研究(B) （平成 25 ～ 27 年）
（研究代表者） 薬学科 水野 憲一　教授	**大脳皮質形成における多様なＧタンパク質シグナル制御機構の解析** （転出元の大学からの継続研究）	1,690 千円	基盤研究(C) （平成 24 ～ 26 年）
計	2 件	2,730 千円	

③ 前年度からの継続研究（科研費）

本学研究者	研究テーマ	補助金額	助成区分・期間
（研究代表者） 社会学科 柏谷　至　教授 （研究分担者） 社会学科 澁谷　泰秀　教授 中村　和彦　准教授 佐々木　てる　准教授	環境配慮行動における文化的フレームと意思決定モデルとの統合的アプローチ （前年度からの継続研究）	1,040 千円	基盤研究(C) （平成 24 ～ 26 年）
（研究代表者） 薬学科 中田 和一　教授	**反射波遮蔽フェンスによるローカライザの積雪障害の抑制に関する研究** （前年度からの継続研究）	650 千円	基盤研究(C) （平成 24 ～ 26 年）
（研究代表者） 経営学科 石塚 ゆかり 准教授	日韓の苦情とクレームに関する社会言語学研究 - ビジネス現場と医療機関を中心に - （前年度からの継続研究）	800 千円	若手研究（B） （平成 23、24、26 年）

（研究分担者） 社会学科 澁谷 泰秀　教授	社会情動的選択性から見た高齢者のソーシャルネットワークに関する研究 （前年度からの継続研究）	235 千円	研究代表者 秋田大学 （渡部　諭） 基盤研究(C) （平成 24 ～ 26 年）
（研究分担者） 社会学科 柏谷　至　教授 櫛引　素夫　准教授 佐々木　てる　准教授 田中　志子　准教授 ソフトウェア情報学科 小久保　温　准教授 坂井　雄介　准教授	電子エコマネーを活用したボランティア･コーディネート支援ツールの開発 （前年度からの継続研究）	1,118 千円	研究代表者 八戸大学 （石橋　修） 基盤研究(C) （平成 25 ～ 27 年）
計	5 件	3,843 千円	

表Ⅶ－３　その他の研究助成金（平成 26 年度）

本学研究者	研究テーマ	補助金額	助成財団・期間
（研究代表者） 薬学科 上田 條二　教授	地域薬局の役割に関する研究	300 千円	㈱医薬品情報センター
（研究代表者） 社会学科 澁谷 泰秀　教授 （研究分担者） ソフトウェア情報学科 小久保　温　准教授	CASM を応用した web 社会調査における PC、タブレット、スマホ、携帯電話を用いた反応の相違に関する研究	1,000 千円	大川情報通信基金
（研究代表者） 社会学科 櫛引　素夫　准教授	東北新幹線開業が地元の生活にもたらした影響の検証ならびに北海道新幹線の開業準備の検討と提言	654 千円	青森学術文化振興財団
（研究代表者） 社会学科 佐々木　てる　准教授	「青森ねぶた祭」～宿泊施設の課題と解決策を考える～事業	334 千円	青森学術文化振興財団
計	4 件	2,288 千円	

平成 27 年度に向けて科研費に応募した状況は、下記に示すとおりである。

平成 27 年度科学研究費補助金応募者一覧（研究種目別）

研究種目	学　部	No	氏　　名	研　究　課　題
基盤研究（C）(14 名）	経営学部	1	森　宏之	J-REIT と系列企業間の取引分析
		2	岩淵　護	取引費用モデルを活用したクラスターネットワーク形成と地域活性化に関する実証的研究
	社会学部	3	久慈　きみ代	青森県弘前市高照神社所蔵巻子本「源氏物語之詞」の調査研究
		4	澁谷　泰秀	高齢者の生活の質を維持・向上させる自動的心理プロセスに基づいた認知習慣の研究
		5	野﨑　剛	「ねぶた・ねぷた祭り専門図書館」の実施
		6	櫛引　素夫	住民の視点からみた北海道新幹線開業による地域変化の地理学的研究
		7	藤　公晴	「環境教育」と「持続可能な開発」の相関とESD の社会的受容に関する国際比較調査
		8	中村　和生	初等・中等教育における「自然（現象）の科学的理解」の相互行為分析
		9	田中　志子	社会的排除へのソーシャルワークの実践に関する研究
	ｿﾌﾄｳｪｱ情報学部	10	角田　均	クラウドサービスの活用による自然学習の高度化と継続的な環境教育の基盤構築
		11	和島茂	斜め写真の活用に関わる諸技術の開発
	薬学部	12	犬上　哲也	アルツハイマー病の病態の解明ーβアミロイドは 2 次的結果なのか？
		13	水野　憲一	大脳皮質形成における adhesion G タンパク質共役受容体の機能的多様性
		14	上家勝芳	ニンニク含硫化合物のがん予防効果
挑戦的萌芽研究（2 名）	社会学部	15	鈴木　康弘	二重態度ﾓﾃﾞﾙを応用した地域貢献活動の設計と評価を支援するﾙｰﾌﾞﾘｯｸの開発
		16	木原　博	動作と言葉　ー島根県益田市における石見神楽を事例としてー
若手研究（B）(2 名）	経営学部	17	石塚　ゆかり	日韓の相談談話に関する対照研究 - 高齢者と大学生に対するピアサポート実践事例から
		18	松本　大吾	日本進出の多国籍企業に示される飲食サービス業の課税逃れの実証的研究

応募者は 18 名で、基盤研究（C）が 14 名、挑戦的萌芽研究が 2 名、若手研究（B）が 2 名であった。

（2）現状の評価

大学からの個人研究費については、増加していないが、科学研究費等への応募が増え、取得する外部研究費が拡大しており、本年度の科学研究費の新規採択が 4 件となり、継続と合わせて 11 件と、過去最高になり、教員の研究意欲が高まっている。今後とも、研究意欲が高まり、研究活動が活性化していくよう、支援の充実が必要である。

（3）将来の展望

各学部ともに厳しい研究環境の中で研究を行っている。既に行われている教員の授業や校務に関する負担を少なくする努力が継続的に行われるべきである。そのことにより、教員が外部研究資金の獲得に向けて時間を割くことができるようになる。今後の課題は、科研費の取得件数を増やすことである。その方策として、学内及び学外の研究グループの構築を推進し、科研費に申請するとともに、科研費に申請した研究内容の一部などを活用して、研究助成などを公募している公益財団などへの申請件数を増やすことが必要である。

今後は、カリキュラム内容の見直しによる各教員の担当科目数の削減により、研究書の刊行、研究論文の執筆、研究学会や県、市町村、商工会議所等の委員活動の拡大・充実が期待できる。また、関係の企業、県の機関等との共同研究を積極的に進め、学生の教育に活かしていくことが重要である。

Ⅸ－２　青森大学付属総合研究所

（1）Ⅸ－2 の現状

Ⅸ－2－①　青森大学付属総合研究所の趣旨・理念の明確化について

青森大学は、教育研究及び社会貢献活動を通じ、社会の進展に貢献することを使命とする。大学は学問の府であり、研究活動を活発に行い、人類の知的財産の充実と経済社会の進展に貢献しなければならない。教員が研究活動を積極的に行うことは、学生に対する教育を常に刷新していくためにも不可欠である。青森大学は、設立当初から教員の研究環境の充実に努めてきた。

青森大学付属総合研究所は、平成 7 年 4 月に設立された。青森大学付属総合研究所は、昭和 43 年度設立の青森大学附属産業研究所をはじめ、その後順次設立され、活動を続けていた同地域問題研究所、同雪国環境研究所、同考古学研究所、同学際情報研究所を統括し、研究所相互間の連絡、調整を行い、調査研究の向上を図るとともに、各研究所が有する固有の専門性を学際的に結集させて一層の研究進展を図ることを目的としていた。

以後、各研究所の連絡調整を図るとともに、毎年、研究会を開催し、また、機関紙「研究年報」を年 1 回刊行してきた。

平成 22 年 3 月に、青森大学付属総合研究所以外の研究所は廃止され、翌年 4 月から、付属総合研究所の研究班に組織された。

Ⅸ－2－②　青森大学付属総合研究所の充実について

平成 25 年 4 月からは、青森大学付属総合研究所は、産業研究班、地域問題研究班、学際情報研究班及び文化・環境研究班により組織されている。青森大学付属総合研究所は、人文科学、社会科学及び自然科学にわたる総合的又は学際的な研究を行い、あわせて総合研究所に置かれた各研究班の機能を統括することを使命としている。

平成 26 年 3 月、青森大学付属総合研究所の研究発表会を行うとともに、研究年報を復刊し、誌名を改め、継続することとし、電子ジャーナルとして「青森大学付属総合研究所紀要」（15 巻 1 号）を発行することとした。平成 26 年 9 月には、同紀要（16 巻 1 号）を、平成 27 年 3 月には同紀要（16 巻 2 号）を発行している。「青森大学付属総合研究所紀要」は、本学としては、発刊を続けている「青森大学研究紀要」に加え、新たな研究成果の発表の機会となるものであり、本学の研究活動の活性化と学問の進展に資することを期している。

（2）現状の評価

青森大学付属総合研究所は、平成 25 年度に入り、新たな体制整備を図り、以後、毎年電子ジャーナルとして紀要を刊行するなど活動の活性化を進めている。

（3）将来の展望

平成 24 年度から、青森大学は、「青森大学ルネッサンス」を掲げ、「地域とともに生きる大学」として、地域貢献活動の充実強化を進め、さらに、「学生中心の大学」として、学生の主体的能力を引き出すことができるよう、教育改革を進めている。このような改革のためにも、研究活動の充実は必須であり、科学研究費等外部資金の確保等の努力を続けている。

青森大学付属総合研究所の活動は、これら地域貢献活動や教育改革を積極的に進め、支援するための重要な役割を担う必要がある。今後もこのような活動をさらに充実強化していくことで趣旨・理念に合致するよう努力していく。

Ⅸ－３　研究活動の地域・教育への還元

（1）Ⅸ－3 の現状

Ⅸ－3－①　研究活動の地域への還元について

（１）まちなかキャンパス

昨年に続き、連携協定を締結した青森商工会議所との連携事業として、「まちなかキャンパス」を実施した。本事業は、大学の公開講座を中心市街地の公的施設を会場に開催す

るもので、連携協定を締結した 5 大学がそれぞれ取り組んでいる。本学では 11 月から 12 月に計 5 回実施した。講師や講演の演題は、以下のとおりである。

・11 月 19 日　講師：柏谷至（社会学部）
テーマ：地域コミュニティの再生を目指して
～「幸畑団地地区まちづくり協議会」の活動から～

・11 月 26 日　講師：櫛引素夫（社会学部）
テーマ：県民の視点から見た東北新幹線開業
～青森・弘前・八戸の調査結果速報～

・12 月 3 日　講師：工藤雅世（社会学部）
テーマ：ヘルス・ツーリズム@本州北端の都市
～健康・観光・中心商店街のサイクル～

・12 月 10 日　講師：沼田郷（経営学部）
テーマ：中心市街地活性化と若者
～夜店通り商店街との連携活動について～

・12 月 17 日　講師：大上哲也（薬学部）
テーマ：認知症の方々の杖になれるよう
～認知症、特にアルツハイマー病について～

青森商工会議所による会員各社への参加呼びかけもあり、企業経営者や金融機関、行政関係者などの参加も多く、オープンカレッジや出張講義とは異なる層に、本学の教育研究活動についてアピールすることができた。特に今年は、中心市街地の喫茶店を会場にしており、通常の口座よりも和やかな雰囲気で開催することができた。今後も、本学キャンパスで開催する公開講座を含め、運営方法を工夫して、市民の方々と教職員の交流を一層深めていく予定である。

（２）出張講義

平成 26 年度の出張講義は、派遣教員は 21 名、全体の講義開講は 44 回となっている（依頼機関 は 37 機関）。

No	依　　頼　　先	講義日	氏　名	学　科	講義テーマ
1	NPO法人ほほえみの会	4月22日	藤林 正雄	社会福祉学科	傾聴を学ぶ
2	青森県長寿社会振興センター	5月13日	崎谷 康文	学長	生涯学習について
3	青森県立十和田西高等学校	5月29日	徳光 幸子	薬学科	麻薬・覚醒薬乱用の危険
4	青森県選挙管理委員会	5月29日	柏谷 至	社会学科	明るい選挙出前講座「話し合い活動」の拡大と深化
5	青森市男女共同参画プラザカダール	5月31日	藤林 正雄	社会福祉学科	傾聴入門 1日集中講座
6	青森市少年指導委員会	6月2日	船木 昭夫	社会福祉学科	より良いコミュニケーションのとり方
7	藤崎町福祉課	6月10日	藤林 正雄	社会福祉学科	オリエンテーション、自己

					理解・自己の感性を引き出す
8	あおもり未来塾	6月10日	岩淵 護	経営学科	環境時代の物づくり
9	青森県立青森工業高校	6月16日	船木 昭夫	社会福祉学科	ストレスとコミュニケーション
10	藤崎町福祉課	6月16日	藤林 正雄	社会福祉学科	対象者理解、価値観の多様性を知る
11	藤崎町福祉課	6月19日	藤林 正雄	社会福祉学科	働くスキルを身につける①、②
12	藤崎町福祉課	6月26日	藤林 正雄	社会福祉学科	働くスキルを身につける③
13	藤崎町福祉課	7月3日	藤林 正雄	社会福祉学科	働くスキルを身につける④
14	協同組合全国共同店舗連盟	7月16日	赤坂 道俊	経営学科	新しい小売業と経営革新
15	藤崎町福祉課	7月17日	藤林 正雄	社会福祉学科	あらためて聴くことの大切さを理解する
16	青森県消費生活センター	7月23日	崎谷 康文	学 長	生涯学習としての消費者教育
17	青森県男女共同参画センター	7月31日	石塚 ゆかり	経営学科	実践！論理的思考で話すチカラを身につける
18	NPOほほえみの会	9月12日	藤林 正雄	社会福祉学科	改めて『聴く』を学ぶ
19	青森若者プロジェクト クリエイト	9月23日	櫛引 素夫	社会学科	まちで暮らす 地域で生きる
20	千歳市みんなで、ひと・まちづくり委員会	8月24日	崎谷 康文	学 長	千歳に世界遺産を！
21	黒石市企画財政部企画課	8月29日	船木 昭夫	社会福祉学科	明るい職場・家庭とﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽ - ｽﾄﾚｽとｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝを考える -
22	青森市中央市民センター	10月8日	菅 勝彦	社会学科	先人に学ぶ「年をとる技術」
23	野辺地町健康推進センター	10月21日	藤林 正雄	社会福祉学科	自己理解を深める、価値観の多様性を知る
24	野辺地町健康推進センター	10月30日	藤林 正雄	社会福祉学科	聴くスキルを身につける①、②
25	青森市中央市民センター	10月28日	工藤 雅世	社会学科	旅の魅力と観光の力
26	青森県立むつ工業高等学校	11月5日	嶋田 雄介	薬学科	麻薬・大麻・覚せい剤等薬物乱用防止運動はなぜ必要か
27	青森市沖館市民センター	11月7日	佐藤 栄作	薬学科	薬はなぜ効くか？

28	深浦町立深浦小学校	11月10日	藤林 正雄	社会福祉学科	人間関係で悩まないために（ｽﾄﾚｽに対処する）
29	野辺地町健康推進センター	11月13日	藤林 正雄	社会福祉学科	聴くスキルを身につける③
30	五所川原市立市浦中学校	11月13日	船木 昭夫	社会福祉学科	SST
31	後援会秋田支部	11月16日	李 考烈	ｿﾌﾄｳｪｱ情報学科	就職状況に関する近況
32	後援会秋田支部	11月16日	藤林 正雄	社会福祉学科	人間関係で悩まないために
33	青森職業訓練支援センター	11月20日	船木 昭夫	社会学科	明るい職場・家庭とﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽ－ｽﾄﾚｽとｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝを考える
34	青森沖館市民セミナー	11月21日	上田 條二	薬学科	薬の効用について、薬の正しい使い方
35	上北地方小学校教頭会	11月21日	佐々木 てる	社会学科	日常的差別を読み解く
36	沖館地域緑の募金推進協力会	11月22日	田村 早苗	経営学科	地球温暖化防止における森林の役割
37	野辺地町健康推進センター	11月26日	藤林 正雄	社会福祉学科	聴くスキルを身につける④
38	青森市男女共同参画プラザ「カダール」	11月30日	藤林 正雄	社会福祉学科	傾聴力UP 実践講座
39	青森大学オープンカレッジ市民大学	12月6日	崎谷 康文	学 長	生涯学習とこれからの教育
40	野辺地町健康推進センター	12月8日	藤林 正雄	社会福祉学科	傾聴の大切さを再確認し実践へ向けて
41	青森市中央市民センター	12月10日	上田 條二	薬学科	身近な民間薬
42	平内町教育委員会	12月13日	藤 公晴	社会学科	ハクチョウ、人、地域のつながりについて考える
43	鹿角市立十和田小学校	12月15日	船木 昭夫	社会福祉学科	SSTの概論、ﾛｰﾙﾌﾟﾚｲ体験を通した実習
42	むつ市役所	1月9日	櫛引 素夫	社会学科	地域防災力をどう向上させるか
43	青森市中央市民センター	1月16日	大上 哲也	薬学科	認知症と治療薬
44	三沢市社会教育関係団体	2月7日	船木 昭夫	社会福祉学科	SST より良いコミュニケーションを身につける

依頼機関 37 機関　　派遣教員 21 名　　講義開講延べ数 44 回

（３）青森地域フォーラム

昨年度に続き、3 月 21 日、リンクステーションホール青森で、「第 2 回 青森地域フォー

ラム～青森と平内のルネッサンス～」を開催した。これは、青森大学が取り組んできた地域連携・地域貢献活動について、平成 25 年度に包括的連携協定を締結した青森市、平内町での取り組みを中心に報告し、今後の展開について議論するものである。フォーラムには、鹿内博・青森市長、船橋茂久・平内町長も同席していただき、「地域とともに生きる大学」を目指す青森大学の今年度の活動について、学生・教職員から事例報告をおこなった。また、青森大学が地域と連携しながら行っている教育・研究・社会貢献の成果が展示されたほか、薬学部教員・学生によるお薬と健康の相談会も開かれた。

活動内容 01

「幸畑プロジェクト」（菅勝彦／張山喜隆）

「平内プロジェクト」（高橋叡ほか）

「地域研究活動～青森ねぶた、東北新幹線など～」（櫛引素夫）

活動報告 02

「学生発・未来を変える挑戦」

「IT と地域貢献」

「中心商店街の活性化」

「地域防災力の向上」

「薬剤師体験セミナー」

「経営学的発想による COC 活動」

「オレンジ文化祭ほか」

（４）外部資金の取得状況

研究活動の地域への還元に関する、外部研究助成金などの取得状況は、下記に示すとおりである。

研究活動の地域への還元に関する科学研究費獲得状況（平成 26 年度）

研究者	研究テーマ	補助金額	助成区分
（研究代表者） 社会学科 佐々木 てる　准教授 （研究分担者） 社会学科 柏谷　至　教授 澁谷　泰秀　教授 櫛引　素夫　准教授 田中　志子　准教授	**人口減少社会の外国人統合政策** **～青森県における外国籍者の事例から～** （平成 26 年度採択分）	1,690 千円	基盤研究(C) （平成 26 ～ 28 年）

（研究代表者） ソフトウェア情報学科 小久保　温　准教授 （研究分担者） 社会学科 澁谷　泰秀　教授	**郵送調査と web 調査のハイブリッド調査** **から完全 web 調査への移行に関する研究** **（平成 26 年度採択分）**	1,950 千円	基盤研究(C) （平成 26 ～ 28 年）
（研究代表者） 経営学科 堀籠　崇　准教授	医療法人病院のガバナンスと意思決定 （転出元の大学からの継続研究）	1,040 千円	若手研究(B) （平成 25 ～ 27 年）
（研究代表者） 社会学科 柏谷　至　教授 （研究分担者） 社会学科 澁谷　泰秀　教授 中村　和彦　准教授 佐々木　てる　准教授	環境配慮行動における文化的フレームと意思決定モデルとの統合的アプローチ （前年度からの継続研究）	1,040 千円	基盤研究(C) （平成 24 ～ 26 年）
（研究代表者） 薬学科 中田 和一　教授	**反射波遮蔽フェンスによるローカライザの積雪障害の抑制に関する研究** （前年度からの継続研究）	650 千円	基盤研究(C) （平成 24 ～ 26 年）
（研究分担者） 社会学科 澁谷 泰秀　教授	社会情動的選択性から見た高齢者のソーシャルネットワークに関する研究 （前年度からの継続研究）	235 千円	研究代表者 秋田大学 （渡部　諭） 基盤研究(C) （平成 24 ～ 26 年）
（研究分担者） 社会学科 柏谷　至　教授 櫛引　素夫　准教授 佐々木　てる　准教授 田中　志子　准教授 ソフトウェア情報学科 小久保　温　准教授 坂井　雄介　准教授	電子エコマネーを活用したボランティア・コーディネート支援ツールの開発 （前年度からの継続研究）	1,118 千円	研究代表者 八戸大学 （石橋　修） 基盤研究(C) （平成 25 ～ 27 年）
計	6 件	7,723 千円	

研究活動の地域への還元に関するその他の研究助成金（平成 26 年度）

研究者	研究テーマ	助成額	交付機関等

（研究代表者） 薬学科 上田條二　教授	地域薬局の役割に関する研究	300千円	(株)医薬品情報センター
（研究代表者） 社会学科 澁谷 泰秀　教授 （研究分担者） ソフトウェア情報学科 小久保　温　准教授	CASM を応用した web 社会調査における PC、タブレット、スマホ、携帯電話を用いた反応の相違に関する研究	1,000 千円	大川情報通信基金
（研究代表者） 社会学科 櫛引　素夫　准教授	東北新幹線開業が地元の生活にもたらした影響の検証ならびに北海道新幹線の開業準備の検討と提言	654 千円	青森学術文化振興財団
（研究代表者） 社会学科 佐々木　てる　准教授	「青森ねぶた祭」～宿泊施設の課題と解決策を考える～事業	334 千円	青森学術文化振興財団
計	4件	2,288千円	

Ⅸ－3－②　研究活動の教育への還元について

Ⅸ－3－①に示されたとおり、地域に向けた様々な研究活動や地域貢献が平成 26 年度に実施された。本学の教員が積極的に地域を研究のフィールドととらえて、その研究成果を社会に還元しているが、このほかにも本学の教員は授業やゼミ活動の中で、地域を対象にした学問内容や地域貢献活動を盛り込むことで、学生に地域を知り・学ぶことの重要性を教授している。学生も自らの足で地域に出かけていき、調査をしてデータを集めることで自らの学習や研究に役立てている。本稿で個別に列挙することは困難であるが、おおまかに区分すると郊外住宅地あるいは中心商店街活性化に関わるもの、青森ねぶたのような地域の文化に関わるもの、観光に関わることなどでいくつかの取組みがみられる。

平成 26 年度においてはそれぞれの教員が各自の担当する授業で、独自の方法や考えで実施してきた。そのような状況は、研究の活性化とともに、本学の目指す地域とともに生きる大学とも合致するものであるが、一方では、まだ全学的な取組みとはなっていない。全学的な取組みが実現できるよう、カリキュラムや教育体制の構築の創造が重要となってくる。

（2）現状の評価

研究活動の充実・活性化に伴い、その活動の成果が教育へ還元され、また、地域へ還元されつつある。今後、一層の工夫・改善を進める必要がある。

(3) 将来の展望

平成 26 年 1 月及び 3 月に青森市及び平内町との包括的な連携協定の締結がそれぞれなされ、平成 27 年 3 月までに 2 回の青森地域フォーラムが開催された。また、学内では大学と地域の協働の場である「集いのスペース」が本格的に稼働する等、本学の研究活動と地域及び教育との連携が円滑に行われる体制づくりがなされてきた。これらを基盤として、研究活動の活性化と、地域・教育への還元は、さらに進んでいくことになると考える。特に教育への還元においては今後、カリキュラムに新設された地域貢献に関わる演習の中で、学生とともに積極的に地域に出かけていき、調査研究ができる体制づくりを行うべきである。

Ⅸ. 研究活動の活性化と教育に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

青森大学は、「青森大学ルネッサンス」を掲げ、「地域とともに生きる大学」として、地域貢献活動の充実強化を進め、さらに、「学生中心の大学」として、学生の主体的能力を引き出すことができるよう、教育改革を進めている。このような改革のためにも、研究活動の充実は必須である。

教育研究推進の基盤整備については、現在の教員の研究環境の整備改善と、学内及び学外の研究グループの構築の推進などにより、科研費の獲得件数を増やすことである。

青森大学付属総合研究所については、地域貢献活動や教育改革を積極的に進め、支援するための重要な役割を担い、さらに充実強化していくことが求められる。

研究活動の地域・教育への還元については、平成 25 年度に整備された様々な基礎部分をもとに、本学の研究活動と地域及び教育との連携がスムーズにいく体制づくりをより強化していく必要がある。そのためには、カリキュラム改革を中心とした教育体制の整備と施設・設備等教育研究環境の刷新・充実が急務である。